

四街道市地域防災計画

災害応急対策編
(案)

令和5年度修正

四街道市防災会議

目次

災害応急対策編.....	1
第1章 震災対策計画.....	1
第1節 応急活動体制.....	1
第2節 情報の収集・伝達.....	17
第3節 災害救助法の適用.....	34
第4節 避難活動.....	39
第5節 要配慮者対策.....	48
第6節 消防活動.....	51
第7節 救援・救護活動.....	63
第8節 建築物・住宅の応急対策.....	74
第9節 都市施設等の応急対策.....	78
第10節 交通対策及び震災警備.....	88
第11節 遺体の収容、処置.....	95
第12節 保健衛生・防疫・廃棄物対策.....	98
第13節 教育対策.....	103
第14節 被災者の支援.....	106
第15節 帰宅困難者等対策.....	109
第16節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画.....	112
第2章 風水害対策計画.....	118
第1節 応急活動体制.....	118
第2節 情報の収集・伝達.....	134
第3節 災害救助法の適用.....	156
第4節 水防活動.....	161
第5節 避難活動.....	164
第6節 要配慮者対策.....	176
第7節 消防活動.....	179
第8節 救援・救護活動.....	191
第9節 建築物・住宅の応急対策.....	202
第10節 都市施設等の応急対策.....	205
第11節 交通対策及び災害警備.....	215
第12節 遺体の収容、処置.....	222
第13節 保健衛生・防疫・廃棄物対策.....	225
第14節 教育対策.....	230
第15節 被災者の支援.....	233
第16節 帰宅困難者等対策.....	236
第3章 火山噴火対策計画.....	239
第1節 富士山等の降灰対策.....	239
第4章 大規模事故対策計画.....	243
第1節 市で想定される大規模事故災害.....	243
第2節 大規模火災対策計画.....	246
第3節 危険物等災害対策計画.....	248
第4節 航空機事故災害対策計画.....	255
第5節 鉄道事故災害対策計画.....	258
第6節 道路事故災害対策計画.....	261
第7節 放射性物質事故対策計画.....	265

第8節 大規模停電事故対策計画.....	270
別表 実施機関別取組み一覧.....	273

災害応急対策編

第1章 震災対策計画

前触れ無く発生する地震災害について、発災後速やかに応急活動体制を整えるとともに、災害の拡大を防止するため、災害対策本部の組織、情報の収集、避難、消防、救助、救援活動等、災害応急対策の実施事項について定める。

第1節 応急活動体制

地震災害が発生した場合、市域で観測された震度に応じて、警戒体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制を敷き、状況に応じた災害応急活動を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 防災配備指令と配備体制 (1) 防災配備指令の発令・解除 (2) 発令・配備基準(自動配備) (3) 配備体制 (4) 配備の報告 (5) 配備上の着意 (6) 職員の心構え (7) 参集場所	各班
2 災害警戒本部 (1) 設置基準 (2) 災害警戒本部の設置場所 (3) 組織 (4) 災害警戒本部の構成 (5) 活動内容 (6) 警戒本部員会議 (7) 解散	各班
3 災害対策本部 (1) 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の組織及び運営 (3) 応急活動の留意事項	本部事務局、各班

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 防災配備指令と配備体制、2 災害警戒本部、 3 災害対策本部
---------------	-------------------------------------

1 防災配備指令と配備体制 <各班>

(1) 防災配備指令の発令・解除

ア 発令

震災時の配備指令は原則として震度による自動配備とする。

なお、市長（1号配備については危機管理監の場合もあり。）は、災害の状況に応じて別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」によって防災配備指令を発令する。

イ 解除

市長（1号配備については危機管理監の場合もあり。）は、災害の継続、拡大、又は新たな災害発生の可能性がなくなったと認めるときは、防災配備指令を解除する。

(2) 発令・配備基準（自動配備）

発令・配備基準は以下のとおりとする。なお、消防職員にあっては消防本部が別途定める非常招集基準による。

ア 警戒体制

第1号配備（震度4） ……平常時体制（危機管理室対応）

イ 災害警戒本部体制

第2号配備（震度5弱） ……別表1-2-1に定める体制で、各班の概ね1/3の班員（状況に応じ増員）

ウ 災害対策本部体制

第3号配備（震度5強） ……別表1-3-1に定める体制で、各班の概ね1/2の班員（状況に応じ増員）

第4号配備（震度6弱） ……別表1-3-1に定める体制で、全職員

発令・配備基準は、別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」のとおりとする。

(3) 配備体制

① 別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」の配備体制をとる。

② 職員への連絡については、緊急時職員参集システム及び必要に応じ緊急連絡網により行う。

③ 各部の部長等が不在の場合は、次順位の者が指揮命令を行う。

※四街道市防災配備指令要綱

（資料集 資料1-7）

(4) 配備の報告

防災配備指令に基づき、職員を配備した場合の報告は、以下のとおりとする。

① 第1号配備の場合、危機管理室長は、危機管理監へ報告する。

② 第2号配備の場合、各部副参事等は、災害警戒本部事務局へ報告する。

③ 第3号配備及び第4号配備の場合、各総括班長は、本部事務局へ報告する。

(5) 配備上の着意

① 職員の参集については、勤務時間の内外を問わず、別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」に示す体制をとる。

② 部長等が不在の場合は、参集職員の中で上位者が代行し、部長等が参集したときに、直ちにそれまでにとった処置等を報告して職務を引き継ぐ。

③ 各部長等（各部等上位者）は、別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に基づき、また、職員の参集状況に応じて、以下の点に留意して班等の編成及び職員の配置を行う。

a 指定避難所等、所属先以外の場所に参集した職員の状況及び他部等を支援する職員の状況の把握

b 職員の休養に配慮し、交代時期・方法を適切に行う（仮眠等を含む）。

- ④ 各部長等は、災害の状況により配備体制以上の職員を必要と認める場合は、本部事務局に報告する。報告を受けた本部事務局は、その内容の軽重と緊急性に応じた本部長（市長）の判断により、参集職員の増員、又は他部に対する職員の支援を求めることがある。
- ⑤ 各部長等の判断により、通常の勤務時間内であっても、最小限必要な人員で、各課の所管事務を行うことができる。
- ⑥ 参集職員は、任務完了後も所属長の支持があるまでは待機する。

（6）職員の心構え

- ① 職員は、平常時から、配備体制及び自己の役割を十分に理解しておく。
- ② 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、テレビ等のマスメディアを通じ、情報を得るよう努める。
- ③ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災配備指令がない場合であっても、自らの判断で自主参集する。
- ④ 職員は、参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努めたいうえて、参集後直ちに所属長を通じ、災害対策本部事務局に報告する。
- ⑤ 災害発生時に配備につかない職員は、勤務時間外であっても自ら災害に関する情報の把握に努め、また、所属長に所在を明らかにしておく等、常に配備につける準備を整えておく。
- ⑥ 職員は、災害現場、避難所等に出動する場合は、現場でその立場や役割が分かるように、名札やビブス等を着用する。
- ⑦ 職員は、自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払う。特に、被災者等の個人情報への漏えいに注意する。
- ⑧ 職員は、平常時から家族等に対し災害時の配備等について説明し、理解を得ることに努めるとともに、自助として家庭等の災害対策を確実に実施する。

（7）参集場所

職員は、別途指示がある場合を除き、原則として通常の勤務場所に参集する。

別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容（震災）

防災配備指令		発令・配備基準	配備体制	主な活動内容
警戒体制	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度4」の地震が発生したとき《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（調査中、又は巨大地震注意）が発表された場合《自動配備》 ●その他の状況により危機管理監が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理室により対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報等の収集・共有 ●各部等は平常時の体制で活動 ●県、市民等からの問合せ対応
災害警戒本部体制	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度5弱」の地震が発生したとき《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-2-1 災害警戒本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/3の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌に準じた活動 ●被害情報等の収集・共有 ●救命・救急活動優先、適時の避難所の設置と被災者の収容、基礎インフラの応急復旧、県、市民等からの問合せ対応を重視
災害対策本部体制	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に「震度5強」の地震が発生したとき《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-1 災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/2の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌により活動 ●被害情報等の収集・共有 ●救命・救急活動優先、適時の避難所の設置と被災者の収容、基礎インフラの応急復旧、県、市民等からの問合せ対応を重視 ●県を通じ自衛隊等、協定自治体・企業等に対する支援要請と受援準備の早期着手を重視 ●状況に応じBCP体制への移行
	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に「震度6弱以上」の地震が発生したとき《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-1 災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は全職員を参集 	

(注) 災害発生の場合、配備体制につかない職員は、勤務時間外であっても自ら災害に関する情報の把握に努め、所在を明らかにしておく等、常に配備につける体制を整えておく。

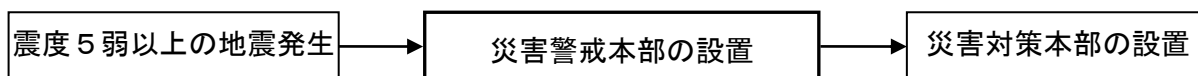
* 配備については、勤務時間の内外を問わず上記の体制とするが、時間内においては、最小限の必要な人員が各部の判断において、各課の所管事務を行う。

* 本部長（市長）は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、各配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

* 消防職員にあっては、消防本部が別途定める非常招集基準による。

2 災害警戒本部 <各班>

(1) 設置基準



危機管理監は、以下の場合、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

- ① 市域で震度5弱の地震が発生した場合（第2号配備が発令されたものとみなす）。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（第2号配備が発令されたものとみなす）
- ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

本部は、四街道市役所に設置する。

(3) 組織

- ① 第1号配備の組織は、危機管理監及び危機管理室とする。
- ② 災害警戒本部組織は、別表1-2-1「四街道市災害警戒本部組織図」に定めるとおり。
- ③ 危機管理監は、初動対策上必要な場合は、配備職員の増員を行うことができる。

(4) 災害警戒本部の構成

以下の体制で構成される。

- ・警戒本部長 ……危機管理監
- ・警戒本部副部長 ……総務部長、都市部長
- ・警戒本部員 ……経営企画部副参事、総務部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境経済部副参事、都市部副参事、消防本部次長、教育部副参事、上下水道部副参事、会計課長、議会事務局次長
- ・警戒本部事務局長 ……危機管理室長
- ・警戒本部事務局 ……危機管理室、自治振興課

(5) 活動内容

各配備体制における活動内容は以下のとおりである。

- ① 警戒体制（第1号配備） 災害に関する情報の収集・伝達、県、市民等からの問合せ対応。
- ② 災害警戒本部体制（第2号配備） 災害対策本部の事務分掌（後述）に基づく活動。

(6) 警戒本部員会議

災害対策上重要な事項について審議する必要がある場合、警戒本部長は警戒本部副部長、警戒本部員及び警戒本部事務局を招集し、警戒本部長が議長となり、警戒本部員会議を開会する。

(7) 解散

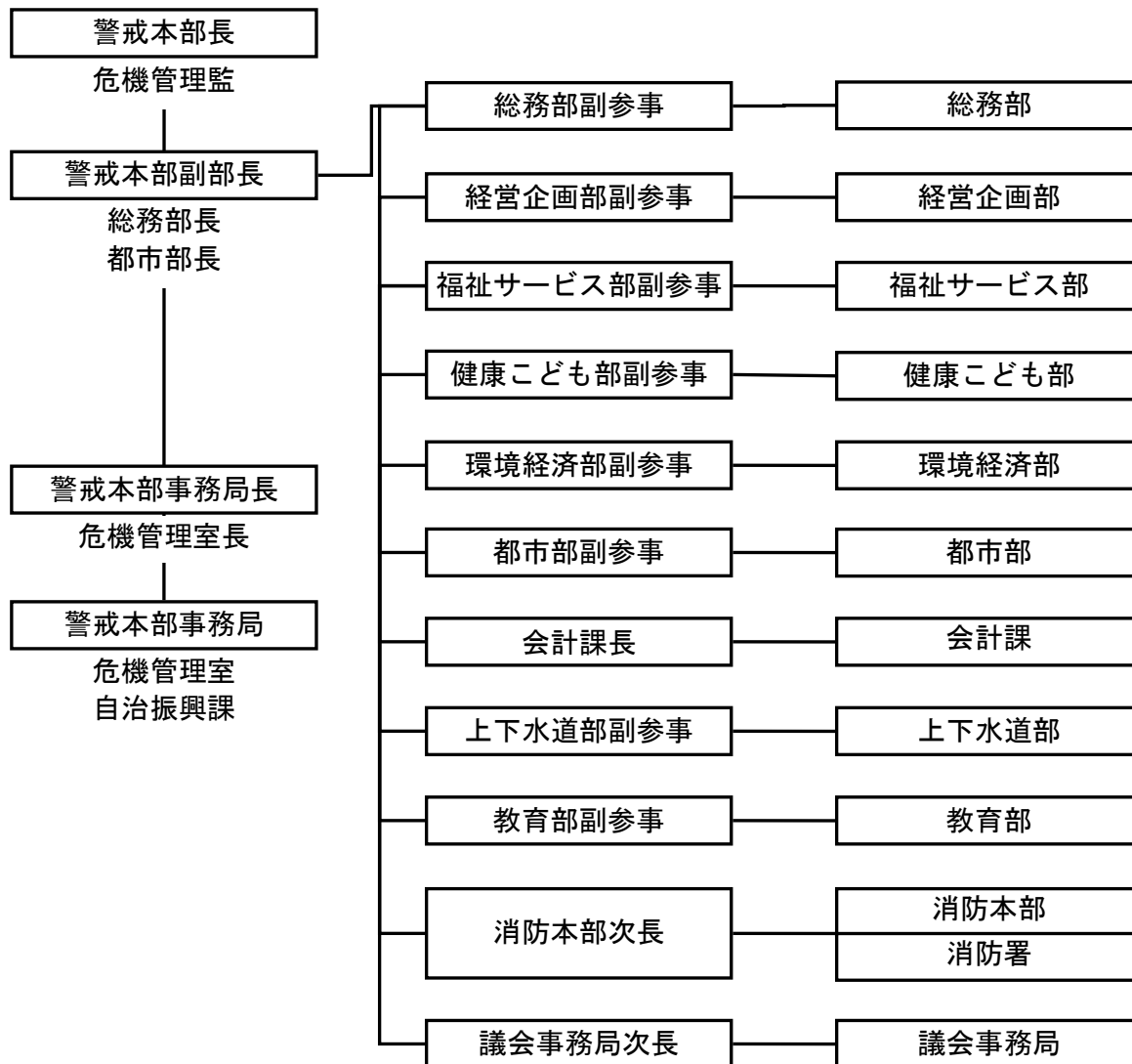
危機管理監は、以下の場合、市長の指示により災害警戒本部を解散する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

※四街道市災害警戒本部業務取扱要領

（資料集 資料1-6）

別表 1-2-1 四街道市災害警戒本部組織図（第2号配備）



3 災害対策本部 <本部事務局、各班>

(1) 災害対策本部の設置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は災害対策本部を設置する。災害対策本部は、市長が本部長となり職員を統括し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

※四街道市災害対策本部条例 (資料集 資料 1-4)

※四街道市災害対策本部設置規程 (資料集 資料 1-5)

ア 設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

- ① 市域で震度5強以上の地震が発生した場合（第3、第4号配備が発令されたものとみなす）。
- ② 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で市長が必要と認める場合。
- ③ 警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがあると予測される場合。

イ 災害対策本部の設置場所

- ① 本部は、四街道市役所に設置する。
- ② 四街道市役所に設置できない場合は、四街道市業務継続計画[震災編]（BCP）に基づき文化センター会館棟を代替庁舎の候補とする。

ウ 廃止

本部長（市長）は市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止する。

エ 設置及び廃止の通知

本部を設置した場合又は廃止した場合、危機管理監は、必要な関係者に以下のとおり通知する。

① 通知方法

県防災行政無線、千葉県防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX、口頭又は文書、その他迅速な方法

② 主な通知先

機関の名称		番 号	
		電 話 (防災無線)	F A X (無線FAX)
県	防災対策課 (平日)	043-223-2175 (500-7320)	043-222-1127 (500-7298)
	防災行政無線統制室 (休日夜間)	043-223-2178 (500-7225)	043-222-5219 (500-7110)
印旛地域振興事務所		043-483-1110 (503-721)	043-483-2450 (503-722)
印旛土木事務所		043-483-1146 (503-731)	043-485-3759 (503-732)
四街道警察署		043-432-0110	—
印旛保健所（印旛健康福祉センター）		043-483-1133 (503-741)	043-486-2777 (503-742)
陸上自衛隊 高射学校	企画室 (平日)	043-422-0221 (500-9631)	043-422-0221 (500-9632)
	駐屯地当直司令 (休日夜間)	043-422-0221 (500-9633)	—

※防災関係機関一覧

(資料集 資料 3-3)

(2) 災害対策本部の組織及び運営

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定める。

また、各担当の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定し、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とする。なお、四街道市災害対策本部の組織は、別表1-3-1「四街道市災害対策本部組織図」のとおりとする。

イ 本部の構成

- ・ 本部長 …… 市長
- ・ 副本部長 …… 副市長、教育長
- ・ 本部員 …… 総務部長、経営企画部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境経済部長、都市部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、その他市長が指名した者

ウ 本部員会議

震災時に関する情報を分析し、災害対策方針を決定するため、本部長は副本部長、本部員を招集し、本部長が議長となり、必要に応じ総括班長、防災関係機関の者及び災害派遣された自衛隊員を本部員会議に出席させ、本部員会議を開催する。

なお、本部員会議の報告事項及び協議事項は概ね以下のとおりとする。

① 報告事項

各部の配備体制と緊急措置事項

② 協議事項

- ・ 自衛隊災害派遣要請に関する事
- ・ 災害対策本部の配備体制の変更
- ・ 災害対策経費の処理に関する事
- ・ 災害救助法の適用に関する事
- ・ 防災関係機関との連携強化に関する事
- ・ 災害派遣された自衛隊との連携強化に関する事
- ・ その他災害対策の重要事項に関する事

エ 本部事務局の設置

災害対策本部に、本部事務局を設ける。

オ 本部事務局の構成

以下の体制で構成する。

- ・ 事務局長 …… 危機管理監
- ・ 副事務局長 …… 危機管理室長
- ・ 事務局 …… 危機管理室、自治振興課、秘書課

カ 本部事務局の事務分掌

本部事務局の事務分掌は別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に定めるところによる。

キ 各班の所掌業務

本部長は、本部の職員を指揮監督するとともに、円滑かつ迅速な応急対策活動を行うため、各班の相互連携による人員の確保・配置を本部員に指示する。

各本部員は、本部長の命を受け、部内各班の事務又は業務を掌握し、各班の相互連携による人員の確保・配置を総括班長へ指示するとともに、各班の全活動に責任を持つ。

総括班長は本部員の命を受け、所属各班を指揮監督する。

班長は総括班長の命を受け、班の事務又は業務を実施する。

各班における事務分掌は別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に定めるところによる。

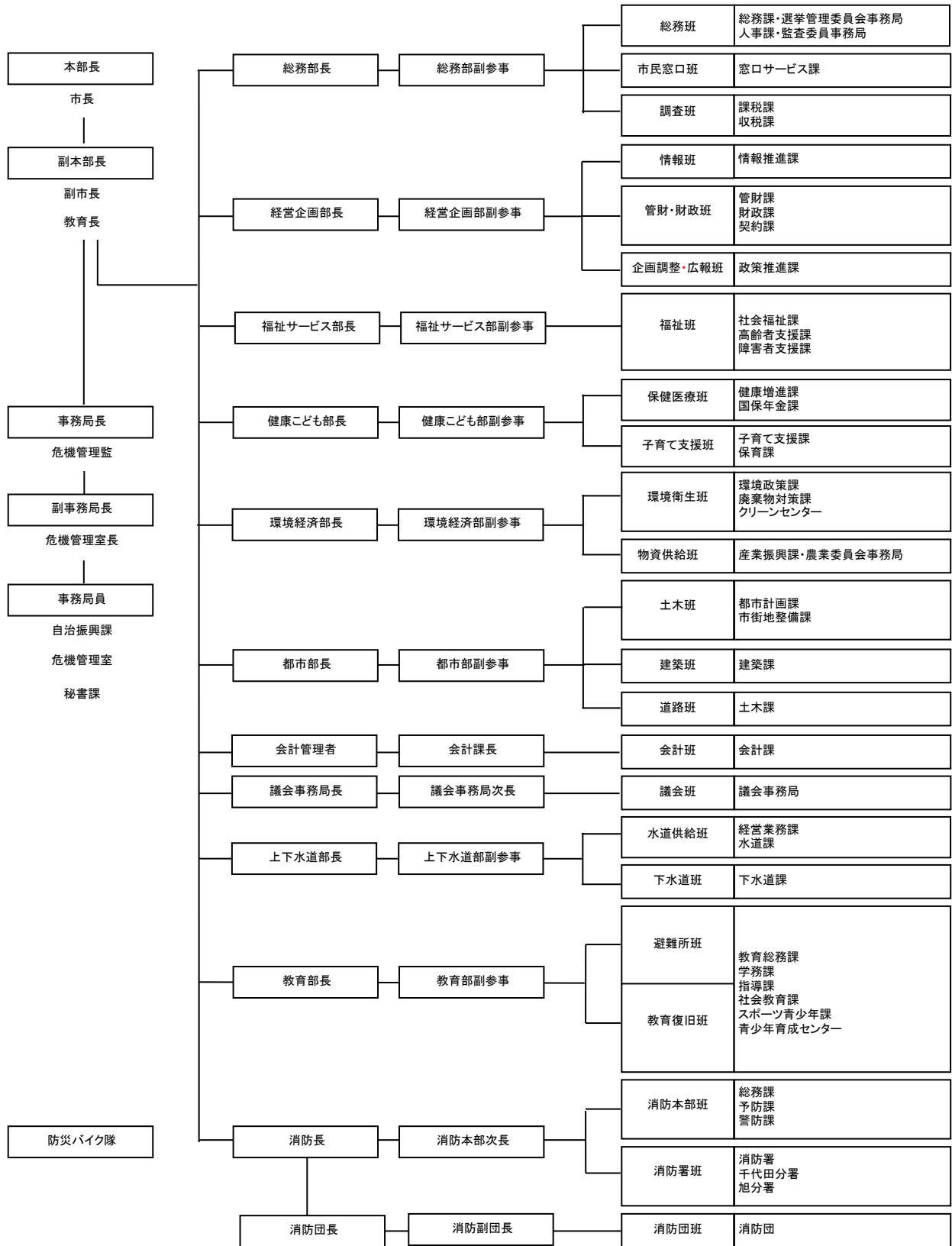
- ・総括班長……危機管理室長、経営企画部副参事、総務部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境経済部副参事、都市部副参事、会計課長、議会事務局次長、上下水道部副参事、教育部副参事、消防本部次長、消防副団長

ク 職務・権限の代行

市長不在時の災害対策本部の本部長は、副市長、教育長の順で代行することとする。市長、副市長、教育長とも不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順位により、各部長が代行する。また、本部員及び総括班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した者をもって充てることとする。

別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図

災害応急対策編



別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）

■事務局

◎副事務局長 ◆班長 ◇副班長

副事務局長	班長	班	担当課等	主な事務分掌
◎危機管理室長	事務局 ◆自治振興課長 ◇秘書課長	統括班	危機管理室 秘書課	1. 気象や地震等の情報の収集に関すること。 2. 国・県等関係機関、協定締結者等との連絡調整及び支援要請に関すること。 3. 自衛隊派遣要請に関すること。 4. 避難情報の発令に関すること。 5. 被害状況や活動状況の収集、整理に関すること。 6. 災害対策本部の設置並びに廃止及び庶務に関すること。 7. 本部員会議及び総括班長会議に関すること。 8. 災害対策の総合調整に関すること。
		情報統括班	自治振興課	1. 災害情報等の統括・伝達に関すること。 2. 防災行政無線の運用統制に関すること。 3. アマチュア無線及びその他の通信機関との調整に関すること。 4. 市民に対する情報発信の統括。 5. 避難情報の伝達に関すること。 6. 県への災害状況報告に関すること。 7. 区・自治会、自主防災組織との連絡調整に関すること。 8. 本部活動の記録に関すること。

■各班共通事務

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

班	担当	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧	
各班共通	班長が指名した職員	1. 各班の庶務に関すること。		○			
		2. 各班その他の所管事項で防災に関すること。		○			
		3. 各班の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関すること。			○		
		4. 各班内の連絡調整に関すること。		○			
		5. 国・県等関係機関、協定締結者等との連絡調整及び支援要請に関すること。			○		
		6. ボランティア団体等の把握に関すること。			○		
		7. 人的及び物的資源の受援に関すること。					○

災害応急対策編 第1章 震災対策計画
第1節 応急活動体制

■各部

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎総務部 副参事	総務班 ◆総務課長 ◇人事課長 ◇監査委員事務局長	総務課 人事課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1. 市職員の配備に関する事。	○			
			2. 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。	○			
			3. 他市町村の応援職員の配備に関する事。		○		
			4. 職員の給食及び衛生管理に関する事。	○			
			5. 人的受援ニーズの取りまとめに関する事。		○		
			6. 各制度等に基づく人的、物的支援の要請等、受援の総括に関する事。		○		
市民窓口班 ◆窓口サービス課長	窓口サービス課	1. 市民等からの問い合わせ、相談、要望等に対する受付に関する事。	○				
		2. 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。	○				
		3. 死体の埋火葬許可証に関する事。		○			
調査班 ◆課税課長 ◇収税課長	課税課 収税課	1. 倒壊家屋の調査に関する事。			○		
		2. 家屋の罹災証明に関する事。			○		
◎経営企画部 副参事	情報班 ◆情報推進課長	情報推進課	1. 各種システムの被害状況の把握と復旧に関する事。		○		
			2. 災害に関する写真、ビデオ等による記録の管理に関する事。		○		
	管財・財政班 ◆管財課長 ◇契約課長 ◇財政課長	管財課 契約課 財政課	1. 市有財産（教育施設は除く）の被害調査に関する事。	○			
			2. 代替庁舎等の準備に関する事。	○			
			3. 庁舎等の電源確保に関する事。	○			
			4. 車両等の燃料確保、運行及び配分に関する事。	○			
			5. 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。		○		
			6. 災害用電話等の確保に関する事。	○			
			7. 地域振興財団との連絡調整に関する事。	○			
			8. 災害救助法に関する事		○		
9. 災害応急対策に係る財政措置に関する事。		○					
企画調整・広報班 ◆政策推進課長	政策推進課	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○				
		2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○	
		3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○				
		4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○				
		5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に関する事。		○			
		6. その他の広報に関する事。	○				

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎福祉サービス部副参事	福祉班 ◆社会福祉課長 ◇高齢者支援課長 ◇障害者支援課長	社会福祉課 高齢者支援課 障害者支援課	1. 社会福祉協議会、ボランティア関係団体、ボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事	○			
			2. 救助金、見舞金等の配分に関する事				○
			3. 災害弔慰金に関する事				○
			4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事				○
			5. 施設利用者の避難に関する事	○			
			6. 施設の応急対策及び復旧に関する事	○			
			7. 避難行動要支援者対策及び支援に関する事	○			
			8. 指定福祉避難所の開設及び運営に関する事	○			
			9. その他被災者の福祉に関する事				○
◎健康子ども部副参事	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事	○			
			2. 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事	○			
			3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関する事				
			4. 救急患者の収容及び医療救護に関する事	○			
			5. 医療材料の調達・供給に関する事		○		
			6. 被災者の保健医療及び相談に関する事		○		
			7. その他の保健医療に関する事				○
◎環境経済部副参事	環境衛生班 ◆環境政策課長 ◇廃棄物対策課長 ◇クリーンセンター長	環境政策課 廃棄物対策課 クリーンセンター	1. 死亡者の収容及び埋火葬に関する事	○			
			2. 防疫に関する事				○
			3. 葬祭業者等に対する協力要請に関する事				○
			4. し尿収集及び終末処理に関する事				○
◎環境経済部副参事	物資供給班 ◆産業振興課長	産業振興課 農業委員会事務局	5. 仮設トイレの設置・管理等に関する事	○			
			6. その他衛生に関する事		○		
			7. ガレキの処理に関する事		○		
			8. ごみ収集等広域応援の受入れ、調整に関する事				○
			9. 震災時におけるペットの支援に関する事				○
			1. 食料の調達、確保及び管理に関する事		○		
			2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関する事		○		
			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関する事		○		
4. 食料の分荷、供給に関する事				○			
5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関する事		○					
6. 応援物資の分荷、供給に関する事				○			
7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関する事				○			
8. その他物資調達、供給に関する事				○			

災害応急対策編

災害応急対策編 第1章 震災対策計画
第1節 応急活動体制

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎都市部副参事	土木班 ◆都市計画課長 ◇市街地整備課長	都市計画課 市街地整備課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事 2. 被害状況の収集に関する事 3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送道路の確保に関する事 4. 避難及び誘導に関する事 5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事 6. 所管工事現場の災害防止に関する事 7. 被災宅地危険度判定に関する事 8. 自衛隊、土木建築業者等との連絡調整に関する事 9. 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事 10. その他の土木建築の技術面に関する事 11. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	○			
	建築班 ◆建築課長	建築課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事 2. 被害状況の収集に関する事 3. 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事 4. 避難指示及び誘導に関する事 5. 所管工事現場の災害防止に関する事 6. 損壊家屋対策に関する事 7. 建物応急危険度判定に関する事 8. 応急仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関する事 9. 応急仮設住宅の入居者決定に関する事	○			
	道路班 ◆土木課長	土木課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事 2. 被害状況の収集に関する事 3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送道路の確保に関する事 4. 避難指示及び誘導に関する事 5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事 6. 所管工事現場の災害防止に関する事 7. ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事 8. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	○			

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧		
◎会計課長	会計班 ◆会計課長	会計課	1. 見舞金の出納に関する事。		○				
			2. 災害応急関係経費の支払いに関する事。			○			
			3. その他経費の支払いに関する事。			○			
◎議会事務局次長	議会班 ◆議会事務局次長	議会事務局	1. 議会との連絡調整に関する事	○					
◎上下水道部副参事	水道供給班 ◆水道課長 ◇経營業務課長	水道課 経營業務課	1. 広域給水応援の受入れ、調整に関する事。		○				
			2. 各団体、関係業者との連絡調整に関する事。	○					
			3. 被災地の応急給水に関する事。			○			
			4. その他給水に関する事。			○			
			5. 応急復旧用資機材の調達に関する事。			○			
			6. 水道施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。	○					
	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事。	○					
			2. 被害状況の収集に関する事。	○					
			3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関する事。	○					
			4. 避難指示及び誘導に関する事。			○			
◎教育部副参事	避難所班 ◆社会教育課長 ◇指導課長 ◇スポーツ青少年課長 ◇青少年育成センター指定した他部職員	教育総務課 学務課 指導課 社会教育課 スポーツ青少年課 青少年育成センター 指定した他部職員	1. 指定避難所の開設及び管理に関する事。	○					
			2. 指定避難所における非常用物資、食料の供給に関する事。			○			
			3. 指定避難所における災害対策本部との連絡調整に関する事。						
	教育復旧班 ◆教育総務課長 ◇学務課長			1. 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。	○				
				2. 児童生徒の安全対策に関する事。	○				
				3. 学用品等の供与等文教対策に関する事。				○	
				4. 応急教育の実施に関する事。				○	
				5. 文化財の保護に関する事。				○	

災害応急対策編

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎消防本部 次長	消防本部班 ◆警防課長 ◇総務課長 ◇予防課長	警防課 総務課 予防課	1. 消防部内の職員の動員及び配置に関する事。	○			
			2. 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事。	○			
			3. 部内各班との連絡調整に関する事。	○			
			4. 消防団との連絡調整に関する事。	○			
			5. 災害情報の収集及び分析に関する事。	○			
			6. 危険物の監視警戒、応急処置に関する事。	○			
			7. 消防活動状況の把握及び記録に関する事。	○			
			8. 被害状況の把握及び記録集計に関する事。	○			
			9. 災害危険区域の巡視に関する事。		○		
			10. 他市町村との相互応援に関する事。		○		
			11. 緊急消防援助隊等の受援に関する事。		○		
			12. その他消防に関する事。		○		
	消防署班 ◆消防署長 ◇消防副署長	消防署 千代田分署 旭分署	1. 出動命令に関する事。	○			
			2. 消防通信の運用統制に関する事。	○			
			3. 気象情報の収集に関する事。	○			
			4. 消火、救急及び救助に関する事。	○			
◎消防副団 長	消防団班 ◆消防副団長	各消防分団	5. 避難誘導に関する事。		○		
			6. 人命捜索及び収容に関する事。	○			

(3) 応急活動の留意事項

ア 災害対策に従事する職員の健康管理

災害対策が長期化した場合、各部で職員の健康管理に十分留意する。また、職員のローテーションについては、概ね12時間を目途とし、職務内容を考慮して、各部総括班長が決定し、本部事務局へ報告する。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

イ 災害救助法の適用

被害調査結果を踏まえ、応急対応期のできるだけ早期に災害救助法の適用を県へ申請する（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第2節 情報の収集・伝達

地震の被害を最小限にとどめるためには、収集した地震情報等を速やかに市民へ伝達することが重要であり、特に避難行動要支援者への伝達には万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため、関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握し、情報の共有を図る。

第1 非常時の通信体制

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 通信連絡系統	本部事務局
(1) 通信連絡系統図	
(2) 通信連絡手段	
(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用 (4) 気象官署が発表する地震に関する情報	
2 有線通信網の利用方法	本部事務局、各班
(1) 災害時優先電話の利用	
(2) 非常・緊急通話の利用	
(3) F A Xの利用 (4) 警察・鉄道電話の利用	
3 有線通信が途絶した場合の措置	本部事務局、各班
(1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡	
(2) 市各部(出先機関)との連絡 (3) その他	
4 無線通信の運用	本部事務局、各班
(1) 震災時に利用可能な無線通信	
(2) 無線通信の障害による対応策	
(3) 通信の統制	
(4) アマチュア無線の活用	
(5) 業務用無線の活用 (6) 非常通信	

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 通信連絡系統、2 有線通信網の利用方法、3 有線通信が途絶した場合の措置、4 無線通信の運用
---------------	--

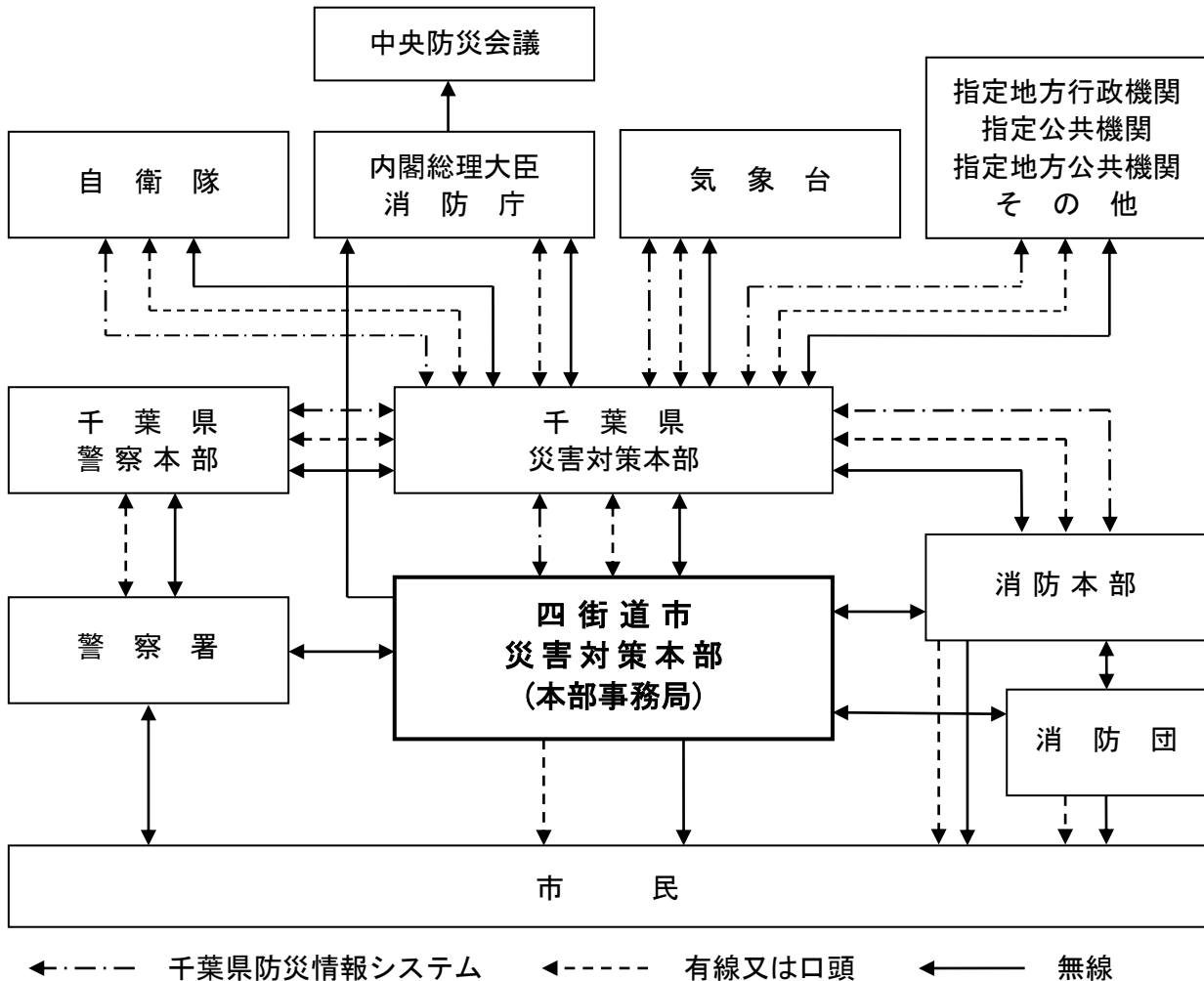
1 通信連絡系統 <本部事務局>

円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関とは、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは、「災害通信連絡系統図」に示すとおりである。

■災害通信連絡系統図



(2) 通信連絡手段

ア 四街道市

- ① 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- ② 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ③ 保有する同報無線を中心に、四街道市の各機関、指定避難所、指定福祉避難所、県や指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、また、市民への情報提供用として同報無線を整備し、震災時の通信を確保する。
- ④ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようNTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。

イ 消防本部

- ① 消防救急無線、衛星携帯電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- ② 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用

震災時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

① 千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

● 関東総合通信局	● 千葉県市長会・千葉県町村会
● 関東管区警察局千葉県通信部	● 日本赤十字社千葉県支部
● 千葉県警察本部	● 日本放送協会千葉放送局
● 関東地方整備局利根川下流河川事務所	● 千葉テレビ放送(株)
● 気象官署通信施設(銚子地方気象台)	● (株)バイエフエム
● 千葉海上保安部	● (社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
● 千葉県	● 中小企業金融公庫千葉支店
● 千葉市	● (株)NTTドコモ千葉支店
● 東日本電信電話(株)	● KDDI(株)千倉第二海底線中継所
● 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社	● 東京ガス(株)東部ガスライト24

- ② 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)
- ③ 上記以外の機関又は個人の無線局

(4) 気象官署が発表する地震に関する情報

気象官署が発表する情報の種類と内容は、以下に示すとおりである。

■ 気象官署が発表する地震に関する情報

情報の種類	内容
緊急地震速報(警報)	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対して発表する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震源に関する情報	震度3以上で発表する(津波警報、又は津波注意報を発表した場合は発表しない。) 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ● 震度3以上。 ● 津波警報又は津波注意報発表時。 ● 若干の海面変動が予想される場合。 ● 緊急地震速報(警報)を発表した場合。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地

	<p>域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表する。</p>
各地の震度に関する情報	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</p>
その他の情報	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。</p>
推計震度分布図	<p>震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<p>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ●マグニチュード7.0以上。 ●都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表する。</p>

2 有線通信網の利用方法 <本部事務局、各班>

(1) 災害時優先電話の利用

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。また、各防災関係機関は、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

※防災関係機関一覧

(資料集 資料3-3)

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話又は指定電話相互間の通話が不能又は困難な場合、非常通話又は緊急通話として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。請求は、あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行い、NTT非常・緊急通話受付番号102を回し、「非常通話（電報）」、「緊急通話（電報）」であることをはっきり告げて、申し込む。

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

(3) FAXの利用

災害対策本部と防災関係機関間の情報の伝達や報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(4) 警察・鉄道電話の利用

警察・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、外に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

3 有線通信が途絶した場合の措置 <本部事務局、各班>

(1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え、非常電源として発電機及び燃料を配置し、非常時の通信を確保する。

(2) 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関や災害現場等に出勤している各部職員との連絡は市の防災行政無線(移動系)により行う。

(3) その他

必要に応じ伝令（職員）の派遣等を行う。

4 無線通信の運用 <本部事務局、各班>

(1) 震災時に利用可能な無線通信

- ① 千葉県防災行政無線
- ② 四街道市防災行政無線（固定系、移動系）
- ③ 消防無線
- ④ MCA 無線（ケーブルネット 296 間）

※防災行政無線（固定系・移動系）設置の状況（資料集 資料 3-2）

(2) 無線通信の障害による対応策

震災時、無線通信は、不通、混信、電波障害等さまざまな障害が予想されるが、少しでも確実な通信連絡を確保するため、以下のような対応策をとるとともに、メール機能もうまく利用する。

- ① 無線機が使用不可能な場合は、代替の通信手段によることになるが、通信不能の場合、伝令（職員）を派遣する。
- ② 無線通信が輻輳している場合、輻輳している時間は比較的短いため、いったん送信をやめ、しばらく時間をおく。また、緊急時は「至急、至急」と呼び、ほかの局に緊急である旨を告げて無線回線を開けてもらう。なお、通話は簡潔明瞭に行う。
- ③ 周囲の雑音等により、聞き取りが困難な場合は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も、受信状態が良くなるように、適当な場所に移動する（数十センチ無線機を移動させることにより受信状態が良くなることもある。）。

(3) 通信の統制

震災時には、無線通信の混乱が予想されるため、災害対策本部は適切な無線通信の統制（防災行政無線（移動系））を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

ア 無線機の管理（上下水道部所管無線機は除く）

① 携帯・可搬無線機の一括管理

すべての携帯・可搬無線機は、本部事務局が一括管理する。

② 携帯・可搬無線機の使用

本部事務局が一括管理する無線機は、本部事務局の指示により使用する。

イ 通信の統制

携帯・可搬無線機からの通話は、すべて本部事務局に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

■通信の統制の原則

- 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- 本部事務局の許可の原則（通信に際しては、本部事務局の許可を得る）
- 移動局間通信の禁止の原則（移動局間通信の必要があるときは本部事務局の許可を得る）
- 簡潔通話の実施の原則

(4) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市役所内及び民間のアマチュア無線クラブを通じ、また市内アマチュア無線愛好家の自主的な協力を得て実施する。

- ① 災害発生後、速やかに情報収集を補完するため、本部長（市長）が指名した市役所内アマチュア無線クラブ員は市役所内アマチュア無線クラブ（呼び出し名称JK1ZPQ）局を開局し、被害情報の収集を行う。
- ② 市役所内及び民間のアマチュア無線クラブは、状況に応じ電波法の規定による非常通信を行う。

(5) 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、震災時における情報収集の協力を求める。

(6) 非常通信

地震、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、応急活動上必要が生じた場合、電波法第52条第1項第4号の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

第2 災害情報の収集・伝達

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 地震情報の収集・伝達	本部事務局、消防本部班
2 被害情報の収集・伝達	本部事務局、各班、防災関係機関
3 被害調査及び報告	本部事務局、各班
(1) 被害情報の収集・報告の種類	
(2) 活動状況報告の種類	
(3) 被害写真の撮影	
(4) 報告責任者の選任	
4 県に対する被害報告	本部事務局、消防本部班
(1) 災害緊急報告 [電話、FAX]	
(2) 災害総括報告	
(3) 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]	
5 国に対する被害報告	本部事務局

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 地震情報の収集・伝達、2 被害情報の収集・伝達、3 被害調査及び報告、4 県に対する被害報告、5 国に対する被害報告
---------------	--

災害の規模や時間経過に対応した災害情報の収集・伝達を行う。なお、勤務時間外における初期の情報収集活動は、消防本部・署が行う。

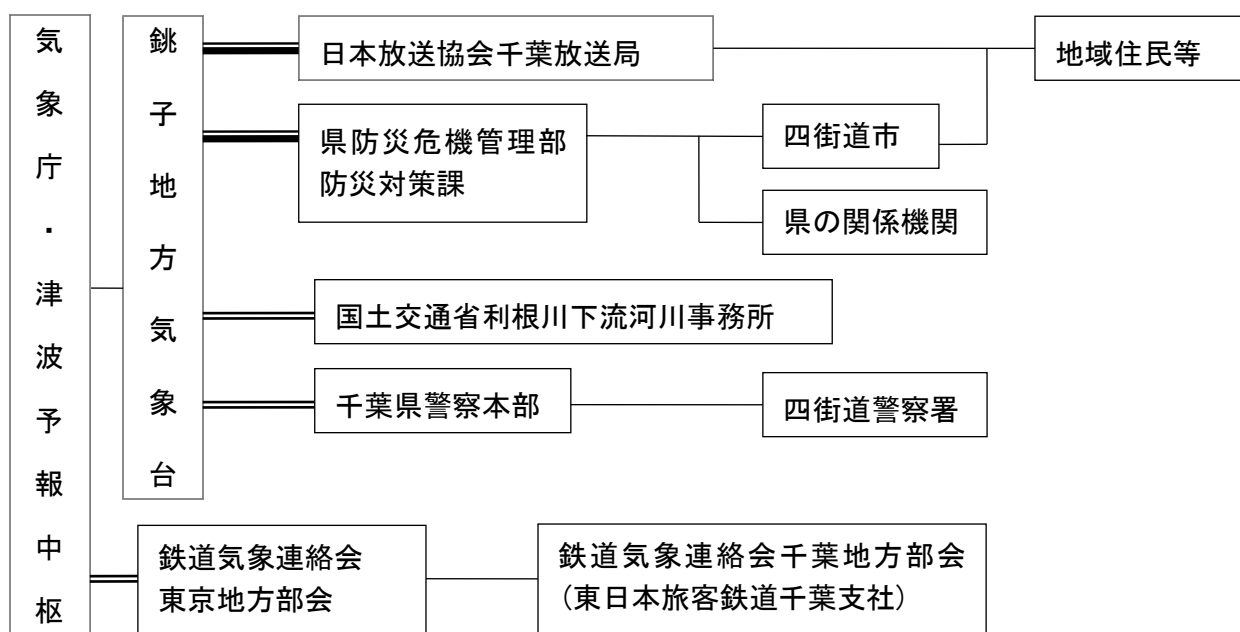
1 地震情報の収集・伝達 <本部事務局、消防本部班>

気象庁や銚子地方気象台等が発表する地震情報は、以下のルートにより収集する。

※気象庁震度階級関連解説表

(資料集 資料3-16)

■地震情報等伝達系統図



※東日本旅客鉄道千葉支社については、銚子地方気象台からも伝達される。

—— 法令(気象業務法)による通知

—— 行政協定、地域防災計画等による伝達

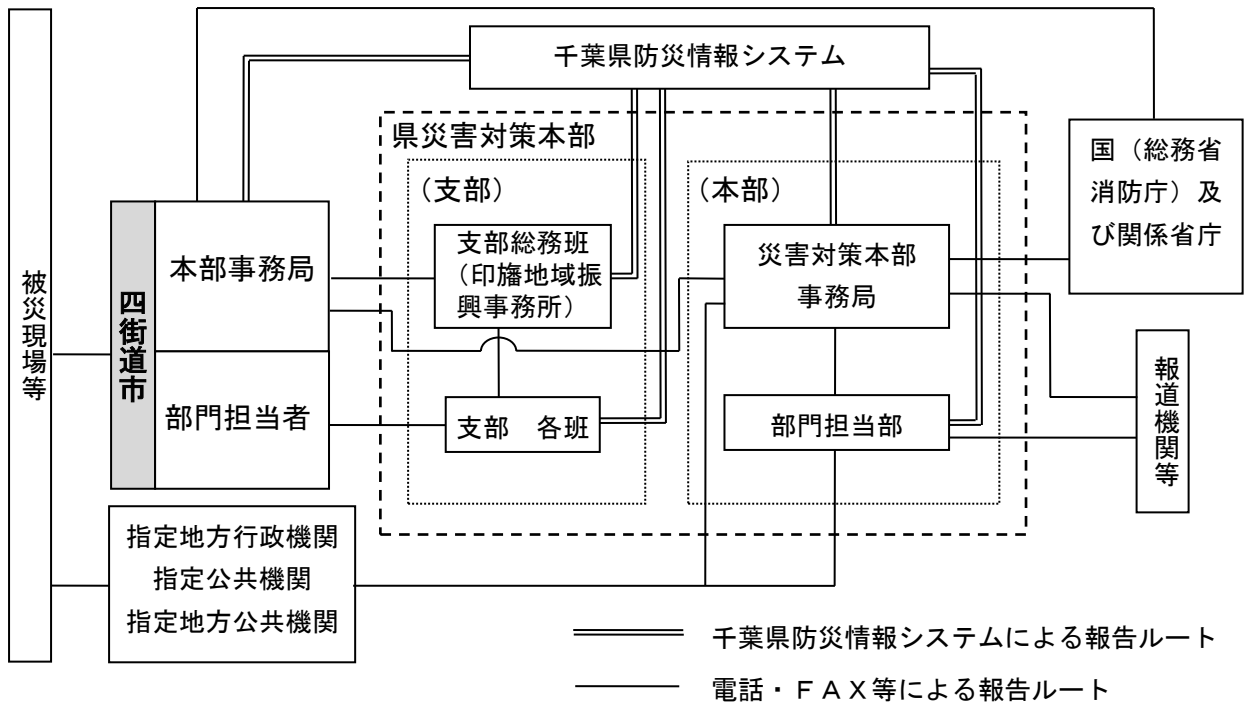
- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により、通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線、NTT公衆回線等で行う。

2 被害情報の収集・伝達 <本部事務局、各班、防災関係機関>

市は、四街道警察署や防災関係機関、諸団体、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て被害情報の収集を行う。また、非常時の通信体制に基づき情報の伝達を行う。

なお、自衛隊が派遣された場合、各班は自衛隊と協力し、被害情報の収集を行う。

■被害情報等収集・報告系統図



災害応急対策編

3 被害調査及び報告 <本部事務局、各班>

(1) 被害情報の収集・報告の種類

初期情報の収集及び伝達にあたっては、防災バイク隊の機動力を生かし効果的な活用を図る。

■被害情報の収集・報告

種類	時期	内容
第1段階 (速報)	被害の大小にかかわらず状況を把握 次第、直ちに	把握した範囲内で迅速に 報告する
第2段階 (中間報告)	被害の全容が概ね明らかになったも のから逐次	その都度把握した範囲内 で報告する
第3段階 (確定報告)	被害が確定したとき速やかに	確定した内容を報告する

ア 第1段階 (速報)

災害発生後、直ちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

① 市が実施する情報収集報告

市内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収

集し、千葉県防災情報システム(故障時は電話・FAX)により県本部事務局に報告する。
報告すべき事項は、以下のとおりとする。

■市が報告すべき事項

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の状況
- e 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
 - 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 主な応急措置の実施状況
 - その他必要事項
- f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- g 災害による市民等の避難の状況
- h その他必要な事項

② 各班が実施する情報収集報告

各班は、あらかじめ定めた被害状況の収集担当にかかわらず、災害発生直後において、わかる範囲内で、以下の事項を収集する。被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県危機管理情報共有要綱に基づく様式を使用する。

※千葉県危機管理情報共有要綱

(資料集 資料4-3)

■各班が報告すべき事項

- a 人的被害
 - 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - 避難の必要の有無及び避難の状況
- b 物的被害
 - 主要道路、橋梁の被害状況
 - 電気の被害状況
 - ガス・上下水道の被害状況
 - 住宅の被害状況
 - 建造物の損壊状況
- c その他の情報
 - 火災等の二次災害の発生状況、危険性
 - 市民の動向
 - 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報、注意報等
 - その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項

③ 収集の要領

- 参集した職員からの報告（時間外の場合）
- 警察等の防災関係機関との情報交換
- 公共施設管理者からの報告
- 消防本部の救出救助状況
- 市民（区・自治会、自主防災組織等）からの収集
- 指定避難所からの情報収集

イ 第2段階（中間報告）

第1報（速報）の後、各班は担当する情報について、確定報告までの被害状況の収集・報告を行う。

なお、被害状況の収集に際しては現地調査を行い、正確な数量的把握に努める。

ウ 第3段階（確定報告）

応急対策活動終了後、復旧計画策定の参考にするため、被害状況を最終的に把握、収集し、確定報告を提出する。

エ 報告先

被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県被害情報等報告様式を使用する。

※千葉県危機管理情報共有要綱 （資料集 資料4-3）

(2) 活動状況報告の種類

災害の応急活動の状況報告は、災害発生直後の時間経過に応じ、以下のように行う。なお、活動状況の報告先は、本部事務局とする。

■被害情報の収集・報告

種類	時期	内容
第1段階 (速報)	応急対策活動が必要と認め次第、直ちに	必要な応急活動の内容
第2段階 (中間報告)	応急対策活動の実施途中	応急対策活動の状況、復旧見込み
第3段階 (確定報告)	応急対策活動が完了したとき 速やかに	完了した応急活動の内容

(3) 被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況の確認資料及び記録保存資料として極めて重要であるので、被害調査員は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度及び破壊状況が明瞭にわかるよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記入しておかなければならない。

(4) 報告責任者の選任

市は、以下の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

■被害情報等の報告責任者

区分	所掌事務	報告者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する	危機管理室長
取扱責任者	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う	危機管理室職員

4 県に対する被害報告 <本部事務局、消防本部班>

(1) 災害緊急報告 [電話、FAX]

報告基準に該当する災害を覚知後、直ちに、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告する。

(2) 災害総括報告

市域内所管区域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

ア 定時報告 [電話、FAX及び端末入力]

報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

イ 確定時報告 [端末入力及び文書]

市の応急対策終了後、10日以内に報告する。

ウ 年報 [端末入力及び文書]

4月20日までに報告する。

(3) 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、市民避難状況等）の詳細とする。

5 国に対する被害報告<本部事務局>

以下の事項に該当する場合、市は国（総務省消防庁）へ報告する。

- ① 震度5強以上を記録した地震の場合で、被害の有無を問わず、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- ② 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（総務省消防庁）とする場合。（事後速やかに県に報告する。）
- ③ 同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国及び県に報告する。

■国に対する被害報告先

消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク	
			地上系	衛星系
勤務 時間内	応急 対策室	03-5253-7527 (FAX)	120-90-49013 (FAX)	048-500-90-49013 (FAX)
		03-5253-7537	120-90-49033	048-500-90-49033
夜間・ 休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX)	120-90-49102 (FAX)	048-500-90-49102 (FAX)
		03-5253-7553	120-90-49036	048-500-90-49036

■電子メールによる報告の場合

報告先の電子メールアドレス	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を別途連絡済みの英字に変更
添付ファイルの形式	Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、PDF 形式
その他	電子メールの件名は、【千葉県四街道市（又は千葉県四街道市消防本部）】及び災害名（又は事故種別）を含む。 ●電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。

第3 広報活動

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 広報内容	本部事務局、企画調整・広報班
2 報道機関への発表	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 放送機関への放送要請	
3 市民への広報	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 市防災行政無線・広報車による広報	
(2) ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等による広報	
(3) メールやSNS等を利用していない者への広報	
4 要配慮者への広報	福祉班、子育て支援班、市民窓口班
5 市民等の各種相談窓口	本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班
(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応	
(2) ホームページ等の活用	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

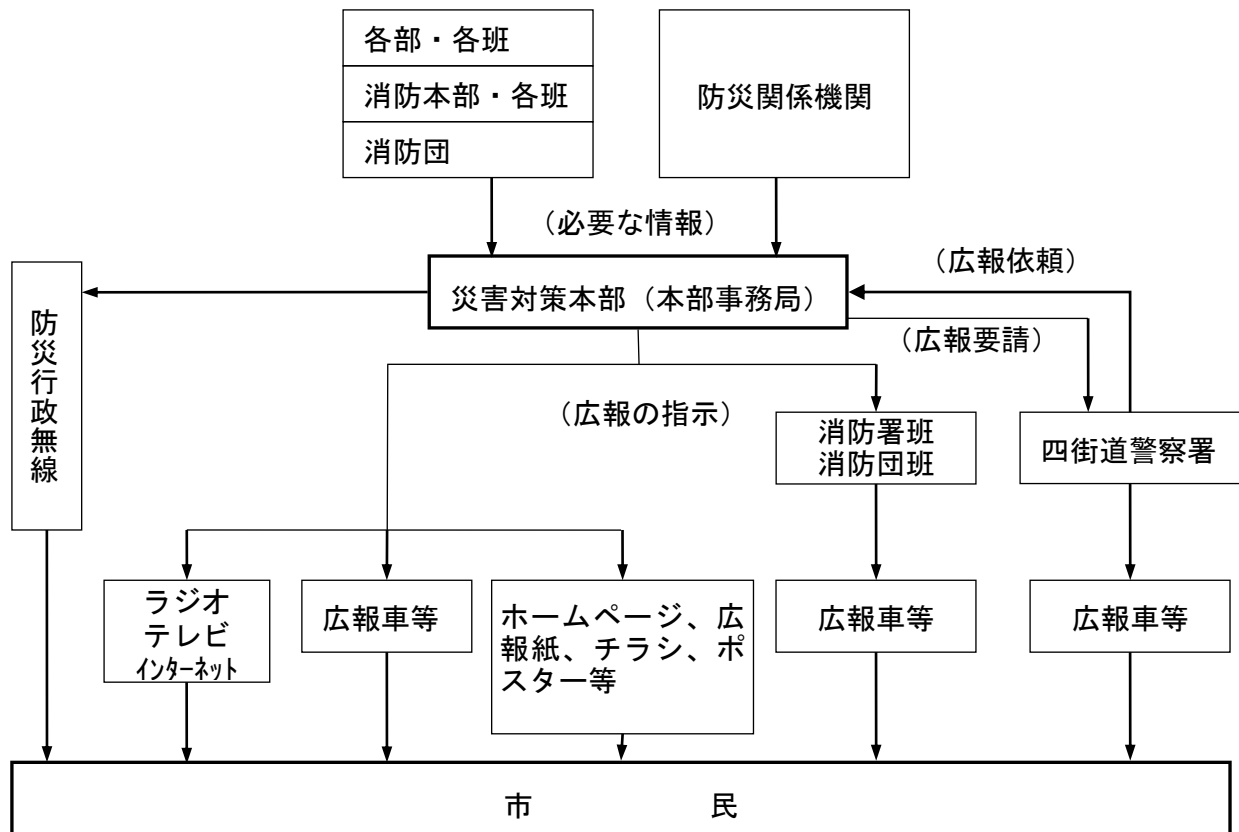
【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 広報内容、2 報道機関への発表、3 市民への広報、4 要配慮者への広報、5 市民等の各種相談窓口
---------------	--

震災時には、マスメディアからの災害情報が不足する事が予想される。特に、市内の災害情報の著しい不足から、不安や噂、デマ等により、市民が混乱に陥るおそれがある。

そのため、市は、正確な災害情報を提供し、情報不足による混乱の発生防止並びに市民の安全確保を図る。

■広報活動実施の流れ（概念図）



1 広報内容 <本部事務局、企画調整・広報班>

災害発生後の広報は、災害発生直後から災害状況や応急活動の進捗に対応した広報内容とする。広報内容は、視覚・聴覚障害者や外国人への対応にも考慮した「災害発生直後の広報」と「その後の広報」とし、関係機関が協力して迅速に一元化された内容で実施する。広報内容の主なものは以下のとおりである。

■災害時の広報内容

災害発生直後の広報	その後の広報
<ul style="list-style-type: none"> ●余震情報 ●地震時の一般的注意事項 ●初期消火活動、人命救助の呼びかけ ●災害情報、被害情報 ●避難及び指定避難所に関する情報 ●交通規制等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報、被害情報 ●救援物資の配給状況 ●応急給水状況 ●ライフライン等の復旧状況 ●緊急交通路確保への協力要請 ●ボランティア受入れ情報 ●安否情報 ●罹災証明発行に関する通知

■ 広報の種別と内容

種別	内容
防災行政無線（固定系）による広報	緊急放送文
市域に震度5（強）以上の地震が発生したときの広報	① 地震情報、余震情報、二次災害防止情報の伝達 ② 被害の状況 ③ 火災発生状況 ④ 安心情報 ⑤ 交通の情報
避難・救護に関する広報	① 高齢者等避難開始の周知 ② 避難指示、誘導 ③ 救護対策の周知 ④ 被災者の避難収容場所の周知 ⑤ 防疫・保健衛生に関する周知 ⑥ 気象情報の情報伝達

2 報道機関への発表 <本部事務局、企画調整・広報班>

本部会議で諮った事項について、速やかに災害対策本部で取りまとめを行い、定期的に記者会見を行う。発表にあたっては、ラジオ・テレビ・新聞等報道機関との連携による迅速で確実な市民広報を行うため、記者会見場所を設置する。

記者会見場所には、情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まってくる情報を適宜掲示する。このほか、資料提出等の情報をファイリングし、報道機関が常時閲覧できるようにする。

■ 報道対応の要領

- 報道機関に提供する情報は、災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。
- 情報の内容、発表時期、発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。
- 緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。
- 記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。
- 報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を災害対策本部に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。

(1) 放送機関への放送要請

本部長（市長）は、災害により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、「災害時における放送要請に関する協定（千葉県）」に基づき千葉県防災危機管理部を通して、放送機関へ要請する。放送要請を行う場合、以下の事項を明らかにする。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時及び送信系統
- ④ その他必要事項

3 市民への広報 <本部事務局、企画調整・広報班>

(1) 市防災行政無線・広報車による広報

市防災行政無線、電子メール情報提供サービス「よめーる」及び広報車を利用する。必要に応じて四街道警察署その他の防災関係機関の広報車による協力も得る。

(2) ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等による広報

ホームページやCATV、メール、SNSの活用等多様な媒体による迅速な広報に努める。また、情報機器に不慣れな高齢者等や指定避難所等においても有効な紙媒体の伝達手段である広報紙、チラシ、ポスター等を早期に発行し、各指定避難所、給水所、防災拠点等に配布、掲示する。

(3) メールやSNS等を利用していない者への広報

メールやSNS等を利用していない者へは、登録により、電話やFAXによるプッシュ型の広報を実施する。

4 要配慮者への広報 <福祉班、子育て支援班、市民窓口班>

個別対応が必要な要配慮者への広報は、区・自治会、自主防災組織やボランティア等の協力を得て実施する。

5 市民等の各種相談窓口 <本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班>

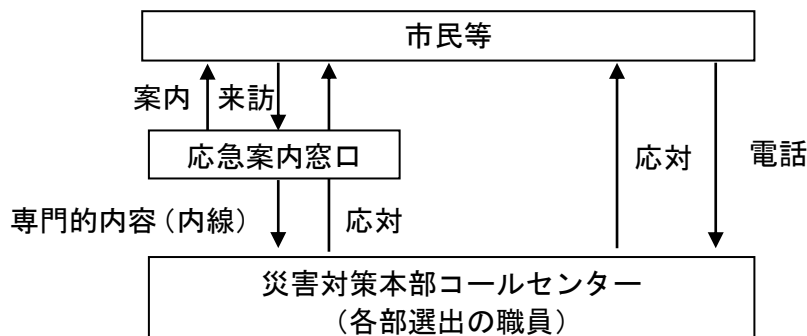
市は、市民等からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携して相談窓口を開設する。

災害対策本部解散後は、各部の主管課が事務を引き継ぐ。

(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応

市役所に被災者等のための応急案内窓口を設け、必要に応じ、本部事務局との連携により対応する。また、市民等からの電話による問い合わせに効率的に対応するため、本部事務局にコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。障害者や外国人からの受付は、派遣された専門ボランティア等により対応する。

■市役所での案内窓口の設置・相談対応



(2) ホームページ等の活用

企画調整・広報班は、市民からの問い合わせの多い相談内容について、ホームページ等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を臨時に開設する。

第3節 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用は、災害が発生したとき、もしくは、災害が発生するおそれがあるとき、被害等の程度が一定の基準を超える場合に、市から県知事に対する要請に基づくものであり、適用された場合、国は地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急に必要なる救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 災害救助法の適用基準・条件	管財・財政班
（1）災害が発生した場合の適用基準	
（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件	
（3）被害の認定基準	
2 救助業務の実施者	県、各班
3 災害救助法の適用手続き	管財・財政班
4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲	管財・財政班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 災害救助法の適用基準・条件、2 救助業務の実施者、3 災害救助法の適用手続き、4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲
------------	---

1 災害救助法の適用基準・条件 <管財・財政班>

（1）災害が発生した場合の適用基準

災害救助法第2条第1項に基づく、災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規程による。市における具体的適用基準等は、以下のとおりである。

■災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準（滅失世帯数）	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市内 80 世帯以上	第1項の1号
県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500 世帯以上 かつ市内 40 世帯以上	第1項の2号
	県内 12,000 世帯以上 かつ市内多 数	第1項の3号
災害が隔絶した地域で発生する等被災者の救護が著しく困難である場合	多数（※1）	第1項の3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数（※2）	第1項の4号

<p>災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）</p> <p>被災者について、食品の供与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）</p>		
---	--	--

（注1）※1、※2の場合には、知事が内閣総理大臣と連絡調整を行う必要がある。

（注2）上記※1に係る事例

- ・有毒ガスの発生や放射性物質等の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、特殊技術を必要とする場合。
- ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需物資等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合。

（注3）上記※2に係る事例

- ・住家被害の程度に関わらず、多数の者の生命又は身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合。
- ・交通事故、飛行機の墜落等により多数の者が死傷した場合。
- ・有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合。
- ・被災者が現に救助を必要とする場合。

（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件

災害救助法第2条第2項に基づく、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

（3）被害の認定基準

ア 滅失世帯の算定

住家が滅失した数の算定は、住家の「全壊（全焼・全流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

- | | | |
|---|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 住家全壊（全焼・全流失） 1世帯で ② 住家半壊（半焼） 2世帯で ③ 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯で | } | 住家滅失1世帯として換算 |
|---|---|--------------|

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

イ 全壊等の認定

災害救助法による「被害の認定基準」は、以下のとおりである。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家全壊 滅失 全焼 全流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
住家半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも
大規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも
中規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のも
半壊	損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のも
準半壊	損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
床上浸水	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも
一部損壊	住家の損壊程度が準半壊に至らないもの
<p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。 ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

資料)「災害の被害認定基準について」(令和3年6月24日府政防670号)
「災害救助事務取扱要領」(令和4年7月 内閣府政策統括官(防災担当))

2 救助業務の実施者 <県、各班>

- ① 災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事が実施主体者となり、市町村長はこれを補助する。
- ② 市町村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認め

るときは、市町村長に救助を行わせることができる。(下表参照)。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき本部長(市長)が応急措置を実施する。

■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等

【災害が発生した場合の救助】

救助の種類	実施期間	実施主体者等
避難所の供与	7日以内	市長(教育部)
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事(住宅課)
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長(環境経済部)
飲料水の供給	7日以内	市長(上下水道部)
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	市長(環境経済部)
医療	14日以内	知事(救護班・日赤)
助産	分娩日から7日以内	知事(救護班・日赤)
被災者の救出	3日以内	市長(都市部)
住宅の応急修理	1ヶ月以内完了	市長(都市部)
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長(教育部)
埋葬	10日以内	市長(環境経済部)
死体の搜索	10日以内	市長(都市部)
死体の処理	10日以内	知事(救護班・日赤)
障害物の除去	10日以内完了	市長(都市部)

【災害が発生するおそれがある場合の救助】

救助の種類	実施期間	実施主体者等
避難所の供与	7日以内	市長(教育部)

3 災害救助法の適用手続き <管財・財政班>

震災時、市域内における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長(市長)は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。

また、災害の事態が急迫して県知事による救助の実施を待つことができない場合には、本部長(市長)は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受ける。なお、要請又は報告は、県防災危機管理部を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって要請し、後日、文書

により改めて処理する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲 <管財・財政班>

災害救助法による救助の種類、方法、期間及び費用の範囲は以下のとおりである。

- ※災害救助法被害認定基準 (資料集 資料 1-15)
- ※災害救助法による救助の種類、方法、期間等 (資料集 資料 1-16)

第4節 避難活動

震災時には、延焼火災の拡大、家屋倒壊の危険性、ライフラインの遮断、危険物の漏えい等により避難しなければならない場合が考えられるため、避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努め、特に障害者、高齢者等の要配慮者については留意する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 避難の指示等	本部事務局、避難所班、四街道警察署
(1) 避難指示の実施責任者・区分等	
(2) 警戒区域の設定	
(3) 避難の指示等	
(4) 知事への報告	
(5) 防災関係機関への通報	
2 避難	土木班、消防署班、消防団班
(1) 避難行動	
(2) 避難誘導	
(3) 避難順位	
(4) 自衛隊との協力	
(5) 避難行動要支援者に対する避難誘導	
3 指定避難所の開設	避難所班
(1) 市による開設	
(2) その他民間施設等の利用	
(3) 知事への報告	
4 指定避難所の運営	福祉班、保健医療班、避難所班
(1) 指定避難所の運営	
(2) 指定避難所における要配慮者への配慮	
(3) 指定避難所における衛生環境整備	
(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策	
(5) ペット同行避難への対応	
5 避難所外避難者への対応	保健医療班、避難所班
6 指定福祉避難所の開設及び運営	福祉班
(1) 指定福祉避難所の開設	
(2) 指定福祉避難所の運営	
(3) 指定福祉避難所以外の公共施設等への収容	
7 広域避難等への対応	本部事務局、各班
(1) 市外被災者への支援	
(2) 広域避難者の受入れ	
(3) 他市町村への支援	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の収集に関すること ・円滑な避難への協力に関すること ・指定避難所の運営への協力に関すること ・感染症対策に関すること ・ペット同行避難の際の理解と協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の避難誘導に関すること ・避難所運営委員会による指定避難所の運営に関すること ・避難所外避難者支援への協力に関すること

【活動目標】

初動～緊急	1 避難の指示等、2 避難、3 指定避難所の開設
緊急～応急～応急復旧	4 指定避難所の運営、5 避難所外避難者への対応、7 広域避難等への対応
応急～応急復旧	6 指定福祉避難所の開設及び運営

1 避難の指示等 <本部事務局、避難所班、四街道警察署>

(1) 避難指示の実施責任者・区分等

避難指示を発すべき権限のあるものは、災害の種類に応じてそれぞれの法律により以下のとおり定められており、相互に連携をとり実施する。

■避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長(市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

(2) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定できる。

(3) 避難の指示等

本部長（市長）は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

本部長（市長）が、避難指示の発令、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

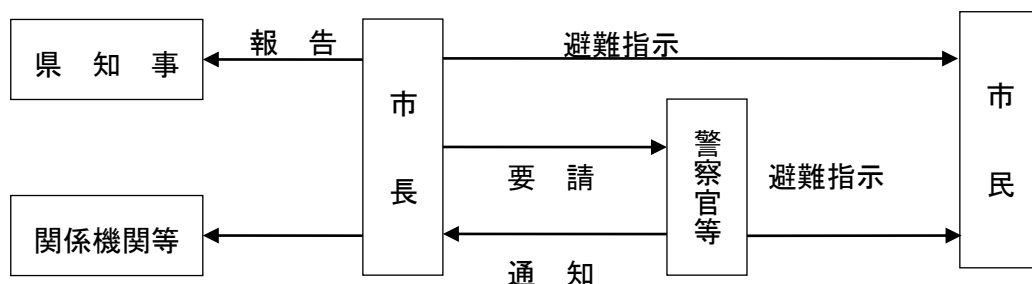
■避難指示の内容

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア 火気等危険物の始末
 - イ 食料、水、最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ 隣近所そろって避難すること等
- 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住人自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、以下の事項についても周知する。

- 自宅での安全確保が可能な場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計、衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

■避難指示の流れ



(4) 知事への報告

本部長（市長）は、避難指示等を発令もしくは解除した場合、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、下記の事項について県災害対策本部事務局に報告する。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- ⑥ 災害による市民等の避難の状況
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他必要な事項

(5) 防災関係機関への通報

本部長（市長）は、避難指示等を発令するときは、防災関係機関に対して連絡し、必要に応じて協力を要請する。

2 避難 <土木班、消防署班、消防団班>

(1) 避難行動

地震の発生により避難する場合、原則として、区・自治会、自主防災組織が中心となって自助・共助により避難する。

ア 避難の準備

避難の準備に際しては、以下の事項を周知徹底する。

- ① 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- ② 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- ③ 非常持出品等は必要最小限にとどめ、平素から準備しておく。

イ 段階避難

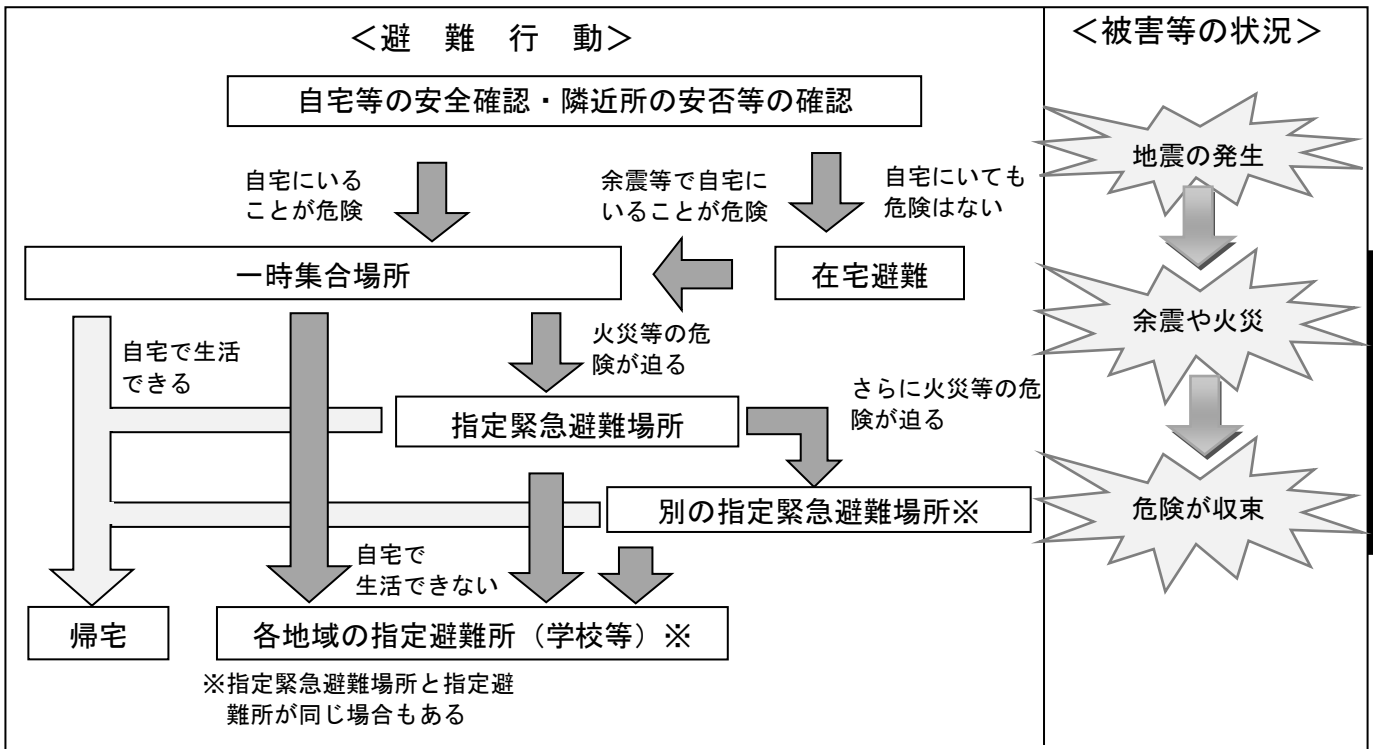
基本的な避難行動として、区・自治会、自主防災組織等で事前に定めておいた一時集合場所（公園・空地等）に集合し、区・自治会、自主防災組織等による集団を形成して避難を開始する。

なお、避難に際しては、災害の状況を踏まえて、適切な避難先及び避難経路を選択し、臨機応変な避難行動をとる。一時集合場所に集合することが危険な場合等は、直接、安全な避難場所に避難する。

ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続

地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。

■避難行動の基本的な流れ



(2) 避難誘導

地震の発生により避難する場合は、原則として、区・自治会、自主防災組織等が避難誘導を行う。

避難指示を発令した場合、警察署、消防署、消防団の協力のもと、区・自治会、自主防災組織等と連携して避難誘導を行う。

- ① 誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の標示、なわ張り等をする他、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。指定避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は、ロープ等の資機材を利用して安全を図る。
- ② 区・自治会、自主防災組織等は、地域住民の集団避難を促す。
- ③ 火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

(3) 避難順位

緊急避難の必要がある地域や施設から避難を開始する場合、通常は以下の順位とする。

■避難指示の流れ

順位	被災者
1	障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者及びこれらの介助者
2	順位1以外の市民
3	防災業務従事者

(4) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、都市部各班、消防署班、消防団班は自衛隊と協力し、避難者の

誘導、輸送等を行う。

(5) 避難行動要支援者に対する避難誘導

市は、自力での避難所までの安全な避難が困難な避難行動要支援者については、避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

3 指定避難所の開設 <避難所班>

(1) 市による開設

- ① 施設の勤務時間内に、災害対策本部からの開設指示があった場合、指定避難所の学校長等施設管理者は、指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。また、緊急を要するときは施設管理者の判断で開設する。
- ② 勤務時間外の場合は、あらかじめ指定された市職員（以下「避難所配備職員」という。）が指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
- ③ 避難所配備職員は、指定避難所の状況を防災無線等により災害対策本部に連絡する。
- ④ 施設管理者は、災害発生後、施設の被災状況を点検し、建物の破損やライフラインの確認を行うとともに、必要に応じ使用や立入禁止の措置等を行う。また、速やかに、受水槽の給水栓を閉め、飲料水を確保し、給水活動を行う。
- ⑤ 市は災害発生後、速やかに応急危険度判定により、指定避難所の安全性を確認する。

(2) その他民間施設等の利用

指定避難所のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、民間施設等の利用と、企業や区・自治会、自主防災組織等の協力を得て対応する。また、公園等の屋外空間であっても、状況に応じ、テント等の設営によって避難所として開設する。

(3) 知事への報告

指定避難所を開設した場合は、本部長（市長）は、直ちに指定避難所開設の状況を県知事に報告する。

※四街道市指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (資料集 資料 3-13)

4 指定避難所の運営 <福祉班、保健医療班、避難所班>

(1) 指定避難所の運営

- ① 指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。
- ② 市は指定避難所の運営の事務的な支援や市災害対策本部との連絡のために避難所班等の職員を派遣する。
- ③ 施設管理者は、避難者による指定避難所の運営が速やかに行われるよう協力・支援する。
- ④ 避難所運営委員会（委員会が設置されていない場合は避難者）は、市が作成した「災害時における指定避難所運営マニュアル」をひな形として、自らが地域の実情等に合わせ作成した運営マニュアル等に基づき、指定避難所の運営を行う。
- ⑤ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した福祉スペースの確保に努める。

※指定避難所運営のための様式 (資料集 資料 4-4)

(2) 指定避難所における要配慮者への配慮

指定避難所の生活において、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

市は、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

■指定避難所運営上の配慮事項（例）

対象	内容
女性や子ども	<input type="checkbox"/> 女性や子どものための相談窓口 <input type="checkbox"/> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 <input type="checkbox"/> 女性専用の物資配布 <input type="checkbox"/> 防犯対策 <input type="checkbox"/> 交流（遊び）スペースの確保 <input type="checkbox"/> 子ども用の生活用品の導入
要配慮者	<input type="checkbox"/> 和室やトイレに近い場所での収容スペースの確保 <input type="checkbox"/> 福祉関係者との連携による相談や介護等の支援 <input type="checkbox"/> 音声と文字での伝達や手話通訳者の配置 <input type="checkbox"/> 指定避難所生活が困難な場合には、指定福祉避難所への移動を災害対策本部へ要請
その他	<input type="checkbox"/> 指定避難所におけるペットの対策 <input type="checkbox"/> 車中泊を行う避難者の駐車スペース

※指定避難所運営のための様式

（資料集 資料4-4）

(3) 指定避難所における衛生環境整備

感染症・食中毒予防のため、基本的に居住区域は土足禁止とし、トイレやごみ置き場での排泄物や生ごみの処理について、避難者への周知徹底を図る。

(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策

指定避難所では、「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」(令和2年6月、千葉県)に沿って、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。

ア 避難所における感染症対策

避難所における感染症対策として、避難者や避難所スタッフの手洗い、定期的な換気、飛沫感染への注意などの徹底を図る。

イ 避難者の健康確認・健康管理

避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行う。また、定期的に、避難者や避難所のスタッフの健康状態の確認を行う。

ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応

発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、一般の避難者とは接触しない体制をとる。

また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。

(5) ペット同行避難への対応

市は、ペットと同行避難する避難者のため、必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班>

市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準ずる支援を行う。

また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

6 指定福祉避難所の開設及び運営 <福祉班>

(1) 指定福祉避難所の開設

障害者や高齢者等の要配慮者で通常の指定避難所では避難生活が困難な者を収容するため、指定福祉避難所を開設する。

なお、開設にあたり避難所運営委員会は、指定避難所に収容されている要配慮者を調査し、災害対策本部に報告する。

また、在宅で避難をしている要配慮者の状況については、民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織等の情報を基に把握する。

① 調査結果に基づき、指定福祉避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した施設の受入可能状況を把握したうえで、施設に職員を派遣し、指定福祉避難所を開設する。

② 指定避難所での生活が困難と認められる者を指定福祉避難所に移送するにあたっては、当該対象者を介助する者又は市が避難所運営委員会やボランティア等の協力も得て行う。

(2) 指定福祉避難所の運営

派遣職員は、施設管理者と連携して、要配慮者の特性に応じた受入れ調整や生活支援を実施する。

派遣職員は、必要な人員・物資等を把握し、不足が生じた場合は災害対策本部に連絡し調達する。

(3) 指定福祉避難所以外の公共施設等への収容

あらかじめ指定した指定福祉避難所だけでは、要配慮者を収容できない場合は、指定以外の施設を福祉避難所とし、それでも不足する場合は、県や協定自治体等での収容を要請する。

7 広域避難等への対応 <本部事務局、各班>

(1) 市外被災者への支援

市は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」「茨城県北茨城市との災害時における相互応援協定」「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」「中越大震災ネットワークおぢや」等により、被災市町村又は知事からの応援要請があった場合に、また、応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に市外被災者への支援を行う。

県外で大規模な災害が発生した場合には、支援先、支援内容等について県や近隣自治体等と調整のうえ、迅速かつ円滑な支援を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

大規模な災害により、市町村、都道府県の区域を超えた広域的な避難を要する場合には、同時被災等の受入れを行うことが困難な場合を除き、県及び県内市町村と協議のうえ、広域避難者の受入れを行う。

避難者の滞在施設として公共施設、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等による提供に努める。

広域避難者を受入れた場合、国の「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から任意に提供された避難先等の情報を、避難前の県、市町村へ提供し、避難者への情報提供、支援を円滑かつ効果的に行う。

(3) 他市町村への支援

他の市町村が被害を受け、救援物資等による支援が必要と認められる場合は、以下の内容について協議のうえ決定する。

また、市は、地元企業・個人から被災市町村へ物資等を送りたいとの要望に対し、効果的な輸送体制の整備に努める。

なお、担当部署は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ① 職員の派遣 | (窓口：総務部人事課) |
| ② 防災資機材、防災備蓄品の支援 | (窓口：危機管理監危機管理室) |
| ③ 市民からの義援金等の受付等 | (窓口：福祉サービス部社会福祉課) |
| ④ 全国避難者情報システム 避難者の受入れ | (窓口：危機管理監危機管理室) |
| ⑤ 避難者用応急仮設住宅 | (窓口：都市部建築課) |
| ⑥ その他の支援 | (被害状況と支援内容により危機管理監が窓口を決定する) |

第5節 要配慮者対策

震災時に障害者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県「震災時における避難所運営の手引」を踏まえ、安否の確認、情報提供、指定避難所生活の支援を実施する。

避難の誘導については、本章第4節「避難活動」による。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 要配慮者への対応	福祉班、子育て支援班、企画調整・広報班
(1) 福祉全般の相談窓口の開設	
(2) 情報提供	
(3) 児童への配慮 (4) 外国人への配慮	
2 指定避難所生活への対応	福祉班、保健医療班
(1) 避難生活の確保	
(2) 避難生活への配慮 (3) 指定福祉避難所での配慮	

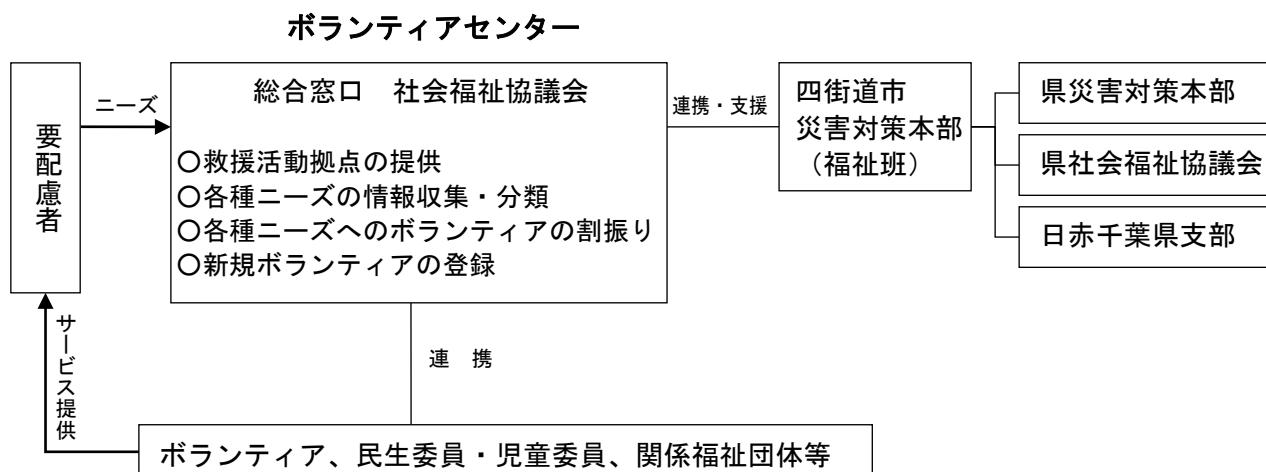
【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 避難時の声掛け、同行避難に関すること 避難所生活での配慮に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動支援に関すること 避難所生活での配慮に関すること

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 要配慮者への対応
緊急～応急～応急復旧	2 指定避難所生活への対応

■ボランティアと連携した要配慮者対策（概念図）



災害応急対策編

1 要配慮者への対応 <福祉班、子育て支援班、企画調整・広報班>

- (1) 福祉全般の相談窓口の開設
障害者や高齢者等の要配慮者に対して、地域住民の協力を得た支援体制を確立し、相談窓口を早期開設する。
- (2) 情報提供
要配慮者に対し、迅速かつ正確に情報の提供を行うため、関係福祉団体やボランティア等の協力を得て、広報活動を行う。
- (3) 児童への配慮
民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織等と連携し遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。
- (4) 外国人への配慮
日本語による意思疎通が十分でない外国人のため、英語や数ヶ国語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。

2 指定避難所生活への対応 <福祉班、保健医療班>

- (1) 避難生活の確保
 - ① 情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。
 - ② 簡易トイレ、ベッド等の要配慮者の状態に応じて必要な機材を確保する。
 - ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。
- (2) 避難生活への配慮
 - ① ボランティア等との協力体制により、被災者や家族からの相談にのり、必要なサービスを確保する。
 - ② 要配慮者の避難生活が長期になることが予想される場合、必要に応じ、ボランティア等と協力し、介護がしやすい施設（指定福祉避難所）へ移動させる処置を行う。

- ③ 必要に応じ、社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。
- ④ 市は、避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を要請する。

（3）指定福祉避難所での配慮

- ① 指定福祉避難所を開設したときは、施設に職員を派遣し、市との連絡体制の確保に努める。
- ② 必要に応じて仮設トイレを施設管理者と協議のうえ、所定の場所に設置する。
- ③ 福祉サービス事業者等と連携を図り、要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も受けることができる対応に努める。
- ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。

第6節 消防活動

災害発生直後に起こる同時多発火災、救急・救助事象に対処するため、その基本となる計画が必要であり、本計画において地域の消防活動の大綱を明らかにする。なお、具体的な計画については、大規模地震等対応計画において策定する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 消防通信施設の現況	消防本部班、消防署班
2 初動体制	消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 組織体制	
(2) 消防職員の参集	
(3) 部隊の編成計画	
(4) 消防本部等における初動措置	
(5) 初期における情報収集体制	
(6) 通信の運用計画	
(7) 消防団の活動	
3 火災防ぎょ活動	消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 部隊運用	
(2) 現場活動の基本方針	
(3) 出動途上において他の災害を覚知した場合の対応	
(4) 長期活動に対する活動支援	
4 危険物施設等の応急対策	消防本部班
(1) 応急対策の実施	
(2) 応援要請の実施	
(3) 施設責任者の応急措置等	
5 救急・救助活動	消防本部班、消防署班、消防団班、 四街道警察署
(1) 部隊運用	
(2) 現場活動の基本方針	
(3) 消防庁舎における救護活動	
(4) 救護所との連絡体制	
(5) トリアージ・タグ(傷病者識別票)の活用による救護活動	
(6) 受入れ医療機関の把握	
(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施	
(8) 関係機関との連携	
(9) 県内消防機関相互の応援	
(10) 緊急消防援助隊の要請	
(11) 自衛隊との協力	
(12) 惨事ストレス対策	

6 行方不明者の搜索	(1) 行方不明者の存否確認	消防署班、消防団班、四街道警察署、 管財・財政班
	(2) 行方不明者の氏名情報の公表	
	(3) 行方不明者の搜索	
	(4) 災害救助法の手続き	
	(5) 自衛隊との協力	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の協力に関すること ・救出活動の協力に関すること
----	--

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 消防通信施設の現況、2 初動体制、3 火災防ぎょ活動 4 危険物施設等の応急対策、5 救急・救助活動、6 行方不明者の搜索
---------------	--

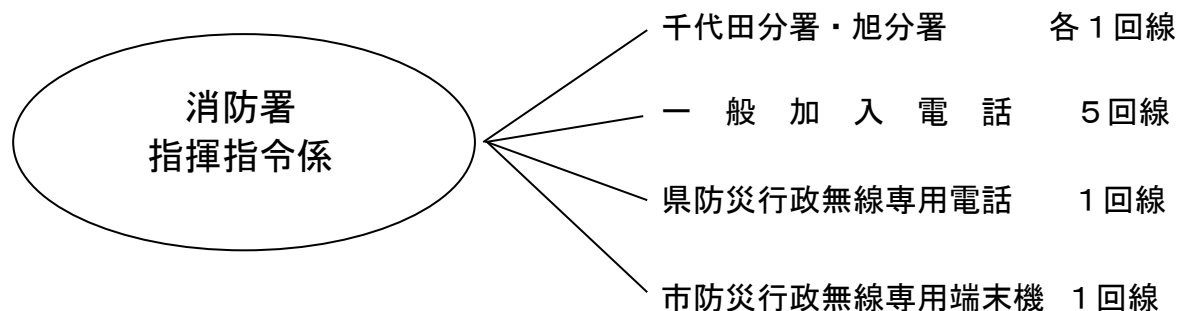
1 消防通信施設の現況 <消防本部班、消防署班>

消防本部、消防署、分署に消防業務用として無線電話通信網と有線電話通信網（一般加入電話の他に消防用電話）が整備されている。無線電話通信は、市内全域が通信範囲となるので、災害通信用として活用する。

※消防庁舎・分団詰所・車両・資機材等状況一覧表 （資料集 資料3-17）

■無線体系

グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報
活動波1G	四街道消防波 統制波1 四街道救急波 統制波2 主運用波2 統制波3	活動波4G	四街道消防波 佐倉消防波1 佐倉消防波2 佐倉消防波3 佐倉救急波
活動波2G	四街道消防波 統制波1 統制波2 統制波3		活動波5G
活動波3G	四街道消防波 千葉消防波6 千葉消防波1 千葉救急波1 千葉消防波2 千葉救急波2 千葉消防波3 千葉救急波3 千葉消防波4 千葉消防波5		主運用波3 主運用波4 主運用波5 主運用波6 主運用波7



2 初動体制 <消防本部班、消防署班、消防団班>

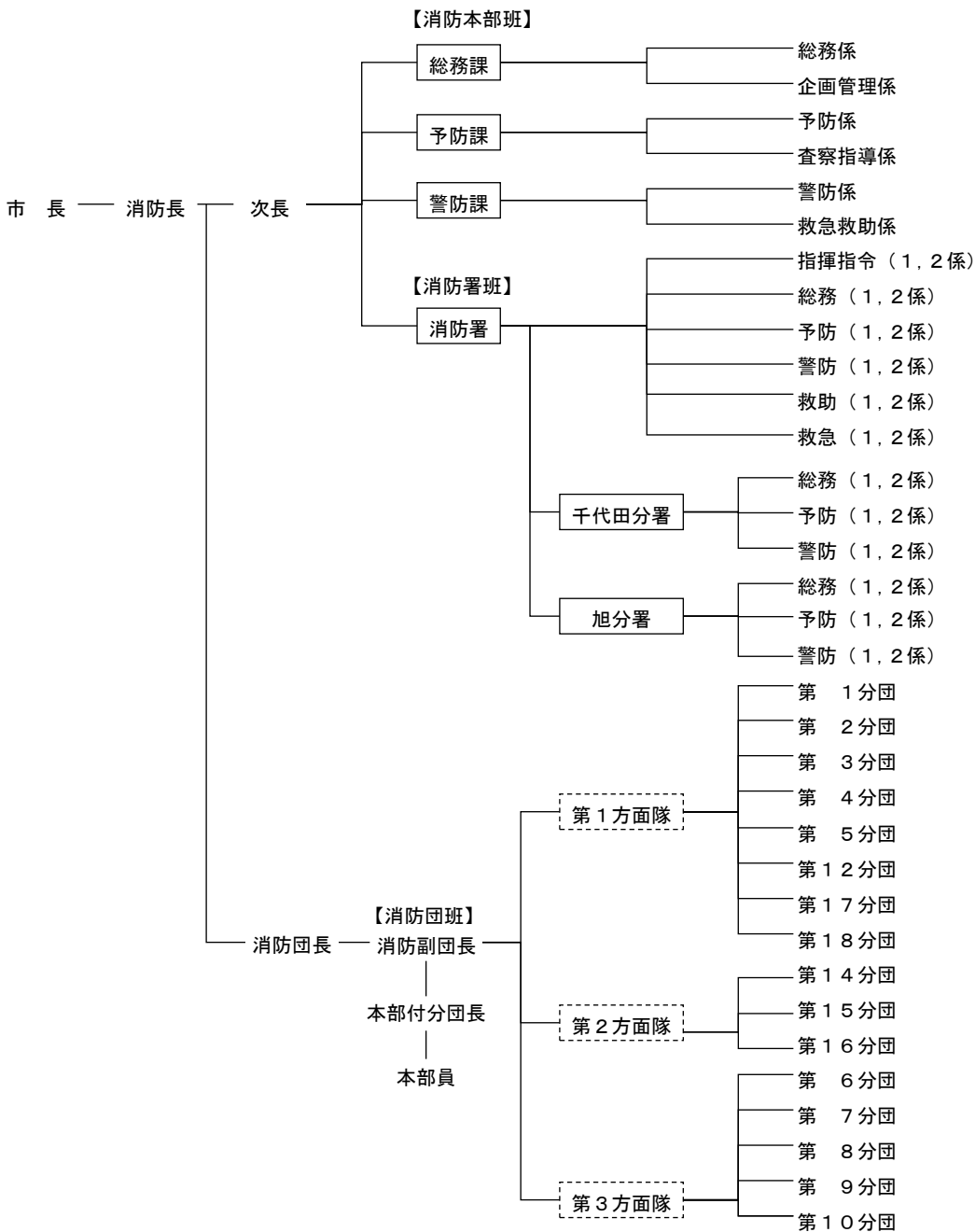
(1) 組織体制

消防本部では、常時、災害に対応できる体制を確保しているが、震災時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立する。災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

なお、消防庁舎に大きな被害が生じた場合、消防機能を維持するため、活動拠点の代替場所、電源用燃料について関係機関との協定の締結等により確保する。

■消防組織（指揮本部）

災害応急対策編



(2) 消防職員の参集

ア 覚知義務及び自発的参集

- ① 職員は、出動命令を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に出動命令に応じられる体制を整えるため、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて、気象情報及び災害発生の状況を積極的に把握する。
- ② 職員は特異な災害の発生を聞知したときは、当該災害の状況を判断し招集を待つことなく自発的に参集する。

■ 出動内容

出動区分	出 動 状 況
特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動
第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動
第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動

[適用]

1. 現場活動の指揮は、四街道市火災等出動計画に定めるところによる。ただし、同時多発火災の発生等により、これに抛り難いときは、出動部隊単位での階級最上位者がこれにあたる。
2. 消防団は、原則として、飛火警戒防ぎよにあたる。また、併せて風下地域住民に対する飛火警戒の指導にあたる。

イ 消防団員の自発的参集

- ① 消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握する。
- ② 招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自発的に参集する。

(3) 部隊の編成計画

災害発生直後は、平常時の部隊要員により部隊を編成しなければならず、必要最小限の人員で1隊でも多くの部隊を編成する。また、その後においては、職員の参集状況や災害の発生状況に応じて、必要な部隊の追加や各部隊への増員を行う等の柔軟な部隊編成をとる。

(4) 消防本部等における初動措置

災害発生直後の消防本部及び消防署における初動措置は、庁舎や通信施設等の機能確保、車両の確保、被害状況の把握、情報収集体制の強化、活動資機材の増強準備についての計画をあらかじめ定めるものとし、訓練等により職員に徹底を図る。

(5) 初期における情報収集体制

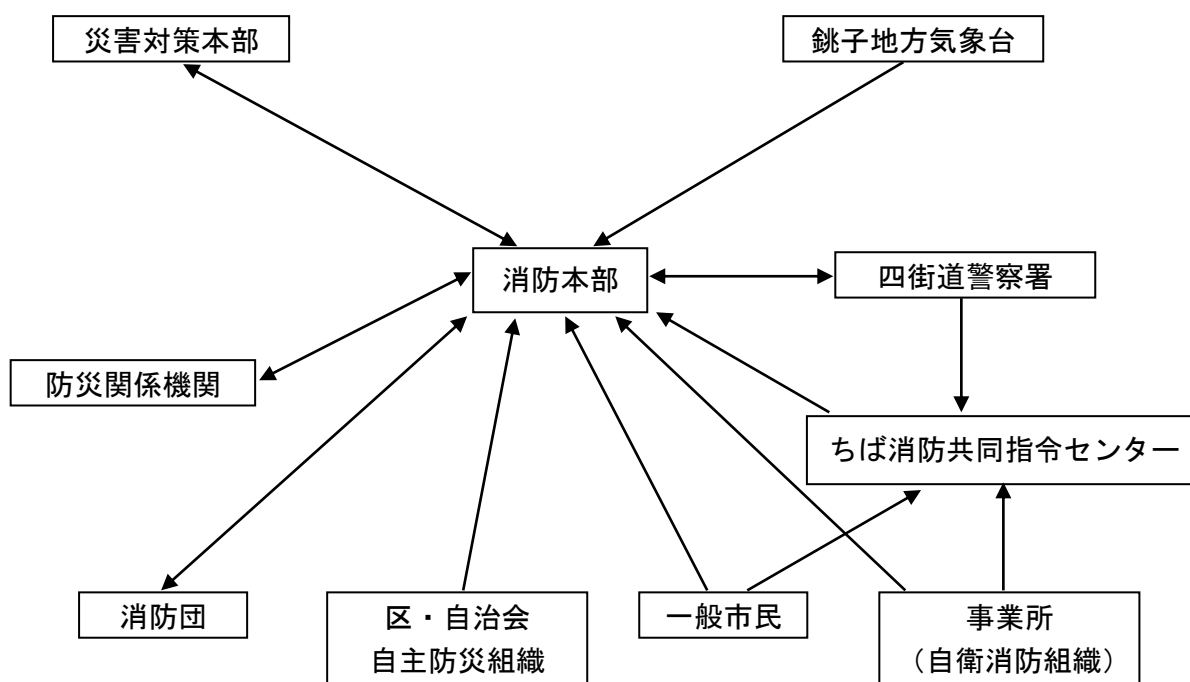
災害発生直後の初期の段階では、各種設備及び施設、有線及び無線（防災無線、アマチュア無線、タクシー無線等）の通信施設、参集職員並びに消防団及び自衛消防組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用した迅速、的確な情報収集体制を確立する。

■ 収集する情報

情報の種類	内容
災害（被害）に関する情報	① 事故発生場所・対象物名 ② 被害の規模 ③ 被害の拡大危険性と増強隊の必要性 ④ 死傷者の有無と性別、年齢別人数
部隊運用に関する状況	① 消防部隊の編成及び非常招集参集状況 ② 交通情報としての道路破壊や交通渋滞状況 ③ 死傷者の収容に必要な情報（病院、遺体安置所） ④ 消防水利に必要な水道等の情報

生活安全確保に関する情報	① 避難指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報 ② 電気、ガス、水道の被害及び復旧のめど ③ 消防本部以外の防災関係機関の活動状況 ④ その他、救援物資等に関する情報
--------------	--

■消防本部への情報の流れ（概念図）



(6) 通信の運用計画

震災時には、災害の多発による通信の輻輳や、通信施設の被害による通信機能の低下が予測されるため、通信統制を実施する。また、統制波、主運用波、四街道消防・救急波の各無線波の運用方法等については千葉県消防広域応援基本計画等の定めによる。

(7) 消防団の活動

ア 組織

① 活動体制

消防本部に指揮本部が設置された場合は、消防団の機能を効果的に発揮されるため、消防団長が副本部長となり、消防本部と連携して震災時に消防団活動の全般を指揮統制する。

② 活動方針

消防団は地域防災の中核として消防本部との連携体制を確保し、安全に対する配慮と確認を行いながら、地域住民の安全確保や避難を最優先に活動を実施する。

イ 活動

① 初期活動

活動体制は分団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。

- ② 消火活動
消防本部の出動もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して実施する。
- ③ 救急救助活動
救急救助活動は、火災の緩急度合いを考慮して、区・自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図るものとなる。
また、要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。
- ④ 避難誘導
避難情報が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させる。

3 火災防ぎょ活動 <消防本部班、消防署班、消防団班>

火災防ぎょ活動は、時間経過による火災状況に応じて、部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応を行う。また、自主防災組織及び自衛消防組織が行う消火活動も考慮する。

(1) 部隊運用

部隊運用は、時間経過に伴う消防職団員の参集状況等消防機関の対応能力を考慮し、あらかじめ時間経過に対応できる部隊の運用方針、運用主体等について定めておく。

また、緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援隊からの応援活動が行われることを想定した、応援部隊の運用についても考慮する。

(2) 現場活動の基本方針

ア 活動方針

震災時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と災害により発生した火災の早期鎮火、人命の救出、救助及び避難経路の安全確保を原則とした活動を実施する。

イ 活動原則

- ① 避難場所、避難経路確保の優先
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難経路確保の消防活動を実施する。
- ② 重要地域の優先
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を実施する。
- ③ 消火可能地域の優先
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を実施する。
- ④ 市街地火災の優先
大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の活動にあたる。
- ⑤ 重要対象物（病院、ライフラインの関係施設等）の優先
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上に必要な消防活動を優先して実施する。

⑥ 集中防ぎよ

火災発生件数が消防力をはるかに上回り消防隊個々の火災防ぎよでは効果がないと判断される場合は、防ぎよ線を設定して集中的な防ぎよ活動を行う。

(3) 出勤途上において他の災害を覚知した場合の対応

出勤途上においては、災害の発生状況により付近住民から火災及び救急・救助事故の通報がある場合や市民の行動によって本来の出勤場所へ行くことが困難な事態も予測されるので、その旨を指揮本部へ報告し、必要に応じ、消防隊等の応援を要請する。

(4) 長期活動に対する活動支援

消防本部は、大規模な延焼拡大等により火災防ぎよ活動が長期化した場合、長期活動に対する活動支援を行う。活動支援の主な内容としては、隊員に対する食料等の確保、燃料等活動に必要な物資等の調達、健康管理、医療用品の確保、仮眠施設の確保、交替要員の確保、資機材の確保等が挙げられる。

なお、必要な物資等のうち備蓄により確保ができないものについては、災害対策本部や流通業者等から調達する。

4 危険物施設等の応急対策 <消防本部班>

(1) 応急対策の実施

消防本部及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し応急対策を実施する。

ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。

イ 危険物施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、応急措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ウ 石油类等危険物保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。 1 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

工 危険物等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

(2) 応援要請の実施

消防本部は危険物施設で災害が発生した場合、速やかに被害の拡大防止に努めるとともに、災害の規模状況を判断し、必要に応じ千葉県広域消防相互応援協定によりその他市町村に対し応援を要請する。

また、緊急を要する場合、付近住民に対し避難指示、避難誘導を行う等必要な措置を講ずる。

(3) 施設責任者の応急措置等

施設が被災した場合、施設の責任者は関係機関に対して、直ちに通報・連絡するとともに、危険物の流出や拡散等の応急措置を実施する。

5 救急・救助活動 <消防本部班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

震災時には、火災をはじめ、建築物の倒壊等により、広域的に多数の救急・救助事象が発生することが予想される。このため、消防本部は、保健医療班、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、保健医療班との連携による救護所の開設、医療機関への搬送等の迅速、的確な救急・救助活動を実施する。

(1) 部隊運用

救急・救助活動への部隊運用は、災害発生直後における火災多発時における部隊運用、さらには一定時間が経過した後における消防職団員の参集状況等、市の消防能力と火災の発生及び延焼拡大状況を考慮した部隊運用を実施する。

(2) 現場活動の基本方針

ア 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救急・救助体制をとる。

イ 救急・救助活動

部・機関名	項目	対応措置
消防本部・消防団	救急・救助活動	<p>1 活動の原則 救急・救助活動は、救命処置を要する傷病者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則 救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、以下の優先順位により出動する。</p> <p>(1)延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>(2)延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>(3)同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送に際しては、消防本部班、県救護班等の車両の他、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局ヘリ、災害派遣された自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救急隊、県救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、区・自治会、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効果的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯、病院、学校、興行場等、多人数の出入りする場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>

ウ 救急・救助資機材の調達

初期における装備資機材は、原則として消防本部・署の保有するものを使用する。装備資機材等に不足を生じた場合は、関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救急・救助に万全を期する。

(3) 消防庁舎における救護活動

多数の救急事象の発生により、救急要請が短時間に消防機関へ殺到することが十分予測される。そこで、災害発生直後には、ほとんどの職員が現場活動で消防署を離れていることに留意し、県救護班の派遣を求める等、消防署での救護活動についても考慮する。

(4) 救護所との連絡体制

震災時における救護活動を効率的に実施するため、災害現場に災害対策本部により救護所が設置され、傷病者に対して必要な手当が実施される。傷病程度によっては適応する救急病院等の医療機関へ搬送するため、救護所の設置について確認を行うとともに、傷病者の搬送についての連絡体制の確立を図る。

(5) トリアージ・タグ（傷病者識別票）の活用による救護活動

多数の傷病者が発生している災害現場で、救急活動を効率的に実施するには、傷病者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送する必要があるため、傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。また、トリアージ・タグについては、統一した様式のものを使用する。

(6) 受入れ医療機関の把握

傷病者の搬送に際しては、救急病院をはじめ受入れ可能な医療機関情報の把握が重要となる。そのため、消防本部・署と救急病院とのホットラインや広域災害医療情報ネットワーク等を活用し、受入れ可能な救急病院やその他の医療機関を把握し、搬送先をコーディネートできる体制を確立する。

(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施

傷病者を受入れる医療機関については、遠距離となることや交通渋滞により救急車による搬送活動が困難になることが予測されるため、各防災関係機関の所有するヘリコプターの救急搬送体制の確立を図る。また、ヘリコプターによる救急搬送を実施する場合は、関係機関にその旨を周知する。

(8) 関係機関との連携

捜索・救助活動は、警察及び災害派遣された自衛隊と連携し、活動を実施する。また、救護活動は、保健医療班、保健所、医師会、日本赤十字社等と連携し、活動を実施する。

(9) 県内消防機関相互の応援

消防長は、大規模又は特殊災害が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）に報告し、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。

(10) 緊急消防援助隊の要請

本部長（市長）は、災害の状況から四街道市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第45条の緊急消防援助隊の応援を、「緊急消防援助隊の応援の要請に関する要綱」第4条に基づき、千葉県知事に要請する。

(11) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、負傷者の捜索救助を行う。

(12) 惨事ストレス対策

消防、救急・救助活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 行方不明者の捜索 <消防署班、消防団班、四街道警察署、管財・財政班>

行方不明者の捜索は市が行う（災害救助法適用の場合、知事からの委任事務として市が行う）。また、市だけで処理不能な場合は、他の市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

（1）行方不明者の存否確認

- ① 市は、四街道警察署や地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
- ② 行方不明者の確認は、住民基本台帳等と照合したうえで行う。

（2）行方不明者の氏名情報の公表

震災時において、安否不明者の氏名情報等を公表することにより、対象者本人の名乗り出や第三者からの情報提供が期待できるため、捜索対象を明確にした効率的な救出・救助活動を行うことができる。氏名情報の公表は、「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」（令和3年9月）に示される公表基準に準じて行う。

■氏名情報の公表基準

安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。

公表範囲は、氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は公表しない。

- ① 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合
- ② 当該安否不明者について、DV等の被害者として住民基本台帳の閲覧等が制限されている場合
- ③ その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合

（3）行方不明者の捜索

- ① 市は、行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、四街道警察署等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。
- ② 救助活動関係者が救出作業、又は行方不明者捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。）を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す（本章第11節「遺体の収容、処置」参照）。

（4）災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

（5）自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、行方不明者捜索を行う。

第7節 救援・救護活動

震災により多数の傷病者が発生する中で医療機関が被災する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。また、被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。

第1 医療・救護

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 医療救護体制	保健医療班
2 災害医療情報の収集	保健医療班
3 救護班等の応援の要請	保健医療班
4 救護所の開設	保健医療班
5 後方医療機関への応援要請	保健医療班、関係機関
6 医薬品等の応援要請	保健医療班
7 傷病者等の搬送	管財・財政班、保健医療班、消防署班
8 震災時医療の費用負担	管財・財政班、保健医療班
(1) 医療救護	
(2) 助産	

【自助・共助の役割】

市民	・ 応急救護の協力に関すること
----	-----------------

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 医療救護体制、2 災害医療情報の収集・提供、3 救護班等の応援の要請、5 後方医療機関への応援要請
緊急～応急～応急復旧	4 救護所の開設、6 医薬品等の応援要請、7 傷病者等の搬送
応急復旧	8 震災時医療の費用負担

医療救護は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、国、県、他市町村、その他の関係機関の応援を得て実施する。

■災害救助法が適用された場合の体制

- 県が組織した救護班
- 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- 一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- 国立病院機構等で組織する救護班
- 一般社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県柔道整復師会（以下「県整復師会」という。）の長と締結した協定に基づき県整復師会が組織する救護班
- 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>
- 県健康福祉部が設置する災害医療本部
- 県が災害医療本部を設置した場合において、県健康福祉部の指示によって各地域の保健所（健康福祉センター）に設置される合同救護本部
- 県と協定を締結した精神科病院等で組織する災害派遣精神医療チーム<DPAT>

※医療救護活動

（資料集 資料3-18）

1 医療救護体制 <保健医療班>

大規模な震災時には、印旛保健所（印旛健康福祉センター）（当初は日本医科大学千葉北総病院内）に印旛地域合同救護本部（以下、「合同救護本部」という。）が設置され、県災害医療本部等と連携して医療救護活動を行う。この際、管内における医療救護活動は合同救護本部長（印旛保健所長）の指揮の下、地域災害医療対策会議においてあらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。市は、保健センターに市救護本部（保健医療班）を設置し、合同救護本部、市内医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに市域での医療救護活動を実施するとともに、合同救護本部の行う活動に協力する。

■合同救護本部の設置

設置者・管理者（本部長）	知事・印旛保健所長
指揮命令者	救護活動の実働は地域災害医療コーディネーター、運営全般は保健所長、最終的な指揮命令は知事
構成員	地域災害医療コーディネーター 救護チーム員（医師・看護師・保健師・薬剤師・事務職等）、個人参加の救護者（医師・看護師等）、市町村職員、保健所（健康福祉センター）職員、医療機関職員、その他

合同救護本部の組織	調整班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の震災時の医療・救護活動の総合調整に関すること ●管内の患者の搬送や受入れの調整等に関すること
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の医療機関等の被害状況や医療ニーズ等の収集、分析に関すること ●県災害医療本部への報告及び支援要請に関すること ●その他合同救護本部長が必要と認める管内の医療・救護活動に関すること
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ●医療チーム（DMATを除く）の配置及び活動の調整に関すること
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の医療機関及び管内で活動する医療チーム（DMATを除く）への支援に関すること

2 災害医療情報の収集 <保健医療班>

市は、医師会、合同救護本部、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行う。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 指定避難所及び救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、救護所等への交通状況

3 救護班等の応援の要請 <保健医療班>

本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ協定に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。

なお、救護班の主な業務内容は以下のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ③ 軽症患者等に対する医療
- ④ 指定避難所、救護所等での医療
- ⑤ 助産救護

4 救護所の開設 <保健医療班>

傷病者の対応は、市内医療機関の被災状況に応じて行われるが、医療機関だけでは対応しきれない場合、保健医療班は、指定避難所又は医療施設の一部、その他本部長（市長）が必要と認めた場所に救護所を開設する。なお設置場所の選定は、傷病者の発生状況や施設の被害状況、医療スタッフの参集状況等を踏まえ、段階的に行う。また、合同救護本部等から医療チームの来援があった場合、市医師会等救護班は巡回又は地域医療の復旧に切り替える。保健医療班は、引き続き傷病者の搬送、医薬品の輸送等の後方支援を行う。

5 後方医療機関への応援要請 <保健医療班、関係機関>

入院治療を要する患者が多数にのぼる等、市内において医療を確保することが困難な場合は、知事又は合同救護本部に対し、災害拠点病院をはじめとする後方医療施設の広域的な確保と受入れに必要な支援及び調整を要請する。

また、自衛隊が派遣された場合、保健医療班は自衛隊と協力し、救急患者、医師等の輸送を行う。

6 医薬品等の応援要請 <保健医療班>

市は、市内医療機関、薬局、医薬品販売業者等の協力により、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達を行う。救護所、医療施設等で不足する医薬品等については、合同救護本部を通じて、県災害医療対策本部に提供を要請する。

また、血液製剤の不足については、各医療機関から日本赤十字社血液センターに供給を要請する。

7 傷病者等の搬送 <管財・財政班、保健医療班、消防署班>

大規模な震災時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を以下のとおりとする。

- ① 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- ② 緊急車両等による搬送は、最優先で治療の必要な者を優先する。
- ③ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ関係機関との連携のもとに実施する。
- ④ 市民は、自らの安全を確保したうえで、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

8 震災時医療の費用負担 <管財・財政班、保健医療班>

災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間は以下のとおりとする。

(1) 医療救護

ア 医療救護の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- ① 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費
- ② 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者：協定料金の額以内

イ 期間

原則として災害発生の日から14日以内

(2) 助産

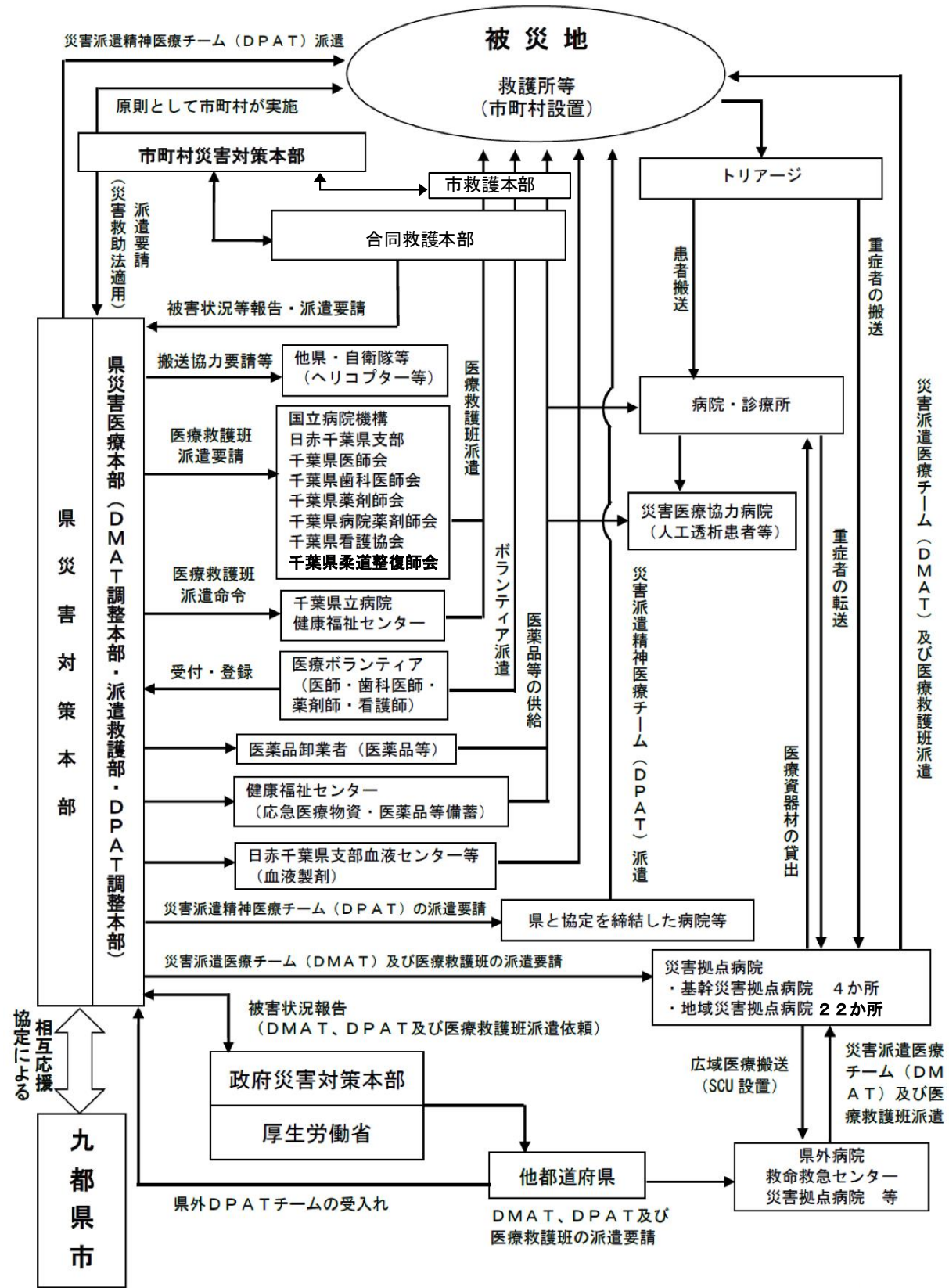
ア 助産の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- ① 産院、医療機関：使用した衛生材料、処置費、薬剤の実費
- ② 救護班：使用した衛生材料の実費
- ③ 助産師：慣行料金の80%以内

イ 期間

原則として分娩した日から7日以内

■医療救護活動の体系図（概念図）



※「市救護本部」は市保健センターに設置する。

災害応急対策編

第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急給水	水道供給班、管財・財政班
(1) 給水量	
(2) 給水方法	
(3) 医療機関等への応急給水	
(4) 水質の安全対策	
(5) 広域応援の受入れ	
(6) 自衛隊との協力	
(7) 災害救助法の手続き	
2 食料の供給	福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班
(1) 配布の対象者	
(2) 食料の供給	
(3) 食料の調達・搬送	
(4) 食料受払の管理	
(5) 炊き出し	
(6) 自衛隊との協力	
(7) 災害救助法の手続き	
3 生活関連物資の供給	福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班、
(1) 供給の対象者	
(2) 物資の供給	
(3) 物資の調達・搬送	
(4) 物資受払の管理	
(5) 自衛隊との協力	
(6) プッシュ型支援への対応	
(7) 災害救助法の手続き	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動の情報収集に関すること ・ 炊き出しの協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所での食料・物資の受入れや配布に関すること ・ 避難所運営委員会による炊き出しの実施に関すること

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 応急給水、2 食料の供給、3 生活関連物資の供給
------------	----------------------------

災害発生後、住宅の被害等による指定避難所の避難者や在宅避難者に対し、迅速かつ円滑な飲料水、食料、生活関連物資の供給活動を実施する。

1 応急給水 <水道供給班、管財・財政班>

飲料水の供給は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 給水量

生命維持に最小限必要な量として1人1日3リットルを目標とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

※市内の浄水場一覧表 (資料集 資料3-19)

※浄水器設置場所一覧表 (資料集 資料3-21)

(2) 給水方法

市は、給水車等により指定避難所等の応急給水所に飲料水を運搬する。また、状況により仮配管による給水を行う。

(3) 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、社会福祉施設、救護所等より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。

(4) 水質の安全対策

応急給水資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 広域応援の受入れ

応援要請に伴い、他の水道事業体から応援の申し出があった場合は、水道供給班が調整のうえ受入れる。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、水道供給班は自衛隊と協力し、給水活動を行う。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

2 食料の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班>

食品の供与・食料の供給は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 配布の対象者

① 指定避難所へ避難した者

② 自宅にあっても、住宅に被害を受けるなどにより炊事のできない者

- ③ 指定避難所外の避難者（在宅、車中泊、テント泊等の避難者）で炊事のできない者
- ④ 旅行者、宿泊人等
- ⑤ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- ⑥ その他、本部長（市長）が必要と認める者

（2）食料の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、適切かつ計画的な供給に努める。
- ② 食料の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、指定福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、物資供給班と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

（3）食料の調達・搬送

ア 備蓄食料

物資供給班は、備蓄食料を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。

イ 調達食料

物資供給班は以下の方法により食料を調達する。

- ① 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- ② 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ③ 調達食料は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

ウ 救援食料

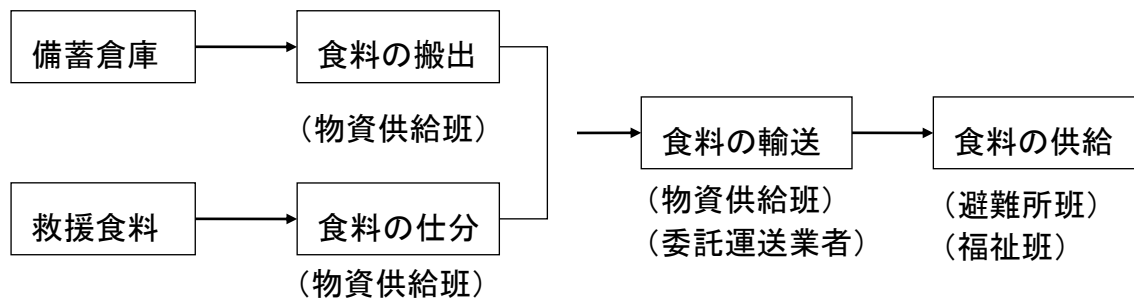
- ① 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- ② 県やその他の市町村等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品に仕分のうえ各指定避難所へ搬送する。

エ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

オ 食料の調達については、栄養士等の助言も得て実施する。

カ 食料の保管等の衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

■食料供給の主な流れ



(4) 食料受払の管理

食料の受領又は供給について、食料の種類（主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品）、数量、供給先名等を確認のうえ、食料受払簿等を作成して適切な管理を行う。

(5) 炊き出し

ア 炊き出しの方法

炊き出しその他による食品の供給は、米穀、乾パン、乾燥米飯又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、供与にあたっては被災者が直ちに食することのできる現物を給する。

- ① 炊き出しは、市からの食品等の供給を補完するものとして、避難所運営委員会やボランティア等が任意で行うことを原則とする。
- ② 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘定して決める。
- ③ 他団体等からの炊き出しの申し出については、避難所班が関係する班と調整をしたらうえで実施する。

イ 炊き出し場所

炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の屋外とする。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、避難所班は自衛隊と協力し、炊き出しを行う。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

3 生活関連物資の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班>

被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 供給の対象者

住宅に被害を受け、被服・寝具その他の日用品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常

生活を営むことが困難な者とする。

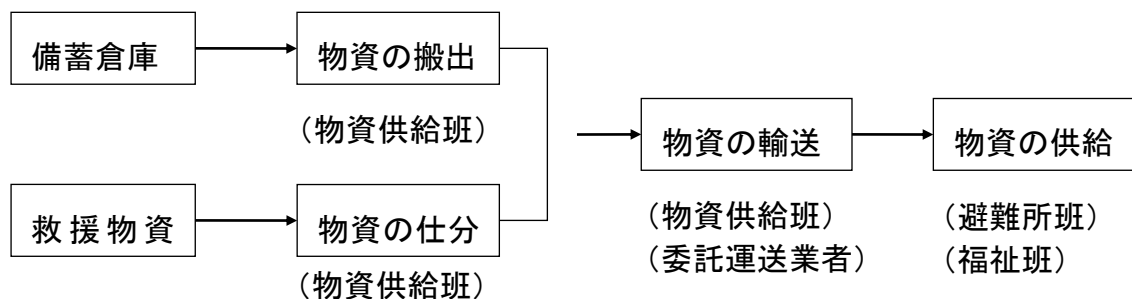
(2) 物資の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、適切かつ計画的な供給に努める。
- ② 物資の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、指定福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、物資供給班と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(3) 物資の調達・搬送

- ① 備蓄物資
物資供給班は、備蓄物資を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。備蓄倉庫は市内に分散配置する。
- ② 調達物資
物資供給班は以下の方法により物資を調達する。
 - a 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する。
 - b 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
 - c 調達物資は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。
これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。
- ③ 救援物資
 - a 市において物資の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
 - b 県やその他の市町村等からの救援物資は、テント所有者や倉庫業者と協定を締結し、物資の適正な保管管理に努める。
 - c 一時集積所は、受入れ物資を種類ごとに分別し保管する。
 - d 一時集積所に屋根がない場合、テント所有者等の支援を受ける。
- ④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

■物資供給の主な流れ



(4) 物資受払の管理

物資の受領又は供給について、物資の種類、数量、供給先名等を確認のうえ、物資受払簿

等を作成して適切な管理を行う。

(5) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、物資供給班は自衛隊と協力し、物資の搬送を行う。

(6) プッシュ型支援への対応

- ① 情報の寸断や行政機能の低下等、市が県に対して必要物資等の状況を伝えることが困難な状況の場合に、県、国が市からの具体的な要請を待たずに物資の供給を行うプッシュ型支援を想定し、物資等の備蓄状況や集積拠点等について、県との情報共有を図る。
- ② 一時集積所に物資が過剰集中することで当該施設が利用できないことが考えられるため、市内倉庫・運送業者と協定を締結し、震災時にプッシュ型支援物資の受入れ及び保管、各指定避難所までの運送を委託する。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第8節 建築物・住宅の応急対策

災害により住宅が焼失、又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、県、市の連携のもとに応急仮設住宅の建設、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等を行う。

また、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急仮設住宅の建設	建築班、管財・財政班
(1) 入居対象者	
(2) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）	
(3) 応急仮設住宅の管理等 (4) 災害救助法の手続き	
2 被災住宅の応急修理	建築班、管財・財政班
(1) 応急修理の対象者	
(2) 修理方法	
(3) 修理の範囲 (4) 災害救助法の手続き	
3 住宅敷地内障害物の除去	土木班、建築班、管財・財政班
(1) 障害物除去の対象者	
(2) 障害物除去の方法 (3) 災害救助法の手続き	
4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動	土木班、建築班
(1) 建築物の応急危険度判定活動 (2) 被災宅地の危険度判定活動	

【自助・共助の役割】

市民	・危険度の高い建築物・宅地の立入制限への協力に関すること
----	------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動
応急～応急復旧	2 被災住宅の応急修理
応急復旧	1 応急仮設住宅の建設、3 住宅敷地内障害物の除去

1 応急仮設住宅の建設 <建築班、管財・財政班>

応急仮設住宅の建設は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救

助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 入居対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が焼失、倒壊又は流失した者
- ② 居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者
- ④ 被災時に四街道市に居住していた者（住民登録の有無は問わない）

(2) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）

ア 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、土砂災害等の危険地でないこと等を考慮して選定する。

イ 応急仮設住宅の着工期間

着工期間は、災害等により迅速な処理が困難である場合を除き、災害発生の日から 20 日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求める等、迅速な措置を図る。

ウ 応急仮設住宅の規模

一戸当たりの規模は 29.7 m²（9 坪）を基準とし、軽量鉄骨等の組立住宅とする。

(3) 応急仮設住宅の管理等

- ① 県知事が設置する応急仮設住宅の管理について、本部長(市長)は、これに協力する。
- ② 災害救助法による応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第 85 条第4項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とする。
- ③ 応急仮設住宅の入居者に対し、以下の対策を行う。
 - a 一般住宅等への転居を勧める。
 - b 公営住宅等に空き室がある場合は、被災者の入居あっせんを実施する。
 - c 公営住宅等に空き室がない場合は、他の市町村の公営住宅等への入居あっせんを県へ要請する。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

2 被災住宅の応急修理 <建築班、管財・財政班>

住宅の応急修理は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 応急修理の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 修理方法

修理方法は、市と建設業者との請負契約により建築班の監督指導のもとに実施する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とする。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

3 住宅敷地内障害物の除去 <土木班、建築班、管財・財政班>

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 障害物除去の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住宅の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力では、障害の除去ができない者

(2) 障害物除去の方法

実施機関は、人夫又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限る(応急的救助に限る)。

(3) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動 <土木班、建築班>

(1) 建築物の応急危険度判定活動

被害予測及び情報収集の被害状況により災害対策本部長が応急危険度判定実施を決定、災害対策本部内に判定実施本部を設置し、建築課長を判定実施本部長に任命することで応急危険度判定を実施する。

被災後直ちに庁舎、指定避難所内の建築物の応急危険度判定を実施し、その後順次対象建築物を行う。

判定の優先順位は、病院、社会福祉施設、共同住宅及び戸建住宅とする。

(2) 被災宅地の危険度判定活動

被災した宅地の二次災害を防止し、市民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。

都市計画課は、被災宅地危険度地域判定連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」や千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定要綱」等

に準拠して、災害対策本部内に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地連絡協議会）等に基づき行い、凡例の結果はステッカー等で表示する。

市は、被災宅地危険度判定士が不足する場合、県に同判定士の派遣を要請する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険個所への立入制限を実施する。

第9節 都市施設等の応急対策

震災時において、道路・橋梁等の公共施設や、上下水道、電気、ガス、通信等のライフラインが被災した場合、物資の輸送等の応急対策や市民生活へ及ぼす影響が大きく、その後の復旧の遅れにつながることから、施設管理者及び事業者は速やかに応急対策を実施し、機能の復旧を図る。

第1 公共施設の応急対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 道路・橋梁	土木班、道路班、関係機関
(1) 震災時の応急措置	
(2) 応急復旧対策	
2 水防活動	消防本部班、消防署班、消防団班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 道路・橋梁
事前、初動	2 水防活動

震災が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者は、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置等の利用者の安全対策及び応急措置並びに復旧対策を講じる。

1 道路・橋梁 <土木班、道路班、関係機関>

(1) 震災時の応急措置

- ① 県（印旛土木事務所）は、千葉県地域防災計画に基づき市の応急対策を援助し、県災害対策本部の活動体制に従い、応急措置を行う。市からの道路・橋梁被害報告をまとめ、緊急度に応じ応急復旧、障害物の除去等総合対策の検討及び調整を行う。
- ② 市及び関係機関は、道路の亀裂、陥没、損壊、倒壊物、落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに通行止め等の応急措置を行う。

(2) 応急復旧対策

- ① 国・県は、被害を受けた国・県道を速やかに応急復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路に指定されている路線を最優先に応急復旧を行う。
- ② 東日本高速道路㈱は、同社の防災業務計画の定めるところにより、直ちに災害応急活動を行う。
- ③ 市及び関係機関は、被害を受けた市道を速やかに応急復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。
- ④ 市は、緊急輸送道路として指定した路線を最優先に障害物を除去し、その後逐次一般市道の復旧作業を実施する。

2 水防活動 <消防本部班、消防署班、消防団班>

震災時に伴う水防活動は、第2章第4節 1「水防計画」による。

第2 ライフライン施設の応急対応

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 水道施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 応急復旧対策 (3) 震災時の広報	水道供給班
2 下水道施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 応急復旧対策 (3) 震災時の広報	下水道班
3 電力施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 震災時の応急措置 (3) 応急復旧対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設 (1) 実施担当機関 (2) 担当域 (3) 非常災害対策	東京ガス(株)
5 LPガス施設 (1) 供給設備の点検 (2) 消費設備の調査 (3) 二次災害の防止 (4) 応急復旧対策	LPガス販売事業者
6 通信施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 震災時の応急措置 (3) 応急復旧対策	東日本電信電話(株)
7 通信施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 応急措置 (3) 応急復旧	(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 水道施設、2 下水道施設、3 電力施設、4 都市ガス施設、5 LPガス施設、6 通信施設、7 通信施設
------------	---

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が震災により被害を受けた場合、都市機能そのものの麻痺につながるとともに、市民の生活への影響が極めて大きい。そのため、市及び各ライフライン機関では、これらの施設の応急復旧体制を確立し、相互に緊密な連携を図りながら迅速な応急対策を行う。

1 水道施設 <水道供給班>

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡体制を確立し、給水拠点への応急給水、復旧を実施する。また、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 震災時の活動体制

水道供給班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。

なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定管工事業協同組合及び公益社団法人日本水道協会千葉県支部を通じて他の水道事業者に応援を要請する。また、不足する車両・資機材等については、関係機関、関係業者等に応援を求める。

(2) 応急復旧対策

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

- ① 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- ② 主要な配水管や病院、指定避難所等の応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を確保し、材料が不足した場合は、メーカーやその他水道事業者等から調達する。

(3) 震災時の広報

震災直後、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。広報手段については、水道供給班が本部事務局を通じてマスコミ機関への情報提供を行う。広報内容については、以下のとおりである。

■水道施設の被害に係る広報

- 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- 水質についての注意事項

2 下水道施設 <下水道班>

震災時における下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、下水機能の回復を図って排水に万全を期する。

(1) 震災時の活動体制

災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。

(2) 応急復旧対策

ア 災害復旧資機材の確保・調達

震災発生時必要となる資機材を確保する。また、資機材が不足する場合は、他の市町村や下水道関係業者等から調達する。

イ 施設の点検

主要幹線管渠等重要性が高いところから点検を行う。被災箇所が多く、下水道班職員だけで対応できない場合は、他の市町村や施工業者等の支援を求め、緊急に施設の点検を行う。

ウ 応急復旧の優先順位

下水道施設は上水道とともに市民生活に必要な不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧する。また、被害程度にもよるが重要幹線管渠、その他特に危険箇所としてあらかじめ被害が想定できるところから作業を行い、二次災害等が発生しないよう応急復旧に努める。

エ 応急復旧方法

① 管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等の二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価をし、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

② マンホールポンプ

流水機能の確保が最優先であり、被害状況の把握と施工業者の手配と割振り及び電力の確保を行う。

③ 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な施工業者を紹介する。

オ 県下水道施設の応急復旧

市は、流域下水道の上流であるため、県の管理する流域幹線管渠の応急復旧対策は、千葉県地域防災計画により県が実施する。

(3) 震災時の広報

災害対策本部と連携を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

3 電力施設 <東京電力パワーグリッド(株)>

震災時においても原則として電力の供給は継続される。

震災により電気の供給が停止したとき、又は停止するおそれのあるときは、四街道市を管轄する千葉総支社は非常災害対策支部を設置し、応急対策及び復旧措置を講じる。

(1) 震災時の活動体制

ア 活動体制

地震が発生したとき、四街道市を管轄する千葉総支社は、非常災害対策支部を設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

イ 情報連絡ルート

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社が震災時に実施する情報連絡ルートは、主に以下の2系統になる

- ① 震災に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握
- ② 市災害対策本部、消防署、警察署及び各防災関係機関との情報連絡

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 第一線機関等相互の流用
- ② 現地調達
- ③ 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部宛緊急出荷のうえ、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

- ① 震災時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ② 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

震災時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

① 送電設備

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a 全回線送電不能の主要線路b 全回線送電不能のその他の線路c 一部回線送電不能の重要線路d 一部回線送電不能のその他の線路 |
|---|

② 変電設備

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所b 都心部に送電する系統の送電用変電所c 重要施設に供給する配電用変電所 |
|---|

③ 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

④ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

- ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、以下の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

■感電事故並びに漏電による出火防止に係る広報

- 無断昇柱、無断工事をしないこと
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに連絡すること。
- 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
- 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
- その他事故防止のための留意すべき事項

- エ 震災時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

- オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておく。

4 都市ガス施設 <東京ガス株>

震災により都市ガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

特に、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 実施担当機関

東京ガス株…東京ガス株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。

(2) 担当域

ア 千葉導管ネットワークセンター

四街道市内では、みそら、旭ヶ丘、山梨、成山、鷹の台、鹿放ヶ丘の全部及び大日、小名木、南波佐間の一部が供給区域となっている。

イ 佐倉支社

四街道市内では、四街道、下志津新田、美しが丘、和良比、さつきヶ丘、栗山、大日、鹿渡、めいわ、小名木、さちが丘の全部又は一部、千代田、物井、もねの里、池花の全部

及び長岡の一部地区が供給区域となっている。

(3) 非常災害対策

ア 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策本部長は、必要に応じ、勤務時間外にある社員等に対して即時に出動を命じ、あるいは他の業務に従事中の社員等に対し、その業務を中止して非常事態の対応にあたるよう命ずる。

また、特別編成を必要とする非常災害が予想され又は発生した場合は、当社の非常事態対策関係諸規則並びに対策要綱に基づき動員体制をとり、処理にあたる。

- ① 第1次非常体制……第2次非常体制以外の場合
- ② 第2次非常体制……当社事業への影響度が特に甚大である場合

イ 非常事態の発令及び解除

- ① 非常事態が発生、又は予想される場合、防災供給部は、別途定める「非常事態対策要綱」で指定する者を通じて、社長に具申する。対策本部の設置は、社長が別に命ずるところによる。
- ② 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ、当該所管内の非常体制を発令することができる。
- ③ 非常事態が発令された場合は、速やかに非常事態対策本部及び非常事態対策支部を設置する。
- ④ 社長は、災害発生のおそれがなくなった場合又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。

ウ 情報収集、連絡体制

災害等の予知情報は、ラジオ、テレビ等で入手するとともに、本社との連絡をとりつつ、非常体制発令準備、その他情報分析を行う。

エ ガス供給遮断対策

ガスの漏えいがある場合は、社内の各班との連携をとり状況に応じて各所のバルブを遮断し、市民に対する二次的災害を防止する。

オ 需要家に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。また、震災時には、市民の不安除去、波及事故の防止を行うため、巡回のほか、消防署、四街道警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。供給を停止した場合は、以下について広報及び連絡を行い、周知に努める。

■ガスの供給停止に係る広報

- | |
|--|
| ●ガスメータの復帰操作を試みてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。 |
| ●ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。 |

5 LPガス施設 <LPガス販売事業者>

LPガス販売事業者は、震災の発生とともに、以下のとおりLPガス供給設備の点検、応急復旧対策等を行う。

- (1) 供給設備の点検
 - ① LPガス容器バルブの閉止確認及び転倒容器の修復
 - ② LPガス容器及び供給設備の損傷点検並びに漏えい検査
- (2) 消費設備の調査
 - ① 消費設備（配管、燃焼器具等）の損傷点検並びに漏えい検査
 - ② 末端閉止弁、器具栓の閉止
- (3) 二次災害の防止
 - ① 危険箇所（倒壊家屋、焼失家屋等）からの容器の撤収
 - ② 放置容器等の回収
- (4) 応急復旧対策
 - ① LPガス供給、消費設備の応急復旧
 - ② LPガス消費設備の安全総点検の実施及び早期安全供給の実施
 - ③ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

6 通信施設 <東日本電信電話(株)>

震災時における公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、東日本電信電話株式会社の災害対策規程の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

- (1) 震災時の活動体制
 - ア 災害対策本部の設置
震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。
 - イ 情報連絡体制
震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。
- (2) 震災時の応急措置
 - ア 設備、資機材の点検及び発動準備
大地震の発生とともに、以下のとおり設備、資機材の点検等を行う。
 - ① 電源の確保
 - ② 災害対策用無線機装置類の発動準備
 - ③ 非常用電話局装置等の発動準備
 - ④ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
 - ⑤ 局舎建築物の防災設備の点検
 - ⑥ 工事用車両、工具等の点検
 - ⑦ 保有資材、物資の点検
 - ⑧ 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握
 - イ 応急措置
震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の

疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最大限の通信を確保するため、以下のとおり応急措置を行う。

- ① 通信の利用制限
- ② 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ③ 無線設備の使用
- ④ 特設公衆電話の設置
- ⑤ 非常用可搬型電話局装置等の設置
- ⑥ 臨時電報、電話受付所の開設
- ⑦ 回線の応急復旧
- ⑧ 伝言・取次サービスの実施

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって以下の事項を利用者に周知する。

■震災時の広報

- 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 災害復旧措置と復旧見込時期
- 通信利用者に協力を要請する事項
- 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、以下により工事を実施する。

- ① 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

7 通信施設 <㈱NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱>

通信施設が被災した場合、緊急連絡機能が損なわれるほか、輻輳等により被災者の安否確認や防災関係機関への通報や連絡等が不可能になる。

また、長期にわたって不通となると、被災者の不安や社会的混乱を招くことから、災害時用公衆電話の設置等を含め迅速な応急復旧対策を行う。

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災時には、災害対策本部や対策室等の対策組織を設置し、通信ネットワーク復旧対策を講じる。

イ 情報連絡体制

情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 応急措置

ア 重要通信の疎通確保

災害等に際し、以下の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること
- ③ 非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと

イ 安否確認手段提供

震災時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

(3) 応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。また、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。

ア 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

イ 震災時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況等について、WEBサイト等を用いた情報公開に努める。

ウ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第10節 交通対策及び震災警備

震災時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、緊急輸送道路の確保に努める。また、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱も予想されることから、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を図る。

第1 緊急輸送体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 緊急通行車両の確保	管財・財政班
(1) 緊急通行車両の確認	
(2) 標章及び確認証明書の交付	
(3) 標章の貼付等	
(4) 事務手続き	
(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認	
2 緊急輸送体制	本部事務局、管財・財政班、関係機関
(1) 車両輸送	
(2) 鉄道輸送	
(3) ヘリコプターによる輸送	

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 緊急通行車両の確保、2 緊急輸送体制
---------------	----------------------

大規模な災害が発生した場合の応急対策に必要な人員、物資及び被災者の避難輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ的確に確保し、有効かつ円滑に活用するため、車両等の調達、配車を行う。

1 緊急通行車両の確保 <管財・財政班>

(1) 緊急通行車両の確認

車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求められることができる。

(2) 標章及び確認証明書の交付

前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(3) 標章の貼付等

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウィンドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときには、これを提示する。

(4) 事務手続き

この届出に関する事務手続きは、知事においては、総務部消防地震防災課長又は北総県民センター長に、また、公安委員会においては、四街道警察署長（当該車両の本拠地を管轄する警察署）又は交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は四街道警察署長を経由し、公安委員会に行う。

(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認

事前届出済証の交付を受けてある車両の確認は、県警本部、四街道警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

※緊急通行車両確認関係様式 (資料集 資料 4-1)

※緊急通行車両等事前届出車両一覧表 (資料集 資料 4-2)

2 緊急輸送体制 <本部事務局、管財・財政班、関係機関>

応急対策活動のための輸送方法は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに地域の交通状況等を勘案し、以下の方法により柔軟かつ適切な輸送を行う。

(1) 車両輸送

緊急通行車両による人員及び資材の輸送は、災害対策本部長の指揮の下、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

ア 緊急通行車両の確保

事前届出済の車両については、本部事務局が速やかに四街道警察署等に緊急通行車両の確認を行い、標章及び確認証明書の交付を受け、緊急通行車両を確保する。

イ 車両の管理（上下水道部所管の車両は除く）

緊急輸送車両の管理は、管財・財政班が集中管理する。ただし、既に各班において応急活動に使用されている車両は、管財・財政班から返却の要請があるまではそのまま使用することができる。

ウ 車両の運行

車両の運行は、管財・財政班が常に配車状況を把握し、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

エ 市内運送業者等の車両の確保

管財・財政班が管理する車両だけでは不足が生じる場合、管財・財政班は市内運送業者等より借上げの措置を行い配車する。また、市内での車両の確保が困難な場合、その他市町村又は県に協力要請を行い、車両を確保する。

(2) 鉄道輸送

車両による輸送が渋滞等により著しく困難な場合、東日本旅客鉄道(株)の最寄りの駅に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

車両、鉄道輸送だけでは対応が困難であり、特に緊急を要する場合は、県知事を通じて自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

第2 障害物の除去

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 障害物の除去	環境衛生班、土木班、建築班、道路班、下水道班、関係機関

【自助・共助の役割】

障害物の管理・所有者	・障害物の除去への協力に関すること
------------	-------------------

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 障害物の除去
------------	----------

市は、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、県及び市が選定した緊急輸送道路を最優先とした交通の確保に努める。

1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、下水道班、関係機関>

緊急を要するため、各道路管理者等に通報する時間的余裕がないときは、当該障害物を知った機関が、直ちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡する。

また、自衛隊が派遣された場合、関係各班は自衛隊と協力し、障害物の除去を行う。

- ① 道路上のガレキ等障害物は、道路管理者と連絡調整のうえ、あらかじめ協定を結んだ市内建設業者等に指示して除去する。
- ② 道路面に生じた亀裂、陥没等は、市内建設業者に指示し、埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- ③ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じ、所管の占有者に連絡する。
- ④ 災害により生じた損壊家屋等のうち、道路交通安全上危険性が高く、緊急を要するものについては直ちに除去する。
- ⑤ 除去作業を実施するにあたっては、可能な限り障害物の管理者、もしくは所有者の同意を得る。
- ⑥ 一般廃棄物最終処分場が整備された場合、仮置場として使用する。また、併せて、最終処分、リサイクル先を考慮した分別、焼却、破砕等の中間処理（積出）基地を確保する。

第3 交通規制

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 道路管理者の通行禁止又は制限	道路班、関係機関
2 公安委員会の交通規制	四街道警察署
3 警察署長の交通規制	四街道警察署
4 警察官の交通規制等	四街道警察署
5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等	消防本部班
6 交通情報の収集及び提供	土木班、建築班、道路班、四街道警察署
7 震災発生時における運転者のとるべき措置	四街道警察署

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の自動車使用の自粛に関すること ・震災発生時における運転者のとるべき行為に関すること
----	---

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 道路管理者の通行禁止又は制限、2 公安委員会の交通規制、3 警察署長の交通規制、4 警察官の交通規制等、5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等、6 交通情報の収集及び提供、7 震災発生時における運転者のとるべき措置
------------	--

震災時における交通規制に関する事項は、千葉県地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり実施する。

■交通規制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ●震災時において応急対策に必要な物資の緊急輸送道路を確保するため、市民に対し自動車利用を控えるよう広報を行い、周知徹底を図る。 ●震災時、交通規制もしくは緊急交通路の確保を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に協力を要請し、必要な対策を講じる。
--

1 道路管理者の通行禁止又は制限 <道路班、関係機関>

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

2 公安委員会の交通規制 <四街道警察署>

- ① 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- ② 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそ

れがある場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保にあたる。

3 警察署長の交通規制 <四街道警察署>

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

4 警察官の交通規制等 <四街道警察署>

- ① 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- ② 警察官は、通行禁止区域（前記2の②により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないときや運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、災害対策基本法第76条の3第2項に基づき警察官は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等 <消防本部班>

- ① 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記4の②の職務の執行について行うことができる。
- ② 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

6 交通情報の収集及び提供 <土木班、建築班、道路班、四街道警察署>

- ① 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。なお、四街道警察署は、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- ② 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

7 震災発生時における運転者のとるべき措置 <四街道警察署>

震災発生時における運転者のとるべき措置については、以下の事項の周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、以下の行動をとること
 - ① 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

- ② 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
 - ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しないこと
- (3) 通行禁止区域等においては、以下の措置をとること
- ① 車両を道路外の場所に置くこと。
 - ② 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
 - ③ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

第4 震災警備

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 千葉県警察災害警備実施計画	県警本部、四街道警察署
(1) 基本方針	
(2) 警備体制	
(3) 災害警備活動要領	

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 千葉県警察災害警備実施計画
------------	-----------------

震災警備は、千葉県警察災害警備実施計画に基づき、県が実施する。

震災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

1 千葉県警察災害警備実施計画 <県警本部、四街道警察署>

(1) 基本方針

警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助・避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制

地震に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

県内に震度4以上の地震が発生した場合及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

県内に震度5弱の地震が発生した場合及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

県内に震度5強以上の地震が発生した場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた場合等

(3) 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索や迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、死体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第11節 遺体の収容、処置

震災により行方不明の者、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を実施するとともに、死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及び遺体の処理に必要な物資を確保し、必要に応じて応急的な埋葬等を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 遭難者等の捜索	土木班、建築班、道路班、下水道班、消防署班、消防団班、四街道警察署
2 遺体の検案	保健医療班、関係機関
3 遺体の収容・安置	市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署
4 火葬・埋葬	環境衛生班

【自助・共助の役割】

区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・遭難者等の捜索に関すること ・身元確認等の協力に関すること
--------------	---

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 遭難者等の捜索、2 遺体の検案、3 遺体の収容・安置、4 火葬・埋葬
---------------	--------------------------------------

遺体の捜索、収容、埋葬は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、下水道班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

遭難者の捜索は、消防署班、消防団班が、四街道警察署、その他区・自治会、自主防災組織等の協力を得て以下のとおり実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、遭難者の捜索を行う。

なお、震災により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、自衛隊等が連携して実施する。

- ① 捜索活動は、消防署班、消防団班が四街道警察署、自衛隊等と連絡を密接にとりながら、実施する。
- ② 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部事務局及び四街道警察署に連絡する。

- ③ 発見した遺体は、現地の一定した場所に集め、警戒員を配置し監視を行う。

2 遺体の検案 <保健医療班、関係機関>

原則として、現地において警察官が検視(見分)した後の遺体は、保健医療班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり、遺体の検案を実施できる体制を整える。

- ① 遺体の検案は、警察における計画を除き、本部長(市長)は検案医師等について、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。
- ② 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- ③ 身元不明者については、遺体や所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- ④ 検案を終えた遺体は、保健医療班が各部、関係機関等の協力を得て、本部長(市長)が指定する遺体収容所(安置所)へ搬送し、環境衛生班へ引き継ぐ。

3 遺体の収容・安置 <市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署>

環境衛生班は、四街道警察署、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- ① 環境衛生班は、本部長(市長)の指示に基づき市内の病院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定して、遺体収容所(安置所)を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- ② 市内葬儀業者に協力を構築し、遺体収容所や納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
- ③ 遺体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。
- ④ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- ⑤ 市民窓口班に対して死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- ⑥ 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、死体処理台帳により整理のうえ引き渡す。

※死体処理台帳

(資料集 資料4-5)

4 火葬・埋葬 <環境衛生班>

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

- ① 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- ③ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理表により整理のうえ、引き渡す。
- ⑤ 火葬場の所在、名称を以下に示す。

■火葬場

名 称	所 在 地	規 模	連 絡 先
佐倉市、四街道市、酒々井町 葬祭組合・さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	8基	484-0846

⑥ 応援要請

環境衛生班は、市で使用する火葬場が災害により使用できない場合及び火葬場の能力を上回る死者が発生した場合は、県に対し火葬場のあっせんを要請する。

⑦ 遺体の搬送

市外や県外の火葬場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等の車両等による搬送を要請する。また、知事に要請し、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班は自衛隊と協力して遺体の搬送を行う。

※遺留品処理票 (資料集 資料 4-6)

※火葬・埋葬台帳 (資料集 資料 4-7)

第12節 保健衛生・防疫・廃棄物対策

地震により医療機関が被災する等、市民生活に著しい影響があるとき、また、感染症等が流行するおそれがある場合、市は関係機関と連携して被災者に対し、保健衛生及び防疫活動を行う。また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活面で不都合が生じてくるため、被災地の市民生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 防疫・保健衛生

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 防疫活動	保健医療班、環境衛生班
2 保健衛生活動	保健医療班
3 ペット対策	環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化に伴う健康管理に関すること ・感染症対策に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の衛生管理に関すること ・避難者の健康把握の協力に関すること

【活動目標】

応急復旧	1 防疫活動、2 保健衛生活動、3 ペット対策
------	-------------------------

震災時における感染症や食中毒の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ強力で防疫・保健衛生対策を実施する。

1 防疫活動 <保健医療班、環境衛生班>

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、被災地域の家屋周辺において感染症が発生し、又は、発生するおそれがあるときはその地域を重点的に消毒し、同時にネズミや害虫等の駆除を実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班、保健医療班は自衛隊と協力し、防疫活動を行う。

- ① 防疫は、被災状況に応じて印旛保健所（印旛健康福祉センター）や市医師会等にも協力を求めて環境衛生班が実施する。
- ② 地域住民の協力を得て、市内の道路、公園、その他必要な場所を消毒する。また、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等の協力を得て、検病調査、指定避難所の防疫指導及び予防宣伝の業務を迅速かつ的確に行う。
- ③ 感染症患者又は病原体保有者を確認したときは、速やかに印旛保健所（印旛健康福祉センター）へ連絡するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。また、知事は感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

- ④ 地域住民の協力を得て情報の把握に努めるとともに、被災地域に必要な薬剤の配布を行う。
- ⑤ 衛生状態の悪化や感染地域の拡大により、防疫に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県及びその他関係機関に応援要請を行う。
- ⑥ 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況について随時、印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告する。

2 保健衛生活動 <保健医療班>

市及び印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、以下のとおり保健対策を講じる。

- ① 市医師会、市歯科医師会、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持、口腔ケアの指導、健康相談等を実施し被災者の健康管理を行う。特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- ② 市の把握する要配慮者に関する情報と印旛保健所（印旛健康福祉センター）の把握している要配慮者の健康状態に関する情報の共有・交換を行う。
- ③ 避難生活における重要な健康課題となる、感染症、熱中症、心の健康、車中泊等によるエコノミークラス症候群について、早期からの積極的な予防活動に努める。また、避難者に対して定期的な運動などを推奨する。
- ④ 巡回時には、避難生活での衛生状態、食料等物資の配給状況等についても把握し、関係する各班に、被災者の健康保持の観点から必要な助言や要請を行う。

3 ペット対策 <環境衛生班>

- ① 市は、飼い主の被災等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。
- ② 負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。

第2 廃棄物処理

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 生活ごみの処理	環境衛生班
(1) ごみ処理計画	
(2) ごみの収集方法	
(3) クリーンセンターの復旧等	
2 し尿の収集・処理	環境衛生班
(1) し尿に関する処理方針	
(2) 収集必要量の推計方法	
(3) し尿の処理	
3 倒壊家屋の除去	環境衛生班、管財・財政班
(1) 災害廃棄物処理計画	
(2) がれきの処理方針	
(3) 粗大ごみの処理方針	
(4) 分別方法	
(5) 中間処理・最終処分方法	
(6) 災害救助法の手続き	
4 環境大臣による廃棄物の処理の代行	環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	・生活ごみの適切な処理に関すること
区・自治会、自主防災組織	・指定避難所での適切なごみ処理に関すること

【活動目標】

応急～応急復旧	1 生活ごみの処理、2 し尿の収集・処理、3 倒壊家屋の除去、4 環境大臣による廃棄物の処理の代行
---------	---

震災により発生するごみやし尿及び損壊家屋等災害廃棄物の収集・処理を実施する。

1 生活ごみの処理 <環境衛生班>

(1) ごみ処理計画

ア 一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）及び四街道市災害廃棄物処理計画に定めるところにより、震災発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。

一方、市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、市の処理方針に応じて排出するよう協力を呼びかける。

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家

庭から排出されるものは、適切な処理方法を広報する。

イ 広域応援の受入れ

ごみの収集及び処分について、必要に応じ、県を通じて応援要請する。その場合、環境衛生班が受入れ窓口となり、効率的な業務を実施する。

(2) ごみの収集方法

- ① 腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- ② ごみの分別は基本的には平常通りとするが、特例的な分別が必要な場合には適宜検討する。

(3) クリーンセンターの復旧等

ア 被害の把握と応急措置

クリーンセンター長は、震災発生直後に建物、プラントの被害、液状化、不等沈下等の地盤災害の状況等を速やかに点検し、直ちに稼働できるよう応急措置を講じる。

イ 施設状況の報告

クリーンセンター長は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに総括班長を経て本部事務局へ連絡する。

ウ 応急復旧措置

クリーンセンター長は、被害の状況を踏まえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図る為に必要な措置を講ずる。

エ 応援要請等

処理施設での処理能力を上回る大量のごみが生じた場合、周辺の環境に留意して、市有地又は市域内の未利用地等を臨時集積地として利用するとともに、その他市町村に対し、ごみ処理について応援要請を行う。

2 し尿の収集・処理 <環境衛生班>

(1) し尿に関する処理方針

震災により水洗トイレが使用できなくなる可能性があること等から、し尿の発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して四街道市災害廃棄物処理計画の定めるところにより、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

(2) 収集必要量の推計方法

市において、定めた推計方法によって収集必要量を推計し、処理体制の確立を図る。

(3) し尿の処理

指定避難所等に必要に応じて貯留式の仮設トイレを設置するとともに、委託業者の協力を得て、し尿の収集・処理を実施する。

また、被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

3 倒壊家屋の除去 <環境衛生班、管財・財政班>

(1) 災害廃棄物処理計画

四街道市災害廃棄物処理計画により、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

震災時における被災地域で発生する廃棄物は、行政、市民、事業者が連携を図りながら、適正かつ円滑な処理にあたる。

市は、震災による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき相互に協力要請を行う。

イ 廃棄物の処理

環境衛生班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(2) がれきの処理方針

がれきは、膨大な量の発生が想定されるため、市域内の未利用地を仮置き場として確保し、いったん仮置き場に保管したうえで、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、民間施設や他市町村の協力により適正に処分する。

(3) 粗大ごみの処理方針

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

(4) 分別方法

震災廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次の分別を行ったのち、仮置き場に収集する。

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材、金属、可燃物等、不燃物等の粗分別を行った後、仮置き場へ搬入する。

イ ビル、マンション等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、可燃物等の粗分別を行ったのち、仮置き場へ搬入する。

(5) 中間処理・最終処分方法

- ① 可燃物のうち木造家屋等の柱材等については、極力リサイクルをするとともに、その他可燃物はクリーンセンターにおいて焼却するものとし、必要に応じ民間施設や他市町村の協力を要請する。
- ② コンクリート片は、民間の再資源化施設により、リサイクルを行うことを基本とする。
- ③ 粗分別後に残る混合物（土砂が主体）についてもできるだけ分別を行い所要の処分を行う。

(6) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

4 環境大臣による廃棄物の処理の代行 <環境衛生班>

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、本部長（市長）の指示により、震災廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第13節 教育対策

文教施設の被災、又は児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、文教施設の応急復旧及び被災した児童生徒に対する学用品等の供与を速やかに実施し、就学に支障のないよう応急措置を講ずる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急教育・保育の実施	子育て支援班、教育復旧班、各教育施設
(1) 保育施設及び学童保育施設	
(2) 公立小中学校	
2 学用品の調達・支給	教育復旧班、管財・財政班
(1) 実施機関	
(2) 支給の方法	
(3) 学用品の調達	
(4) 災害救助法の準用	
(5) 災害救助法の手続き	
3 学校給食の措置	教育復旧班
4 文化財の保護	教育復旧班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 応急教育・保育の実施
応急～応急復旧	2 学用品の調達・支給、3 学校給食の措置、4 文化財の保護

1 応急教育・保育の実施 <子育て支援班、教育復旧班、各教育施設>

(1) 保育施設及び学童保育施設

- ① 施設長等は、状況に応じ児童及び職員に適切な避難指示を与える。
- ② 施設長等は、災害の規模並びに児童、職員及び施設設備の被災状況を速やかに把握するとともに、子育て支援班へ報告する。
- ③ 子育て支援班は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、施設長等はその指示事項の徹底を図る。
- ④ 勤務時間外に災害が発生したときは、職員は所属の施設に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力し、応急保育の実施や施設の管理等のための万全な体制を確立する。
- ⑤ 施設長等は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の保育体制の編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑥ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童は、施設において保育する。また、被災により通所できない児童については地域ごとに実情を把握するよう努める。
- ⑦ 施設を避難所等に提供したため、長期間施設として使用不可能な場合、子育て支援班は早急に保育等が再開できるよう措置を行うとともに、施設長等に指示して、平常保育等

の開始される時期を早急に保護者に連絡する。

(2) 公立小中学校

- ① 学校長は、状況に応じ児童生徒及び職員に適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被災状況を速やかに把握するとともに、教育復旧班（教育部）へ報告する。
- ③ 教育復旧班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ④ 学校長は、状況に応じ、教育復旧班と連絡のうえ、臨時休校等必要な措置をとる。
- ⑤ 学校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を作成する等、指定避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑥ 学校長は、準備した学校安全計画に基づき、学校へ収容可能な児童生徒については臨時的学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑧ 学校長は、疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、平常時に準じた指導を行うよう努める。
- ⑨ 学校長は、教室等を避難場所等として使用されることになった場合は、避難所班と協議して、避難場所等のスペースのほかに応急教育の場を確保し、相互の機能を妨げないように配慮する。
- ⑩ 学校長は、災害の推移を把握し、教育復旧班と緊密に連絡のうえ、平常授業に戻るよう努める。

2 学用品の調達・支給 <教育復旧班、管財・財政班>

(1) 実施機関

- ① 学用品の供与は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長（市長）に救助を行わせることができる。

(2) 支給の方法

教育復旧班は各学校長と緊密な連絡をとり、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて支給する。

(3) 学用品の調達

教科書については、県教育委員会と協議のうえ指定業者に納入させる。その他の学用品については、教育復旧班、市内業者、学校の三者間で協議のうえ購入する。

(4) 災害救助法の準用

学用品の供与対象者、学用品の品目、学用品の費用限度、学用品の供与期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

(5) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章3節「災害救助法の適用」参照）。

3 学校給食の措置 <教育復旧班>

- (1) 教育復旧班は、学校再開にあわせて速やかに学校給食が実施できるよう努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- (2) 学校給食は、以下の場合には一時中止する。
- ① 感染症その他危険の発生が予測される場合
 - ② 震災により給食物資が入手困難な場合
 - ③ 給食施設が被災するなど、給食の実施が不可能となった場合
 - ④ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

4 文化財の保護 <教育復旧班>

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに教育復旧班に通報するとともに災害の拡大防止に努める。

第14節 被災者の支援

震災により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、市は、速やかに罹災証明書を発行する。また、各地から寄せられる義援金品については、適切な管理の下、公平な分配に努める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 罹災証明書の発行	調査班、消防本部班
(1) 罹災証明の申請	
(2) 被害の調査	
(3) 発行の手続き	
(4) 広域に被害が生じた場合の調査、発行	
(5) 証明の範囲	
(6) その他	
2 義援金品	福祉班
(1) 義援金品の受入れ	
(2) 義援金品の保管	
(3) 義援金品の配分	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明についての情報収集に関すること ・ 罹災証明の発行に必要な被害状況の記録に関すること
----	---

【活動目標】

応急～応急復旧	1 罹災証明書の発行、2 義援金品
---------	-------------------

1 罹災証明書の発行 <調査班、消防本部班>

(1) 罹災証明の申請

震災により被害を受けた被災者に対し、罹災証明書の発行を行う。受付窓口は焼損建物については消防本部班、倒壊又は破損建物については調査班が担当する。

(2) 被害の調査

被災者から申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。

(3) 発行の手続き

被災者の「罹災証明書」発行申請に対して、「土地家屋現況管理図」により確認のうえ、発行する。なお、「土地家屋現況管理図」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

なお、災害により情報端末又は通信回線等が被害を受け、「土地家屋現況管理図」の使用ができない場合は、「土地家屋現況管理図」の必要な部分の印刷を業者に委託するものとし、併せて情報班に対してシステムの早期復旧の協力を要請する。

(4) 広域に被害が生じた場合の調査、発行

広域に被害が生じ、被災者の罹災証明の発行申請が混雑すると予想される場合、以下の方法により、消防本部班、調査班は現地調査し、罹災証明書の発行を行う。

- ① 調査班及び消防本部班は災害の規模等により必要と認められるときは、災害対策本部に対して市内全域又は一部の航空写真撮影を要請することができる。撮影した航空写真については「土地家屋現況管理図」上で管理する他、災害対策本部でも利用する。
- ② 現地調査を行う期間を定め、外観目視による被災地域全域の調査を行う。「罹災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」に被害の程度を表示し、「罹災台帳」を作成する。
- ③ 「罹災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」に被害の程度を表示し、「罹災台帳」を作成する。
- ④ 市民に対し、罹災証明書の申請・交付窓口を開設する。
- ⑤ 焼損建物については消防本部班が、倒壊又は破損建物については調査班が「罹災証明書」を発行する。

(5) 証明の範囲

「罹災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、以下の事項について証明する。

ア 消防本部班が発行する罹災証明

- ① 火災による焼損及び水損

イ 調査班が発行する罹災証明

- ① 地震による全壊
- ② 地震による半壊（大規模半壊、中規模半壊、準半壊）
- ③ 地震による一部破損

※被害の認定基準は災害救助法による「被害の認定基準」を準用する（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

(6) その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。なお、罹災証明の様式は以下に示すとおりとする。

※罹災証明様式

（資料集 資料4-9）

2 義援金品 <福祉班>

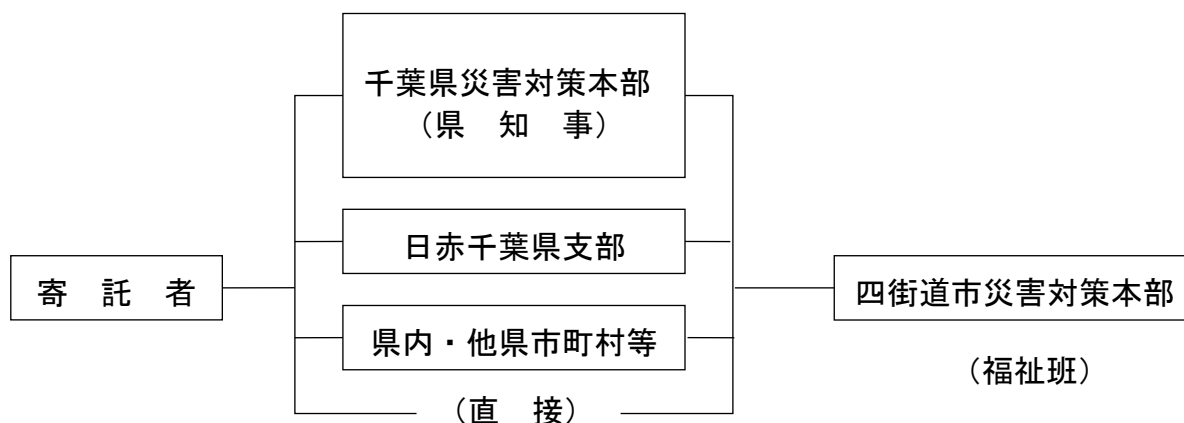
市に委託された被災者あての義援金品を、有効、適切に被災者に配分するため、受付、保管、配分について定める。

(1) 義援金品の受入れ

市に届けられる義援金品の受入れは、福祉班が担当する。福祉班は、受付窓口を開設し受付を行う。

なお、義援金品の受付に際しては、受付け記録を作成し、以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

■義援金品の受入れ経路



(2) 義援金品の保管

- ① 義援金については、被災者に配分するまでの間、福祉班が出納機関の協力や市指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。
- ② 義援品については、福祉班が市役所内を一時集積場所として保管するが、状況により物資供給班に要請し、一般救援物資と同様の保管場所に保管する。

(3) 義援金品の配分

- ① 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。
- ② 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯及び人員を単位として、福祉班が立案する。
- ③ 応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により福祉班が有効に活用する。
- ④ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ区・自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

※義援金品領収書

（資料集 資料4-8）

第15節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷したりするおそれがある。このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部事務局、関係機関
2 大規模集客施設、駅等における対応	本部事務局、関係機関
3 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、関係機関
(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止 (2) 情報提供	
4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、避難所班、関係機関
(1) 一時滞在施設の開設 (2) 帰宅困難者の受入れ	
5 帰宅困難者支援等	本部事務局、企画調整・広報班、関係機関
(1) 公設の災害時帰宅支援ステーション (2) 帰宅困難者支援	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 一斉帰宅抑制の呼びかけへの協力に関すること 信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	---

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ、2 大規模集客施設、駅等における対応、3 帰宅困難者等の把握と情報提供、4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導、5 帰宅困難者支援等
----------	--

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ <本部事務局、関係機関>

鉄道事業者、駅周辺事業者等は、鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅することが困難な帰宅困難者や駅前滞留者等に対して、「むやみに移動を開始しない」という基本方針を基に、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけを行う。

市は、防災行政無線等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

2 大規模集客施設、駅等における対応 <本部事務局、関係機関>

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで利用者を可能な限り施設内

の安全な場所において保護し、帰宅困難者発生の抑制に努める。

震災が発生又は発生するおそれがあり、かつ利用者に被害が及ぶと判断したときは、管理する施設及び周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在スペース）に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅、学校等では、従業員や児童等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の提供・収集に努める。

また、事業所や学校などにおいて、従業員、顧客、児童等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

3 帰宅困難者等の把握と情報提供 <本部事務局、関係機関>

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、駅、大規模集客施設等と可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。また、一時滞在施設、避難所、大型店等から被害状況を確認し、収集した情報は、FAX、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

(2) 情報提供

市、鉄道事業者、駅周辺事業者、施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報について、帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送、駅周辺等におけるデジタルサイネージ等を活用し、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 <本部事務局、避難所班、関係機関>

(1) 一時滞在施設の開設

市は、帰宅困難者の滞留状況により、安全安心ステーション（災害時帰宅支援ステーション）及び文化センターを一時滞在施設として開設し、鉄道事業者や大規模集客施設、並び県に対し、その旨を連絡する。

一時滞在施設で受入れた帰宅困難者のうち、一時滞在施設の滞在中に特別な配慮が必要となる要配慮者は、帰宅困難要配慮者支援施設における受け入れを検討する。

なお、大規模集客施設・駅等で待機している利用客については、原則として、施設管理者が警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(2) 帰宅困難者の受け入れ

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導する。

一時滞在施設では、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。また、飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

5 帰宅困難者支援等 <本部事務局、企画調整・広報班、関係機関>

(1) 公設の災害時帰宅支援ステーション

市では、平成23年5月より四街道市安全安心ステーションを設置し、市内における防犯拠点として活動を行っている。当該施設は帰宅困難者等の発生が予想される四街道駅の駅前

に立地していることから、公設の「災害時帰宅支援ステーション」として位置づけ、帰宅困難者に対する必要な支援を行う。

ア 運営体制

四街道市安全安心ステーションには四街道市防犯協会事務局があり、夜間を除き年間無休体制で運営している。災害発生時、公設の「災害時帰宅支援ステーション」の運営においても、市との協定に基づき、市防犯協会が主体的に運営する。

イ 支援の内容

- ① 飲料水の提供
- ② トイレの提供
- ③ 休憩所の提供（施設2階会議室の開放）
- ④ 各種災害情報の提供

(2) 帰宅困難者支援

本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。

また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などをメールやホームページ等により情報提供を行う。

第16節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

第1 計画策定の主旨

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われなかったこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

市は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う市の震度は震度4から5弱程度と予想されているが、南海トラフ地震に関連する情報の発表に際しては社会的な混乱が懸念される。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に関する地震防災対策計画を定める。

ただし、地震発生後の応急対策活動に関する内容は、震災編において策定した計画と重複するため、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心にまとめる。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ●観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ●観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ●「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

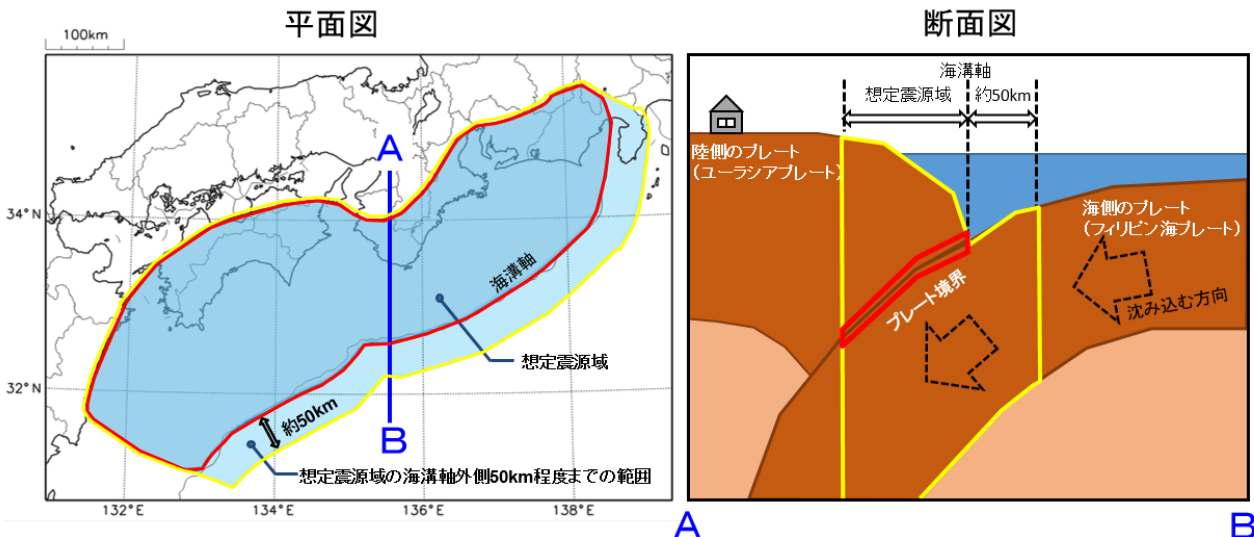
■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{*1}の地震^{*2}が発生 ●1カ所以上のひずみ計^{*3}での有意な変化^{*4}とともに、他の複数の観測点で

	<p>もそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>●その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<p>●監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>●想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

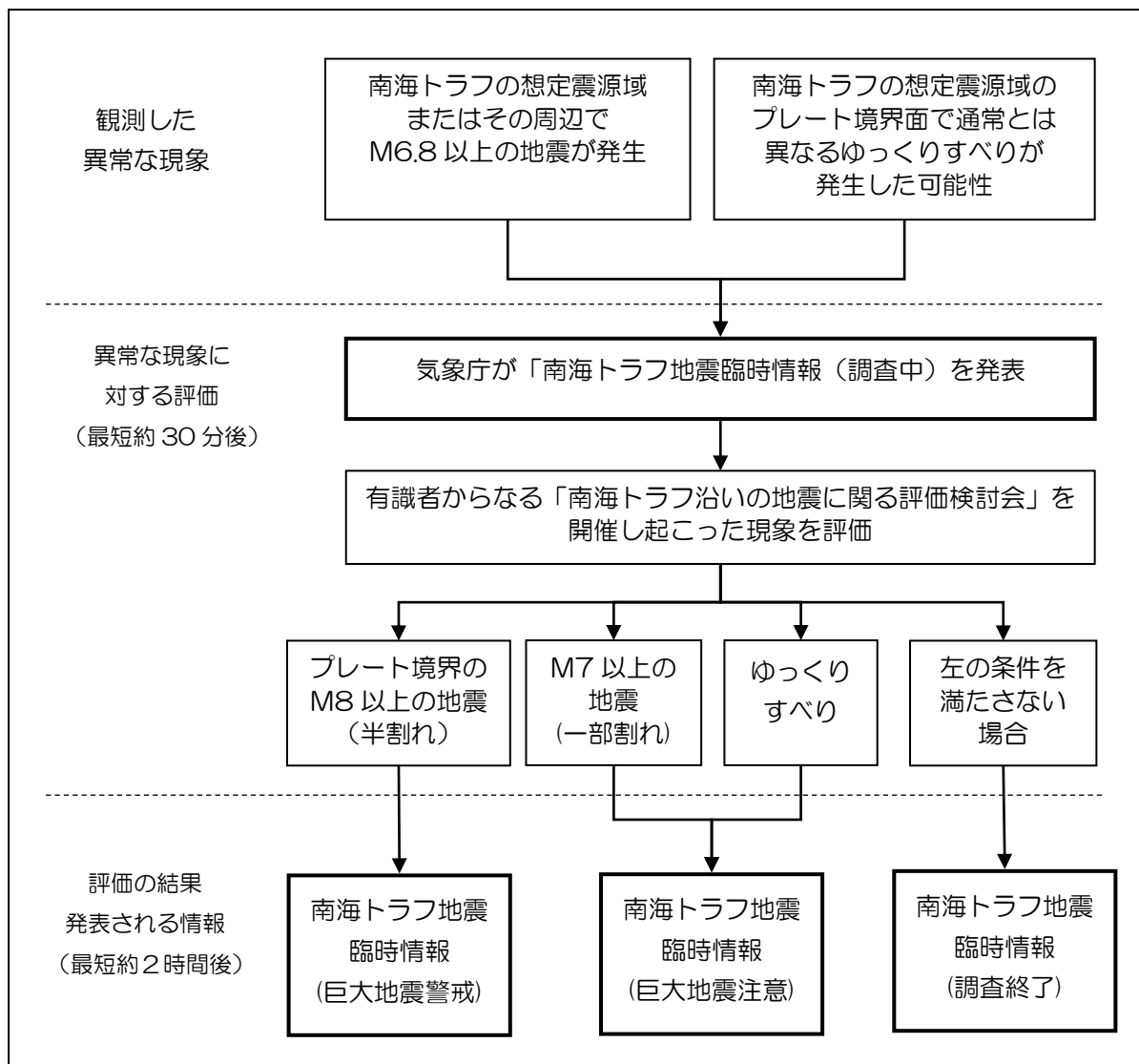
■想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）



- ※1：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。
- ※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

資料：「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」気象庁ホームページ

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定、内閣府（防災担当））

第2 活動体制の確立

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 警戒配備体勢	本部事務局
2 災害警戒本部の設置	各班
(1) 災害警戒本部の設置(警戒本部体制)	
(2) 災害警戒本部の廃止	

南海トラフ地震関連情報が発表された場合に備え、市のとるべき防災体制等の必要な事項を定める。

1 警戒配備体勢 <本部事務局>

南海トラフ地震臨時情報(調査中又は巨大地震注意)が発表されたとき、警戒配備体制を発令するとともに、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。

※活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。

2 災害警戒本部の設置 <各班>

(1) 災害警戒本部の設置(警戒本部体制)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき、市長は災害警戒本部を設置し警戒本部体制をとる。

※活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。

(2) 災害警戒本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報(終了)が発表されたとき、災害警戒本部を廃止する。

第3 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 南海トラフ地震関連情報の伝達	本部事務局
2 広報活動	企画調整・広報班
(1) 広報内容	
(2) 広報手段	
3 広聴活動	市民窓口班
(1) 広聴活動の留意事項	
(2) 災害相談窓口の設置	

南海トラフ地震関連情報の収集・伝達について必要な事項を定め、市、関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図り、落ち着きある行動を目指す。

1 南海トラフ地震関連情報の伝達 <本部事務局>

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、市民等に対して、市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて伝達する。

2 広報活動 <企画調整・広報班>

南海トラフ地震関連情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、市民等への広報活動について定める。

(1) 広報内容

ア 地震に関する一般的知識

- ① 南海トラフ地震関連情報の意味等
- ② 予想される地震が発生した場合の影響度等

イ 市民、事業所等が地震発生までに具体的に実施できる予防措置と行動の指針

ウ その他必要な事項

■南海トラフ地震関連情報の発表時に広報する主な内容

混乱縮小のための情報	市民が状況を判断できるための情報	① 南海トラフ地震関連情報の内容 ② 流言飛語の打ち消し
	市民等の災害予防措置の呼びかけ	① 出火予防呼びかけ（消火器の点検） ② 家具等の転倒防止措置を行うこと ③ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること ④ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること ⑤ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること
生活関連情報		【交通・道路情報】 ① 鉄道・バス等の運行情報（県内沿岸部など） ② 道路情報（県内沿岸部の交通規制・渋滞情報）

■南海トラフ地震関連情報発表後の警戒、注意を要する期間

気象庁発表情報	ケース	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	半割れ	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	一部割れ	1週間
	ゆっくりすべり	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(2) 広報手段

市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて、混乱防止と災害予防に主眼をおいて広報する。

3 広聴活動 <市民窓口班>

市民からの南海トラフ地震に関する問い合わせへの対応などの広聴活動を開始し、市民生活の安定を図る。

(1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努める。

(2) 災害相談窓口の設置

- ① 市民からの問い合わせなどに対応するため、「災害相談窓口」を開設する。
- ② 災害相談窓口等で収集した情報は、即日集約を行い、本部事務局に報告する。

第2章 風水害対策計画

風水害は予警報等の気象情報により災害発生の危険性をある程度予測できることから、発災前の段階からの活動体制、避難誘導等、市民の安全を確保するための対策を定める。さらに、発災後の被害拡大を防止するため、情報の収集、消防、救助、救援活動等、災害応急対策の実施事項について定める。

第1節 応急活動体制

台風等の大規模な風水害や土砂災害に備え、市は迅速かつ効果的な災害応急活動のための体制を気象情報や災害発生の危険性に応じ、警戒体制～災害警戒本部体制～災害対策本部体制へと段階的に強化する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 防災配備指令と配備体制	各班
(1) 防災配備指令の発令・解除	
(2) 発令・配備基準	
(3) 配備体制	
(4) 配備の報告	
(5) 配備上の着意	
(6) 職員の心構え	
(7) 参集場所	
2 災害警戒本部	各班
(1) 設置基準	
(2) 災害警戒本部の設置場所	
(3) 組織	
(4) 災害警戒本部の構成	
(5) 活動内容	
(6) 警戒本部員会議	
(7) 解散	
3 災害対策本部	本部事務局、各班
(1) 災害対策本部の設置	
(2) 災害対策本部の組織及び運営	
(3) 応急活動の留意事項	

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 防災配備指令と配備体制、2 災害警戒本部、 3 災害対策本部
---------------	-------------------------------------

1 防災配備指令と配備体制 <各班>

(1) 防災配備指令の発令・解除

ア 発令

市長（1号配備については危機管理監の場合もあり。）は、災害発生の危険度に応じて別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」によって防災配備指令を発令する。

イ 解除

市長（1号配備については危機管理監の場合もあり。）は、災害の継続、拡大、又は新たな災害発生の可能性がなくなったと認めるときは、防災配備指令を解除する。

(2) 発令・配備基準

発令・配備基準は以下のとおりとする。なお、消防職員にあっては消防本部が別途定める非常招集基準による。

ア 警戒体制

第1号配備 …… 平常時体制（危機管理室対応）

イ 災害警戒本部体制

第2号配備 …… 別表1-2-1に定める体制で、各班の概ね1/3の班員（状況に応じて増員）

ウ 災害対策本部体制

第3号配備 …… 別表1-3-1に定める体制で、各班の概ね1/2の班員（状況に応じて増員）

第4号配備 …… 別表1-3-1に定める体制で、全職員

発令・配備基準は、別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」のとおりとする。

(3) 配備体制

- ① 別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」の配備体制をとる。
- ② 職員への連絡については、あらかじめ参集が予測できる場合は、イントラ公開羅針盤を通じて行う。また、必要に応じて緊急連絡網により行う。
- ③ 各部の部長等が不在の場合は、次順位の者が指揮命令を行う。

※四街道市防災配備指令要綱（資料集 資料1-7）

(4) 配備の報告

防災配備指令に基づき、職員を配備した場合の報告は、以下のとおりとする。

- ① 第1号配備の場合、危機管理室長は危機管理監へ報告する。
- ② 第2号配備の場合、各部副参事等は、災害警戒本部事務局へ報告する。
- ③ 第3号配備及び第4号配備の場合、各総括班長は、本部事務局へ報告する。

(5) 配備上の留意

- ① 職員の参集については、勤務時間の内外を問わず、別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」に示す体制をとる。
- ② 部長等が不在の場合は、参集職員の中で上位者が代行し、部長等が参集したときに、直ちにそれまでにとった処置等を報告して職務を引き継ぐ。
- ③ 各部長等（各部等上位者）は、別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に基づき、また、職員の参集状況に応じて、以下の点に留意して班等の編成及び職員の配置を行う。
 - a 指定避難所等、所属先以外の場所に参集した職員の状況及び他部等を支援する職員の

状況の把握

b 職員の休養に配慮し、交代時期・方法を適切に行う（仮眠等を含む）。

- ④ 各部長等は、災害の状況により配備体制以上の職員を必要と認める場合は、本部事務局に報告する。報告を受けた本部事務局は、その内容の軽重と緊急性に応じた本部長（市長）の判断により、参集職員の増員、又は他部に対する職員の支援を求めることがある。
- ⑤ 各部長等の判断により、通常の勤務時間内であっても、最小限必要な人員で、各課の所管事務を行うことができる。
- ⑥ 参集職員は、任務完了後も所属長の支持があるまでは待機する。

(6) 職員の心構え

- ① 職員は、平常時から、配備体制及び自己の役割を十分に理解しておく。
- ② 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、テレビ等のマスメディアを通じ、情報を得るよう努める。
- ④ 職員は、参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努めたいうえで、参集後直ちに所属長を通じ、災害対策本部事務局に報告する。
- ⑤ 災害発生時に配備につかない職員は、勤務時間外にあっても自ら災害に関する情報の把握に努め、また、所属長に所在を明らかにしておく等、常に配備につける準備を整えておく。
- ⑥ 職員は、災害現場、避難所等に出動する場合は、現場でその立場や役割が分かるように、名札やビブス等を着用する。
- ⑦ 職員は、自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払う。特に、被災者等の個人情報への漏えいに注意する。
- ⑧ 職員は、平常時から家族等に対し災害時の配備等について説明し、理解を得ることに努めるとともに、自助として家庭等の災害対策を確実に実施する。

(7) 参集場所

職員は、別途指示がある場合を除き、原則として通常の勤務場所に参集する。

別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容（風水害）

防災配備指令		発令・配備基準	配備体制	主な活動内容
警戒体制	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に早期注意情報、大雨・洪水・強風注意報等の発表があり、やがて警報に変わる可能性がある場合 ●その他の状況により危機管理監が必要と認めたととき 	危機管理室により対応	<ul style="list-style-type: none"> ●気象予報等の情報の収集・共有 ●各部等は平常時の体制で活動 ●関係機関と情報共有 ●県、市民等からの問合せ対応
災害警戒本部体制	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に大雨・暴風・洪水警報、氾濫警戒情報等の発表があり、やがて土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表される可能性がある場合 ●その他の状況により市長が必要と認めたととき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-2-1 災害警戒本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/3の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌に準じた活動 ●適時の避難所の設置と危険地区居住者等に対する「高齢者等避難」の発令
災害対策本部体制	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等の発表があり、局地的災害が発生する可能性が高い場合 ●その他の状況により市長が必要と認めたととき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-1 災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/2の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌により活動 ●適時の避難所の設置と危険地区居住者等に対する「避難指示」の発令
	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に大雨・暴風等の特別警報の発表があり、何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い場合 ●その他の状況により市長が必要と認めたととき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-1 災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は全職員を参集 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌により活動 ●市民に対する「緊急安全確保」を発令 ●被災者の救命・救急活動を優先

(注)災害発生の場合、配備体制につかない職員は、勤務時間外であっても自ら災害に関する情報の把握に努め、所在を明らかにしておく等、常に配備につける体制を整えておく。

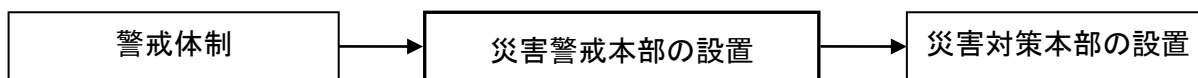
*配備については、勤務時間の内外を問わず上記の体制とするが、時間内においては、最小限の必要な人員が各部の判断において、各課の所管事務を行う。

*本部長（市長）は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、各配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

※消防職員にあっては、消防本部が別途定める非常招集基準による。

2 災害警戒本部 <各班>

(1) 設置基準



危機管理監は、市域に大雨・暴風・洪水警報、氾濫警戒情報等の発表があり、やがて土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表される可能性がある場合、その他状況により市長が必要と認めたとき、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

また、警戒体制（第1号配備）では、災害警戒本部設置へ配備が支障なく移行できるよう、必要な連絡・調整体制を確保する。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、四街道市役所に設置する。

(3) 組織

- ① 第1号配備の組織は、危機管理監及び危機管理室とする。
- ② 災害警戒本部組織は、別表1-2-1「四街道市災害警戒本部組織図」に定めるとおり。
- ③ 危機管理監は、初動対策上必要な場合は、配備職員の増員を行うことができる。

(4) 災害警戒本部の構成

以下の体制で構成される。

- ・警戒本部長 ……危機管理監
- ・警戒本部副部長 ……総務部長、都市部長
- ・警戒本部員 ……経営企画部副参事、総務部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境経済部副参事、都市部副参事、消防本部次長、教育部副参事、上下水道部副参事、会計課長、議会事務局次長
- ・警戒本部事務局長 ……危機管理室長
- ・警戒本部事務局 ……危機管理室、自治振興課

(5) 活動内容

各配備体制における活動内容は以下のとおりである。

- ① 警戒体制（第1号配備） 気象等の災害に関する情報の収集・伝達、県、市民等からの問合せ対応。
- ② 災害警戒本部体制（第2号配備） 災害対策本部の事務分掌（後述）に基づく活動。

(6) 警戒本部員会議

災害対策上重要な事項について審議する必要がある場合、警戒本部長は警戒本部副部長、警戒本部員及び警戒本部事務局を招集し、警戒本部長が議長となり、警戒本部員会議を開会する。

(7) 解散

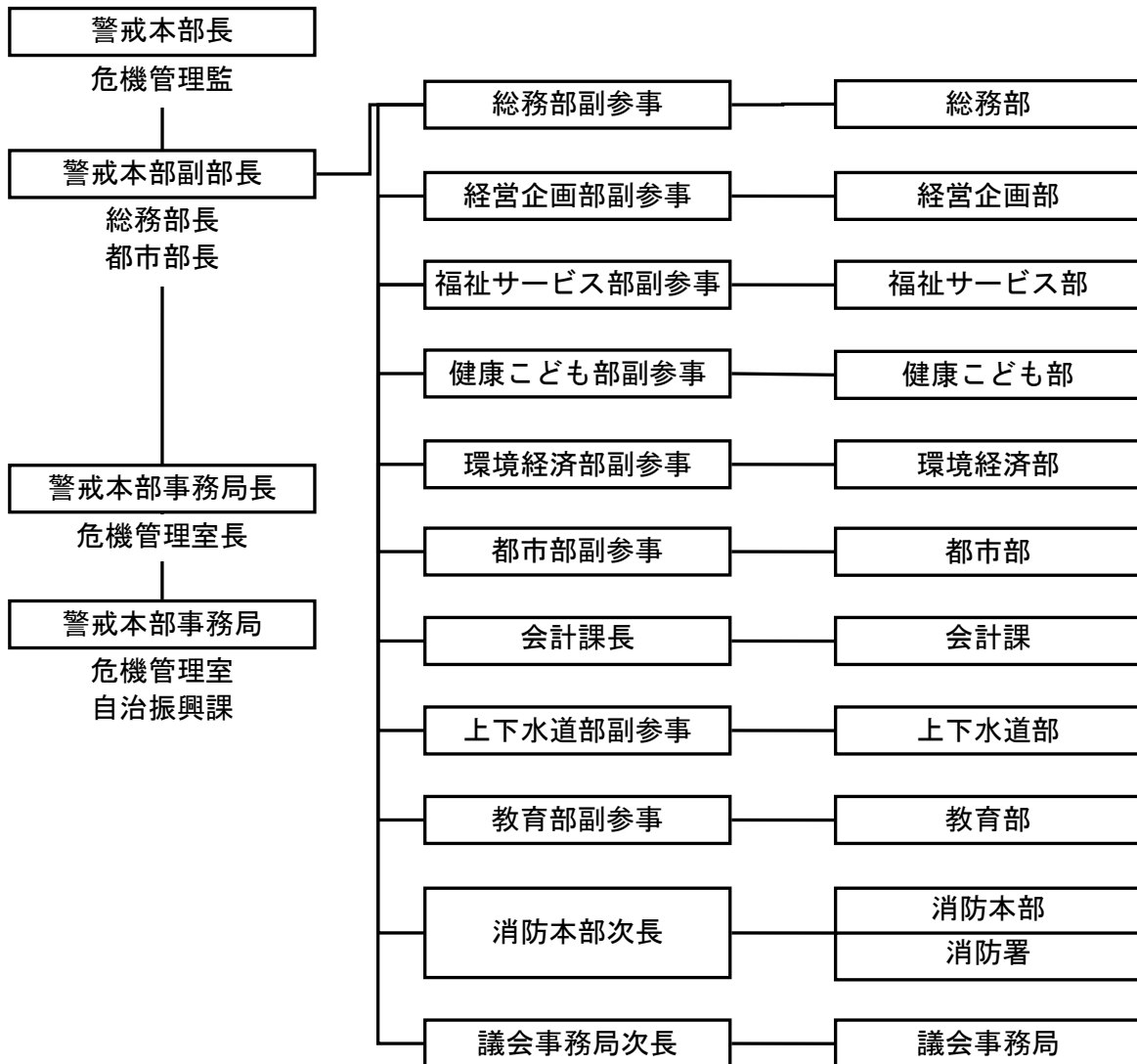
危機管理監は、以下の場合、市長の指示に従い災害警戒本部を解散する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

※四街道市災害警戒本部業務取扱要領

（資料集 資料1-6）

別表 1-2-1 四街道市災害警戒本部組織図（第2号配備）



災害
応急
対策
編

3 災害対策本部 <本部事務局、各班>

(1) 災害対策本部の設置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は災害対策本部を設置する。災害対策本部は、市長が本部長となり職員を統括し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

※四街道市災害対策本部条例 (資料集 資料 1-4)

※四街道市災害対策本部設置規程 (資料集 資料 1-5)

ア 設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

- ① 市域に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等の発表があり、局地的災害が発生する可能性が高い場合。
- ② 市域に大雨・暴風等の特別警報の発表があり、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い場合。
- ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき。

イ 災害対策本部の設置場所

- ① 本部は、四街道市役所に設置する。
- ② 四街道市役所に設置できない場合は、四街道市業務継続計画[震災編] (BCP) に基づき文化センター会館棟を代替庁舎の候補とする。

ウ 廃止

本部長 (市長) は市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止する。

エ 設置及び廃止の通知

本部を設置した場合又は廃止した場合、危機管理監は、必要な関係者に以下のとおり通知する。

① 通知方法

県防災行政無線、千葉県防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX、口頭又は文書、その他迅速な方法

② 主な通知先

機関の名称		番 号	
		電 話 (防災無線)	F A X (無線FAX)
県	防災対策課 (平日)	043-223-2175 (500-7320)	043-222-1127 (500-7298)
	防災行政無線統制室 (休日夜間)	043-223-2178 (500-7225)	043-222-5219 (500-7110)
印旛地域振興事務所		043-483-1110 (503-721)	043-483-2450 (503-722)
印旛土木事務所		043-483-1146 (503-731)	043-485-3759 (503-732)
四街道警察署		043-432-0110	—
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)		043-483-1133 (503-741)	043-486-2777 (503-742)
陸上自衛隊 高射学校	企画室 (平日)	043-422-0221 (500-9631)	043-422-0221 (500-9632)
	駐屯地当直司令 (休日夜間)	043-422-0221 (500-9633)	—

(2) 災害対策本部の組織及び運営

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定める。

また、各担当の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定し、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とする。なお、四街道市災害対策本部の組織は、別表1-3-1「四街道市災害対策本部組織図」のとおりとする。

イ 本部の構成

- ・本部長 ……市長
- ・副本部長 ……副市長、教育長
- ・本部員 ……総務部長、経営企画部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境経済部長、都市部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、その他市長が指名した者

ウ 本部員会議

災害時に関する情報を分析し、災害対策方針を決定するため、本部長は副本部長、本部員を招集し、本部長が議長となり、必要に応じ総括班長、防災関係機関の者及び災害派遣された自衛隊員を本部員会議に出席させ、本部員会議を開催する。

なお、本部員会議の報告事項及び協議事項は概ね以下のとおりとする。

① 報告事項

各部の配備体制と緊急措置事項

② 協議事項

- ・自衛隊災害派遣要請に関する事
- ・災害対策本部の配備体制の変更
- ・災害対策経費の処理に関する事
- ・災害救助法の適用に関する事
- ・防災関係機関との連携強化に関する事
- ・災害派遣された自衛隊との連携強化に関する事
- ・その他災害対策の重要事項に関する事

エ 本部事務局の設置

災害対策本部に、本部事務局を設ける。

オ 本部事務局の構成

以下の体制で構成する。

- ・事務局長 ……危機管理監
- ・副事務局長 ……危機管理室長
- ・事務局 ……危機管理室、自治振興課、秘書課

カ 本部事務局の事務分掌

本部事務局の事務分掌は別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に定めるところによる。

キ 各班の所掌業務

本部長は、本部の職員を指揮監督するとともに、円滑かつ迅速な応急対策活動を行うた

め、各班の相互連携による人員の確保・配置を本部員に指示する。

各本部員は、本部長の命を受け、部内各班の事務又は業務を掌握し、各班の相互連携による人員の確保・配置を総括班長へ指示するとともに、各班の全活動に責任を持つ。

総括班長は本部員の命を受け、所属各班を指揮監督する。

班長は総括班長の命を受け、班の事務又は業務を実施する。

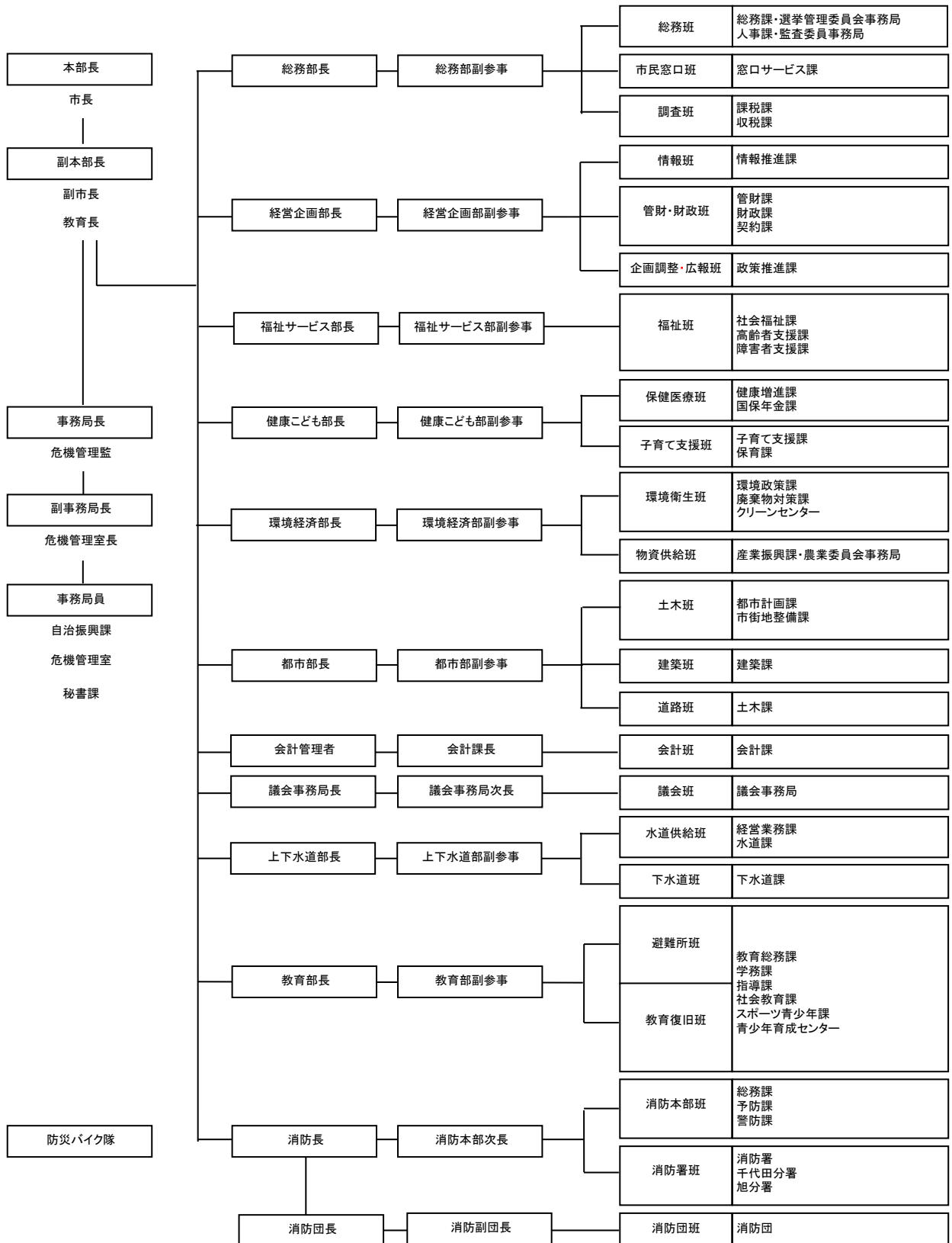
各班における事務分掌は別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に定めるところによる。

- ・総括班長……危機管理室長、経営企画部副参事、総務部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境経済部副参事、都市部副参事、会計課長、議会事務局次長、上下水道部副参事、教育部副参事、消防本部次長、消防副団長

ク 職務・権限の代行

市長不在時の災害対策本部の本部長は、副市長、教育長の順で代行することとする。市長、副市長、教育長とも不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順位により、各部長が代行する。また、本部員及び総括班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した者をもって充てることとする。

別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図



別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（風水害対策）

■事務局

◎副事務局長 ◆班長 ◇副班長

副事務局長	班長	班	担当課等	主な事務分掌
◎危機管理室長	事務局 ◆自治振興課長 ◇秘書課長	統括班	危機管理室 秘書課	1. 気象や地震等の情報の収集に関する事 2. 国・県等関係機関、協定締結者等との連絡調整及び支援要請に関する事 3. 自衛隊派遣要請に関する事 4. 避難情報の発令に関する事 5. 被害状況や活動状況の収集、整理に関する事 6. 災害対策本部の設置並びに廃止及び庶務に関する事 7. 本部員会議及び総括班長会議に関する事 8. 災害対策の総合調整に関する事
		情報統括班	自治振興課	1. 災害情報等の統括・伝達に関する事 2. 防災行政無線の運用統制に関する事 3. アマチュア無線及びその他の通信機関との調整に関する事 4. 市民に対する情報発信の統括 5. 避難情報の伝達に関する事 6. 県への災害状況報告に関する事 7. 区・自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事 8. 本部活動の記録に関する事

災害
応急
対策
編

■各班共通事務

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

班	担当	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧	
各班共通	班長が指名した職員	1. 各班の庶務に関する事。		○			
		2. 各班その他の所管事項で防災に関する事。		○			
		3. 各班の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関する事。			○		
		4. 各班内の連絡調整に関する事。			○		
		5. 国・県等関係機関、協定締結者等との連絡調整及び支援要請に関する事。			○		
		6. ボランティア団体等の把握に関する事。			○		
		7. 人的及び物的資源の受援に関する事。					○

■各部

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎総務部 副参事	総務班 ◆総務課長 ◇人事課長 ◇監査委員事務局長	総務課 人事課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1. 市職員の配備に関する事。	○			
			2. 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。	○			
			3. 他市町村の応援職員の配備に関する事。		○		
			4. 職員の給食及び衛生管理に関する事。	○			
			5. 人的受援ニーズの取りまとめに関する事。		○		
			6. 各制度等に基づく人的、物的支援の要請等、受援の総括に関する事。		○		
市民窓口班 ◆窓口サービス課長	窓口サービス課	1. 市民等からの問い合わせ、相談、要望等に対する受付に関する事。	○				
		2. 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。	○				
		3. 死体の埋火葬許可証に関する事。		○			
調査班 ◆課税課長 ◇収税課長	課税課 収税課	1. 倒壊家屋の調査に関する事。			○		
		2. 家屋の罹災証明に関する事。			○		
◎経営企画部 副参事	情報班 ◆情報推進課長	情報推進課	1. 各種システムの被害状況の把握と復旧に関する事。		○		
			2. 災害に関する写真、ビデオ等による記録の管理に関する事。		○		
	管財・財政班 ◆管財課長 ◇契約課長 ◇財政課長	管財課 契約課 財政課	1. 市有財産（教育施設は除く）の被害調査に関する事。	○			
			2. 代替庁舎等の準備に関する事。	○			
			3. 庁舎等の電源確保に関する事。	○			
			4. 車両等の燃料確保、運行及び配分に関する事。	○			
			5. 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。		○		
			6. 災害用電話等の確保に関する事。	○			
			7. 地域振興財団との連絡調整に関する事。	○			
	企画調整・広報班 ◆政策推進課長	政策推進課	8. 災害救助法に関する事			○	
			9. 災害応急対策に係る財政措置に関する事。			○	
			1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○			
2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。						○	
			3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○			
			4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○			
			5. 国際交流協会との連携による外国人への情報提供等に関する事。			○	
			6. その他の広報に関する事。	○			

災害
応急
対策
編

災害応急対策編 第2章 風水害対策計画
第1節 応急活動体制

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎福祉サービス部副参事	福祉班 ◆社会福祉課長 ◇高齢者支援課長 ◇障害者支援課長	社会福祉課 高齢者支援課 障害者支援課	1. 社会福祉協議会、ボランティア関係団体、ボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関する事	○			
			2. 救助金、見舞金等の配分に関する事				○
			3. 災害弔慰金に関する事				○
			4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事				○
			5. 施設利用者の避難に関する事	○			
			6. 施設の応急対策及び復旧に関する事	○			
			7. 避難行動要支援者対策及び支援に関する事	○			
			8. 指定福祉避難所の開設及び運営に関する事	○			
			9. その他被災者の福祉に関する事				○
◎健康こども部副参事	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事	○			
			2. 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事	○			
			3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関する事				
			4. 救急患者の収容及び医療救護に関する事	○			
			5. 医療材料の調達・供給に関する事		○		
			6. 被災者の保健医療及び相談に関する事		○		
			7. その他の保健医療に関する事			○	
◎環境経済部副参事	環境衛生班 ◆環境政策課長 ◇廃棄物対策課長 ◇クリーンセンター長	環境政策課 廃棄物対策課 クリーンセンター	1. 死亡者の収容及び埋火葬に関する事	○			
			2. 防疫に関する事				○
			3. 葬祭業者等に対する協力要請に関する事				○
			4. し尿収集及び終末処理に関する事				○
◎環境経済部副参事	物資供給班 ◆産業振興課長	産業振興課 農業委員会事務局	5. 仮設トイレの設置・管理等に関する事	○			
			6. その他衛生に関する事		○		
			7. ガレキの処理に関する事		○		
			8. ごみ収集等広域応援の受入れ、調整に関する事				○
			9. 災害時におけるペットの支援に関する事				○
			1. 食料の調達、確保及び管理に関する事		○		
			2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関する事		○		
			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関する事		○		
4. 食料の分荷、供給に関する事				○			
5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関する事		○					
6. 応援物資の分荷、供給に関する事				○			
7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関する事				○			
8. その他物資調達、供給に関する事				○			

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎都市部副参事	◆土木班 ◆都市計画課長 ◇市街地整備課長	都市計画課 市街地整備課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送道路の確保に関する事		○		
			4. 避難及び誘導に関する事		○		
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○		
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			7. 被災宅地危険度判定に関する事				○
			8. 自衛隊、土木建築業者等との連絡調整に関する事		○		
			9. 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事				○
			10. その他の土木建築の技術面に関する事		○		
			11. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事		○		
	◆建築班 ◆建築課長	建築課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事		○		
			4. 避難指示及び誘導に関する事		○		
			5. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			6. 損壊家屋対策に関する事				○
			7. 建物応急危険度判定に関する事	○			
			8. 応急仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関する事				○
			9. 応急仮設住宅の入居者決定に関する事				○
	◆道路班 ◆土木課長	土木課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送道路の確保に関する事		○		
			4. 避難指示及び誘導に関する事		○		
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○		
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			7. ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事		○		
			8. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	○			

災害応急対策編 第2章 風水害対策計画
第1節 応急活動体制

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧	
◎会計課長	会計班 ◆会計課長	会計課	1. 見舞金の出納に関する事。		○			
			2. 災害応急関係経費の支払いに関する事。			○		
			3. その他経費の支払いに関する事。			○		
◎議会事務局次長	議会班 ◆議会事務局次長	議会事務局	1. 議会との連絡調整に関する事	○				
◎上下水道部副参事	水道供給班 ◆水道課長 ◇経營業務課長	水道課 経營業務課	1. 広域給水応援の受入れ、調整に関する事。		○			
			2. 各団体、関係業者との連絡調整に関する事。	○				
			3. 被災地の応急給水に関する事。			○		
			4. その他給水に関する事。			○		
			5. 応急復旧用資機材の調達に関する事。			○		
			6. 水道施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。	○				
	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事。	○				
			2. 被害状況の収集に関する事。	○				
			3. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関する事。	○				
			4. 避難指示及び誘導に関する事。			○		
◎教育部副参事	避難所班 ◆社会教育課長 ◇指導課長 ◇スポーツ青少年課長 ◇青少年育成センター一所长	教育総務課 学務課 指導課 社会教育課 スポーツ青少年課 青少年育成センター 指定した他部職員	1. 指定避難所の開設及び管理に関する事。	○				
			2. 指定避難所における非常用物資、食料の供給に関する事。			○		
			3. 指定避難所における災害対策本部との連絡調整に関する事。					
						○		
	教育復旧班 ◆教育総務課長 ◇学務課長			1. 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。	○			
				2. 児童生徒の安全対策に関する事。	○			
				3. 学用品等の供与等文教対策に関する事。				○
				4. 応急教育の実施に関する事。				○
			5. 文化財の保護に関する事。				○	

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎消防本部 次長	消防本部班 ◆警防課長 ◇総務課長 ◇予防課長	警防課 総務課 予防課	1. 消防部内の職員の動員及び配置に関する事。	○			
			2. 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事。	○			
			3. 部内各班との連絡調整に関する事。	○			
			4. 消防団との連絡調整に関する事。	○			
			5. 災害情報の収集及び分析に関する事。	○			
			6. 危険物の監視警戒、応急処置に関する事。	○			
			7. 消防活動状況の把握及び記録に関する事。	○			
			8. 被害状況の把握及び記録集計に関する事。	○			
			9. 災害危険区域の巡視に関する事。		○		
			10. 他市町村との相互応援に関する事。		○		
			11. 緊急消防援助隊等の受援に関する事。		○		
					12. その他消防に関する事。		○
	消防署班 ◆消防署長 ◇消防副署長	消防署 千代田分署 旭分署	1. 出動命令に関する事。	○			
			2. 消防通信の運用統制に関する事。	○			
			3. 気象情報の収集に関する事。	○			
			4. 消火、救急及び救助に関する事。	○			
◎消防副団 長	消防団班 ◆消防副団長	各消防分団	5. 避難誘導に関する事。		○		
			6. 人命捜索及び収容に関する事。	○			

災害
応急
対策
編

(3) 応急活動の留意事項

ア 災害対策に従事する職員の健康管理

災害対策が長期化した場合、各部で職員の健康管理に十分留意する。また、職員のローテーションについては、概ね12時間を目途とし、職務内容を考慮して、各部総括班長が決定し、本部事務局へ報告する。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

イ 災害救助法の適用

被害調査結果を踏まえ、応急対応期のできるだけ早期に災害救助法の適用を県へ申請する（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第2節 情報の収集・伝達

災害の被害を最小限にとどめるためには、避難情報や気象情報等を速やかに市民へ伝達することが重要であり、特に避難行動要支援者への伝達には万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため、関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握し、情報の共有を図る。

第1 非常時の通信体制

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 通信連絡系統	本部事務局
(1) 通信連絡系統図	
(2) 通信連絡手段	
(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用	
2 有線通信網の利用方法	本部事務局、各班
(1) 災害時優先電話の利用	
(2) 非常・緊急通話の利用	
(3) F A Xの利用	
(4) 警察・鉄道電話の利用	
3 有線通信が途絶した場合の措置	本部事務局、各班
(1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡	
(2) 市各部(出先機関)との連絡	
(3) その他	
4 無線通信の運用	本部事務局、各班
(1) 災害時に利用可能な無線通信	
(2) 無線通信の障害による対応策	
(3) 通信の統制	
(4) アマチュア無線の活用	
(5) 業務用無線の活用	
(6) 非常通信	

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 通信連絡系統、2 有線通信網の利用方法、3 有線通信が途絶した場合の措置、4 無線通信の運用
---------------	--

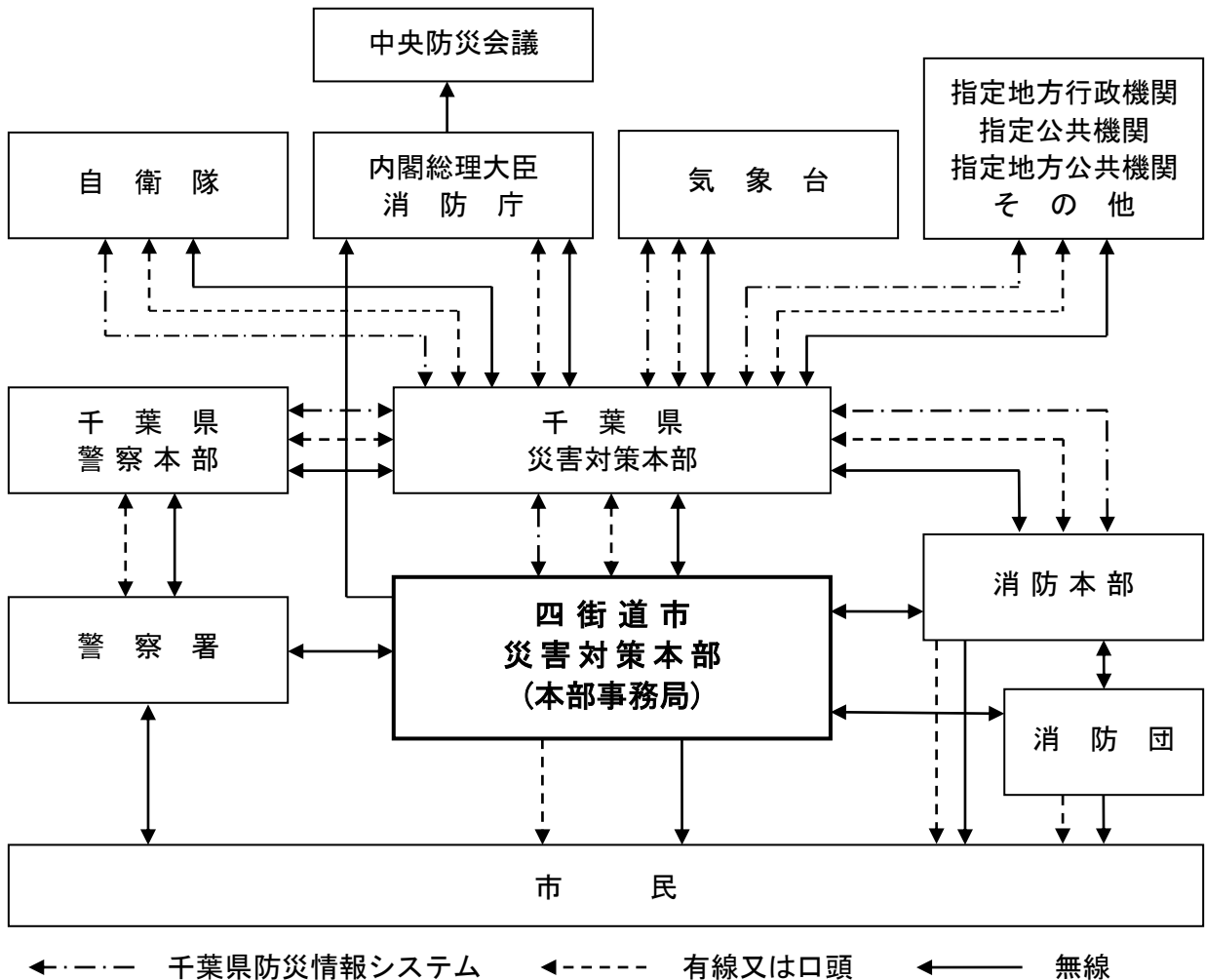
1 通信連絡系統 <本部事務局>

円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関とは、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは、「災害通信連絡系統図」に示すとおりである。

■災害通信連絡系統図



災害応急対策編

(2) 通信連絡手段

ア 四街道市

- ① 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- ② 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ③ 保有する同報無線を中心に、四街道市の各機関、指定避難所、指定福祉避難所、県や指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、また、市民への情報提供用として同報無線を整備し、災害時の通信を確保する。
- ④ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようNTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。

イ 消防本部

- ① 消防救急無線、衛星携帯電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連

絡を行う。

② 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

① 千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

● 関東総合通信局	● 千葉県市長会・千葉県町村会
● 関東管区警察局千葉県通信部	● 日本赤十字社千葉県支部
● 千葉県警察本部	● 日本放送協会千葉放送局
● 関東地方整備局利根川下流河川事務所	● 千葉テレビ放送(株)
● 気象官署通信施設(銚子地方气象台)	● (株)バイエフエム
● 千葉海上保安部	● (社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
● 千葉県	● 中小企業金融公庫千葉支店
● 千葉市	● (株)NTTドコモ千葉支店
● 東日本電信電話(株)	● KDDI(株)千倉第二海底線中継所
● 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社	● 東京ガス(株)東部ガスライト24

② 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)

③ 上記以外の機関又は個人の無線局

2 有線通信網の利用方法 <本部事務局、各班>

(1) 災害時優先電話の利用

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。また、各防災関係機関は、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

※防災関係機関一覧

(資料集 資料3-3)

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話又は指定電話相互間の通話が不能又は困難な場合、非常通話又は緊急通話として、他に優先して取扱うよう請求し利用する。請求は、あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行い、NTT非常・緊急通話受付番号102を回し、「非常通話(電報)」、「緊急通話(電報)」であることをはっきり告げて、申し込む。

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

(3) FAXの利用

災害対策本部と防災関係機関間の情報の伝達や報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(4) 警察・鉄道電話の利用

警察・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、外に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

3 有線通信が途絶した場合の措置 <本部事務局、各班>

- (1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡
千葉県防災行政無線を利用して行う。
なお、停電に備え、非常電源として発電機及び燃料を配置し、非常時の通信を確保する。
- (2) 市各部（出先機関）との連絡
市出先機関や災害現場等に出動している各部職員との連絡は市の防災行政無線（移動系）により行う。
- (3) その他
必要に応じ伝令（職員）の派遣等を行う。

4 無線通信の運用 <本部事務局、各班>

- (1) 災害時に利用可能な無線通信
 - ① 千葉県防災行政無線
 - ② 四街道市防災行政無線（固定系、移動系）
 - ③ 消防無線
 - ④ MCA 無線（ケーブルネット 296 間）
※防災行政無線（固定系・移動系）設置の状況（資料集 資料 3-2）
- (2) 無線通信の障害による対応策
災害時、無線通信は、不通、混信、電波障害等さまざまな障害が予想されるが、少しでも確実な通信連絡を確保するため、以下のような対応策をとるとともに、メール機能もうまく利用する。
 - ① 無線機が使用不可能な場合は、代替の通信手段によることになるが、通信不能の場合、伝令（職員）を派遣する。
 - ② 無線通信が輻輳している場合、輻輳している時間は比較的短いため、いったん送信をやめ、しばらく時間をおく。また、緊急時は「至急、至急」と呼び、ほかの局に緊急である旨を告げて無線回線を開けてもらう。なお、通話は簡潔明瞭に行う。
 - ③ 周囲の雑音等により、聞き取りが困難な場合は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も、受信状態が良くなるように、適当な場所に移動する（数十センチ無線機を移動させることにより受信状態が良くなることもある。）。
- (3) 通信の統制
災害時には、無線通信の混乱が予想されるため、災害対策本部は適切な無線通信の統制（防災行政無線（移動系））を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。
 - ア 無線機の管理（上下水道部所管無線機は除く）
 - ① 携帯・可搬無線機の一括管理
すべての携帯・可搬無線機は、本部事務局が一括管理する。
 - ② 携帯・可搬無線機の使用
本部事務局が一括管理する無線機は、本部事務局の指示により使用する。
 - イ 通信の統制
携帯・可搬無線機からの通話は、すべて本部事務局に対して行う。その他以下の原則に

基づき、通信の統制を行う。

■通信の統制の原則

- 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- 本部事務局の許可の原則（通信に際しては、本部事務局の許可を得る）
- 移動局間通信の禁止の原則（移動局間通信の必要があるときは本部事務局の許可を得る）
- 簡潔通話の実施の原則

（4）アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市役所内及び民間のアマチュア無線クラブを通じ、また市内アマチュア無線愛好家の自主的な協力を得て実施する。

- ① 災害発生後、速やかに情報収集を補完するため、本部長（市長）が指名した市役所内アマチュア無線クラブ員は市役所内アマチュア無線クラブ（呼び出し名称JK1ZPQ）局を開局し、被害情報の収集を行う。
- ② 市役所内及び民間のアマチュア無線クラブは、状況に応じ電波法の規定による非常通信を行う。

（5）業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

（6）非常通信

風水害、土砂災害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、応急活動上必要が生じた場合、電波法第52条第1項第4号の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

第2 災害情報の収集・伝達

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 風水害に関する情報の収集	本部事務局
2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等	本部事務局
(1) 対象地域	
(2) 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準	
(3) 記録的短時間大雨情報	
(4) 竜巻注意情報	
(5) 土砂災害警戒情報	
(6) 警報の危険度分布(キキクル)	
(7) 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用	
(8) 異常現象発見の際の伝達	
(9) 注意報や警報等の伝達系統	
3 水防情報	本部事務局
(1) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い	
(2) 水防情報の伝達系統	
4 被害情報の収集・伝達	本部事務局、各班、防災関係機関
5 被害調査及び報告	本部事務局、各班
(1) 被害情報の収集・報告の種類	
(2) 活動状況報告の種類	
(3) 被害写真の撮影	
(4) 報告責任者の選任	
6 県に対する被害報告	本部事務局、消防本部班
(1) 災害緊急報告[電話、FAX]	
(2) 災害総括報告	
(3) 災害詳細報告[電話、FAX及び端末入力]	
7 国に対する被害報告	本部事務局

【活動目標】

事前、 初動～緊急～応急～応急復旧	1 風水害に関する情報の収集、2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等、3 水防情報、4 被害情報の収集・伝達、5 被害調査及び報告、6 県に対する被害報告、7 国に対する被害報告
----------------------	--

災害の規模や時間経過に対応した災害情報の収集・伝達を行う。なお、勤務時間外における初期の情報収集活動は、消防本部・署が行う。

1 風水害に関する情報の収集 <本部事務局>

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、危機管理室(統括班)が一元的に収集する。市域を流れる鹿島川については、県による水防警報や水位情報の伝達・周知の対象となっていないため、市は、県ホームページ等で鹿島川の水位情報を収集する。

■風水害に関する情報の収集

区分	内容
銚子地方気象台からの防災気象情報	●大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに銚子地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）については、千葉県防災情報システム、NTTからのFAX（警報のみ）及びテレビ・ラジオを通じて入手する。
民間気象情報会社からの防災気象情報等	●上記の防災気象情報を専用ウェブサイト、電子メールを通じて入手する。これら通信手段途絶時はNTT 電話又はFAXによる。また、四街道市及びその周辺地域における災害リスクスケール(72時間先までを予測)等入手する。
水位・雨量情報	●市は、鹿島川の水位情報、並びに銚子地方気象台が発表する雨量情報を収集・整理する。
警戒パトロール情報	●警戒体制をとった場合、市は、河川、水路、土砂災害警戒区域等のパトロールを実施する。市は、収集された情報を整理する。
被害情報等	●市は、119番通報の状況等消防本部の把握している情報を入手するとともに、警察署とも連絡を取り、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。

2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等 <本部事務局>

銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがある場合に「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがある場合に「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を発表し、関係機関に通知する。

銚子地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の対象地域、種類及び発表基準は、以下のとおりである。

(1) 対象地域

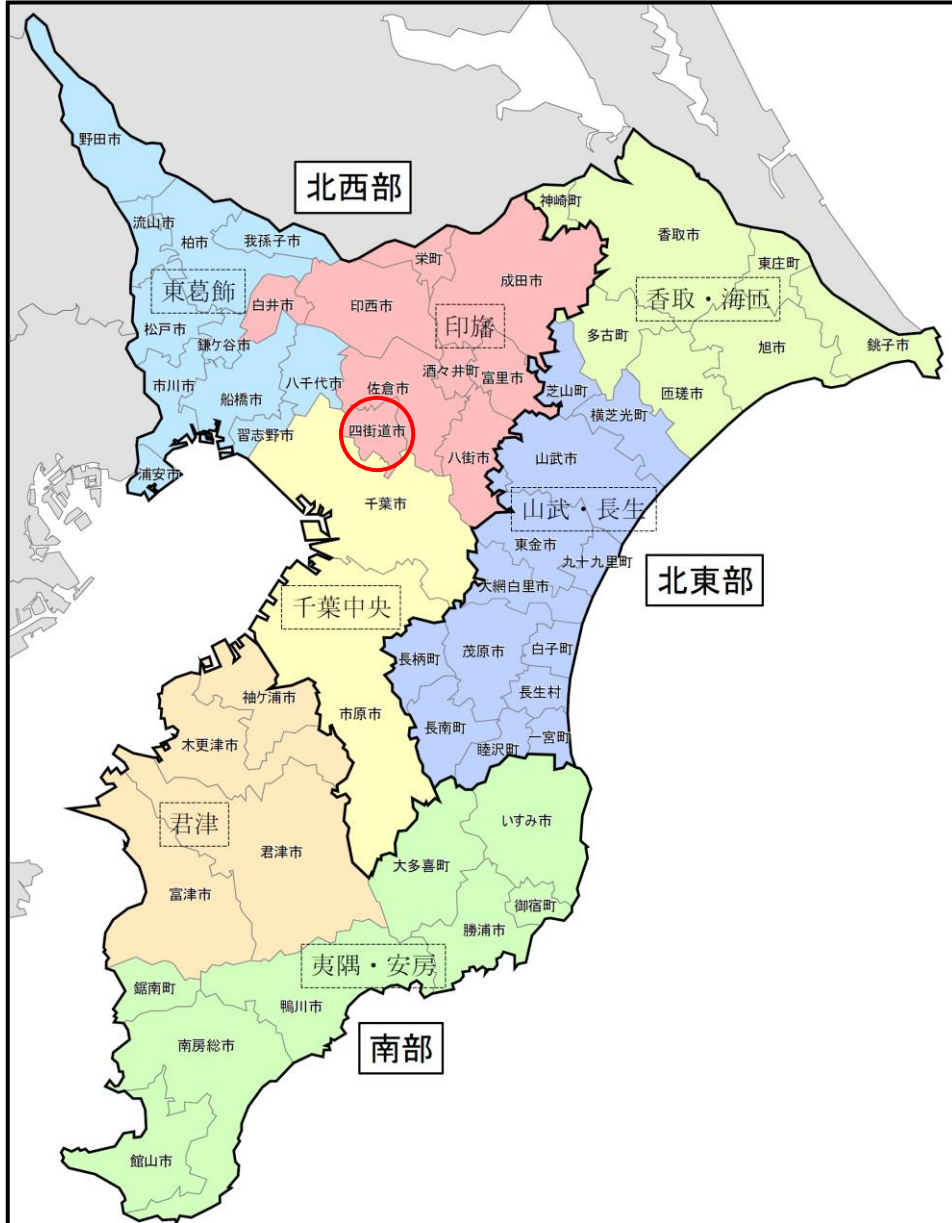
銚子地方気象台は、防災関係機関の防災活動が円滑に行えるように、原則として市町村単位で気象警報・注意報を発表している。

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合は、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次細分区分として県内を3つの地域に、さらに、市町村をまとめた地域として南部を2地域、北西部を3地域、北東部を2地域に細分している。

県の注意報・警報の発表区域図は以下のとおりで、市は、北西部の印旛地域に含まれる。

■県の発表区域図

[平成25年1月1日現在]



災害
応急
対策
編

(2) 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

銚子地方気象台が発表する注意報・警報及び特別警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

■警報・注意報発表基準一覧表

[令和3年6月8日現在]

四街道市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144
	洪水		流域雨量指数基準	鹿島川流域=26.8,小名木川流域=7.5
			複合基準* ¹	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	105
	洪水		流域雨量指数基準	鹿島川流域=21.4,小名木川流域=6
			複合基準* ¹	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
低温	夏季(最低気温)：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下			
霜	4 月 1 日～5 月 31 日 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm		

*¹(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。

■特別警報の種類及び発表基準（市関連）

現象の種類	基準
大雨	●台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	●数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	●数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	●数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(3) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表する。（雨量基準（千葉県）：時間雨量 100mm）

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、比較的広い範囲（概ね1つの県）を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

この情報は、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当し、土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。

(6) 警報の危険度分布（キキクル）

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。

■警報の危険度分布（キキクル）の情報

情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報

(7) 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用

銚子地方気象台は、気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、危機管理室へ電話連絡する。緊急性が高い場合等には、市長に直接連絡を行う。

市は、避難情報の発令の判断や災害対策の検討等を行う際、銚子地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

(8) 異常現象発見の際の伝達

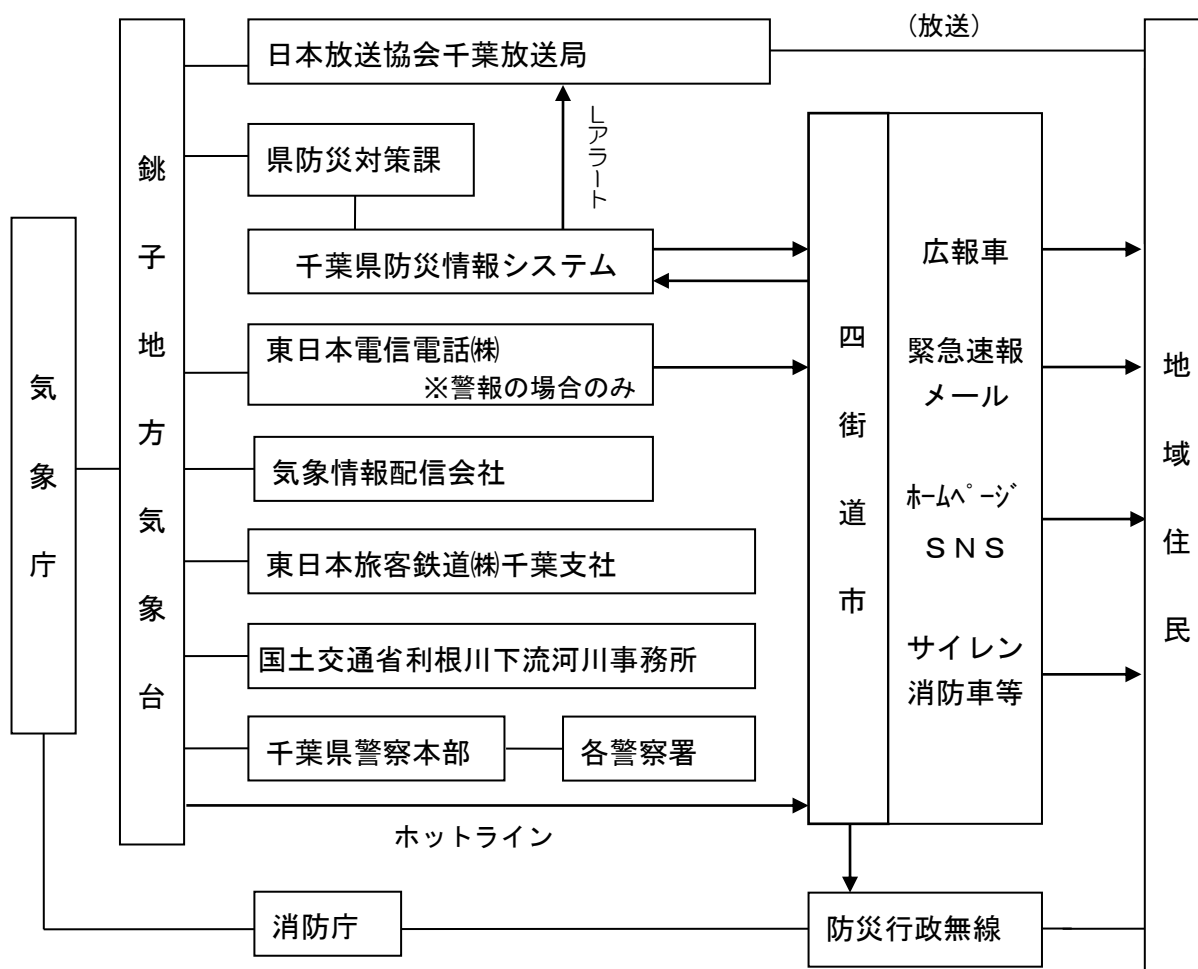
災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市又は警察署へ通報する。警察署は、直ちに市へ通報する。なお、通知を受けた市長は、下記の関係機関へ通報し、互いに連携をとる。

- ① 銚子地方気象台
- ② その災害に関係ある近隣市町村
- ③ 最寄りの県出先機関（印旛地域振興事務所）及び警察署

(9) 注意報や警報等の伝達系統

銚子地方気象台が発表する注意報・警報等の伝達系統図を以下に示す。

■気象台からの気象情報伝達系統図



災害
応急
対策
編

3 水防情報 <本部事務局>

洪水によって災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川について水防法第10条の4の規定に基づき発するものであるが、市域内における対象河川区域は鹿島川で印旛利根川水防事務組合の管轄区域に含まれる(本章第4節「水防活動」参照)。

(1) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

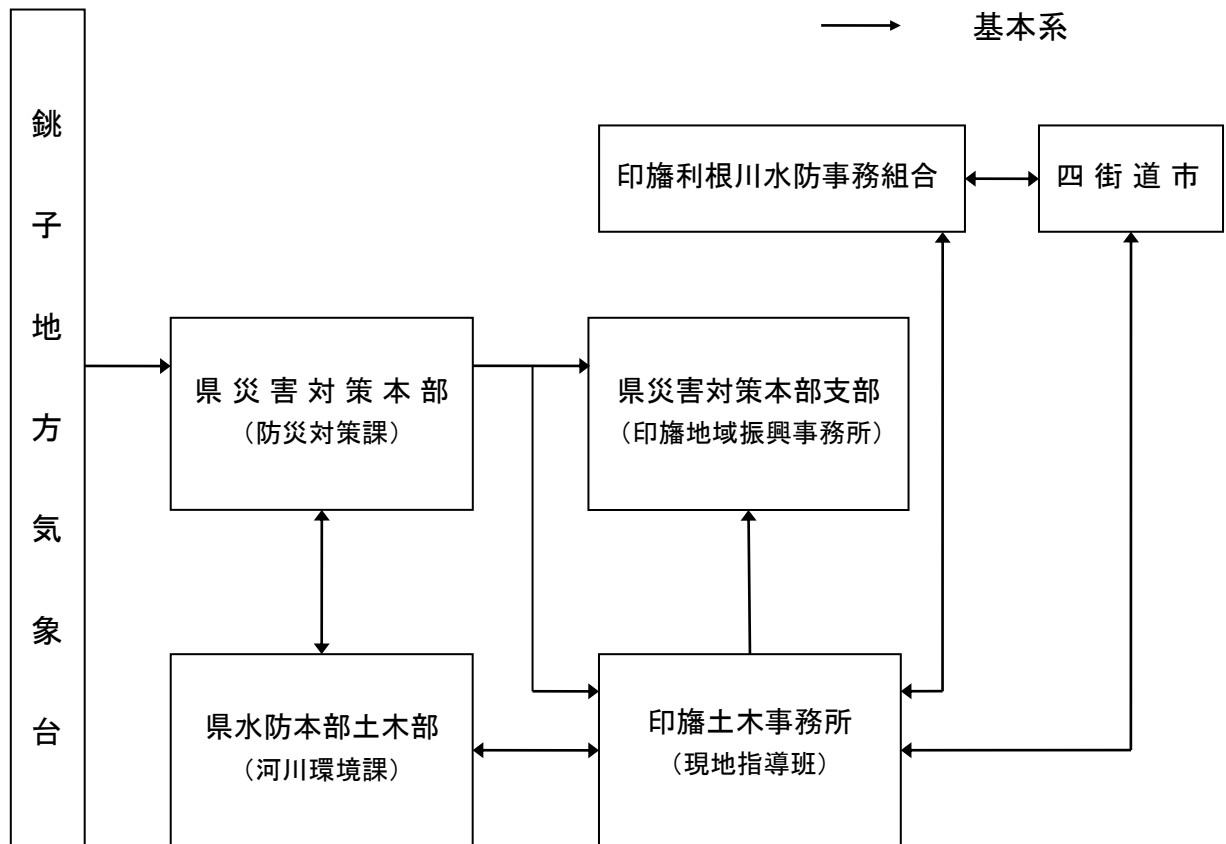
水防活動の利用に適合する予報及び警報は以下の注意報・警報をもって代える。

■水防活動用気象注意報・警報の代用

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防情報の伝達系統

■水防情報の伝達系統図

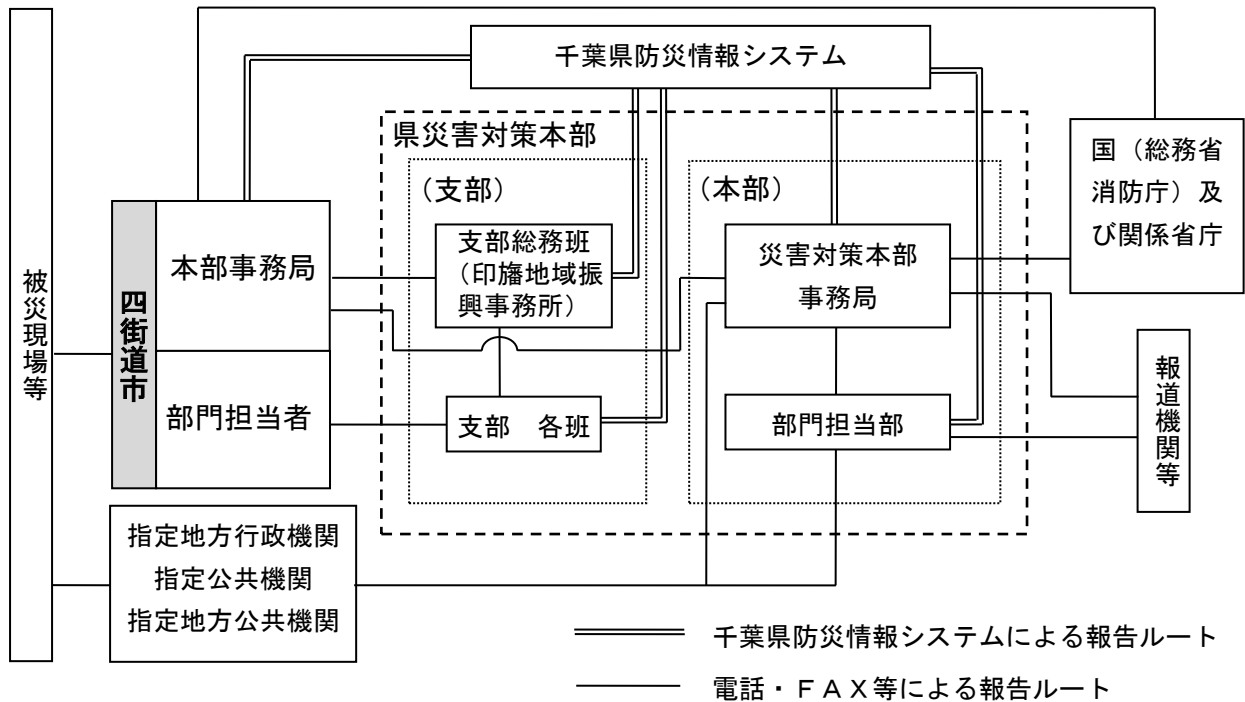


4 被害情報の収集・伝達 <本部事務局、各班、防災関係機関>

市は、四街道警察署や防災関係機関、諸団体、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て被害情報の収集を行う。また、非常時の通信体制に基づき情報の伝達を行う。

なお、自衛隊が派遣された場合、各班は自衛隊と協力し、被害情報の収集を行う。

■被害情報等収集・報告系統図



災害応急対策編

5 被害調査及び報告 <本部事務局、各班>

(1) 被害情報の収集・報告の種類

初期情報の収集及び伝達にあたっては、防災バイク隊の機動力を生かし効果的な活用を図る。

■被害情報の収集・報告

種類	時期	内容
第1段階 (速報)	被害の大小にかかわらず状況を把握 次第、直ちに	把握した範囲内で迅速に 報告する
第2段階 (中間報告)	被害の全容が概ね明らかになったも のから逐次	その都度把握した範囲内 で報告する
第3段階 (確定報告)	被害が確定したとき速やかに	確定した内容を報告する

ア 第1段階 (速報)

災害発生後直ちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

① 市が実施する情報収集報告

市内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収

集し、千葉県防災情報システム(故障時は電話・FAX)により県本部事務局に報告する。
報告すべき事項は、以下のとおりとする。

■市が報告すべき事項

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の状況
- e 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
 - 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 主な応急措置の実施状況
 - その他必要事項
- f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- g 災害による市民等の避難の状況
- h その他必要な事項

② 各班が実施する情報収集報告

各班は、あらかじめ定めた被害状況の収集担当にかかわらず、災害発生直後において、わかる範囲内で、以下の事項を収集する。被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県危機管理情報共有要綱に基づく様式を使用する。

※千葉県危機管理情報共有要綱

(資料集 資料4-3)

■各班が報告すべき事項

- a 人的被害
 - 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - 避難の必要の有無及び避難の状況
- b 物的被害
 - 主要道路、橋梁の被害状況
 - 電気の被害状況
 - ガス・上下水道の被害状況
 - 住宅の被害状況
 - 建造物の損壊状況
- c その他の情報
 - 火災等の二次災害の発生状況、危険性
 - 市民の動向
 - 気象台が発表する情報、二次災害防止のための気象警報、注意報等
 - その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項

③ 収集の要領

- 参集した職員からの報告（時間外の場合）
- 警察等の防災関係機関との情報交換
- 公共施設管理者からの報告
- 消防本部の救出救助状況
- 市民（区・自治会、自主防災組織等）からの収集
- 指定避難所からの情報収集

イ 第2段階（中間報告）

第1報（速報）の後、各班は担当する情報について、確定報告までの被害状況の収集・報告を行う。

なお、被害状況の収集に際しては現地調査を行い、正確な数量的把握に努める。

ウ 第3段階（確定報告）

応急対策活動終了後、復旧計画策定の参考にするため、被害状況を最終的に把握、収集し、確定報告を提出する。

エ 報告先

被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県被害情報等報告様式を使用する。

※千葉県危機管理情報共有要綱

（資料集 資料4-3）

（2）活動状況報告の種類

災害の応急活動の状況報告は、災害発生直後の時間経過に応じ、以下のように行う。なお、活動状況の報告先は、本部事務局とする。

■被害情報の収集・報告

種類	時期	内容
第1段階 （速報）	応急対策活動が必要と認め次第、直ちに	必要な応急活動の内容
第2段階 （中間報告）	応急対策活動の実施途中	応急対策活動の状況、復旧見込み
第3段階 （確定報告）	応急対策活動が完了したとき 速やかに	完了した応急活動の内容

（3）被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況の確認資料及び記録保存資料として極めて重要であるので、被害調査員は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度及び破壊状況が明瞭にわかるよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記入しておかなければならない。

（4）報告責任者の選任

市は、以下の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

■被害情報等の報告責任者

区分	所掌事務	報告者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する	危機管理室長
取扱責任者	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う	危機管理室職員

6 県に対する被害報告 <本部事務局、消防本部班>

(1) 災害緊急報告 [電話、FAX]

報告基準に該当する災害を覚知後、直ちに、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告する。

(2) 災害総括報告

市域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

ア 定時報告 [電話、FAX及び端末入力]

報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

イ 確定時報告 [端末入力及び文書]

市の応急対策終了後、10日以内に報告する。

ウ 年報 [端末入力及び文書]

4月20日までに報告する。

(3) 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、市民避難状況等）の詳細とする。

7 国に対する被害報告 <本部事務局>

以下の事項に該当する場合、市は国（総務省消防庁）へ報告する。

- ① 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- ② 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（総務省消防庁）とする場合。（事後速やかに県に報告する。）
- ③ 同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国及び県に報告する。

■国に対する被害報告先

消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク	
			地上系	衛星系
勤務 時間内	応急 対策室	03-5253-7527 (FAX)	120-90-49013 (FAX)	048-500-90-49013 (FAX)
		03-5253-7537	120-90-49033	048-500-90-49033
夜間・ 休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX)	120-90-49102 (FAX)	048-500-90-49102 (FAX)
		03-5253-7553	120-90-49036	048-500-90-49036

■電子メールによる報告の場合

報告先の電子メールアドレス	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を別途連絡済みの英字に変更
添付ファイルの形式	Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、PDF 形式
その他	電子メールの件名は、【千葉県四街道市（又は千葉県四街道市消防本部）】及び災害名（又は事故種別）を含む。 ・電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。

第3 広報活動

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 広報内容	本部事務局、企画調整・広報班
2 報道機関への発表	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 放送機関への放送要請	
3 市民への広報	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 市防災行政無線・広報車による広報	
(2) ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等による広報	
(3) メールやSNS等を利用していない者への広報	
4 要配慮者への広報	福祉班、子育て支援班、市民窓口班
5 市民等の各種相談窓口	本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班
(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応	
(2) ホームページ等の活用	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

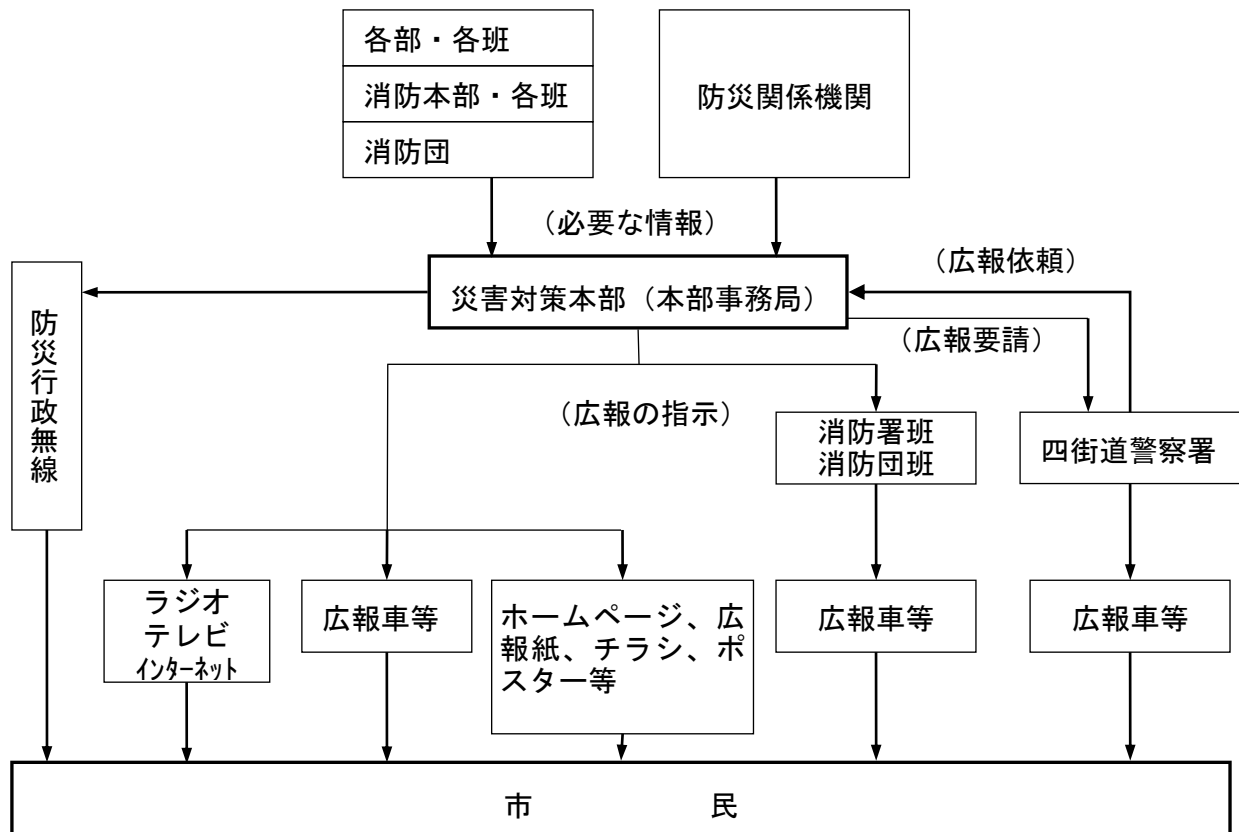
【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 広報内容、2 報道機関への発表、3 市民への広報、4 要配慮者への広報、5 市民等の各種相談窓口
------------	--

災害時には、マスメディアからの災害情報が不足する事が予想される。特に、市内の災害情報の著しい不足から、不安や噂、デマ等により、市民が混乱に陥るおそれがある。

そのため、市は、正確な災害情報を提供し、情報不足による混乱の発生防止並びに市民の安全確保を図る。

■広報活動実施の流れ（概念図）



1 広報内容 <本部事務局、企画調整・広報班>

災害発生後の広報は、災害発生直後から災害状況や応急活動の進捗に対応した広報内容とする。広報内容は、視覚・聴覚障害者や外国人への対応にも考慮した「災害発生直後の広報」と「その後の広報」とし、関係機関が協力して迅速に一元化された内容で実施する。広報内容の主なものは以下のとおりである。

■災害時の広報内容

災害発生直後の広報	その後の広報
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の一般的注意事項 ●初期消火活動、人命救助の呼びかけ ●災害情報、被害情報 ●避難及び指定避難所に関する情報 ●交通規制等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報、被害情報 ●救援物資の配給状況 ●応急給水状況 ●ライフライン等の復旧状況 ●緊急交通路確保への協力要請 ●ボランティア受入れ情報 ●安否情報 ●罹災証明発行に関する通知

■ 広報の種別と内容

種別	内容
防災行政無線（固定系）による広報	緊急放送文
市域に大規模な災害が発生したときの広報	① 被害の状況 ② 火災発生状況 ③ 安心情報 ④ 交通の情報
避難・救護に関する広報	① 高齢者等避難開始の周知 ② 避難指示、誘導 ③ 救護対策の周知 ④ 被災者の避難収容場所の周知 ⑤ 防疫・保健衛生に関する周知 ⑥ 気象情報の情報伝達

2 報道機関への発表 <本部事務局、企画調整・広報班>

本部会議で諮った事項について、速やかに災害対策本部で取りまとめを行い、定期的に記者会見を行う。発表にあたっては、ラジオ・テレビ・新聞等報道機関との連携による迅速で確実な市民広報を行うため、記者会見場所を設置する。

記者会見場所には、情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まってくる情報を適宜掲示する。このほか、資料提出等の情報をファイリングし、報道機関が常時閲覧できるようにする。

■ 報道対応の要領

- 報道機関に提供する情報は、災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。
- 情報の内容、発表時期、発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。
- 緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。
- 記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。
- 報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を災害対策本部に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。

(1) 放送機関への放送要請

本部長（市長）は、災害により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、「災害時における放送要請に関する協定（千葉県）」に基づき千葉県防災危機管理部を通して、放送機関へ要請する。放送要請を行う場合、以下の事項を明らかにする。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項

- ③ 希望する放送日時及び送信系統
- ④ その他必要事項

3 市民への広報 <本部事務局、企画調整・広報班>

(1) 市防災行政無線・広報車による広報

市防災行政無線、電子メール情報提供サービス「よめーる」及び広報車を利用する。必要に応じて四街道警察署その他の防災関係機関の広報車による協力も得る。

(2) ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等による広報

ホームページやCATV、メール、SNSの活用等多様な媒体による迅速な広報に努める。また、情報機器に不慣れな高齢者等や指定避難所等においても有効な紙媒体の伝達手段である広報紙、チラシ、ポスター等を早期に発行し、各指定避難所、給水所、防災拠点等に配布、掲示する。

(3) メールやSNS等を利用していない者への広報

メールやSNS等を利用していない者へは、登録により、電話やFAXによるプッシュ型の広報を実施する。

4 要配慮者への広報 <福祉班、子育て支援班、市民窓口班>

個別対応が必要な要配慮者への広報は、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

5 市民等の各種相談窓口 <本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班>

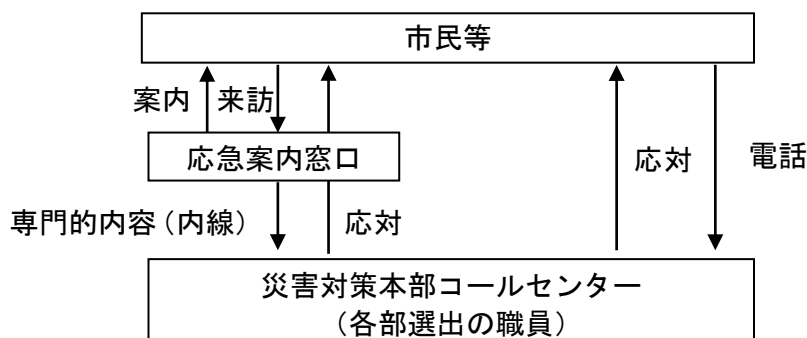
市は、市民等からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携して相談窓口を開設する。

災害対策本部解散後は、各部の主管課が事務を引き継ぐ。

(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応

市役所に被災者等のための応急案内窓口を設け、必要に応じ、本部事務局との連携により対応する。また、市民等からの電話による問い合わせに効率的に対応するため、本部事務局にコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。障害者や外国人からの受付は、派遣された専門ボランティア等により対応する。

■市役所での案内窓口の設置・相談対応



(2) ホームページ等の活用

企画調整・広報班は、市民からの問い合わせの多い相談内容について、ホームページ等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を臨時に開設する。

第3節 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用は、災害が発生したとき、もしくは、災害が発生するおそれがあるとき、被害等の程度が一定の基準を超える場合に、市から県知事に対する要請に基づくものであり、適用された場合、国は地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急に必要なる救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 災害救助法の適用基準・条件	管財・財政班
（1）災害が発生した場合の適用基準	
（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件	
（3）被害の認定基準	
2 救助業務の実施者	県、各班
3 災害救助法の適用手続き	管財・財政班
4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲	管財・財政班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 災害救助法の適用基準・条件、2 救助業務の実施者、3 災害救助法の適用手続き、4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲
------------	---

1 災害救助法の適用基準・条件 <管財・財政班>

（1）災害が発生した場合の適用基準

災害救助法第2条第1項に基づく、災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規程による。市における具体的適用基準等は、以下のとおりである。

■災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準（滅失世帯数）	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市内 80 世帯以上	第1項の1号
県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500 世帯以上 かつ市内 40 世帯以上	第1項の2号
	県内 12,000 世帯以上 かつ市内多 数	第1項の3号
災害が隔絶した地域で発生する等被災者の救護が著しく困難である場合	多数（※1）	第1項の3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数（※2）	第1項の4号

<p>災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）</p> <p>被災者について、食品の供与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）</p>		
---	--	--

（注1）※1、※2の場合には、知事が内閣総理大臣と連絡調整を行う必要がある。

（注2）上記※1に係る事例

- ・有毒ガスの発生や放射性物質等の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、特殊技術を必要とする場合。
- ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需物資等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合。

（注3）上記※2に係る事例

- ・住家被害の程度に関わらず、多数の者の生命又は身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合。
- ・交通事故、飛行機の墜落等により多数の者が死傷した場合。
- ・有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合。
- ・被災者が現に救助を必要とする場合。

（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件

災害救助法第2条第2項に基づく、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

（3）被害の認定基準

ア 滅失世帯の算定

住家が滅失した数の算定は、住家の「全壊（全焼・全流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

- | | | |
|---|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 住家全壊（全焼・全流失） 1世帯で ② 住家半壊（半焼） 2世帯で ③ 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯で | } | 住家滅失1世帯として換算 |
|---|---|--------------|

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

イ 全壊等の認定

災害救助法による「被害の認定基準」は、以下のとおりである。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家全壊 滅失 全焼 全流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
住家半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも
大規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも
中規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のも
半壊	損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のも
準半壊	損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
床上浸水	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも
一部損壊	住家の損壊程度が準半壊に至らないもの
<p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。 ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害をうけた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

資料)「災害の被害認定基準について」(令和3年6月24日府政防670号)
「災害救助事務取扱要領」(令和4年7月 内閣府政策統括官(防災担当))

2 救助業務の実施者 <県、各班>

- ① 災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事が実施主体者となり、市町村長はこれを補助する。
- ② 市町村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認め

るときは、市町村長に救助を行わせることができる。(下表参照)。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき本部長(市長)が応急措置を実施する。

■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等

【災害が発生した場合の救助】

救助の種類	実施期間	実施主体者等
避難所の供与	7日以内	市長(教育部)
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事(住宅課)
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長(環境経済部)
飲料水の供給	7日以内	市長(上下水道部)
被服、寝具等の給(貸)与	10日以内	市長(環境経済部)
医療	14日以内	知事(救護班・日赤)
助産	分娩日から7日以内	知事(救護班・日赤)
被災者の救出	3日以内	市長(都市部)
住宅の応急修理	1ヶ月以内完了	市長(都市部)
学用品の供与	教科書1ヶ月以内 文房具15日以内	市長(教育部)
埋葬	10日以内	市長(環境経済部)
死体の搜索	10日以内	市長(都市部)
死体の処理	10日以内	知事(救護班・日赤)
障害物の除去	10日以内完了	市長(都市部)

【災害が発生するおそれがある場合の救助】

救助の種類	実施期間	実施主体者等
避難所の供与	7日以内	市長(教育部)

3 災害救助法の適用手続き <管財・財政班>

災害時、市域内における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長(市長)は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。

また、災害の事態が急迫して県知事による救助の実施を待つことができない場合には、本部長(市長)は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受ける。なお、要請又は報告は、県防災危機管理部を経由して県知事に対し次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって要請し、後日、文書

により改めて処理する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲 <管財・財政班>

災害救助法による救助の種類、方法、期間及び費用の範囲は以下のとおりである。

- ※災害救助法被害認定基準 (資料集 資料 1-15)
- ※災害救助法による救助の種類、方法、期間等 (資料集 資料 1-16)

第4節 水防活動

市は、気象状況、河川水位等から利根川の氾濫発生が予想される場合、各防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための活動を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 水防計画	消防本部班、消防署班、消防団班
2 水防組織	土木班、消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 水防区域	
(2) 水防体制	
(3) 水防本部（印旛利根川水防事務組合）	
3 水防配備体制	本部事務局、土木班、消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 災害警戒本部の設置	
(2) 警戒体制	
(3) 災害対策本部の設置	

【活動目標】

事前、初動	1 水防計画、2 水防組織、3 水防配備体制
-------	------------------------

1 水防計画 <消防本部班、消防署班、消防団班>

市を包含する、水防法に基づく水防計画として印旛利根川水防実施計画が定められている。この水防計画は、水防法のほか、千葉県水防計画及び印旛利根川水防事務組合水防実施に関する条例（昭和39年）に基づき、市を含む構成6市2町における以下の要項について示している。

■印旛利根川水防実施計画

目的	一級水系に係る洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を未然に防止あるいは軽減し公共の安全を保持すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防上緊要なる水防組織に関すること。 ●気象、水位の観測、通報連絡に関すること。 ●水防団受持配置に関すること。 ●巡視、警戒、出動、避難及び水防に必要な資材、器材、設備の整備運用等に関すること。

2 水防組織 <土木班、消防本部班、消防署班、消防団班>

(1) 水防区域

下利根川右岸印西市竹袋（旧手賀沼垵樋）より栄町入口までの一級水系

(2) 水防体制

水防活動を開始すれば水防本部の外に、水防支部4ヶ所、水防屯営10ヶ所を設ける。水

防本部は、栄町消防本部内組合事務局とする。

(3) 水防本部（印旛利根川水防事務組合）

組合事務所：印旛郡栄町生板鍋子新田乙20番地71 栄町消防本部内
水防本部長 管理者：栄町長 副本部長 印西市長

■水防本部の連絡先

連絡方法	電話番号	FAX番号
加入電話	0476-95-0119(代表) 0476-95-8983(直通) 090-7800-8983(携帯)	0476-95-7630(代表)
千葉県防災行政無線	629-723	629-722

3 水防配備体制 <本部事務局、土木班、消防本部班、消防署班、消防団班>

印旛利根川水防事務組合にあって、市町は第1次出動市町と第2次出動市町に分かれ、市は第2次出動市町に位置づけられている。業務内容を下記に示す。

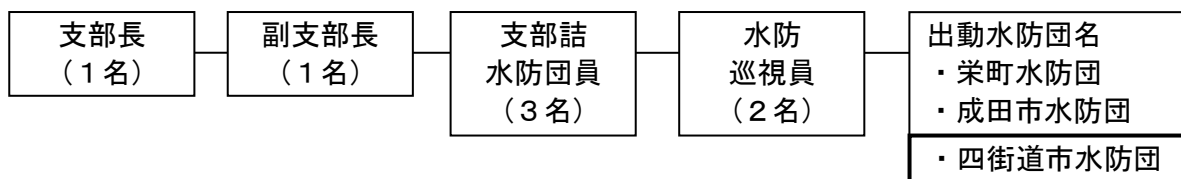
■業務内容

担当市町	水防活動
第1次出動市町 印西市、栄町	水災の警戒、防ぎよ、信号等
第2次出動市町 成田市、佐倉市、白井市、酒々井町、 四街道市、八千代市	水防資材の調達、供給、輸送

市消防団は、水防本部長（組合管理者）より指令された場合、水防法第5条第3項の規定により水防団となり、水防に関して水防本部長の所轄の下に行動する。

市の水防団（消防団）直轄支部の役職員並びに水防団員の配置は以下のとおりとする。

第4水防支部



市内の水防配備は以下のとおりとする。

(1) 災害警戒本部の設置

危機管理監は、大雨、洪水警報が発表され、又は市域内に浸水のおそれがある場合、直ちに四街道市災害警戒本部を設ける。また、消防長を通じて消防署及び消防団に待機命令を下す。

本部設置後、災害警戒本部長（危機管理監）は、直ちに本部事務局長（危機管理室長）に命じ、印旛利根川水防事務組合にその旨を連絡させる。

(2) 警戒体制

災害警戒本部が設置された場合、危機管理監は、必要に応じ管轄の消防署及び消防団の連

絡員を災害警戒本部に詰めさせ、水防活動に支障のないよう努める。

(3) 災害対策本部の設置

市に災害対策本部が設置されたときは、この水防配備体制は災害対策本部に受け継がれ、同本部長（市長）の指揮監督を受ける。

第5節 避難活動

災害が発生又は発生のおそれがある場合、市は、市民等に対して警戒レベル（3以上）の発表と避難情報を発令し、所定の指定避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。また、市民等は、警戒レベルの段階を問わず、主体的に情報を収集し、速やかに行動する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 警戒レベルを用いた避難情報の発令	本部事務局、避難所班、四街道警察署
(1) 避難情報の発令	
(2) 避難指示の実施責任者・区分等	
(3) 警戒区域の設定	
(4) 避難の指示等	
(5) 知事への報告	
(6) 防災関係機関への通報	
2 避難	土木班、消防署班、消防団班
(1) 避難行動	
(2) 避難誘導	
(3) 避難順位	
(4) 自衛隊との協力	
(5) 避難行動要支援者に対する避難誘導	
3 指定避難所の開設	避難所班
(1) 市による開設	
(2) その他民間施設等の利用	
(3) 知事への報告	
4 指定避難所の運営	福祉班、保健医療班、避難所班
(1) 指定避難所の運営	
(2) 指定避難所における要配慮者への配慮	
(3) 指定避難所における衛生環境整備	
(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策	
(5) ペット同行避難への対応	
5 避難所外避難者への対応	保健医療班、避難所班
6 指定福祉避難所の開設及び運営	福祉班
(1) 指定福祉避難所の開設	
(2) 指定福祉避難所の運営	
(3) 指定福祉避難所以外の公共施設等への収容	
7 広域避難等への対応	本部事務局、各班
(1) 市外被災者への支援	
(2) 広域避難者の受入れ	
(3) 他市町村への支援	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の収集に関すること ・ 避難準備に関すること ・ 避難情報の収集に関すること ・ 円滑な避難への協力に関すること ・ 指定避難所の運営への協力に関すること ・ 感染症対策に関すること ・ ペット同行避難の際の理解と協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前避難の呼びかけに関すること ・ 地域住民の避難誘導に関すること ・ 避難所運営委員会による指定避難所の運営に関すること ・ 避難所外避難者支援への協力に関すること

【活動目標】

事前、 初動～緊急	1 警戒レベルを用いた避難情報の発令、2 避難、3 指定避難所の開設
緊急～応急～応急復旧	4 指定避難所の運営、5 避難所外避難者への対応、7 広域避難等への対応
応急～応急復旧	6 指定福祉避難所の開設及び運営

1 警戒レベルを用いた避難情報の発令 <本部事務局、避難所班、四街道警察署>

(1) 避難情報の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の発令の目安は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当））を参考に、以下のとおりとする。

また、避難情報を発令する場合、銚子地方气象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

■警戒レベルを用いた避難情報の区分

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	●災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者や障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

■市民等のとる避難行動

避難行動	内容
避難行動 (安全確保行動)	数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」をいう。 ※下記①から③の全てが避難行動である。
緊急安全確保	①命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること
立ち退き避難	②災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること ●避難先の例 ・指定緊急避難場所（同施設）への移動 ・安全な場所への移動（公園や親戚・友人宅等へ）
屋内安全確保	③災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること

■避難情報の発令の目安

項目	内容
緊急安全確保 【レベル5】	水害 ●状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき ※ 市域の河川等において、水位や現地情報等が把握できる場合、氾濫が発生し始めたときに緊急安全確保の発令を検討する。
	土砂災害 ●大雨特別警報が発表された場合 ●土砂災害の危険度分布が「極めて危険」となったとき ●土砂災害が発生したとき
避難指示 【レベル4】	水害 ●消防署等関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合 ●浸水の発生に関する情報が市民等から通報された場合
	土砂災害 ●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となったとき ●大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●避難指示が検討される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●避難指示が検討される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ●土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合

項目	内容
高齢者等避難 【レベル3】	水害 ●警戒巡視等により危険が予測される場合 ※ 市域の河川等において、降水量・降水時間と氾濫の関係性が明確になる場合、高齢者等避難の発令を検討する。
	土砂災害 ●大雨情報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき ●大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合

※水位を観測していない河川についても、消防団等が出動した場合は、現地情報を避難情報発令の判断材料とする。

※小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に市が判断できる情報が少ないことから、市民等からの被害情報を入手して避難情報の発令の参考とする。

（2）避難指示の実施責任者・区分等

避難指示を発すべき権限のあるものは、災害の種類に応じてそれぞれの法律により以下のとおり定められており、相互に連携をとり実施する。

■避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長(市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

(3) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定できる。

(4) 避難の指示等

本部長（市長）は、浸水、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

本部長（市長）が、避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

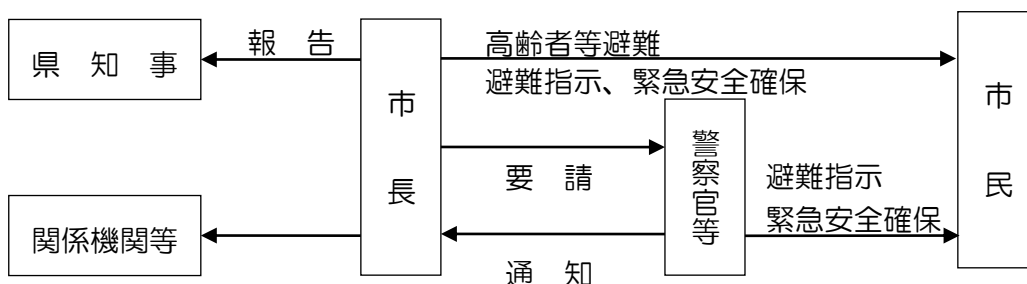
■避難指示の内容

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア 火気等危険物の始末
 - イ 食料、水、最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ 隣近所そろって避難すること等
- 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住人自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、以下の事項についても周知する。

- 自宅での安全確保が可能な場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計、衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

■避難指示の流れ



(5) 知事への報告

本部長（市長）は、避難指示等を発令もしくは解除した場合、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、下記の事項について県災害対策本部事務局に報告する。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- ⑥ 災害による市民等の避難の状況
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他必要な事項

(6) 防災関係機関への通報

本部長（市長）は、避難指示等を発令するときは、防災関係機関に対して連絡し、必要に応じて協力を要請する。

2 避難 <土木班、消防署班、消防団班>

(1) 避難行動

避難指示等により避難する場合、原則として、区・自治会、自主防災組織が中心となって自助・共助により避難する。

ア 避難の準備

避難の準備に際しては、以下の事項を周知徹底する。

- ① 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- ② 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- ③ 非常持出品等は必要最小限にとどめ、平素から準備しておく。

イ 段階避難

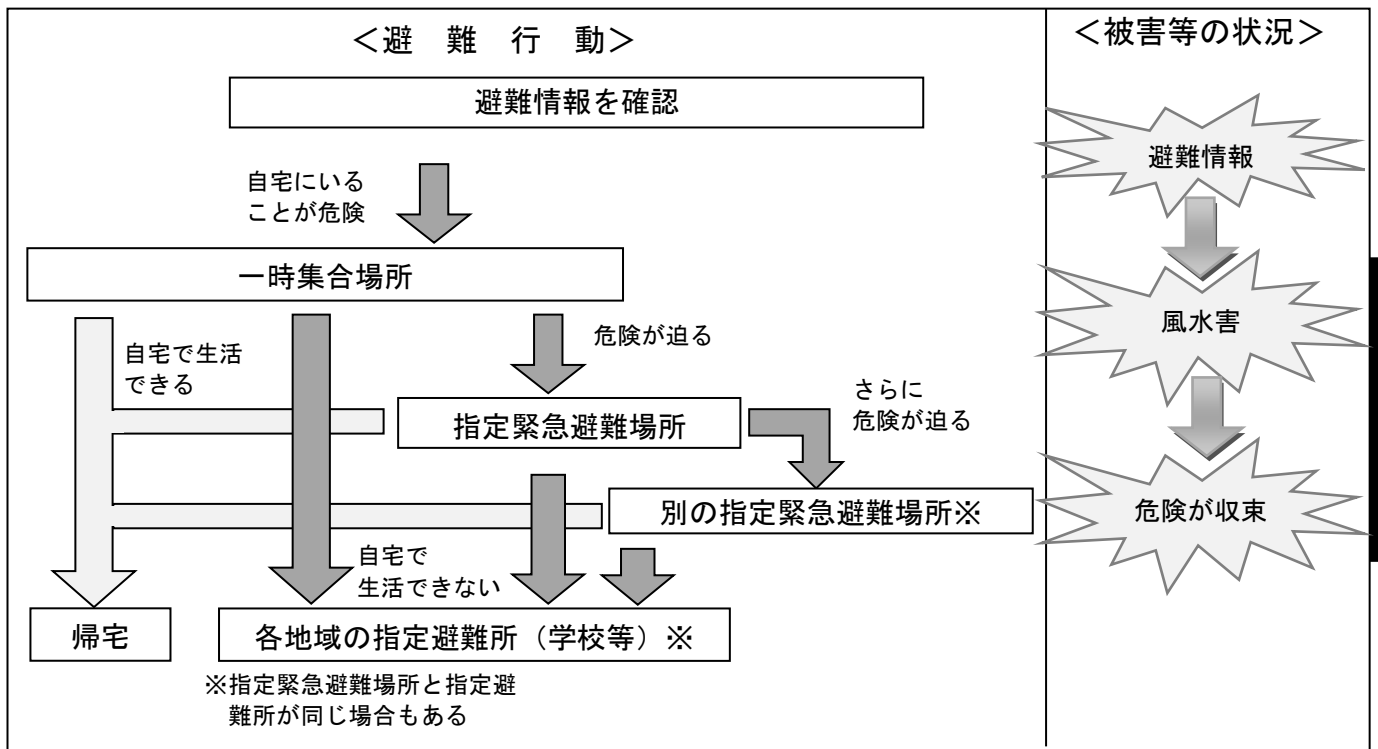
基本的な避難行動として、区・自治会、自主防災組織等で事前に定めておいた一時集合場所（公園・空地等）に集合し、区・自治会、自主防災組織等による集団を形成して避難を開始する。

なお、避難に際しては、災害の状況を踏まえて、適切な避難先及び避難経路を選択し、臨機応変な避難行動をとる。一時集合場所に集合することが危険な場合等は、直接、安全な避難場所に避難する。

ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続

危険が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅での安全が確保できる場合は、できる限り自宅での居住を継続する。

■避難行動の基本的な流れ



(2) 避難誘導

避難に際しては、原則として、区・自治会、自主防災組織等が避難誘導を行う。

避難指示を発令した場合、警察署、消防署、消防団の協力のもと、区・自治会、自主防災組織等と連携して避難誘導を行う。

- ① 誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の標示、なわ張り等をする他、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。指定避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は、ロープ等の資機材を利用して安全を図る。
- ② 区・自治会、自主防災組織等は、地域住民の集団避難を促す。
- ③ 火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

(3) 避難順位

緊急避難の必要がある地域や施設から避難を開始する場合、通常は以下の順位とする。

■避難指示の流れ

順位	被災者
1	障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者及びこれらの介助者
2	順位1以外の市民
3	防災業務従事者

(4) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、都市部各班、消防署班、消防団班は自衛隊と協力し、避難者の誘導、輸送等を行う。

(5) 避難行動要支援者に対する避難誘導

市は、自力での避難所までの安全な避難が困難な避難行動要支援者については、避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

3 指定避難所の開設 <避難所班>

(1) 市による開設

- ① 施設の勤務時間内に、災害対策本部からの開設指示があった場合、指定避難所の学校長等施設管理者は、指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。また、緊急を要するときは施設管理者の判断で開設する。
- ② 勤務時間外の場合は、避難所配備職員が指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
- ③ 避難所配備職員は、指定避難所の状況を防災無線等により災害対策本部に連絡する。
- ④ 施設管理者は、災害発生後、施設の被災状況を点検し、建物の破損やライフラインの確認を行うとともに、必要に応じ使用や立入禁止の措置等を行う。また、速やかに、受水槽の給水栓を閉め、飲料水を確保し、給水活動を行う。
- ⑤ 市は災害発生後、速やかに応急危険度判定により、指定避難所の安全性を確認する。

(2) その他民間施設等の利用

指定避難所のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、民間施設等の利用と、企業や区・自治会、自主防災組織等の協力を得て対応する。また、公園等の屋外空間であっても、状況に応じ、テント等の設営によって避難所として開設する。

(3) 知事への報告

指定避難所を開設した場合は、本部長（市長）は、直ちに指定避難所開設の状況を県知事に報告する。

※四街道市指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 (資料集 資料 3-13)

4 指定避難所の運営 <福祉班、保健医療班、避難所班>

(1) 指定避難所の運営

- ① 指定避難所の運営は、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営で行うことを原則とする。
- ② 市は指定避難所の運営の事務的な支援や災害対策本部との連絡のために避難所班等の職員を派遣する。
- ③ 施設管理者は、避難者による指定避難所の運営が速やかに行われるよう協力・支援する。
- ④ 避難所運営委員会（委員会が設置されていない場合は避難者）は、市が作成した「災害時における指定避難所運営マニュアル」をひな形として、自らが地域の実情等に合わせ作成した運営マニュアル等に基づき、指定避難所の運営を行う。
- ⑤ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した福祉スペースの確保に努める。

※指定避難所運営のための様式 (資料集 資料 4-4)

(2) 指定避難所における要配慮者への配慮

指定避難所の生活において、障害者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備す

るとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

市は、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

■指定避難所運営上の配慮事項（例）

対象	内容
女性や子ども	<input type="checkbox"/> 女性や子どものための相談窓口 <input type="checkbox"/> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 <input type="checkbox"/> 女性専用の物資配布 <input type="checkbox"/> 防犯対策 <input type="checkbox"/> 交流（遊び）スペースの確保 <input type="checkbox"/> 子ども用の生活用品の導入
要配慮者	<input type="checkbox"/> 和室やトイレに近い場所での収容スペースの確保 <input type="checkbox"/> 福祉関係者との連携による相談や介護等の支援 <input type="checkbox"/> 音声と文字での伝達や手話通訳者の配置 <input type="checkbox"/> 指定避難所生活が困難な場合には、指定福祉避難所への移動を災害対策本部へ要請
その他	<input type="checkbox"/> 指定避難所におけるペットの対策 <input type="checkbox"/> 車中泊を行う避難者の駐車スペース

※指定避難所運営のための様式

（資料集 資料 4-4）

（3）指定避難所における衛生環境整備

感染症・食中毒予防のため、基本的に居住区域は土足禁止とし、トイレやごみ置き場での排泄物や生ごみの処理について、避難者への周知徹底を図る。

（4）指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策

指定避難所では、「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」（令和2年6月、千葉県）に沿って、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。

ア 避難所における感染症対策

避難所における感染症対策として、避難者や避難所スタッフの手洗い、定期的な換気、飛沫感染への注意などの徹底を図る。

イ 避難者の健康確認・健康管理

避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行う。また、定期的に、避難者や避難所のスタッフの健康状態の確認を行う。

ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応

発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、一般の避難者とは接触しない体制をとる。

また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。

(5) ペット同行避難への対応

市は、ペットと同行避難する避難者のため、必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班>

市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準ずる支援を行う。

また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

6 指定福祉避難所の開設及び運営 <福祉班>

(1) 指定福祉避難所の開設

障害者や高齢者等の要配慮者で通常の指定避難所では避難生活が困難な者を収容するため、指定福祉避難所を開設する。

なお、開設にあたり避難所運営委員会は、指定避難所に収容されている要配慮者を調査し、災害対策本部に報告する。

また、在宅で避難をしている要配慮者の状況については、民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織等の情報を基に把握する。

- ① 調査結果に基づき、指定福祉避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した施設の受入可能状況を把握したうえで、施設に職員を派遣し、指定福祉避難所を開設する。
- ② 指定避難所での生活が困難と認められる者を指定福祉避難所に移送するにあたっては、当該対象者を介助する者又は市が避難所運営委員会やボランティア等の協力も得て行う。

(2) 指定福祉避難所の運営

派遣職員は、施設管理者と連携して、要配慮者の特性に応じた受入れ調整や生活支援を実施する。

派遣職員は、必要な人員・物資等を把握し、不足が生じた場合は災害対策本部に連絡し調達する。

(3) 指定福祉避難所以外の公共施設等への収容

あらかじめ指定した指定福祉避難所だけでは、要配慮者を収容できない場合は、指定以外の施設を福祉避難所とし、それでも不足する場合は、県や協定自治体等での収容を要請する。

7 広域避難等への対応 <本部事務局、各班>

(1) 市外被災者への支援

市は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」「茨城県北茨城市との災害時における相互応援協定」「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」「中越大震災ネットワークおぢや」等により、被災市町村又は知事からの応援要請があった場合に、また、応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に市

外被災者への支援を行う。

県外で大規模な災害が発生した場合には、支援先、支援内容等について県や近隣自治体等と調整のうえ、迅速かつ円滑な支援を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

大規模な災害により、市町村、都道府県の区域を超えた広域的な避難を要する場合には、同時被災等の受入れを行うことが困難な場合を除き、県及び県内市町村と協議のうえ、広域避難者の受入れを行う。

避難者の滞在施設として公共施設、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等による提供に努める。

広域避難者を受入れた場合、国の「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から任意に提供された避難先等の情報を、避難前の県、市町村へ提供し、避難者への情報提供、支援を円滑かつ効果的に行う。

(3) 他市町村への支援

他の市町村が被害を受け、救援物資等による支援が必要と認められる場合は、以下の内容について協議のうえ決定する。

また、市は、地元企業・個人から被災市町村へ物資等を送りたいとの要望に対し、効果的な輸送体制の整備に努める。

なお、担当部署は以下のとおりとする。

- ① 職員の派遣 (窓口：総務部人事課)
- ② 防災資機材、防災備蓄品の支援 (窓口：危機管理監危機管理室)
- ③ 市民からの義援金等の受付等 (窓口：福祉サービス部社会福祉課)
- ④ 全国避難者情報システム 避難者の受入れ (窓口：危機管理監危機管理室)
- ⑤ 避難者用応急仮設住宅 (窓口：都市部建築課)
- ⑥ その他の支援 (被害状況と支援内容により危機管理監が窓口を決定する)

第6節 要配慮者対策

災害時に障害者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、千葉県の「震災時における避難所運営の手引」を踏まえ、安否の確認、情報提供、指定避難所生活の支援を実施する。

避難の誘導については、本章第5節「避難活動」による。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 要配慮者への対応	福祉班、子育て支援班、企画調整・広報班
(1) 福祉全般の相談窓口の開設	
(2) 情報提供	
(3) 児童への配慮	
(4) 外国人への配慮	
2 指定避難所生活への対応	福祉班、保健医療班
(1) 避難生活の確保	
(2) 避難生活への配慮	
(3) 指定福祉避難所での配慮	

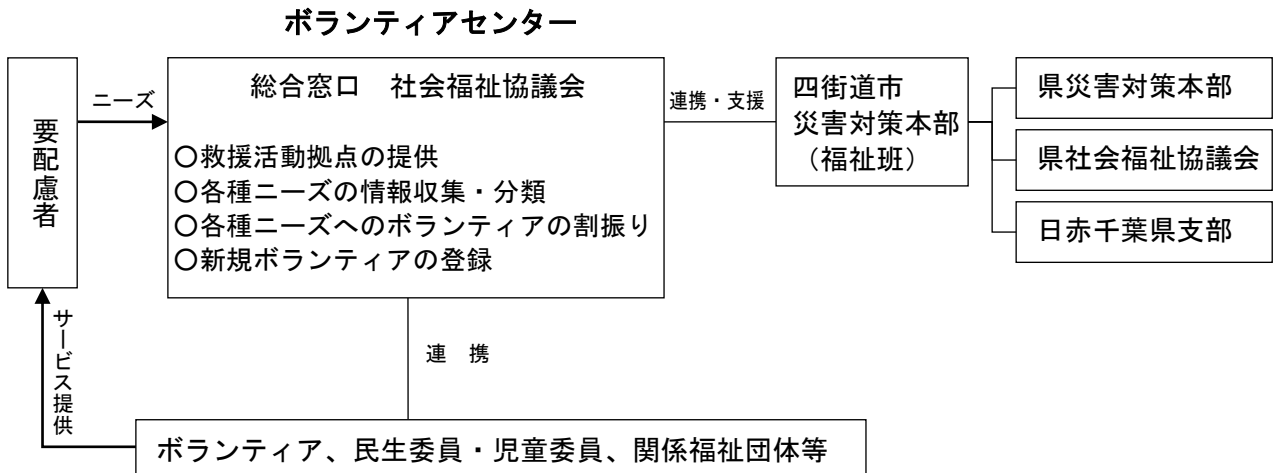
【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の声掛け、同行避難に関すること ・避難所生活での配慮に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動支援に関すること ・避難所生活での配慮に関すること

【活動目標】

事前 初動～緊急～応急～応急復旧	1 要配慮者への対応
緊急～応急～応急復旧	2 指定避難所生活への対応

■ボランティアと連携した要配慮者対策（概念図）



1 要配慮者への対応 <福祉班、子育て支援班、企画調整・広報班>

(1) 福祉全般の相談窓口の開設

障害者や高齢者等の要配慮者に対して、地域住民の協力を得た支援体制を確立し、相談窓口を早期開設する。

(2) 情報提供

要配慮者に対し、迅速かつ正確に情報の提供を行うため、関係福祉団体やボランティア等の協力を得て、広報活動を行う。

(3) 児童への配慮

民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織等と連携し遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。

(4) 外国人への配慮

日本語による意思疎通が十分でない外国人のため、英語や数ヶ国語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。

2 指定避難所生活への対応 <福祉班、保健医療班>

(1) 避難生活の確保

- ① 情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。
- ② 簡易トイレ、ベッド等の要配慮者の状態に応じて必要な機材を確保する。
- ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。

(2) 避難生活への配慮

- ① ボランティア等との協力体制により、被災者や家族からの相談にのり、必要なサービスを確保する。
- ② 要配慮者の避難生活が長期になることが予想される場合、必要に応じ、ボランティア等と協力し、介護がしやすい施設（指定福祉避難所）へ移動させる処置を行う。

- ③ 必要に応じ、社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。
- ④ 市は、避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を要請する。

（3）指定福祉避難所での配慮

- ① 指定福祉避難所を開設したときは、施設に職員を派遣し、市との連絡体制の確保に努める。
- ② 必要に応じて仮設トイレを施設管理者と協議のうえ、所定の場所に設置する。
- ③ 福祉サービス事業者等と連携を図り、要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も受けることができる対応に努める。
- ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。

第7節 消防活動

災害発生直後に起こる多数の救急・救助事象に対処するため、その基本となる計画が必要であり、本計画において地域の消防活動の大綱を明らかにする。なお、具体的な計画については、大規模地震等対応計画において策定する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 消防通信施設の現況	消防本部班、消防署班
2 初動体制	消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 組織体制	
(2) 消防職員の参集	
(3) 部隊の編成計画	
(4) 消防本部等における初動措置	
(5) 初期における情報収集体制	
(6) 通信の運用計画	
(7) 消防団の活動	
3 火災防ぎょ活動	消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 部隊運用	
(2) 現場活動の基本方針	
(3) 出動途上において他の災害を覚知した場合の対応	
(4) 長期活動に対する活動支援	
4 危険物施設等の応急対策	消防本部班
(1) 応急対策の実施	
(2) 応援要請の実施	
(3) 施設責任者の応急措置等	
5 救急・救助活動	消防本部班、消防署班、消防団班、 四街道警察署
(1) 部隊運用	
(2) 現場活動の基本方針	
(3) 消防庁舎における救護活動	
(4) 救護所との連絡体制	
(5) トリアージ・タグ(傷病者識別票)の活用による救護活動	
(6) 受入れ医療機関の把握	
(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施	
(8) 関係機関との連携	
(9) 県内消防機関相互の応援	
(10) 緊急消防援助隊の要請	
(11) 自衛隊との協力	
(12) 惨事ストレス対策	

6 行方不明者の搜索	(1) 行方不明者の存否確認	消防署班、消防団班、四街道警察署、 管財・財政班
	(2) 行方不明者の氏名情報の公表	
	(3) 行方不明者の搜索	
	(4) 災害救助法の手続き	
	(5) 自衛隊との協力	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の協力に関すること ・救出活動の協力に関すること
----	--

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 消防通信施設の現況、2 初動体制、3 火災防ぎょ活動 4 危険物施設等の応急対策、5 救急・救助活動、6 行方不明者の搜索
---------------	--

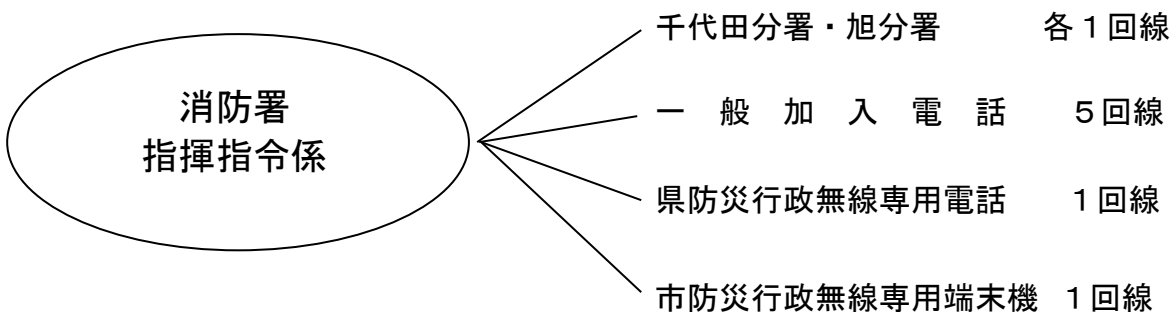
1 消防通信施設の現況 <消防本部班、消防署班>

消防本部、消防署、分署に消防業務用として無線電話通信網と有線電話通信網（一般加入電話の他に消防用電話）が整備されている。無線電話通信は、市内全域が通信範囲となるので、災害通信用として活用する。

※消防庁舎・分団詰所・車両・資機材等状況一覧表 （資料集 資料3-17）

■無線体系

グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報	グループ名称	消防救急デジタル無線グループ情報
活動波1G	四街道消防波 統制波1 四街道救急波 統制波2 主運用波2 統制波3	活動波4G	四街道消防波 佐倉消防波1 佐倉消防波2 佐倉消防波3 佐倉救急波
活動波2G	四街道消防波 統制波1 統制波2 統制波3		活動波5G
活動波3G	四街道消防波 千葉消防波6 千葉消防波1 千葉救急波1 千葉消防波2 千葉救急波2 千葉消防波3 千葉救急波3 千葉消防波4 千葉消防波5		主運用波3 主運用波4 主運用波5 主運用波6 主運用波7



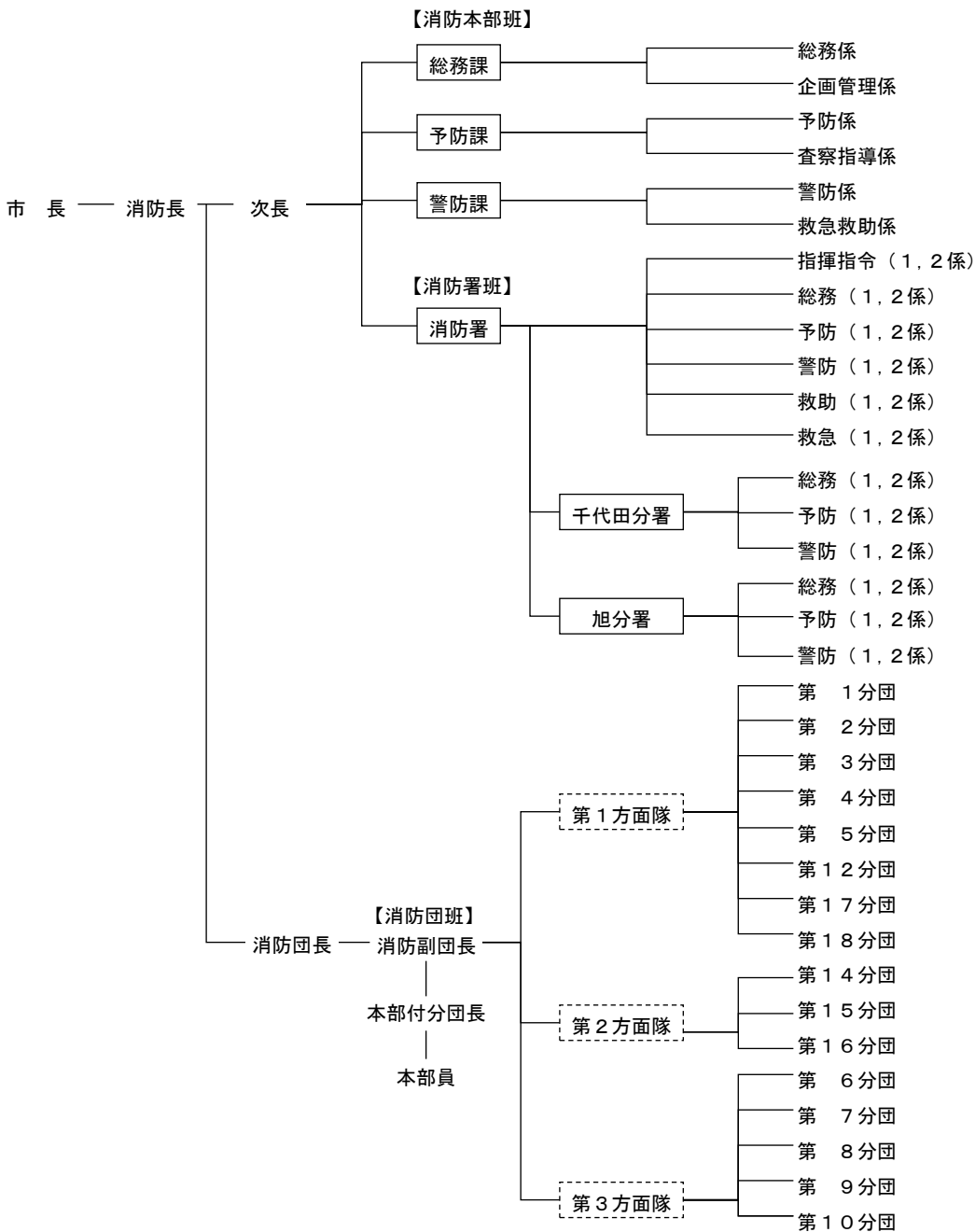
2 初動体制 <消防本部班、消防署班、消防団班>

(1) 組織体制

消防本部では、常時、災害に対応できる体制を確保しているが、災害時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立する。災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

なお、消防庁舎に大きな被害が生じた場合、消防機能の継続を維持するため、活動拠点の代替場所、電源用燃料について関係機関との協定の締結等により確保する。

■消防組織（指揮本部）



(2) 消防職員の参集

ア 覚知義務及び自発的参集

- ① 職員は、出勤命令を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に出動命令に応じられる体制を整えるため、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて、気象情報及び災害発生の状況を積極的に把握する。
- ② 職員は特異な災害の発生を聞知したときは、当該災害の状況を判断し招集を待つことなく自発的に参集する。

■ 出動内容

出動区分	出 動 状 況
特命出動	特定の消防隊を出動させるもので、現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等による出動
第1出動	災害を覚知したときの通常の初動出動
第2出動	現場最高指揮者からの要請又は覚知の状況等により消防隊増強の必要があるときの出動

[適用]

1. 現場活動の指揮は、四街道市火災等出動計画に定めるところによる。ただし、同時多発火災の発生等により、これに抛り難いときは、出動部隊単位での階級最上位者がこれにあたる。
2. 消防団は、原則として、飛火警戒防ぎよにあたる。また、併せて風下地域住民に対する飛火警戒の指導にあたる。

イ 消防団員の自発的参集

- ① 消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握する。
- ② 招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自発的に参集する。

(3) 部隊の編成計画

災害発生直後は、平常時の部隊要員により部隊を編成しなければならず、必要最小限の人員で1隊でも多くの部隊を編成する。また、その後においては、職員の参集状況や災害の発生状況に応じて、必要な部隊の追加や各部隊への増員を行う等の柔軟な部隊編成をとる。

(4) 消防本部等における初動措置

災害発生直後の消防本部及び消防署における初動措置は、庁舎や通信施設等の機能確保、車両の確保、被害状況の把握、情報収集体制の強化、活動資機材の増強準備についての計画をあらかじめ定めるものとし、訓練等により職員に徹底を図る。

(5) 初期における情報収集体制

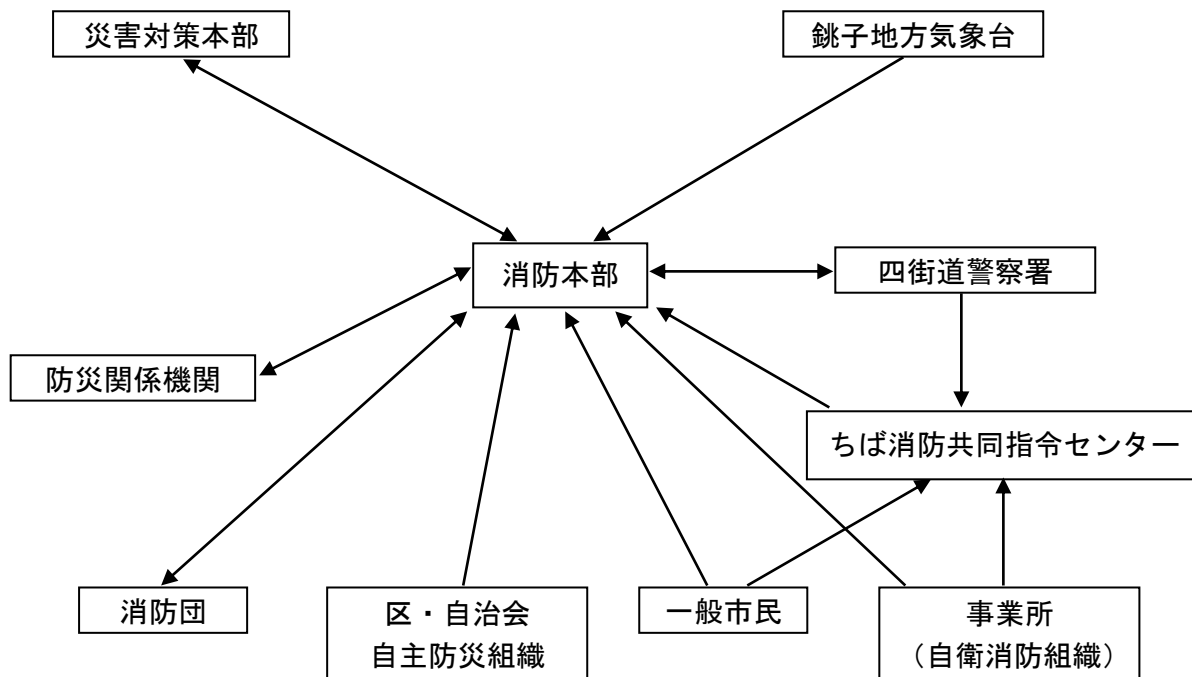
災害発生直後の初期の段階では、各種設備及び施設、有線及び無線（防災無線、アマチュア無線、タクシー無線等）の通信施設、参集職員並びに消防団及び自衛消防組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用した迅速、的確な情報収集体制を確立する。

■ 収集する情報

情報の種類	内容
災害（被害）に関する情報	① 事故発生場所・対象物名 ② 被害の規模 ③ 被害の拡大危険性と増強隊の必要性 ④ 死傷者の有無と性別、年齢別人数
部隊運用に関する状況	① 消防部隊の編成及び非常招集参集状況 ② 交通情報としての道路破壊や交通渋滞状況 ③ 死傷者の収容に必要な情報（病院、遺体安置所） ④ 消防水利に必要な水道等の情報

生活安全確保に関する情報	① 避難指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報 ② 電気、ガス、水道の被害及び復旧のめど ③ 消防本部以外の防災関係機関の活動状況 ④ その他、救援物資等に関する情報
--------------	--

■消防本部への情報の流れ（概念図）



(6) 通信の運用計画

大規模な災害時には、災害の多発による通信の輻輳や、通信施設の被害による通信機能の低下が予測されるため、通信統制を実施する。また、統制波、主運用波、四街道消防・救急波の各無線波の運用方法等については千葉県消防広域応援基本計画等の定めによる。

(7) 消防団の活動

ア 組織

① 活動体制

消防本部に指揮本部が設置された場合は、消防団の機能を効果的に発揮されるため、消防団長が副本部長となり、消防本部と連携して災害時に消防団活動の全般を指揮統制する。

② 活動方針

消防団は地域防災の中核として消防本部との連携体制を確保し、安全に対する配慮と確認を行いながら、地域住民の安全確保や避難を最優先に活動を実施する。

イ 活動

① 初期活動

活動体制は分団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。

- ② 消火活動
消防本部の出動もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して実施する。
- ③ 救急救助活動
救急救助活動は、火災の緩急度合いを考慮して、区・自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図るものとなる。
また、要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。
- ④ 避難誘導
避難情報が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させる。

3 火災防ぎょ活動 <消防本部班、消防署班、消防団班>

火災防ぎょ活動は、時間経過による火災状況に応じて、部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応を行う。また、自主防災組織及び自衛消防組織が行う消火活動も考慮する。

(1) 部隊運用

部隊運用は、時間経過に伴う消防職団員の参集状況等消防機関の対応能力を考慮し、あらかじめ時間経過に対応できる部隊の運用方針、運用主体等について定めておく。

また、緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援隊からの応援活動が行われることを想定した、応援部隊の運用についても考慮する。

(2) 現場活動の基本方針

ア 活動方針

災害時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と災害により発生した火災の早期鎮火、人命の救出、救助及び避難経路の安全確保を原則とした活動を実施する。

イ 活動原則

- ① 避難場所、避難経路確保の優先
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難経路確保の消防活動を実施する。
- ② 重要地域の優先
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を実施する。
- ③ 消火可能地域の優先
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を実施する。
- ④ 市街地火災の優先
大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の活動にあたる。
- ⑤ 重要対象物（病院、ライフラインの関係施設等）の優先
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上に必要な消防活動を優先して実施する。

⑥ 集中防ぎよ

火災発生件数が消防力をはるかに上回り消防隊個々の火災防ぎよでは効果がないと判断される場合は、防ぎよ線を設定して集中的な防ぎよ活動を行う。

(3) 出勤途上において他の災害を覚知した場合の対応

出勤途上においては、災害の発生状況により付近住民から火災及び救急・救助事故の通報がある場合や市民の行動によって本来の出勤場所へ行くことが困難な事態も予測されるので、その旨を指揮本部へ報告し、必要に応じ、消防隊等の応援を要請する。

(4) 長期活動に対する活動支援

消防本部は、大規模な延焼拡大等により火災防ぎよ活動が長期化した場合、長期活動に対する活動支援を行う。活動支援の主な内容としては、隊員に対する食料等の確保、燃料等活動に必要な物資等の調達、健康管理、医療用品の確保、仮眠施設の確保、交替要員の確保、資機材の確保等が挙げられる。

なお、必要な物資等のうち備蓄により確保ができないものについては、災害対策本部や流通業者等から調達する。

4 危険物施設等の応急対策 <消防本部班>

(1) 応急対策の実施

消防本部及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し応急対策を実施する。

ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。

イ 危険物施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、応急措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ウ 石油类等危険物保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。 1 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

工 危険物等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	1 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

(2) 応援要請の実施

消防本部は危険物施設で災害が発生した場合、速やかに被害の拡大防止に努めるとともに、災害の規模状況を判断し、必要に応じ千葉県広域消防相互応援協定によりその他市町村に対し応援を要請する。

また、緊急を要する場合、付近住民に対し避難指示、避難誘導を行う等必要な措置を講ずる。

(3) 施設責任者の応急措置等

施設が被災した場合、施設の責任者は関係機関に対して、直ちに通報・連絡するとともに、危険物の流出や拡散等の応急措置を実施する。

5 救急・救助活動 <消防本部班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

災害時には、火災をはじめ、建築物の倒壊等により、広域的に多数の救急・救助事象が発生することが予想される。このため、消防本部は、保健医療班、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、保健医療班との連携による救護所の開設、医療機関への搬送等の迅速、的確な救急・救助活動を実施する。

(1) 部隊運用

救急・救助活動への部隊運用は、災害発生直後における火災多発時における部隊運用、さらには一定時間が経過した後における消防職団員の参集状況等、市の消防能力と火災の発生及び延焼拡大状況を考慮した部隊運用を実施する。

(2) 現場活動の基本方針

ア 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救急・救助体制をとる。

イ 救急・救助活動

部・機関名	項目	対応措置
消防本部・消防団	救急・救助活動	<p>1 活動の原則 救急・救助活動は、救命処置を要する傷病者を最優先とする。</p> <p>2 出動の原則 救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、以下の優先順位により出動する。</p> <p>(1)延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>(2)延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>(3)同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>1 傷病者の救急搬送に際しては、消防本部班、県救護班等の車両の他、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局ヘリ、災害派遣された自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>2 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救急隊、県救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>2 救護能力が不足する場合は、消防団員、区・自治会、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効果的な活動を行う。</p>
県警察		<p>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯、病院、学校、興行場等、多人数の出入りする場所等を重点に行う。</p> <p>2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>

ウ 救急・救助資機材の調達

初期における装備資機材は、原則として消防本部・署の保有するものを使用する。装備資機材等に不足を生じた場合は、関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救急・救助に万全を期する。

(3) 消防庁舎における救護活動

多数の救急事象の発生により、救急要請が短時間に消防機関へ殺到することが十分予測される。そこで、災害発生直後には、ほとんどの職員が現場活動で消防署を離れていることに留意し、県救護班の派遣を求める等、消防署での救護活動についても考慮する。

(4) 救護所との連絡体制

災害時における救護活動を効率的に実施するため、災害現場に災害対策本部により救護所が設置され、傷病者に対して必要な手当が実施される。傷病程度によっては適応する救急病院等の医療機関へ搬送するため、救護所の設置について確認を行うとともに、傷病者の搬送についての連絡体制の確立を図る。

(5) トリアージ・タグ（傷病者識別票）の活用による救護活動

多数の傷病者が発生している災害現場で、救急活動を効率的に実施するには、傷病者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送する必要があるため、傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。また、トリアージ・タグについては、統一した様式のものを使用する。

(6) 受入れ医療機関の把握

傷病者の搬送に際しては、救急病院をはじめ受入れ可能な医療機関情報の把握が重要となる。そのため、消防本部・署と救急病院とのホットラインや広域災害医療情報ネットワーク等を活用し、受入れ可能な救急病院やその他の医療機関を把握し、搬送先をコーディネートできる体制を確立する。

(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施

傷病者を受入れる医療機関については、遠距離となることや交通渋滞により救急車による搬送活動が困難になることが予測されるため、各防災関係機関の所有するヘリコプターの救急搬送体制の確立を図る。また、ヘリコプターによる救急搬送を実施する場合は、関係機関にその旨を周知する。

(8) 関係機関との連携

捜索・救助活動は、警察及び災害派遣された自衛隊と連携し、活動を実施する。また、救護活動は、保健医療班、保健所、医師会、日本赤十字社等と連携し、活動を実施する。

(9) 県内消防機関相互の応援

消防長は、大規模又は特殊災害が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）に報告し、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。

(10) 緊急消防援助隊の要請

本部長（市長）は、災害の状況から四街道市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第45条の緊急消防援助隊の応援を、「緊急消防援助隊の応援の要請に関する要綱」第4条に基づき、千葉県知事に要請する。

(11) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、負傷者の捜索救助を行う。

(12) 惨事ストレス対策

消防、救急・救助活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 行方不明者の搜索 <消防署班、消防団班、四街道警察署、管財・財政班>

行方不明者の搜索は市が行う（災害救助法適用の場合、知事からの委任事務として市が行う）。また、市だけで処理不能な場合は、他の市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

（1）行方不明者の存否確認

- ① 市は、四街道警察署や地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
- ② 行方不明者の確認は、住民基本台帳等と照合したうえで行う。

（2）行方不明者の氏名情報の公表

災害時において、安否不明者の氏名情報等を公表することにより、対象者本人の名乗り出や第三者からの情報提供が期待できるため、搜索対象を明確にした効率的な救出・救助活動を行うことができる。氏名情報の公表は、「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」（令和3年9月）に示される公表基準に準じて行う。

■氏名情報の公表基準

安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。

公表範囲は、氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は公表しない。

- ① 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合
- ② 当該安否不明者について、DV等の被害者として住民基本台帳の閲覧等が制限されている場合
- ③ その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合

（3）行方不明者の搜索

- ① 市は、行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、四街道警察署等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。
- ② 救助活動関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。）を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す（本章第12節「遺体の収容、処置」参照）。

（4）災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

（5）自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、行方不明者搜索を行う。

第8節 救援・救護活動

災害により多数の傷病者が発生する中で、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。また、被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。

第1 医療・救護

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 医療救護体制	保健医療班
2 災害医療情報の収集	保健医療班
3 救護班等の応援の要請	保健医療班
4 救護所の開設	保健医療班
5 後方医療機関への応援要請	保健医療班、関係機関
6 医薬品等の応援要請	保健医療班
7 傷病者等の搬送	管財・財政班、保健医療班、消防署班
8 災害時医療の費用負担	管財・財政班、保健医療班
(1) 医療救護	
(2) 助産	

【自助・共助の役割】

市民	・ 応急救護の協力に関すること
----	-----------------

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 医療救護体制、2 災害医療情報の収集、3 救護班等の応援の要請、5 後方医療機関への応援要請
緊急～応急～応急復旧	4 救護所の開設、6 医薬品等の応援要請、7 傷病者等の搬送
応急復旧	8 災害時医療の費用負担

医療救護は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県が行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、国、県、他市町村、その他の関係機関の応援を得て実施する。

■災害救助法が適用された場合の体制

- 県が組織した救護班
- 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- 一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- 国立病院機構等で組織する救護班
- 一般社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県柔道整復師会（以下「県整復師会」という。）の長と締結した協定に基づき県整復師会が組織する救護班
- 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>
- 県健康福祉部が設置する災害医療本部
- 県が災害医療本部を設置した場合において、県健康福祉部の指示によって各地域の保健所（健康福祉センター）に設置される合同救護本部
- 県と協定を締結した精神科病院等で組織する災害派遣精神医療チーム<DPAT>

※医療救護活動

（資料集 資料3-18）

1 医療救護体制 <保健医療班>

大規模な災害時には、印旛保健所（印旛健康福祉センター）（当初は日本医科大学千葉北総病院内）に印旛地域合同救護本部（以下、「合同救護本部」という。）が設置され、県災害医療本部等と連携して医療救護活動を行う。この際、管内における医療救護活動は合同救護本部長（印旛保健所長）の指揮の下、地域災害医療対策会議においてあらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。市は、保健センターに市救護本部（保健医療班）を設置し、合同救護本部、市内医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに市域での医療救護活動を実施するとともに、合同救護本部の行う活動に協力する。

■合同救護本部の設置

設置者・管理者(本部長)	知事・印旛保健所長
指揮命令者	救護活動の実働は地域災害医療コーディネーター、運営全般は保健所長、最終的な指揮命令は知事
構成員	地域災害医療コーディネーター 救護チーム員（医師・看護師・保健師・薬剤師・事務職等）、個人参加の救護者（医師・看護師等）、市町村職員、保健所（健康福祉センター）職員、医療機関職員、その他

合同救護本部の組織	調整班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の災害時の医療・救護活動の総合調整に関すること ●管内の患者の搬送や受入れの調整等に関すること
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の医療機関等の被害状況や医療ニーズ等の収集、分析に関すること ●県災害医療本部への報告及び支援要請に関すること ●その他合同救護本部長が必要と認める管内の医療・救護活動に関すること
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ●医療チーム（DMATを除く）の配置及び活動の調整に関すること
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の医療機関及び管内で活動する医療チーム（DMATを除く）への支援に関すること

2 災害医療情報の収集 <保健医療班>

市は、医師会、合同救護本部、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行う。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 指定避難所及び救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、救護所等への交通状況

3 救護班等の応援の要請 <保健医療班>

本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ協定に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。

なお、救護班の主な業務内容は以下のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ③ 軽症患者等に対する医療
- ④ 指定避難所、救護所等での医療
- ⑤ 助産救護

4 救護所の開設 <保健医療班>

傷病者の対応は、市内医療機関の被災状況に応じて行われるが、医療機関だけでは対応しきれない場合、保健医療班は、指定避難所又は医療施設の一部、その他本部長（市長）が必要と認めた場所に救護所を開設する。なお設置場所の選定は、傷病者の発生状況や施設の被害状況、医療スタッフの参集状況等を踏まえ、段階的に行う。また、合同救護本部等から医療チームの来援があった場合、市医師会等救護班は巡回又は地域医療の復旧に切り替える。保健医療班は、引き続き傷病者の搬送、医薬品の輸送等の後方支援を行う。

5 後方医療機関への応援要請 <保健医療班、関係機関>

入院治療を要する患者が多数にのぼる等、市内において医療を確保することが困難な場合は、知事又は合同救護本部に対し、災害拠点病院をはじめとする後方医療施設の広域的な確保と受入れに必要な支援及び調整を要請する。

また、自衛隊が派遣された場合、保健医療班は自衛隊と協力し、救急患者、医師等の輸送を行う。

6 医薬品等の応援要請 <保健医療班>

市は、市内医療機関、薬局、医薬品販売業者等の協力により、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達を行う。救護所、医療施設等で不足する医薬品等については、合同救護本部を通じて、県災害医療対策本部に提供を要請する。

また、血液製剤の不足については、各医療機関から日本赤十字社血液センターに供給を要請する。

7 傷病者等の搬送 <管財・財政班、保健医療班、消防署班>

大規模な災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を以下のとおりとする。

- ① 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- ② 緊急車両等による搬送は、最優先で治療の必要な者を優先する。
- ③ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ関係機関との連携のもとに実施する。
- ④ 市民は、自らの安全を確保したうえで、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

8 災害時医療の費用負担 <管財・財政班、保健医療班>

災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間は以下のとおりとする。

(1) 医療救護

ア 医療救護の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- ① 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費
- ② 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者：協定料金の額以内

イ 期間

原則として災害発生の日から 14 日以内

(2) 助産

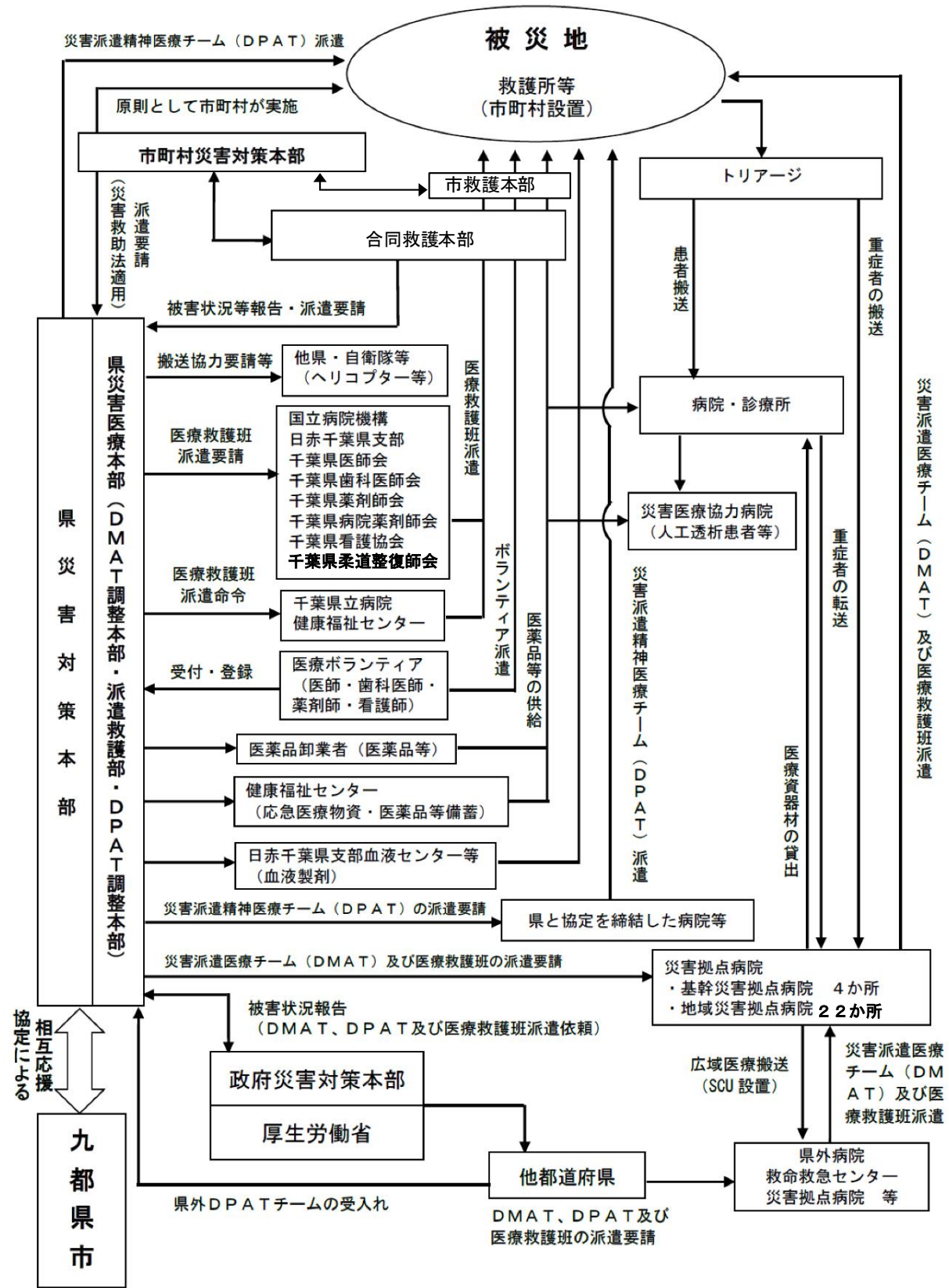
ア 助産の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- ① 産院、医療機関：使用した衛生材料、処置費、薬剤の実費
- ② 救護班：使用した衛生材料の実費
- ③ 助産師：慣行料金の 80%以内

イ 期間

原則として分娩した日から 7 日以内

■医療救護活動の体系図（概念図）



※「市救護本部」は市保健センターに設置する。

災害応急対策編

第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急給水	水道供給班、管財・財政班
(1) 給水量	
(2) 給水方法	
(3) 医療機関等への応急給水	
(4) 水質の安全対策	
(5) 広域応援の受入れ	
(6) 自衛隊との協力	
(7) 災害救助法の手続き	
2 食料の供給	福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班
(1) 配布の対象者	
(2) 食料の供給	
(3) 食料の調達・搬送	
(4) 食料受払の管理	
(5) 炊き出し	
(6) 自衛隊との協力	
(7) 災害救助法の手続き	
3 生活関連物資の供給	福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班
(1) 供給の対象者	
(2) 物資の供給	
(3) 物資の調達・搬送	
(4) 物資受払の管理	
(5) 自衛隊との協力	
(6) プッシュ型支援への対応	
(7) 災害救助法の手続き	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動の情報収集に関すること ・ 炊き出しの協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所での食料・物資の受入れや配布に関すること ・ 避難所運営委員会による炊き出しの実施に関すること

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 応急給水、2 食料の供給、3 生活関連物資の供給
------------	----------------------------

災害発生後、住宅の被害等による指定避難所の避難者や在宅避難者に対し、迅速かつ円滑な飲料水、食料、生活関連物資の供給活動を実施する。

1 応急給水 <水道供給班、管財・財政班>

飲料水の供給は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 給水量

生命維持に最小限必要な量として1人1日3リットルを目標とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

※市内の浄水場一覧表 (資料集 資料3-19)

※浄水器設置場所一覧表 (資料集 資料3-21)

(2) 給水方法

市は、給水車等により指定避難所等の応急給水所に飲料水を運搬する。また、状況により仮配管による給水を行う。

(3) 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、社会福祉施設、救護所等より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。

(4) 水質の安全対策

応急給水資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 広域応援の受入れ

応援要請に伴い、他の水道事業体から応援の申し出があった場合は、水道供給班が調整のうえ受入れる。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、水道供給班は自衛隊と協力し、給水活動を行う。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

2 食料の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班>

食品の供与・食料の供給は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 配布の対象者

① 指定避難所へ避難した者

② 自宅にあっても、住宅に被害を受けるなどにより炊事のできない者

- ③ 指定避難所外の避難者（在宅、車中泊、テント泊等の避難者）で炊事のできない者。
- ④ 旅行者、宿泊者等。
- ⑤ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者。
- ⑥ その他、本部長（市長）が必要と認める者

（2）食料の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、適切かつ計画的な供給に努める。
- ② 食料の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、指定福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、物資供給班と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

（3）食料の調達・搬送

ア 備蓄食料

物資供給班は、備蓄食料を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。

イ 調達食料

物資供給班は以下の方法により食料を調達する。

- ① 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- ② 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ③ 調達食料は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

ウ 救援食料

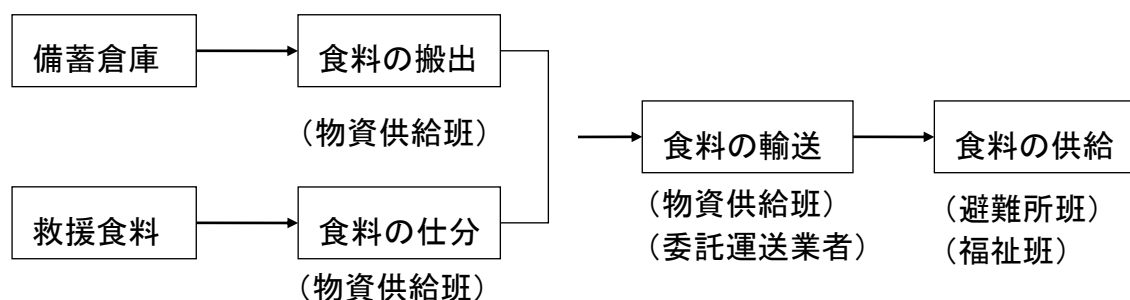
- ① 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- ② 県やその他の市町村等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品に仕分のうえ各指定避難所へ搬送する。

エ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

オ 食料の調達については、栄養士等の助言も得て実施する。

カ 食料の保管等の衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

■食料供給の主な流れ



(4) 食料受払の管理

食料の受領又は供給について、食料の種類（主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品）、数量、供給先名等を確認のうえ、食料受払簿等を作成して適切な管理を行う。

(5) 炊き出し

ア 炊き出しの方法

炊き出しその他による食品の供給は、米穀、乾パン、乾燥米飯又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、供与にあたっては被災者が直ちに食することのできる現物を給する。

- ① 炊き出しは、市からの食品等の供給を補完するものとして、避難所運営委員会やボランティア等が任意で行うことを原則とする。
- ② 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘定して決める。
- ③ 他団体等からの炊き出しの申し出については、避難所班が関係する班と調整をしたらうえで実施する。

イ 炊き出し場所

炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の屋外とする。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、避難所班は自衛隊と協力し、炊き出しを行う。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

3 生活関連物資の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班>

被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 供給の対象者

住宅に被害を受け、被服・寝具その他の日用品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常

生活を営むことが困難な者とする。

(2) 物資の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、適切かつ計画的な供給に努める。
- ② 物資の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、指定福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、物資供給班と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(3) 物資の調達・搬送

① 備蓄物資

物資供給班は、備蓄物資を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。備蓄倉庫は市内に分散配置する。

② 調達物資

物資供給班は以下の方法により物資を調達する。

- a 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する。
- b 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- c 調達物資は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。

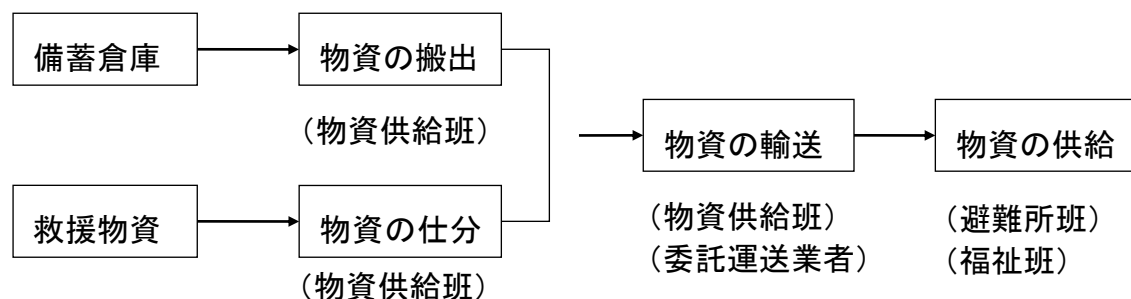
これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

③ 救援物資

- a 市において物資の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- b 県やその他の市町村等からの救援物資は、テント所有者や倉庫業者と協定を締結し、物資の適正な保管管理に努める。
- c 一時集積所は、受入れ物資を種類ごとに分別し保管する。
- d 一時集積所に屋根がない場合、テント所有者等の支援を受ける。

- ④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

■物資供給の主な流れ



(4) 物資受払の管理

物資の受領又は供給について、物資の種類、数量、供給先名等を確認のうえ、物資受払簿

等を作成して適切な管理を行う。

(5) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、物資供給班は自衛隊と協力し、物資の搬送を行う。

(6) プッシュ型支援への対応

- ① 情報の寸断や行政機能の低下等、市が県に対して必要物資等の状況を伝えることが困難な状況の場合に、県、国が市からの具体的な要請を待たずに物資の供給を行うプッシュ型支援を想定し、物資等の備蓄状況や集積拠点等について、県との情報共有を図る。
- ② 一時集積所に物資が過剰集中することで当該施設が利用できないことが考えられるため、市内倉庫・運送業者と協定を締結し、災害時にプッシュ型支援物資の受入れ及び保管、各指定避難所までの運送を委託する。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第9節 建築物・住宅の応急対策

災害により住宅が焼失、又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、県、市の連携のもとに応急仮設住宅の建設、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等を行う。

また、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急仮設住宅の建設	建築班、管財・財政班
(1) 入居対象者	
(2) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）	
(3) 応急仮設住宅の管理等 (4) 災害救助法の手続き	
2 被災住宅の応急修理	建築班、管財・財政班
(1) 応急修理の対象者	
(2) 修理方法	
(3) 修理の範囲 (4) 災害救助法の手続き	
3 住宅敷地内障害物の除去	土木班、建築班、管財・財政班
(1) 障害物除去の対象者	
(2) 障害物除去の方法 (3) 災害救助法の手続き	

【自助・共助の役割】

市民	・危険度の高い建築物・宅地の立入制限への協力に関すること
----	------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	2 被災住宅の応急修理
応急復旧	1 応急仮設住宅の建設、3 住宅敷地内障害物の除去

1 応急仮設住宅の建設 <建築班、管財・財政班>

応急仮設住宅の建設は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 入居対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が焼失、倒壊又は流失した者
- ② 居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者
- ④ 被災時に四街道市に居住していた者（住民登録の有無は問わない）

(2) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）

ア 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、土砂災害等の危険地でないこと等を考慮して選定する。

イ 応急仮設住宅の着工期間

着工期間は、災害等により迅速な処理が困難である場合を除き、災害発生の日から 20 日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求める等、迅速な措置を図る。

ウ 応急仮設住宅の規模

一戸当たりの規模は 29.7 m²（9 坪）を基準とし、軽量鉄骨等の組立住宅とする。

(3) 応急仮設住宅の管理等

- ① 県知事が設置する応急仮設住宅の管理について、本部長(市長)は、これに協力する。
- ② 災害救助法による応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第 85 条第 4 項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とする。
- ③ 応急仮設住宅の入居者に対し、以下の対策を行う。
 - a 一般住宅等への転居を勧める。
 - b 公営住宅等に空き室がある場合は、被災者の入居あっせんを実施する。
 - c 公営住宅等に空き室がない場合は、他の市町村の公営住宅等への入居あっせんを県へ要請する。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

2 被災住宅の応急修理 <建築班、管財・財政班>

住宅の応急修理は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 応急修理の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 修理方法

修理方法は、市と建設業者との請負契約により建築班の監督指導のもとに実施する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とする。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

3 住宅敷地内障害物の除去 <土木班、建築班、管財・財政班>

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 障害物除去の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住宅の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力では、障害の除去ができない者

(2) 障害物除去の方法

実施機関は、人夫又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限る(応急的救助に限る)。

(3) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

第10節 都市施設等の応急対策

災害時において、道路・橋梁等の公共施設や、上下水道、電気、ガス、通信等のライフラインが被災した場合、物資の輸送等の応急対策や市民生活へ及ぼす影響が大きく、その後の復旧の遅れにつながることから、施設管理者及び事業者は速やかに応急対策を実施し、機能の復旧を図る。

第1 公共施設の応急対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 道路・橋梁	土木班、道路班、関係機関
(1) 災害時の応急措置	
(2) 応急復旧対策	

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 道路・橋梁
------------	---------

災害が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者は、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置等の利用者の安全対策及び応急措置並びに復旧対策を講じる。

1 道路・橋梁 <土木班、道路班、関係機関>

(1) 災害時の応急措置

- ① 県（印旛土木事務所）は、千葉県地域防災計画に基づき市の応急対策を援助し、県災害対策本部の活動体制に従い、応急措置を行う。市からの道路・橋梁被害報告をまとめ、緊急度に応じ応急復旧、障害物の除去等総合対策の検討及び調整を行う。
- ② 市及び関係機関は、道路の亀裂、陥没、損壊、倒壊物、落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに通行止め等の応急措置を行う。

(2) 応急復旧対策

- ① 国・県は、被害を受けた国・県道を速やかに応急復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路に指定されている路線を最優先に応急復旧を行う。
- ② 東日本高速道路㈱は、同社の防災業務計画の定めるところにより、直ちに災害応急活動を行う。
- ③ 市及び関係機関は、被害を受けた市道を速やかに応急復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。
- ④ 市は、緊急輸送道路として指定した路線を最優先に障害物を除去し、その後逐次一般市道の復旧作業を実施する。

第2 ライフライン施設の応急対応

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 水道施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 応急復旧対策 (3) 災害時の広報	水道供給班
2 下水道施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 応急復旧対策 (3) 災害時の広報	下水道班
3 電力施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 災害時の応急措置 (3) 応急復旧対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設 (1) 実施担当機関 (2) 担当域 (3) 非常災害対策	東京ガス(株)
5 LPガス施設 (1) 供給設備の点検 (2) 消費設備の調査 (3) 二次災害の防止 (4) 応急復旧対策	LPガス販売事業者
6 通信施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 災害時の応急措置 (3) 応急復旧対策	東日本電信電話(株)
7 通信施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 応急措置 (3) 応急復旧対策	(株)NTTドコモ、NTTコミュニケー ーションズ(株)、KDDI(株)、ソフト バンク(株)

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 水道施設、2 下水道施設、3 電力施設、4 都市ガス施設、 5 LPガス施設、6 通信施設、7 通信施設
------------	---

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が災害により被害を受けた場合、都市機能そのものの麻痺につながるとともに、市民の生活への影響が極めて大きい。そのため、市及び各ライフライン機関では、これらの施設の応急復旧体制を確立し、相互に緊密な連携を図りながら迅速な応急対策を行う。

1 水道施設 <水道供給班>

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡体制を確立し、給水拠点への応急給水、復旧を実施する。また、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 災害時の活動体制

水道供給班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。

なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定管工事業協同組合及び公益社団法人日本水道協会千葉県支部を通じて他の水道事業者に応援を要請する。また、不足する車両・資機材等については、関係機関、関係業者等に応援を求める。

(2) 応急復旧対策

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

- ① 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- ② 主要な配水管や病院、指定避難所等の応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を確保し、材料が不足した場合は、メーカーやその他水道事業者等から調達する。

(3) 災害時の広報

災害直後、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。広報手段については、水道供給班が本部事務局を通じてマスコミ機関への情報提供を行う。広報内容については、以下のとおりである。

■水道施設の被害に係る広報

- 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- 水質についての注意事項

2 下水道施設 <下水道班>

災害時における下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、下水機能の回復を図って排水に万全を期する。

(1) 災害時の活動体制

災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。

(2) 応急復旧対策

ア 災害復旧資機材の確保・調達

災害時必要となる資機材を確保する。また、資機材が不足する場合は、他の市町村や下水道関係業者等から調達する。

イ 施設の点検

主要幹線管渠等重要性が高いところから点検を行う。被災箇所が多く、下水道班職員だけで対応できない場合は、他の市町村や施工業者等の支援を求め、緊急に施設の点検を行う。

ウ 応急復旧の優先順位

下水道施設は上水道とともに市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧する。また、被害程度にもよるが重要幹線管渠、その他特に危険箇所としてあらかじめ被害が想定できるところから作業を行い、二次災害等が発生しないよう応急復旧に努める。

エ 応急復旧方法

① 管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等の二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価をし、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

② マンホールポンプ

流水機能の確保が最優先であり、被害状況の把握と施工業者の手配と割振り及び電力の確保を行う。

③ 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な施工業者を紹介する。

オ 県下水道施設の応急復旧

市は、流域下水道の上流であるため、県の管理する流域幹線管渠の応急復旧対策は、千葉県地域防災計画により県が実施する。

(3) 災害時の広報

災害対策本部と連携を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

3 電力施設 <東京電力パワーグリッド(株)>

非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。

災害により電気の供給が停止したとき、又は停止するおそれのあるときは、四街道市を管轄する千葉総支社は非常災害対策支部を設置し、応急対策及び復旧措置を講じる。

(1) 災害時の活動体制

ア 活動体制

災害が発生したとき、四街道市を管轄する千葉総支社は、非常災害対策支部を設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

イ 情報連絡ルート

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社が災害時に実施する情報連絡ルートは、主に以下の2系統になる

① 災害に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等に

よる情報把握

- ② 市災害対策本部、消防署、警察署及び各防災関係機関との情報連絡

(2) 災害時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 第一線機関等相互の流用
- ② 現地調達
- ③ 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部宛緊急出荷のうえ、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

- ① 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ② 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 災害時における危険予防措置

災害時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

① 送電設備

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 全回線送電不能の主要線路b 全回線送電不能のその他の線路c 一部回線送電不能の重要線路d 一部回線送電不能のその他の線路 |
|---|

② 変電設備

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所b 都心部に送電する系統の送電用変電所c 重要施設に供給する配電用変電所 |
|---|

③ 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

④ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

- ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、以下の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

■感電事故並びに漏電による出火防止に係る広報

- 無断昇柱、無断工事をしないこと
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに連絡すること。
- 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- 建物の浸水等により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
- 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- 停電時は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
- その他事故防止のための留意すべき事項

- エ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

- オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておく。

4 都市ガス施設 <東京ガス株>

災害により都市ガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

特に、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 実施担当機関

東京ガス株…東京ガス株式会社防災非常事態対策関係諸規則による。

(2) 担当域

ア 千葉導管ネットワークセンター

四街道市内では、みそら、旭ヶ丘、山梨、成山、鷹の台、鹿放ヶ丘の全部及び大日、小名木、南波佐間の一部が供給区域となっている。

イ 佐倉支社

四街道市内では、四街道、下志津新田、美しが丘、和良比、さつきヶ丘、栗山、大日、鹿渡、めいわ、小名木、さちが丘の全部又は一部、千代田、物井、もねの里、池花の全部

及び長岡の一部地区が供給区域となっている。

(3) 非常災害対策

ア 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、本部長（市長）は、必要に応じ、勤務時間外にある社員等に対して即時に出動を命じ、あるいは他の業務に従事中の社員等に対し、その業務を中止して非常事態の対応にあたるよう命ずる。

また、特別編成を必要とする非常災害が予想され又は発生した場合は、当社の非常事態対策関係諸規則並びに対策要綱に基づき動員体制をとり、処理にあたる。

- ① 第1次非常体制……第2次非常体制以外の場合
- ② 第2次非常体制……当社事業への影響度が特に甚大である場合

イ 非常事態の発令及び解除

- ① 非常事態が発生、又は予想される場合、防災供給部は、別途定める「非常事態対策要綱」で指定する者を通じて、社長に具申する。対策本部の設置は、社長が別に命ずるところによる。
- ② 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ、当該所管内の非常体制を発令することができる。
- ③ 非常事態が発令された場合は、速やかに非常事態対策本部及び非常事態対策支部を設置する。
- ④ 社長は、災害発生のおそれがなくなった場合又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。

ウ 情報収集、連絡体制

災害等の予知情報は、ラジオ、テレビ等で入手するとともに、本社との連絡をとりつつ、非常体制発令準備、その他情報分析を行う。

エ ガス供給遮断対策

ガスの漏えいがある場合は、社内の各班との連携をとり状況に応じて各所のバルブを遮断し、市民に対する二次的災害を防止する。

オ 需要家に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及事故の防止を行うため、巡回のほか、消防署、四街道警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。供給を停止した場合は、以下について広報及び連絡を行い、周知に努める。

■ガスの供給停止に係る広報

- | |
|--|
| ●ガスメータの復帰操作を試みてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。 |
| ●ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。 |

5 LPガス施設 <LPガス販売事業者>

LPガス販売事業者は、災害の発生とともに、以下のとおりLPガス供給設備の点検、応急復旧対策等を行う。

- (1) 供給設備の点検
 - ① LPガス容器バルブの閉止確認及び転倒容器の修復
 - ② LPガス容器及び供給設備の損傷点検並びに漏えい検査
- (2) 消費設備の調査
 - ① 消費設備（配管、燃焼器具等）の損傷点検並びに漏えい検査
 - ② 末端閉止弁、器具栓の閉止
- (3) 二次災害の防止
 - ① 危険箇所（倒壊家屋、焼失家屋等）からの容器の撤収
 - ② 放置容器等の回収
- (4) 応急復旧対策
 - ① LPガス供給、消費設備の応急復旧
 - ② LPガス消費設備の安全総点検の実施及び早期安全供給の実施
 - ③ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

6 通信施設 <東日本電信電話㈱>

災害時における公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、東日本電信電話株式会社の災害対策規程の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

- (1) 災害時の活動体制
 - ア 災害対策本部の設置
災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。
 - イ 情報連絡体制
災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。
- (2) 災害時の応急措置
 - ア 設備、資機材の点検及び発動準備
災害の発生とともに、以下のとおり設備、資機材の点検等を行う。
 - ① 電源の確保
 - ② 災害対策用無線機装置類の発動準備
 - ③ 非常用電話局装置等の発動準備
 - ④ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
 - ⑤ 局舎建築物の防災設備の点検
 - ⑥ 工事用車両、工具等の点検
 - ⑦ 保有資材、物資の点検
 - ⑧ 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握
 - イ 応急措置
災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の

疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最大限の通信を確保するため、以下のとおり応急措置を行う。

- ① 通信の利用制限
- ② 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ③ 無線設備の使用
- ④ 特設公衆電話の設置
- ⑤ 非常用可搬型電話局装置等の設置
- ⑥ 臨時電報、電話受付所の開設
- ⑦ 回線の応急復旧
- ⑧ 伝言・取次サービスの実施

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって以下の事項を利用者に周知する。

■災害時の広報

- 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 災害復旧措置と復旧見込時期
- 通信利用者に協力を要請する事項
- 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、以下により工事を実施する。

- ① 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

7 通信施設 <㈱NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱>

通信施設が被災した場合、緊急連絡機能が損なわれるほか、輻輳等により被災者の安否確認や防災関係機関への通報や連絡等が不可能になる。

また、長期にわたって不通となると、被災者の不安や社会的混乱を招くことから、災害時用公衆電話の設置等を含め迅速な応急復旧対策を行う。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害時には、災害対策本部や対策室等の対策組織を設置し、通信ネットワーク復旧対策を講じる。

イ 情報連絡体制

情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 応急措置

ア 重要通信の疎通確保

災害等に際し、以下の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること
- ③ 非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと

イ 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

(3) 応急復旧対策

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。また、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。

ア 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

イ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況等について、WEBサイト等を用いた情報公開に努める。

ウ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第11節 交通対策及び災害警備

災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、緊急輸送道路の確保に努める。また、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱も予想されることから、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を図る。

第1 緊急輸送体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 緊急通行車両の確保	管財・財政班
(1) 緊急通行車両の確認	
(2) 標章及び確認証明書の交付	
(3) 標章の貼付等	
(4) 事務手続き	
(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認	
2 緊急輸送体制	本部事務局、管財・財政班、関係機関
(1) 車両輸送	
(2) 鉄道輸送	
(3) ヘリコプターによる輸送	

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 緊急通行車両の確保、2 緊急輸送体制
---------------	----------------------

大規模な災害が発生した場合の応急対策に必要な人員、物資及び被災者の避難輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ的確に確保し、有効かつ円滑に活用するため、車両等の調達、配車を行う。

1 緊急通行車両の確保 <管財・財政班>

(1) 緊急通行車両の確認

車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求められることができる。

(2) 標章及び確認証明書の交付

前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(3) 標章の貼付等

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウィンドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときには、これを提示する。

(4) 事務手続き

この届出に関する事務手続きは、四街道警察署長（当該車両の本拠地を管轄する警察署）又は交通部交通規制課長を経由し、公安委員会に行う。

(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認

事前届出済証の交付を受けてある車両の確認は、県警本部、四街道警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

※緊急通行車両確認関係様式 (資料集 資料 4-1)

※緊急通行車両等事前届出車両一覧表 (資料集 資料 4-2)

2 緊急輸送体制 <本部事務局、管財・財政班、関係機関>

応急対策活動のための輸送方法は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに地域の交通状況等を勘案し、以下の方法により柔軟かつ適切な輸送を行う。

(1) 車両輸送

緊急通行車両による人員及び資材の輸送は、災害対策本部長の指揮の下、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

ア 緊急通行車両の確保

事前届出済の車両については、本部事務局が速やかに四街道警察署等に緊急通行車両の確認を行い、標章及び確認証明書の交付を受け、緊急通行車両を確保する。

イ 車両の管理（上下水道部所管の車両は除く）

緊急輸送車両の管理は、管財・財政班が集中管理する。ただし、既に各班において応急活動に使用されている車両は、管財・財政班から返却の要請があるまではそのまま使用することができる。

ウ 車両の運行

車両の運行は、管財・財政班が常に配車状況を把握し、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

エ 市内運送業者等の車両の確保

管財・財政班が管理する車両だけでは不足が生じる場合、管財・財政班は市内運送業者等より借上げの措置を行い配車する。また、市内での車両の確保が困難な場合、その他市町村又は県に協力要請を行い、車両を確保する。

(2) 鉄道輸送

車両による輸送が渋滞等により著しく困難な場合、東日本旅客鉄道(株)の最寄りの駅に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

車両、鉄道輸送だけでは対応が困難であり、特に緊急を要する場合は、県知事を通じて自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

第2 障害物の除去

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 障害物の除去	環境衛生班、土木班、建築班、道路班、下水道班、関係機関

【自助・共助の役割】

障害物の管理・所有者	・障害物の除去への協力に関すること
------------	-------------------

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 障害物の除去
------------	----------

市は、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、県及び市が選定した緊急輸送道路を最優先とした交通の確保に努める。

1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、下水道班、関係機関>

緊急を要するため、各道路管理者等に通報する時間的余裕がないときは、当該障害物を知った機関が、直ちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡する。

また、自衛隊が派遣された場合、関係各班は自衛隊と協力し、障害物の除去を行う。

- ① 道路上のガレキ等障害物は、道路管理者と連絡調整のうえ、あらかじめ協定を結んだ市内建設業者等に指示して除去する。
- ② 道路面に生じた亀裂、陥没等は、市内建設業者に指示し、埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- ③ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じ、所管の占有者に連絡する。
- ④ 災害により生じた損壊家屋等のうち、道路交通安全上危険性が高く、緊急を要するものについては直ちに除去する。
- ⑤ 除去作業を実施するにあたっては、可能な限り障害物の管理者、もしくは所有者の同意を得る。
- ⑥ 一般廃棄物最終処分場が整備された場合、仮置場として使用する。また、併せて、最終処分、リサイクル先を考慮した分別、焼却、破砕等の中間処理（積出）基地を確保する。

第3 交通規制

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 道路管理者の通行禁止又は制限	道路班、関係機関
2 公安委員会の交通規制	四街道警察署
3 警察署長の交通規制	四街道警察署
4 警察官の交通規制等	四街道警察署
5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等	消防本部班
6 交通情報の収集及び提供	土木班、建築班、道路班、四街道警察署

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の自動車使用の自粛に関すること ・災害発生時における運転者のとるべき行為に関すること
----	---

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 道路管理者の通行禁止又は制限、2 公安委員会の交通規制、3 警察署長の交通規制、4 警察官の交通規制等、5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等、6 交通情報の収集及び提供
------------	--

災害時における交通規制に関する事項は、千葉県地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり実施する。

■交通規制に関する事項

- 災害時において応急対策に必要な物資の緊急輸送道路を確保するため、市民に対し自動車利用を控えるよう広報を行い、周知徹底を図る。
- 災害時、交通規制もしくは緊急交通路の確保を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に協力を要請し、必要な対策を講じる。

1 道路管理者の通行禁止又は制限 <道路班、関係機関>

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

2 公安委員会の交通規制 <四街道警察署>

- ① 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- ② 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の

道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保にあたる。

3 警察署長の交通規制 <四街道警察署>

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

4 警察官の交通規制等 <四街道警察署>

- ① 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。
この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- ② 警察官は、通行禁止区域（前記2の②により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。
この場合、警察官の命令に従わないときや運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、災害対策基本法第76条の3第2項に基づき警察官は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等 <消防本部班>

- ① 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記4の②の職務の執行について行うことができる。
- ② 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

6 交通情報の収集及び提供 <土木班、建築班、道路班、四街道警察署>

- ① 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。なお、四街道警察署は、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- ② 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第4 災害警備

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 千葉県警察災害警備実施計画	県警本部、四街道警察署
(1) 基本方針	
(2) 警備体制	
(3) 災害警備活動要領	

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 千葉県警察災害警備実施計画
------------	-----------------

災害警備は、千葉県警察災害警備実施計画に基づき、県が実施する。

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

1 千葉県警察災害警備実施計画 <県警本部、四街道警察署>

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助・避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(3) 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表

- ⑩ 行方不明者の捜索や迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、死体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第12節 遺体の収容、処置

災害により行方不明の者、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を実施するとともに、死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及び遺体の処理に必要な物資を確保し、必要に応じて応急的な埋葬等を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 遭難者等の捜索	土木班、建築班、道路班、下水道班、消防署班、消防団班、四街道警察署
2 遺体の検案	保健医療班、関係機関
3 遺体の収容・安置	市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署
4 火葬・埋葬	環境衛生班

【自助・共助の役割】

区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・遭難者等の捜索に関すること ・身元確認等の協力に関すること
--------------	---

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 遭難者等の捜索、2 遺体の検案、3 遺体の収容・安置、4 火葬・埋葬
---------------	--------------------------------------

遺体の捜索、収容、埋葬は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、下水道班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

遭難者の捜索は、消防署班、消防団班が、四街道警察署、その他区・自治会、自主防災組織等の協力を得て以下のとおり実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、遭難者の捜索を行う。

なお、災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、自衛隊等が連携して実施する。

- ① 捜索活動は、消防署班、消防団班が四街道警察署、自衛隊等と連絡を密接にとりながら、実施する。
- ② 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部事務局及び四街道警察署に連絡する。

- ③ 発見した遺体は、現地の一定した場所に集め、警戒員を配置し監視を行う。

2 遺体の検案 <保健医療班、関係機関>

原則として、現地において警察官が検視(見分)した後の遺体は、保健医療班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり、遺体の検案を実施できる体制を整える。

- ① 遺体の検案は、警察における計画を除き、本部長(市長)は検案医師等について、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。
- ② 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- ③ 身元不明者については、遺体や所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- ④ 検案を終えた遺体は、保健医療班が各部、関係機関等の協力を得て、本部長(市長)が指定する遺体収容所(安置所)へ搬送し、環境衛生班へ引き継ぐ。

3 遺体の収容・安置 <市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署>

環境衛生班は、四街道警察署、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- ① 環境衛生班は、本部長(市長)の指示に基づき市内の病院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定して、遺体収容所(安置所)を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- ② 市内葬儀業者に協力を構築し、遺体収容所や納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
- ③ 遺体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。
- ④ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- ⑤ 市民窓口班に対して死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- ⑥ 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、死体処理台帳により整理のうえ引き渡す。

※死体処理台帳

(資料集 資料4-5)

4 火葬・埋葬 <環境衛生班>

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

- ① 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- ③ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理表により整理のうえ、引き渡す。
- ⑤ 火葬場の所在、名称を以下に示す。

■火葬場

名 称	所 在 地	規 模	連 絡 先
佐倉市、四街道市、酒々井町 葬祭組合・さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	8基	484-0846

⑥ 応援要請

環境衛生班は、市で使用する火葬場が災害により使用できない場合及び火葬場の能力を上回る死者が発生した場合は、県に対し火葬場のあっせんを要請する。

⑦ 遺体の搬送

市外や県外の火葬場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等の車両等による搬送を要請する。また、知事に要請し、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班は自衛隊と協力して遺体の搬送を行う。

※遺留品処理票

(資料集 資料 4-6)

※火葬・埋葬台帳

(資料集 資料 4-7)

第13節 保健衛生・防疫・廃棄物対策

災害により、市民生活に著しい影響があるとき、また、感染症等が流行するおそれがある場合、市は関係機関と連携して被災者に対し、保健衛生及び防疫活動を行う。また、災害により、家屋の倒壊・流出や多量のごみ等が排出されるなど、生活面で不都合が生じてくるため、被災地の市民生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 防疫・保健衛生

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 防疫活動	保健医療班、環境衛生班
2 保健衛生活動	保健医療班
3 ペット対策	環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化に伴う健康管理に関すること ・感染症対策に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の衛生管理に関すること ・避難者の健康把握の協力に関すること

【活動目標】

応急復旧	1 防疫活動、2 保健衛生活動、3 ペット対策
------	-------------------------

災害時における感染症や食中毒の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ強力で防疫・保健衛生対策を実施する。

1 防疫活動 <保健医療班、環境衛生班>

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、被災地域の家屋周辺において感染症が発生し、又は、発生するおそれがあるときはその地域を重点的に消毒し、同時にネズミや害虫等の駆除を実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班、保健医療班は自衛隊と協力し、防疫活動を行う。

- ① 防疫は、被災状況に応じて印旛保健所（印旛健康福祉センター）や市医師会等にも協力を求めて環境衛生班が実施する。
- ② 地域住民の協力を得て、市内の道路、公園、その他必要な場所を消毒する。また、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等の協力を得て、検病調査、指定避難所の防疫指導及び予防宣伝の業務を迅速かつ的確に行う。
- ③ 感染症患者又は病原体保有者を確認したときは、速やかに印旛保健所（印旛健康福祉センター）へ連絡するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。また、知事は感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

- ④ 地域住民の協力を得て情報の把握に努めるとともに、被災地域に必要な薬剤の配布を行う。
- ⑤ 衛生状態の悪化や感染地域の拡大により、防疫に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県及びその他関係機関に応援要請を行う。
- ⑥ 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況について随時、印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告する。

2 保健衛生活動 <保健医療班>

市及び印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、以下のとおり保健対策を講じる。

- ① 市医師会、市歯科医師会、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持、口腔ケアの指導、健康相談等を実施し被災者の健康管理を行う。特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- ② 市の把握する要配慮者に関する情報と印旛保健所（印旛健康福祉センター）の把握している要配慮者の健康状態に関する情報の共有・交換を行う。
- ③ 避難生活における重要な健康課題となる、感染症、熱中症、心の健康、車中泊等によるエコノミークラス症候群について、早期からの積極的な予防活動に努める。また、避難者に対して定期的な運動などを推奨する。
- ④ 巡回時には、避難生活での衛生状態、食料等物資の配給状況等についても把握し、関係する各班に、被災者の健康保持の観点から必要な助言や要請を行う。

3 ペット対策 <環境衛生班>

- ① 市は、飼い主の被災等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。
- ② 負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。

第2 廃棄物処理

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 生活ごみの処理	環境衛生班
(1) ごみ処理計画	
(2) ごみの収集方法	
(3) クリーンセンターの復旧等	
2 し尿の収集・処理	環境衛生班
3 倒壊家屋の除去	環境衛生班、管財・財政班
(1) 災害廃棄物処理計画	
(2) がれきの処理方針	
(3) 粗大ごみの処理方針	
(4) 分別方法	
(5) 中間処理・最終処分方法	
(6) 災害救助法の手続き	
4 環境大臣による廃棄物の処理の代行	環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	・生活ごみの適切な処理に関すること
区・自治会、自主防災組織	・指定避難所での適切なごみ処理に関すること

【活動目標】

応急～応急復旧	1 生活ごみの処理、2 し尿の収集・処理、3 倒壊家屋の除去、4 環境大臣による廃棄物の処理の代行
---------	---

災害により発生するごみやし尿及び損壊家屋等災害廃棄物の収集・処理を実施する。

1 生活ごみの処理 <環境衛生班>

(1) ごみ処理計画

ア 一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）及び四街道市災害廃棄物処理計画に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。

一方、市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、市の処理方針に応じて排出するよう協力を呼びかける。

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を広報する。

イ 広域応援の受入れ

ごみの収集及び処分について、必要に応じ、県を通じて応援要請する。その場合、環境

衛生班が受入れ窓口となり、効率的な業務を実施する。

(2) ごみの収集方法

- ① 腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- ② ごみの分別は基本的には平常通りとするが、特例的な分別が必要な場合には適宜検討する。

(3) クリーンセンターの復旧等

ア 被害の把握と応急措置

クリーンセンター長は、災害発生直後に建物、プラントの被害、浸水等を速やかに点検し、直ちに稼働できるよう応急措置を講じる。

イ 施設状況の報告

クリーンセンター長は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに総括班長を経て本部事務局へ連絡する。

ウ 応急復旧措置

クリーンセンター長は、被害の状況を踏まえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図る為に必要な措置を講ずる。

エ 応援要請等

処理施設での処理能力を上回る大量のごみが生じた場合、周辺の環境に留意して、市有地又は市域内の未利用地等を臨時集積地として利用するとともに、その他市町村に対し、ごみ処理について応援要請を行う。

2 し尿の収集・処理 <環境衛生班>

指定避難所等に必要に応じて貯留式の仮設トイレを設置するとともに、委託業者の協力を得て、し尿の収集・処理を実施する。

また、被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

3 倒壊家屋の除去 <環境衛生班、管財・財政班>

(1) 災害廃棄物処理計画

四街道市災害廃棄物処理計画により、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

災害時における被災地域で発生する廃棄物は、行政、市民、事業者が連携を図りながら、適正かつ円滑な処理にあたる。

市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき相互に協力要請を行う。

イ 廃棄物の処理

環境衛生班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(2) がれきの処理方針

がれきは、膨大な量の発生が想定されるため、市域内の未利用地を仮置き場として確保し、いったん仮置場に保管したうえで、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、民間施設や他市町村の協力により適正に処分する。

(3) 粗大ごみの処理方針

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

(4) 分別方法

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次の分別を行ったのち、仮置場に収集する。

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材、金属、可燃物等、不燃物等の粗分別を行った後、仮置場へ搬入する。

イ ビル、マンション等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、可燃物等の粗分別を行ったのち、仮置場へ搬入する。

(5) 中間処理・最終処分方法

- ① 可燃物のうち木造家屋等の柱材等については、極力リサイクルをするとともに、その他可燃物はクリーンセンターにおいて焼却するものとし、必要に応じ民間施設や他市町村の協力を要請する。
- ② コンクリート片は、民間の再資源化施設により、リサイクルを行うことを基本とする。
- ③ 粗分別後に残る混合物（土砂が主体）についてもできるだけ分別を行い所要の処分を行う。

(6) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

4 環境大臣による廃棄物の処理の代行 <環境衛生班>

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、本部長（市長）の指示により、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第14節 教育対策

文教施設の被災、又は児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、文教施設の応急復旧及び被災した児童生徒に対する学用品等の供与を速やかに実施し、就学に支障のないよう応急措置を講ずる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急教育・保育の実施	子育て支援班、教育復旧班、各教育施設
(1) 保育施設及び学童保育施設	
(2) 公立小中学校	
2 学用品の調達・支給	教育復旧班、管財・財政班
(1) 実施機関	
(2) 支給の方法	
(3) 学用品の調達	
(4) 災害救助法の準用	
(5) 災害救助法の手続き	
3 学校給食の措置	教育復旧班
4 文化財の保護	教育復旧班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 応急教育・保育の実施
応急～応急復旧	2 学用品の調達・支給、3 学校給食の措置、4 文化財の保護

1 応急教育・保育の実施 <子育て支援班、教育復旧班、各教育施設>

(1) 保育施設及び学童保育施設

- ① 施設長等は、状況に応じ児童及び職員に適切な避難指示を与える。
- ② 施設長等は、災害の規模並びに児童、職員及び施設設備の被災状況を速やかに把握するとともに、子育て支援班へ報告する。
- ③ 子育て支援班は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、施設長等は、その指示事項の徹底を図る。
- ④ 勤務時間外に災害が発生したときは、職員は所属の施設に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力し、応急保育の実施や施設の管理等のための万全な体制を確立する。
- ⑤ 施設長等は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の保育体制の編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑥ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童は、施設において保育する。また、被災により通所できない児童については地域ごとに実情を把握するよう努める。
- ⑦ 施設を避難場所等に提供したため、長期間施設として使用不可能な場合、子育て支援班は早急に保育等が再開できるよう措置を行うとともに、施設長等に指示して、平常保育等の開始される時期を早急に保護者に連絡する。

(2) 公立小中学校

- ① 学校長は、状況に応じ児童生徒及び職員に適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被災状況を速やかに把握するとともに、教育復旧班（教育部）へ報告する。
- ③ 教育復旧班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ④ 学校長は、状況に応じ、教育復旧班と連絡のうえ、臨時休校等必要な措置をとる。
- ⑤ 学校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を作成する等、指定避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑥ 学校長は、準備した学校安全計画に基づき、学校へ収容可能な児童生徒については臨時的学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑧ 学校長は、疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、平常時に準じた指導を行うよう努める。
- ⑨ 学校長は、教室等を避難場所等として使用されることになった場合は、避難所班と協議して、避難場所等のスペースのほかに応急教育の場を確保し、相互の機能を妨げないように配慮する。
- ⑩ 学校長は、災害の推移を把握し、教育復旧班と緊密に連絡のうえ、平常授業に戻るよう努める。

2 学用品の調達・支給 <教育復旧班、管財・財政班>

(1) 実施機関

- ① 学用品の供与は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長（市長）に救助を行わせることができる。

(2) 支給の方法

教育復旧班は各学校長と緊密な連絡をとり、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて支給する。

(3) 学用品の調達

教科書については、県教育委員会と協議のうえ指定業者に納入させる。その他の学用品については、教育復旧班、市内業者、学校の三者間で協議のうえ購入する。

(4) 災害救助法の準用

学用品の供与対象者、学用品の品目、学用品の費用限度、学用品の供与期間については、災害救助法が適用された場合に準ずる。

(5) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

3 学校給食の措置 <教育復旧班>

- (1) 教育復旧班は、学校再開にあわせて速やかに学校給食が実施できるよう努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- (2) 学校給食は、以下の場合には一時中止する。
 - ① 感染症その他危険の発生が予測される場合
 - ② 災害により給食物資が入手困難な場合。
 - ③ 給食施設が被災するなど、給食の実施が不可能となった場合。
 - ④ その他給食の実施が適当でないと認められる場合。

4 文化財の保護 <教育復旧班>

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに教育復旧班に通報するとともに災害の拡大防止に努める。

第15節 被災者の支援

災害により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、市は、速やかに罹災証明書を発行する。また、各地から寄せられる義援金品については、適切な管理の下、公平な分配に努める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 罹災証明書の発行	調査班、消防本部班
(1) 罹災証明の申請	
(2) 被害の調査	
(3) 発行の手続き	
(4) 広域に被害が生じた場合の調査、発行	
(5) 証明の範囲 (6) その他	
2 義援金品	福祉班
(1) 義援金品の受入れ	
(2) 義援金品の保管 (3) 義援金品の配分	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明についての情報収集に関すること ・罹災証明の発行に必要な被害状況の記録に関すること
----	---

【活動目標】

応急～応急復旧	1 罹災証明書の発行、2 義援金品
---------	-------------------

1 罹災証明書の発行 <調査班、消防本部班>

(1) 罹災証明の申請

災害により被害を受けた被災者に対し、罹災証明書の発行を行う。受付窓口は焼損建物については消防本部班、倒壊又は破損建物については調査班が担当する。

(2) 被害の調査

被災者から申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。

(3) 発行の手続き

被災者の「罹災証明書」発行申請に対して、「土地家屋現況管理図」により確認のうえ、発行する。なお、「土地家屋現況管理図」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

なお、災害により情報端末又は通信回線等が被害を受け、「土地家屋現況管理図」の使用ができない場合は、「土地家屋現況管理図」の必要な部分の印刷を業者に委託するものとし、併せて情報班に対してシステムの早期復旧の協力を要請する。

(4) 広域に被害が生じた場合の調査、発行

広域に被害が生じ、被災者の罹災証明の発行申請が混雑すると予想される場合、以下の方法により、消防本部班、調査班は現地調査し、罹災証明書の発行を行う。

- ① 調査班及び消防本部班は災害の規模等により必要と認められるときは、災害対策本部に対して市内全域又は一部の航空写真撮影を要請することができる。撮影した航空写真については「土地家屋現況管理図」上で管理する他、災害対策本部でも利用する。
- ② 現地調査を行う期間を定め、外観目視による被災地域全域の調査を行う。「罹災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」に被害の程度を表示し、「罹災台帳」を作成する。
- ③ 「罹災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」に被害の程度を表示し、「罹災台帳」を作成する。
- ④ 市民に対し、罹災証明書の申請・交付窓口を開設する。
- ⑤ 焼損建物については消防本部班が、倒壊又は破損建物については調査班が「罹災証明書」を発行する。

(5) 証明の範囲

「罹災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、以下の事項について、証明する。

ア 消防本部班が発行する罹災証明

- ① 火災による焼損及び水損

イ 調査班が発行する罹災証明

- ① 風水害等による全壊
- ② 風水害等による半壊（大規模半壊、中規模半壊、準半壊）
- ③ 風水害等による一部破損
- ④ 風水害等による床上浸水、床下浸水

※被害の認定基準は災害救助法による「被害の認定基準」を準用する（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

(6) その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。なお、罹災証明の様式は以下に示すとおりとする。

※罹災証明様式

（資料集 資料4-9）

2 義援金品 <福祉班>

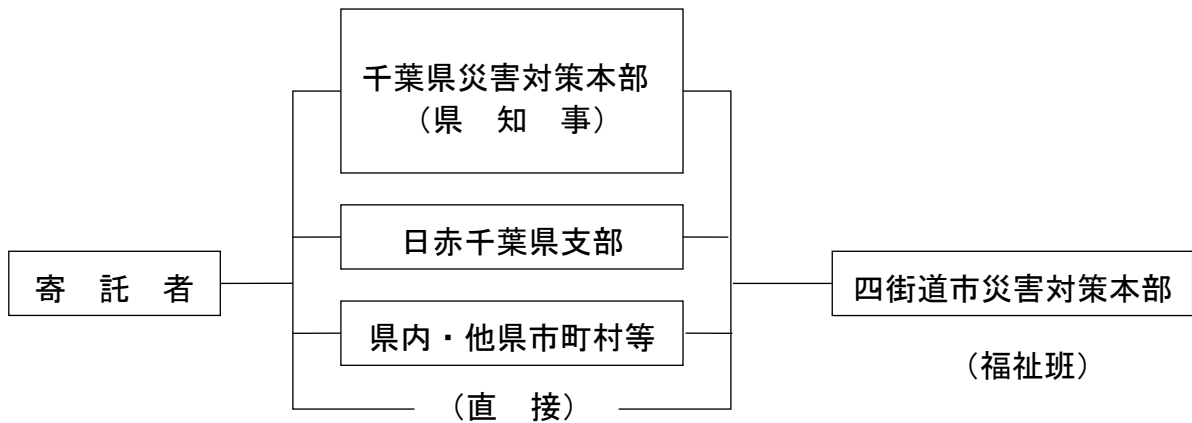
市に委託された被災者あての義援金品を、有効、適切に被災者に配分するため、受付、保管、配分について定める。

(1) 義援金品の受入れ

市に届けられる義援金品の受入れは、福祉班が担当する。福祉班は、受付窓口を開設し受付を行う。

なお、義援金品の受付に際しては、受付け記録を作成し、以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

■義援金品の受入れ経路



(2) 義援金品の保管

- ① 義援金については、被災者に配分するまでの間、福祉班が出納機関の協力や市指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。
- ② 義援品については、福祉班が市役所内を一時集積場所として保管するが、状況により物資供給班に要請し、一般救援物資と同様の保管場所に保管する。

(3) 義援金品の配分

- ① 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。
- ② 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯及び人員を単位として、福祉班が立案する。
- ③ 応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により福祉班が有効に活用する。
- ④ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ区・自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

※義援金品領収書

（資料集 資料4-8）

第16節 帰宅困難者等対策

台風等による風水害発生時に、鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行う。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部事務局、関係機関
2 大規模集客施設、駅等における対応	本部事務局、関係機関
3 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、関係機関
(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止	
(2) 情報提供	
4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、避難所班、関係機関
(1) 一時滞在施設の開設	
(2) 帰宅困難者の受入れ	
5 帰宅困難者支援等	本部事務局、企画調整・広報班、関係機関
(1) 公設の災害時帰宅支援ステーション	
(2) 帰宅困難者支援	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 一斉帰宅抑制の呼びかけへの協力に関すること 信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	---

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ、2 大規模集客施設、駅等における対応、3 帰宅困難者等の把握と情報提供、4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導、5 帰宅困難者支援等
----------	--

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ <本部事務局、関係機関>

鉄道事業者、駅周辺事業者等は、鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅することが困難な帰宅困難者や駅前滞留者等に対して、「むやみに移動を開始しない」という基本方針を基に、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけを行う。

市は、防災行政無線等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

2 大規模集客施設、駅等における対応 <本部事務局、関係機関>

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで利用者を可能な限り施設内の安全な場所において保護し、帰宅困難者発生の抑制に努める。

災害が発生又は発生するおそれがあり、かつ利用者に被害が及ぶと判断したときは、管理する施設及び周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在ス

ペース)に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅、学校等では、従業員や児童等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の提供・収集に努める。

また、事業所や学校などにおいて、従業員、顧客、児童等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

3 帰宅困難者等の把握と情報提供 <本部事務局、関係機関>

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、駅、大規模集客施設等と可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。また、一時滞在施設、避難所、大型店等から被害状況を確認し、収集した情報は、FAX、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

(2) 情報提供

市、鉄道事業者、駅周辺事業者、施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報について、帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送、駅周辺等におけるデジタルサイネージ等を活用し、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 <本部事務局、避難所班、関係機関>

(1) 一時滞在施設の開設

市は、帰宅困難者の滞留状況により、安全安心ステーション(災害時帰宅支援ステーション)及び文化センターを一時滞在施設として開設し、鉄道事業者や大規模集客施設、並び県に対し、その旨を連絡する。

一時滞在施設で受入れた帰宅困難者のうち、一時滞在施設の滞在中に特別な配慮が必要となる要配慮者は、帰宅困難要配慮者支援施設における受入れを検討する。

なお、大規模集客施設・駅等で待機している利用客については、原則として、施設管理者が警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(2) 帰宅困難者の受入れ

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導する。

一時滞在施設では、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れる。また、飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

5 帰宅困難者支援等 <本部事務局、企画調整・広報班、関係機関>

(1) 公設の災害時帰宅支援ステーション

市では、平成23年5月より四街道市安全安心ステーションを設置し、市内における防犯拠点として活動を行っている。当該施設は帰宅困難者等の発生が予想される四街道駅の駅前に立地していることから、公設の「災害時帰宅支援ステーション」として位置づけ、帰宅困難者に対する必要な支援を行う。

ア 運営体制

四街道市安全安心ステーションには四街道市防犯協会事務局があり、夜間を除き年間無休体制で運営している。災害発生時、公設の「災害時帰宅支援ステーション」の運営においても、市との協定に基づき、市防犯協会が主体的に運営する。

イ 支援の内容

- ① 飲料水の提供
- ② トイレの提供
- ③ 休憩所の提供（施設2階会議室の開放）
- ④ 各種災害情報の提供

(2) 帰宅困難者支援

本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。

また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などをメールやホームページ等により情報提供を行う。

第3章 火山噴火対策計画

火山噴火による、主に降灰による被害の拡大を防止するため、市や防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。

※事務分掌については、第1章及び第2章で定める「災害対策本部の事務分掌」に準ずる。

第1節 富士山等の降灰対策

富士山や近隣の活火山（以下、「富士山等」という。）の大規模噴火が発生し、市域への降灰が予想される場合は、降灰予報等の情報を収集するとともに、県と連携をとりながら、降灰による交通事故や健康被害等を防止、軽減するための対策に着手する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急活動体制	本部事務局
2 火山情報の収集	本部事務局
3 火山情報の伝達	本部事務局
4 降灰対策	本部事務局、企画調整・広報班、保健医療班、環境衛生班、土木班、道路班、水道供給班、四街道警察署
（1）降灰に係る広報	
（2）降灰・被害状況の調査	
（3）交通対策	
（4）帰宅困難者への対応	
（5）水道の対応	
（6）火山灰の除去	
（7）火山灰の処理	
（8）健康被害等への対応	
（9）学校運営への対応	
（10）農作物等への対応	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 応急活動体制、2 火山情報の収集、3 火山情報の伝達、4 降灰対策
----------	-------------------------------------

1 応急活動体制 <本部事務局>

気象庁から、富士山等の「噴火警報」又は「噴火速報」が発表された場合、市は警戒配備体制（第1号配備）を確立し、情報収集、関係機関との連絡を行う。

市付近の降灰予報が「やや多量」と発表され、広域的な被害の発生が想定される場合等は、配備体制の引き上げについて検討する。

2 火山情報の収集 <本部事務局>

市は、気象庁の発表する噴火警報・予報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報や風向き等の情報を収集する。

■降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さキーワード	路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1 ~ 0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなる※ほか、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定資料「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針」（令和4年3月、千葉県）

3 火山情報の伝達 <本部事務局>

市は、市域に影響のある火山情報を把握したときは、防災行政無線等で降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する

4 降灰対策 <本部事務局、企画調整・広報班、保健医療班、環境衛生班、土木班、道路班、水道供給班、四街道警察署>

(1) 降灰にかかる広報

市は、気象庁をはじめとする防災関係機関等が提供する情報から、市民の健康・生活等に影響の大きい、健康、食品、水道、電力、通信、交通に関する情報等について、注意喚起及び情報提供を行う。

(2) 降灰・被害状況の調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰を確認した場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害状況を収集する。

(3) 交通対策

各道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。また、管理する道路上の火山灰を、緊急輸送道路を優先して除去する。なお、緊急を要する場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰体制を確保する。

(4) 帰宅困難者への対応

降灰による公共交通機関の計画運休については、事前の広報により周知されるが、ある程度の帰宅困難者の発生は想定されるため、各関係局区及び各関係機関は、帰宅困難者の把握、一時滞在施設の開設等を適切に実施する。

(5) 水道の対応

降灰により、印旛広域水道用水供給事業者からの受水に水質異常（健康被害を生じる場合又はそのおそれがある場合）が生じた場合は以下の措置を行う。

- ① 直ちに第2浄水場及び第3浄水場の受水を停止する。既に水質異常の水を受水している場合は給水を停止する。
- ② 給水停止した場合は、その水が危険であることを市防災行政無線及び広報車により、広報を行い、給水車による給水活動を行う。
- ③ 給水停止の状況に応じて、千葉県水道災害相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(6) 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。
市は火山灰の仮置き場を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収する。

(7) 火山灰の処理

収集された火山灰の量を勘案して、必要に応じて県からの助言、支援により処分場を選定・確保するとともに、広域的な処分について、国や県との協議を進めていく。

(8) 健康被害等への対応

市は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

(9) 学校運営への対応

降灰又は降灰が予測され、児童生徒の登下校に支障や危険があると判断した場合は、学校長の判断により、臨時休業措置をとる。

降灰が継続し、市又は県から外出自粛の要請等がある場合は原則として休校とする。ただし、降灰量がわずかである等、児童生徒の安全確保や学校活動に支障がない場合は、学校長の判断で教育活動の継続・再開を可能とする。

(10) 農作物等への対応

市は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第4章 大規模事故対策計画

市域で想定される事故災害から、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、それぞれの事故災害に対応する応急対策等について定める。

※事務分掌については、第1章及び第2章で定める「災害対策本部の事務分掌」に準ずる。

第1節 市で想定される大規模事故災害

市域で発生が懸念される大規模事故災害について、その対象を整理するとともに、大規模事故災害への活動体制や情報収集・報告について定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 対象とする大規模事故災害	本部事務局
2 大規模事故災害時の体制	本部事務局、消防本部班
(1) 応急対策の実施者及び役割	
(2) 配備体制	
(3) 合同調整所の設置	
3 情報収集・報告	本部事務局、消防本部班

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 対象とする大規模事故災害、2 大規模事故災害時の体制、 3 情報収集・報告
----------	--

1 対象とする大規模事故災害 <本部事務局>

本計画で対象とする大規模事故災害は、「災害対策基本法」(昭和36年11月15日法律第223号)第2条及び「災害対策基本法施行令」(昭和37年7月9日政令第288号)第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害とする。

■本計画で対象とする大規模事故災害

① 大規模火災	⑤ 道路事故災害
② 危険物等災害	⑥ 放射性物質事故災害
③ 航空機事故災害	⑦ 大規模停電事故
④ 鉄道事故災害	

2 大規模事故災害時の体制 <本部事務局、消防本部班>

(1) 応急対策の実施者及び役割

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応にあたるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市や防災関係機関の機能をもって応急対策にあたる。

なお、防災関係機関の業務大綱及び所掌事務について、本計画に記載のない事項は、防災関係機関が策定する防災計画等を準用する。

(2) 配備体制

大規模事故災害が発生した場合は、早急に警戒配備体制（第1号配備）を確立し、必要な職員を動員して情報収集、連絡を行うとともに、以下の体制に移行するための準備を行う。

大規模事故の状況により各班における対策が必要な場合は、警戒本部（第2号配備）又は事故災害対策本部（第3号配備又は第4号配備）を設置し、必要な職員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。

■活動体制と配備基準

活動体制	配備種別	配備基準
警戒配備体制	第1号配備	●市域及びその周辺で大規模事故が発生し、情報収集等が必要なとき ●その他状況により市長が必要と認めたとき
警戒本部体制	第2号配備	●市域及びその周辺で大規模事故が発生し、現場での事故対応以外の対策が必要と市長が認めたとき ●その他状況により市長が必要と認めたとき
災害対策本部体制	第3号配備 第4号配備	●重大な事故災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき

(3) 合同調整所の設置

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、市又は県は、合同調整所を速やかに設置し、必要に応じて関係機関からの連絡要員を受入れ、現地関係機関間の連絡調整を図る。

3 情報収集・報告 <本部事務局、消防本部班>

市、ちば消防共同指令センター及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は以下の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

■消防庁への直接即報基準

- | |
|---|
| ●消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合 |
|---|

- 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■大規模事故災害に係る直接即報基準（市関連事項を抜粋）

火災等即報	交通機関の火災	●航空機火災、列車火災
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ●死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ●負傷者が5名以上発生したもの ●危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ●危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、以下に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ●市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ●市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> ●放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ●放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他特定の事故	<ul style="list-style-type: none"> ●ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 ●爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
	救急・救助事故即報	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で以下に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●列車、航空機による救急・救助事故 ●バスの転落等による救急・救助事故 ●ハイジャックによる救急・救助事故 ●映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ●その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

災害応急対策編

第2節 大規模火災対策計画

大規模火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、災害時の救急・救助活動や避難誘導等の応急対策について定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急活動体制	本部事務局、消防本部班、関係機関
2 情報収集・伝達体制	本部事務局、消防本部班
3 災害救助法の適用	管財・財政班
4 消防活動	消防本部班、消防署班、消防団班、関係機関
5 救急・救助	保健医療班、消防署班、消防団班、関係機関
6 交通規制	四街道警察署、関係機関
7 避難	福祉班、土木班、避難所班、消防団班、事業所、関係機関
8 救援・救護	福祉班、保健医療班

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 応急活動体制、2 情報収集・伝達体制、3 災害救助法の適用、4 消防活動、5 救急・救助、6 交通規制、7 避難、8 救援・救護
----------	--

1 応急活動体制 <本部事務局、消防本部班、関係機関>

市は、災害の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制 <本部事務局、消防本部班>

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用 <管財・財政班>

災害救助法の適用については、第1章第3節「災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害

を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

4 消防活動 <消防本部班、消防署班、消防団班、関係機関>

消防本部は、速やかに火災や死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救急・救助 <保健医療班、消防署班、消防団班、関係機関>

市は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、応援を要請する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制 <四街道警察署、関係機関>

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

7 避難 <福祉班、土木班、避難所班、消防団班、事業所、関係機関>

発災時には、市や警察等は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

市は、必要に応じて避難場所を開設する。

8 救援・救護 <福祉班、保健医療班>

食料・飲料水・生活必需品等供給計画については、第1章第7節第2「飲料水、食料、生活関連物資の供給」、医療救護計画については、第1章第7節第1「医療救護体制」に定めるところによる。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物・火薬類・高圧ガス・毒物劇物等の流出・火災・爆発等により災害が発生した場合、その影響は多大なものとなり、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、本計画では、これら危険物等を取り扱う事業所等の施設災害、危険物等の輸送時の事故による災害における応急対策について必要な事項を定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、本章第6節「道路事故災害対策計画」の定めるところによる。

※高圧ガス又は火薬類関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等（資料集 資料3-22）

第1 危険物（消防法第2条第7号）

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 事業所等の措置	関係事業所
(1) 事故の通報	
(2) 初期活動	
(3) 避難	
2 市及び関係機関の措置	本部事務局、福祉班、保健医療班、道路班、避難所班、消防本部班、消防署班、四街道警察署
(1) 災害情報の収集及び報告	
(2) 救急医療	
(3) 消防活動	
(4) 避難	
(5) 警備	
(6) 交通対策	
(7) 原因の究明	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 事業所等の措置、2 市及び関係機関の措置
---------	------------------------

危険物（石油等）による災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

1 事業所等の措置 <関係事業所>

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、以下の措置をとる。

(1) 事故の通報

責任者は、災害が発生した場合、直ちに消防機関に通報するとともに、必要に応じて付近

住民並びに近隣企業へ通報する。

責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、消防本部へ通報する。

(2) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(3) 避難

責任者は、事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

2 市及び関係機関の措置 <本部事務局、福祉班、保健医療班、道路班、避難所班、消防本部班、消防署班、四街道警察署>

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに以下の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 救急医療

当該事業所、消防本部、市、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。また、警察、その他関係機関の協力を行う。

(3) 消防活動

消防本部は、危険物の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(4) 避難

市は、警察と協力し、避難指示を発令し、指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容を行う。

(5) 警備

警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(6) 交通対策

道路管理者、警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

(7) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

第2 高圧ガス

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 事業所等の措置	関係事業所
(1) 緊急通報	
(2) 災害対策本部等の措置	
(3) 応急措置の実施	
(4) 防災資機材の調達	
(5) 被害の拡大防止措置	
2 市及び関係機関の措置	本部事務局、消防本部班、消防署班、 四街道警察署
(1) 緊急通報	
(2) 応急措置の実施	
(3) 応急資機材の調達	
(4) 被害の拡大防止措置及び避難	
(5) 原因の究明	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 事業所等の措置、2 市及び関係機関の措置
---------	------------------------

高圧ガスによる災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の災害時における応急対策について定める。

1 事業所等の措置 <関係事務所>

(1) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(5) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

2 市及び関係機関の措置 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署>

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 防災資機材の調達

消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県と協力して防災資機材を調達する。

警察及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 被害の拡大防止措置及び避難

防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、付近住民等の避難について協議する。

市は、必要に応じ避難指示を発令する。

(5) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

第3 火薬類

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 事業所等の措置	関係事業所
(1) 緊急通報	
(2) 災害対策本部等の措置	
(3) 応急措置の実施	
2 市及び関係機関の措置	本部事務局、消防本部班、消防署班、 四街道警察署
(1) 緊急通報	
(2) 応急措置の実施	
(3) 被害の拡大防止措置及び避難	
(4) 原因の究明	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 事業所等の措置、2 市及び関係機関の措置
---------	------------------------

火薬類による災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所の災害時における応急対策について定める。

1 事業所等の措置 <関係事業所>

(1) 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(2) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

2 市及び関係機関の措置 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署>

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 被害の拡大防止措置及び避難

防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、付

近住民等の避難について協議する。

市は、必要に応じ避難指示を発令する。

(4) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

第4 毒物劇物

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 事業所等の措置	関係事業所
(1) 緊急通報	
(2) 応急措置の実施	
2 市及び関係機関の措置	本部事務局、消防本部班、消防署班、 四街道警察署
(1) 緊急通報	
(2) 被害の拡大防止措置及び避難	
(3) 救急医療	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 事業所等の措置、2 市及び関係機関の措置
---------	------------------------

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の災害時における応急対策について定める。

1 事業所等の措置 <関係事業所>

(1) 通報

毒物劇物が流出等により市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、保健所、警察署、又は消防本部へ通報を行う。

(2) 応急措置の実施

毒物劇物が流出等により市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

2 市及び関係機関の措置 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署>

(1) 緊急通報

消防本部等は、毒物劇物製造業者や輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 被害の拡大防止及び避難

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

市は、県や関係機関等と協議のうえ、必要があると認める場合は、避難指示を発令する。

(3) 救急医療

消防本部等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

第4節 航空機事故災害対策計画

本計画は、成田空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びに羽田空港その他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策を定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急活動体制	本部事務局、消防本部班、関係機関
2 情報の収集・伝達	本部事務局、消防本部班、関係機関
3 消防活動	消防本部班、消防署班、関係機関
4 救出救護活動	保健医療班、消防本部班、消防署班、関係機関
5 遺体の収容	環境衛生班、四街道警察署
6 交通規制	四街道警察署、関係機関
7 広報	企画調整・広報班
8 防疫及び清掃	保健医療班、環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 応急活動体制、2 情報の収集、伝達、3 消防活動、4 救出救護活動、5 遺体の収容、6 交通規制、7 広報
応急復旧	8 防疫及び清掃

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、国、県、関係市町村等の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

※成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、富里市、栄町、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）、成田国際空港株式会社

1 応急活動体制 <本部事務局、消防本部班、関係機関>

市は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

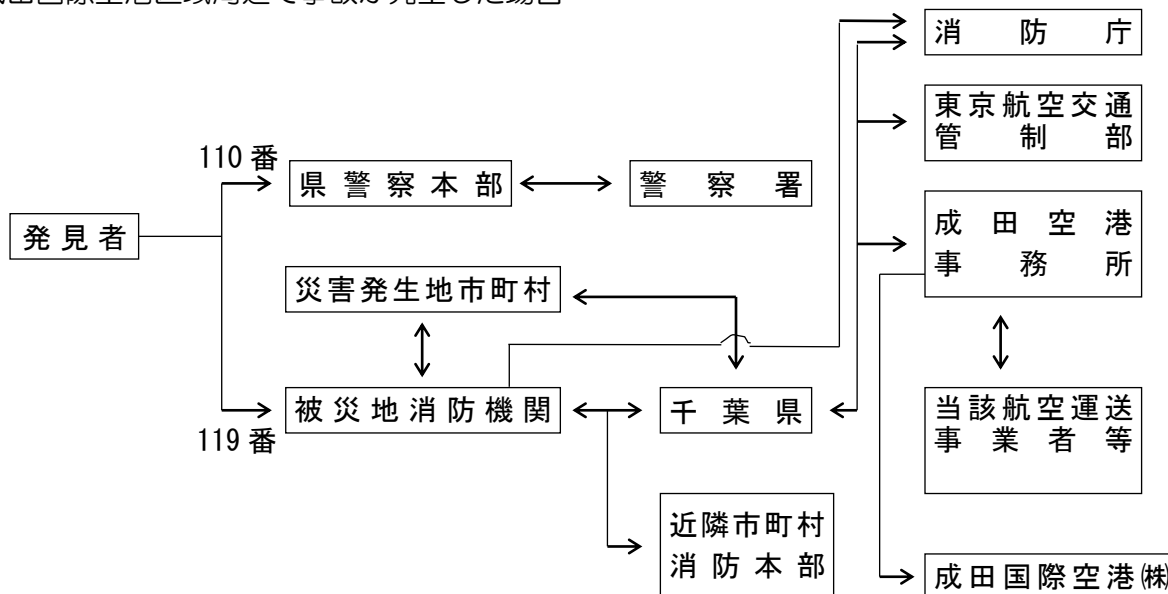
被害の規模や応急措置の実施において必要がある場合は、他の市町村の応援や自衛隊の派遣要請を求める。

2 情報の収集、伝達 <本部事務局、消防本部班、関係機関>

初動体制を早期に確立するため、市及び関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

■成田国際空港区域周辺で事故が発生した場合情報受伝達ルート

成田国際空港区域周辺で事故が発生した場合



3 消防活動 <消防本部班、消防署班、関係機関>

消防本部は、「成田国際空港消防相互応援協定」に基づき出動し、化学消防車及び高規格救急車による消防活動を重点的に実施する。

消防本部は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

災害の規模等が大きく、消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

4 救出救護活動 <保健医療班、消防本部班、消防署班、関係機関>

消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をするほか、協力機関からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部、災害拠点病院等の協力機関が編成する災害医療派遣チーム（DMAT）の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

5 遺体の収容 <環境衛生班、四街道警察署>

原則として市が、遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、第1章第11節「遺体の収容、処置」の定めるところによる。

6 交通規制 <四街道警察署、関係機関>

警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報 <企画調整・広報班>

市は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用や広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者、地域住民等に対して以下のとおり広報を行う。

- ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 地域住民等への協力依頼
- ④ その他必要な事項

8 防疫及び清掃 <保健医療班、環境衛生班>

防疫については、事故機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第1章第12節第1「防疫・保健衛生」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他(市内)の場合は第1章第12節第2「廃棄物処理」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

第5節 鉄道事故災害対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 情報収集・伝達体制	本部事務局、消防本部班、関係機関
2 相互協力・派遣要請	本部事務局、総務班、関係機関
3 消防活動	消防本部班、消防署班、関係機関
4 救急・救助	保健医療班、消防本部班、消防署班、関係機関
5 交通規制	四街道警察署、関係機関
6 避難	福祉班、土木班、四街道警察署、関係機関
7 事業者による応急・復旧対策	関係事業所

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

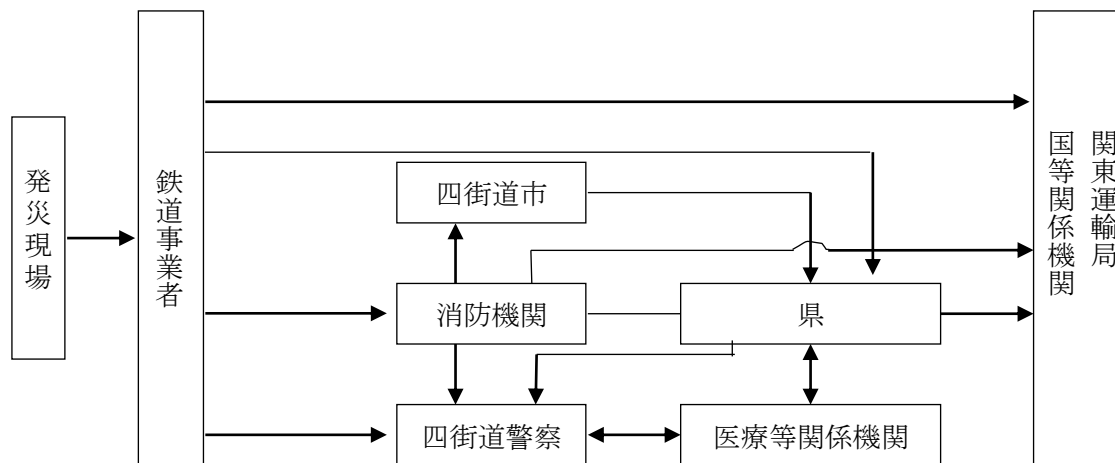
【活動目標】

応急～応急復旧	1 情報収集・伝達体制、2 相互協力・派遣要請、3 消防活動、4 救急・救助、5 交通規制、6 避難、7 事業者による応急・復旧対策
---------	--

1 情報収集・伝達体制 <本部事務局、消防本部班、関係機関>

市及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

■鉄道事故災害時の情報収集及び伝達体制



■関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部安全防災・ 危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全指導課。(NTT電話：045-211-7240)

鉄道事業者	防災 担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客 鉄道(株)千葉 支社	運輸部 指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285

2 相互協力・派遣要請 <本部事務局、総務班、関係機関>

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、バス事業者等においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

市は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 消防活動 <消防本部班、消防署班、関係機関>

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する各機関に協力を要請する。

消防機関は、速やかに事故等の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

4 救急・救助 <保健医療班、消防本部班、消防署班、関係機関>

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、必要に応じて救急・救助活動を実施機関に協力要請する。

市や県、国等は、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

5 交通規制 <四街道警察署、関係機関>

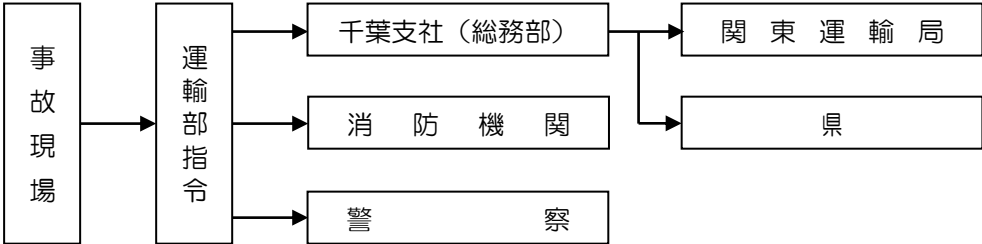
警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

6 避難 <福祉班、土木班、四街道警察署、関係機関>

発災時には、市や警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。市は、必要に応じて避難所を開設する。

7 事業者による応急・復旧対策 <関係事業所>

事業者	概要
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障が生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を的確に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、市の消防隊が到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3) 救護 千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制] 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[運輸部指令] B --> C[千葉支社(総務部)] B --> D[消防機関] B --> E[警察] C --> F[関東運輸局] C --> G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

第6節 道路事故災害対策計画

多数の死傷者等が出るおそれのある道路災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

想定する道路事故は、橋梁の落下、斜面や擁壁の崩落、落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 活動体制	本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、関係機関
2 応急活動	本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、関係機関

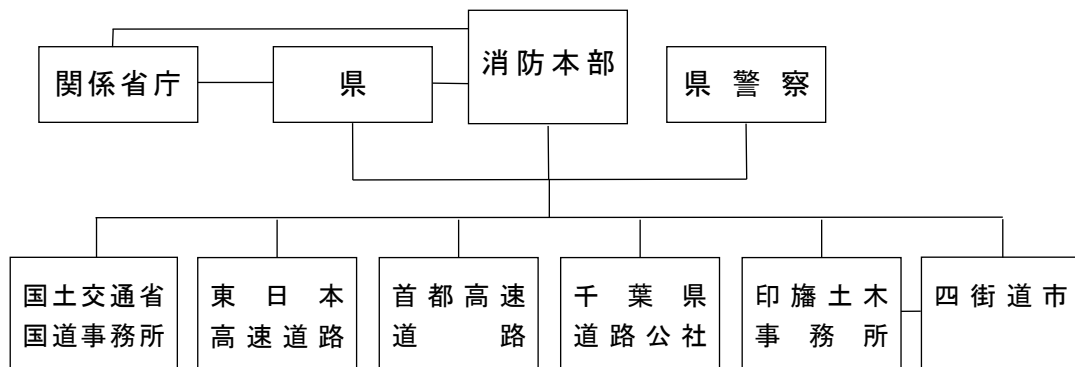
【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 活動体制、2 応急活動
---------	---------------

■情報連絡系統



1 活動体制 <本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、関係機関>

道路災害の発生に伴う人命の救助や被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとる。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制をとる。

2 応急活動 <本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、関係機関>

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者や消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市 消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとる。 災害の規模が大きく消防本部及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 情報連絡	本部事務局、道路班、消防本部班、関係機関
2 流出危険物等の拡散防止及び除去	道路班、消防本部班、関係機関
3 交通規制	道路班、四街道警察署、関係機関
4 避難	本部事務局、四街道警察署
5 広報	本部事務局、企画調整・広報班

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 情報連絡、2 流出危険物等の拡散防止及び除去、3 交通規制、4 避難、5 広報
---------	---

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故における応急対策を実施する。
なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

1 情報連絡 <本部事務局、道路班、消防本部班、関係機関>

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

2 流出危険物等の拡散防止及び除去 <道路班、消防本部班、関係機関>

輸送事業者や道路管理者等は、防除活動を実施する。

3 交通規制 <道路班、四街道警察署、関係機関>

道路管理者及び警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

4 避難 <本部事務局、四街道警察署>

市及び警察は、流出した危険物等の性質、量、気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

5 広報 <本部事務局、企画調整・広報班>

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示を踏まえた警戒情報を広報する。

第7節 放射性物質事故対策計画

県内には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に規定される原子力事業者の立地はないが、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在し、市内にも、少数ながらも放射性物質取扱事業所が存在している。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、拡散した放射性物質により、市においても、農産物の出荷制限、局所的な土壌汚染及び汚染された廃棄物の処分方法の問題といったことが生じ、市民生活や社会活動等にさまざまな影響が及んだ。

さらには、核燃料物質の輸送途中の車両が不慮の事故により、放射線物質事故が起こることも懸念される。

これらのことから、事故発生時の影響の甚大性を考慮し、放射性物質事故対策について定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 情報の収集・連絡	本部事務局、消防本部班、県、四街道警察署、関係事業所
（1）市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡	
（2）放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡	
（3）県外の原子力事業所に係る情報の収集・連絡	
2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施	本部事務局、県
3 応急活動体制	本部事務局
4 事業者による応急対策活動の実施	関係事業所
5 避難等の防護対策	本部事務局、県
6 広域避難	本部事務局、建築班
（1）広域避難の調整手続き等	
（2）広域避難者への支援	
7 緊急時被ばく医療体制	保健医療班、県、関係機関
8 広報相談活動	本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班
9 飲料水や飲食物の摂取制限等	本部事務局、水道供給班、県
10 災害復旧対策	本部事務局、保健医療班、環境衛生班、水道供給班、県、関係事業所、関係機関
（1）汚染された土壌等の除去等の措置	
（2）各種制限措置等の解除	
（3）被災市民の健康管理	
（4）風評被害対策	
（5）廃棄物等の適正な処理	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 情報の収集・連絡、2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施、3 応急活動体制、4 事業者による応急対策活動の実施、5 避難等の防護対策、6 広域避難、7 緊急時被ばく医療体制、8 広報相談活動、9 飲料水や飲食物の摂取制限等、10 災害復旧対策
---------	--

■想定する放射性物質事故

種別	想定する事象
市内の放射性物質取扱事業所からの漏えい	市内の放射性物質取扱事業所は、原子力災害対策特別措置法の対象事業所には該当せず、大量の放射線が放出される事故の可能性はないが、人為的ミスや地震、火災等の自然災害などにより、放射性物質の漏えいによる放射線障害の発生を想定する。
核燃料物質の輸送中における事故の想定	燃料物質の運搬については、そのルートや時期等は非公開であるが、市は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。本計画においては、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する事態を想定する。
茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故の想定	茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

1 情報の収集・連絡 <本部事務局、消防本部班、県、四街道警察署、関係事業所>

(1) 市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、県、市、消防本部、警察及び国の関係機関に通報する。事故情報等については、随時、連絡を行う。

(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における放射性物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、ちば消防共同指令センター、県、警察及び国の関係機関に通報する。

(3) 県外の原子力事業所に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、市は、県と連携し、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うこととする。

2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施 <本部事務局、県>

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、調査実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

市は、県が実施したモニタリングの活動状況を把握するとともに、必要に応じて放射線量の測定等を実施する。

3 応急活動体制 <本部事務局>

放射性物質事故により被害が発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置する。

4 事業者による応急対策活動の実施 <関係事業所>

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がりの防止や汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

5 避難等の防護対策 <本部事務局、県>

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 OIL (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況により防護措置が必要と判断したとき、又は県より要請があったときは、市民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずる。

6 広域避難 <本部事務局、建築班>

(1) 広域避難の調整手続き等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、他の市町村長と協議を行う。市町村間による協議が困難な場合は、県に受入れ先市町村の選定等を要請する。

なお、他の市町村長より広域避難者の受入れの要請があったときは、市内の被災状況から受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

イ 都道府県域を超える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、県に要請する。この場合、県は他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援する。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受ける。

市は、県より他の広域避難者の受入れの要請があったときは、市内の被災状況から受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となる。市は、市外からの避難者を受入れた場合、避難者から避難先等に関する情報を収集し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

7 緊急時被ばく医療体制 <保健医療班、県、関係機関>

県は、必要に応じ、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

市は、県の実情があった場合は、これに必要な協力を行う。

8 広報相談活動 <本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班>

市は、放射性物質事故が発生した場合、市民等が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

9 飲料水や飲食物の摂取制限等 <本部事務局、水道供給班、県>

市は、県と連携し、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

10 災害復旧対策 <本部事務局、保健医療班、環境衛生班、水道供給班、県、関係事業所、関係機関>

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

市は、県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。また、放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 被災市民の健康管理

市は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談やこころのケアを実施する。

(4) 風評被害対策

市は、県・国等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市は、県・国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう必要な措置を講ずる。

第8節 大規模停電事故対策計画

市域において大規模停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切に応急対策等を講じるため、市や事業者等がとるべき行動を定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急活動体制	本部事務局
2 情報収集・伝達	本部事務局、東京電力パワーグリッド(株)
3 電力事業者の応急対策	東京電力パワーグリッド(株)
(1) 停電情報の広報	
(2) 停電復旧作業	
4 市の応急対策	本部事務局、企画調整・広報班、土木班、道路班、水道供給班、関係機関
(1) 市による支援	
(2) 通信手段の確保	
(3) 燃料、電源等の確保	
(4) 応急給水	
(5) 市民等への広報	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 応急活動体制、2 情報収集・伝達、3 電力事業者の応急対策、4 市の応急対策
----------	--

1 応急活動体制 <本部事務局>

市は、停電事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達 <本部事務局、東京電力パワーグリッド(株)>

市は、東京電力パワーグリッド(株)から停電状況について情報を収集するとともに、市への通報による情報等により、戸別の停電状況を把握するよう努め、それらの情報を東京電力パワーグリッド(株)と共有する。

3 電力事業者の応急対策 <東京電力パワーグリッド(株)>

(1) 停電情報の広報

東京電力パワーグリッド(株)は、市民からの通報などのさまざまな停電に関する情報につい

て収集するとともに、関係機関に連絡・ホームページへの情報公開に努める。

また、停電の復旧見込時間について、可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

(2) 停電復旧作業

東京電力パワーグリッド(株)は、復旧作業に注力する。なお、早期電力復旧が困難と判断した時は、他エリア・他電力からの支援を要請するなど、可能な限り迅速な復旧に努める。

4 市の応急対策<本部事務局、企画調整・広報班、土木班、道路班、水道供給班、関係機関>

(1) 市による支援

停電復旧の妨げとなる倒木等が多数あり、東京電力パワーグリッド(株)の復旧作業に支障となる場合は、市は、復旧作業を支援する。また、状況によっては、県知事へ自衛隊の派遣を要請する。

(2) 通信手段の確保

ア 非常用電源の利用

非常用電源を備える各施設においては、電源設備の速やかな稼働により給電機能を維持し、通信手段及び非常時の業務継続性を確保する。

イ 市民等への通信環境の提供

① 通信機器等の提供

各避難所において、災害時用公衆電話を設置することにより、市民の通信手段の確保に努める。

市は、通信事業者に対し、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車等の配備等を要請する。

② 充電環境の提供

市民の通信手段の要である携帯電話やスマートフォンの充電等に対応するため、市役所や指定避難所等において、充電環境を整備、提供する。

(3) 燃料、電源等の確保

ア 燃料の確保

市は、停電により燃料供給が滞ることに備えるため、協定その他の方法により、非常用発電機や自動車等への給油用の燃料の確保、調達に努める。

イ 電源車等による電力供給

電源を喪失した施設に対し、電源車の配備を検討する。その際、医療機関や要配慮者利用施設については優先的に手配する。

なお、電源車の配備にあたり、高圧電源車の場合は、電気主任技術者の立会いが必要であることに留意する。

(4) 応急給水

停電により断水する地域への飲料水供給については、第1章第7節第2 1「応急給水」に準ずる。

(5) 市民等への広報

市は、上記内容をはじめとする応急対策の実施状況について、防災行政無線、広報車等を通じて広報する。

また、災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による感電事故及び電気火災を未然に防止す

るため、市民に対し、以下の事項を中心に広報を行う。

- ① 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報する。
- ② 断線垂下している電線には、絶対にさわらない。
- ③ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない。
- ④ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切る。
- ⑤ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れがないことや、器具の安全を確認する。
- ⑥ その他事故防止のため留意すべき事項。

別表 実施機関別取組み一覧

■共通項目

部	担当項目		頁	
各班	第1章 震災対策計画		1	
	第1節 応急活動体制	1 防災配備指令と配備体制	2	
		2 災害警戒本部	5	
		3 災害対策本部	7	
	第2節 情報の収集・ 伝達	第1 非常時の通信体制		17
		2 有線通信網の利用方法	20	
		3 有線通信が途絶した場合の措置	21	
		4 無線通信の運用	21	
		第2 災害情報の収集・伝達		23
		2 被害情報の収集・伝達	24	
		3 被害調査及び報告	25	
	第3節 災害救助法の 適用	2 救助業務の実施者	36	
	第4節 避難活動	7 広域避難等への対応	46	
	第16節 南海トラフ地 震に係る周辺 地域としての 対応計画	第1 計画策定の主旨		112
		第2 活動体制の確立		115
		2 災害警戒本部の設置	115	
	第2章 風水害対策計画		118	
	第1節 応急活動体制	1 防災配備指令と配備体制	119	
		2 災害警戒本部	122	
		3 災害対策本部	124	
	第2節 情報の収集・ 伝達	第1 非常時の通信体制		134
		2 有線通信網の利用方法	136	
		3 有線通信が途絶した場合の措置	137	
4 無線通信の運用		137		
第2 災害情報の収集・伝達		139		
4 被害情報の収集・伝達		146		
5 被害調査及び報告		147		
第3節 災害救助法の 適用	2 救助業務の実施者	158		
第5節 避難活動	7 広域避難等への対応	174		

災害
応急
対策
編

■各班

部	担当項目		頁
第1章 震災対策計画			
本部事務局	第1節 応急活動体制	3 災害対策本部	7
	第2節 情報の収集・伝達	第1 非常時の通信体制	17
		1 通信連絡系統	17
		2 有線通信網の利用方法	20
		3 有線通信が途絶した場合の措置	21
		4 無線通信の運用	21
		第2 災害情報の収集・伝達	23
		1 地震情報の収集・伝達	23
		2 被害情報の収集・伝達	24
		3 被害調査及び報告	25
		4 県に対する被害報告	28
		5 国に対する被害報告	28
		第3 広報活動	29
		1 広報内容	30
		2 報道機関への発表	31
		3 市民への広報	32
	5 市民等の各種相談窓口	32	
	第4節 避難活動	1 避難の指示等	40
	7 広域避難等への対応	46	
	第10節 交通対策及び 震災警備	第1 緊急輸送体制の整備	88
2 緊急輸送体制		89	
第15節 帰宅困難者等 対策	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	109	
	2 大規模集客施設、駅等における対応	109	
	3 帰宅困難者等の把握と情報提供	110	
	4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	110	
	5 帰宅困難者支援等	110	
第16節 南海トラフ地 震に係る周辺 地域としての 対応計画	第2 活動体制の確立	115	
	1 警戒配備体勢	115	
	第3 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達	115	
1 南海トラフ地震関連情報の伝達	116		
市民窓口班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	29
		4 要配慮者への広報	32
		5 市民等の各種相談窓口	32

	第11節 遺体の収容、 処置	3 遺体の収容・安置	96	
	第16節 南海トラフ地 震に係る周辺 地域としての 対応計画	第3 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達	115	
		3 広聴活動	117	
調査班	第14節 被災者の支援	1 罹災証明書の発行	106	
管財・財政 班	第3節 災害救助法の 適用	1 災害救助法の適用基準・条件	34	
		3 災害救助法の適用手続き	37	
		4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲	38	
	第6節 消防活動	6 行方不明者の搜索	62	
	第7節 救援・救護活 動	第1 医療・救護		63
		7 傷病者等の搬送	66	
		8 震災時医療の費用負担	66	
		第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	68	
		1 応急給水	69	
		2 食料の供給	69	
	第8節 建築物・住宅 の応急対策	3 生活関連物資の供給	71	
		1 応急仮設住宅の建設	74	
		2 被災住宅の応急修理	75	
第10節 交通対策及び 震災警備	3 住宅敷地内障害物の除去	76		
	第1 緊急輸送体制の整備	88		
	1 緊急通行車両の確保	88		
第12節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	2 緊急輸送体制	89		
	第2 廃棄物処理	100		
第13節 教育対策	3 倒壊家屋の除去	101		
	2 学用品の調達・支給	104		
企画調整・ 広報班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	29	
		1 広報内容	30	
		2 報道機関への発表	31	
		3 市民への広報	32	
	5 市民等の各種相談窓口	32		
第5節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	49		

災害応急対策編
実施機関別取組み一覧

	第 15 節 帰宅困難者等 対策	5 帰宅困難者支援等	110
	第 16 節 南海トラフ地 震に係る周辺 地域としての 対応計画	第 3 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達	115
		2 広報活動	116
福祉班	第 2 節 情報の収集・ 伝達	第 3 広報活動	29
		4 要配慮者への広報	32
	第 4 節 避難活動	4 指定避難所の運営	44
		6 指定福祉避難所の開設及び運営	46
	第 5 節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	49
		2 指定避難所生活への対応	49
	第 7 節 救援・救護活 動	第 2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	68
	2 食料の供給	69	
	3 生活関連物資の供給	71	
	第 14 節 被災者の支援	2 義援金品	107
保健医療班	第 4 節 避難活動	4 指定避難所の運営	44
		5 避難所外避難者への対応	46
	第 5 節 要配慮者対策	2 指定避難所生活への対応	49
	第 7 節 救援・救護活 動	第 1 医療・救護	63
		1 医療救護体制	64
		2 災害医療情報の収集	65
		3 救護班等の応援の要請	65
		4 救護所の開設	65
		5 後方医療機関への応援要請	66
		6 医薬品等の応援要請	66
	7 傷病者等の搬送	66	
	8 震災時医療の費用負担	66	
	第 11 節 遺体の収容、 処置	2 遺体の検案	96
	第 12 節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第 1 防疫・保健衛生	98
		1 防疫活動	98
		2 保健衛生活動	99
子育て支援 班	第 2 節 情報の収集・	第 3 広報活動	29
		4 要配慮者への広報	32

	伝達		
	第5節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	49
	第13節 教育対策	1 応急教育・保育の実施	103
環境衛生班	第10節 交通対策及び 震災警備	第2 障害物の除去	90
		1 障害物の除去	90
	第11節 遺体の収容、 処置	3 遺体の収容・安置	96
		4 火葬・埋葬	96
	第12節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生	98
		1 防疫活動	98
		3 ペット対策	99
		第2 廃棄物処理	100
		1 生活ごみの処理	100
		2 し尿の収集・処理	100
		3 倒壊家屋の除去	101
4 環境大臣による廃棄物の処理の代行	102		
物資供給班	第7節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	68
		2 食料の供給	69
		3 生活関連物資の供給	71
土木班	第4節 避難活動	2 避難	42
	第8節 建築物・住宅 の応急対策	3 住宅敷地内障害物の除去	76
		4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動	76
	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	78
		1 道路・橋梁	78
	第10節 交通対策及び 震災警備	第2 障害物の除去	90
		1 障害物の除去	90
		第3 交通規制	91
		6 交通情報の収集及び提供	92
第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	95	
建築班	第8節 建築物・住宅 の応急対策	1 応急仮設住宅の建設	74
		2 被災住宅の応急修理	75
		3 住宅敷地内障害物の除去	76
		4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度	76

災害応急対策編
実施機関別取組み一覧

		判定活動	
	第10節 交通対策及び 震災警備	第2 障害物の除去	90
		1 障害物の除去	90
		第3 交通規制	91
		6 交通情報の収集及び提供	92
	第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	95
道路班	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	78
		1 道路・橋梁	78
	第10節 交通対策及び 震災警備	第2 障害物の除去	90
		1 障害物の除去	90
		第3 交通規制	91
		1 道路管理者の通行禁止又は制限	91
		6 交通情報の収集及び提供	92
	第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	95
	水道供給班	第7節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給
1 応急給水			69
第9節 都市施設等の 応急対策		第2 ライフライン施設の応急対応	79
		1 水道施設	80
下水道班	第9節 都市施設等の 応急対策	第2 ライフライン施設の応急対応	79
		2 下水道施設	80
	第10節 交通対策及び 震災警備	第2 障害物の除去	90
		1 障害物の除去	90
	第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	95
避難所班	第4節 避難活動	1 避難の指示等	40
		3 指定避難所の開設	44
		4 指定避難所の運営	44
		5 避難所外避難者への対応	46
	第7節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	68
		2 食料の供給	69
		3 生活関連物資の供給	71
第15節	4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	110	

	帰宅困難者等 対策			
教育復旧班	第13節 教育対策		1 応急教育・保育の実施	103
			2 学用品の調達・支給	104
			3 学校給食の措置	105
			4 文化財の保護	105
消防本部班	第2節 情報の収集・ 伝達	第2 災害情報の収集・伝達		23
			1 地震情報の収集・伝達	23
			4 県に対する被害報告	28
	第6節 消防活動		1 消防通信施設の現況	52
			2 初動体制	53
			3 火災防ぎょ活動	57
			4 危険物施設等の応急対策	58
			5 救急・救助活動	59
	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策		78
			2 水防活動	79
第10節 交通対策及び 震災警備	第3 交通規制		91	
		5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等	92	
第14節 被災者の支援		1 罹災証明書の発行	106	
消防署班	第4節 避難活動		2 避難	42
	第6節 消防活動		1 消防通信施設の現況	52
			2 初動体制	53
			3 火災防ぎょ活動	57
			5 救急・救助活動	59
			6 行方不明者の搜索	62
	第7節 救援・救護活 動	第1 医療・救護		63
			7 傷病者等の搬送	66
	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策		78
			2 水防活動	79
第11節 遺体の収容、 処置		1 遭難者等の搜索	95	
消防団班	第4節 避難活動		2 避難	42
	第6節		2 初動体制	53

	消防活動	3 火災防ぎょ活動	57
		5 救急・救助活動	59
		6 行方不明者の捜索	62
	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	78
		2 水防活動	79
第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の捜索	95	
第2章 風水害対策計画			
本部事務局	第1節 応急活動体制	3 災害対策本部	124
		第1 非常時の通信体制	134
	第2節 情報の収集・ 伝達	1 通信連絡系統	134
		2 有線通信網の利用方法	136
		3 有線通信が途絶した場合の措置	137
		4 無線通信の運用	137
		第2 災害情報の収集・伝達	139
		1 風水害に関する情報の収集	139
		2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等	140
		3 水防情報	145
		4 被害情報の収集・伝達	146
		5 被害調査及び報告	147
		6 県に対する被害報告	150
		7 国に対する被害報告	150
		第3 広報活動	151
	1 広報内容	152	
	2 報道機関への発表	153	
	3 市民への広報	154	
	5 市民等の各種相談窓口	154	
	第4節 水防活動	3 水防配備体制	162
第5節 避難活動	1 警戒レベルを用いた避難情報の発令	165	
	7 広域避難等への対応	174	
第11節 交通対策及び 災害警備	第1 緊急輸送体制の整備	215	
	2 緊急輸送体制	216	
第16節 帰宅困難者等 対策	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	236	
	2 大規模集客施設、駅等における対応	236	
	3 帰宅困難者等の把握と情報提供	237	
	4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	237	

		5 帰宅困難者支援等	237
市民窓口班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	151
		4 要配慮者への広報	154
		5 市民等の各種相談窓口	154
	第12節 遺体の収容、 処置	3 遺体の収容・安置	223
調査班	第15節 被災者の支援	1 罹災証明書の発行	233
管財・財政 班	第3節 災害救助法の 適用	1 災害救助法の適用基準・条件	156
		3 災害救助法の適用手続き	159
		4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲	160
	第7節 消防活動	6 行方不明者の捜索	190
	第8節 救援・救護活 動	第1 医療・救護	191
		7 傷病者等の搬送	194
		8 災害時医療の費用負担	194
		第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	196
		1 応急給水	197
		2 食料の供給	197
	第9節 建築物・住宅 の応急対策	1 応急仮設住宅の建設	202
		2 被災住宅の応急修理	203
		3 住宅敷地内障害物の除去	204
	第11節 交通対策及び 災害警備	第1 緊急輸送体制の整備	215
		1 緊急通行車両の確保	215
2 緊急輸送体制		216	
第13節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第2 廃棄物処理	227	
	3 倒壊家屋の除去	228	
第14節 教育対策	2 学用品の調達・支給	231	
企画調整・ 広報班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	151
		1 広報内容	152
		2 報道機関への発表	153
		3 市民への広報	154
		5 市民等の各種相談窓口	154
	第6節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	177
第16節	5 帰宅困難者支援等	237	

災害応急対策編
実施機関別取組み一覧

	帰宅困難者等 対策		
福祉班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	151
		4 要配慮者への広報	154
	第5節 避難活動	4 指定避難所の運営	172
		6 指定福祉避難所の開設及び運営	174
	第6節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	177
		2 指定避難所生活への対応	177
第8節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	196	
	2 食料の供給	197	
	3 生活関連物資の供給	199	
第15節 被災者の支援	2 義援金品	234	
保健医療班	第5節 避難活動	4 指定避難所の運営	172
		5 避難所外避難者への対応	174
	第6節 要配慮者対策	2 指定避難所生活への対応	177
	第8節 救援・救護活 動	第1 医療・救護	191
		1 医療救護体制	192
		2 災害医療情報の収集	193
		3 救護班等の応援の要請	193
		4 救護所の開設	193
		5 後方医療機関への応援要請	194
		6 医薬品等の応援要請	194
7 傷病者等の搬送		194	
8 災害時医療の費用負担	194		
第12節 遺体の収容、 処置	2 遺体の検案	223	
第13節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生	225	
	1 防疫活動	225	
	2 保健衛生活動	226	
子育て支援 班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	151
		4 要配慮者への広報	154
	第6節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	177
第14節 教育対策	1 応急教育・保育の実施	230	

環境衛生班	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去	217
		1 障害物の除去	217
	第12節 遺体の収容、 処置	3 遺体の収容・安置	223
		4 火葬・埋葬	223
	第13節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生	225
		1 防疫活動	225
		3 ペット対策	226
		第2 廃棄物処理	227
		1 生活ごみの処理	227
		2 し尿の収集・処理	228
		3 倒壊家屋の除去	228
		4 環境大臣による廃棄物の処理の代行	229
物資供給班	第8節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	196
		2 食料の供給	197
		3 生活関連物資の供給	199
土木班	第4節 水防活動	2 水防組織	161
		3 水防配備体制	162
	第5節 避難活動	2 避難	170
	第9節 建築物・住宅 の応急対策	3 住宅敷地内障害物の除去	204
	第10節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	205
		1 道路・橋梁	205
	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去	217
		1 障害物の除去	217
第3 交通規制		218	
第12節 遺体の収容、 処置	6 交通情報の収集及び提供	219	
	1 遭難者等の搜索	222	
建築班	第9節 建築物・住宅 の応急対策	1 応急仮設住宅の建設	202
		2 被災住宅の応急修理	203
		3 住宅敷地内障害物の除去	204
	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去	217
		1 障害物の除去	217
		第3 交通規制	218
6 交通情報の収集及び提供	219		

災害応急対策編
実施機関別取組み一覧

	第12節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	222
道路班	第10節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	205
		1 道路・橋梁	205
	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去	217
		1 障害物の除去	217
		第3 交通規制	218
		1 道路管理者の通行禁止又は制限	218
	6 交通情報の収集及び提供	219	
	第12節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	222
水道供給班	第8節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	196
		1 応急給水	197
	第10節 都市施設等の 応急対策	第2 ライフライン施設の応急対応	206
1 水道施設		207	
下水道班	第10節 都市施設等の 応急対策	第2 ライフライン施設の応急対応	206
		2 下水道施設	207
	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去	217
		1 障害物の除去	217
	第12節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	222
避難所班	第5節 避難活動	1 警戒レベルを用いた避難情報の発令	165
		3 指定避難所の開設	172
		4 指定避難所の運営	172
		5 避難所外避難者への対応	174
	第8節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	196
		2 食料の供給	197
		3 生活関連物資の供給	199
第16節 帰宅困難者等 対策	4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	237	
教育復旧班	第14節 教育対策	1 応急教育・保育の実施	230
		2 学用品の調達・支給	231
		3 学校給食の措置	232

		4 文化財の保護	232
消防本部班	第2節 情報の収集・ 伝達	第2 災害情報の収集・伝達	139
		6 県に対する被害報告	150
	第4節 水防活動	1 水防計画	161
		2 水防組織	161
		3 水防配備体制	162
	第7節 消防活動	1 消防通信施設の現況	180
		2 初動体制	181
		3 火災防ぎょ活動	185
		4 危険物施設等の応急対策	186
		5 救急・救助活動	187
第11節 交通対策及び 災害警備	第3 交通規制	218	
	5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等	219	
第15節 被災者の支援	1 罹災証明書の発行	233	
消防署班	第4節 水防活動	1 水防計画	161
		2 水防組織	161
		3 水防配備体制	162
	第5節 避難活動	2 避難	170
	第7節 消防活動	1 消防通信施設の現況	180
		2 初動体制	181
		3 火災防ぎょ活動	185
		5 救急・救助活動	187
		6 行方不明者の搜索	190
	第8節 救援・救護活 動	第1 医療・救護	191
7 傷病者等の搬送		194	
第12節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	222	
消防団班	第4節 水防活動	1 水防計画	161
		2 水防組織	161
		3 水防配備体制	162
	第5節 避難活動	2 避難	170
	第7節 消防活動	2 初動体制	181
		3 火災防ぎょ活動	185
		5 救急・救助活動	187
		6 行方不明者の搜索	190

	第12節 遺体の収容、 処置		1 遭難者等の搜索	222	
第3章 火山噴火対策計画					
本部事務局	第1節 富士山等の降 灰対策		1 応急活動体制	239	
			2 火山情報の収集	239	
			3 火山情報の伝達	240	
			4 降灰対策	241	
企画調整・ 広報班	第1節 富士山等の降 灰対策		4 降灰対策	241	
保健医療班	第1節 富士山等の降 灰対策		4 降灰対策	241	
環境衛生班	第1節 富士山等の降 灰対策		4 降灰対策	241	
土木班	第1節 富士山等の降 灰対策		4 降灰対策	241	
道路班	第1節 富士山等の降 灰対策		4 降灰対策	241	
水道供給班	第1節 富士山等の降 灰対策		4 降灰対策	241	
第4章 大規模事故対策計画					
本部事務局	第1節 市で想定され る大規模事故 災害		1 対象とする大規模事故災害	243	
			2 大規模事故災害時の体制	244	
			3 情報収集・報告	244	
	第2節 大規模火災対 策計画		1 応急活動体制	246	
			2 情報収集・伝達体制	246	
	第3節 危険物等災害 対策計画		第1 危険物（消防法第2条第7号）		248
			2 市及び関係機関の措置		249
			第2 高圧ガス		250
			2 市及び関係機関の措置		251
			第3 火薬類		252
	2 市及び関係機関の措置		252		
第4 毒物劇物		254			

		2 市及び関係機関の措置	254
	第4節 航空機事故災害対策計画	1 応急活動体制	255
		2 情報の収集・伝達	256
	第5節 鉄道事故災害対策計画	1 情報収集・伝達体制	258
		2 相互協力・派遣要請	259
	第6節 道路事故災害対策計画	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	261
		1 活動体制	261
		2 応急活動	262
		第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画	263
		1 情報連絡	263
		4 避難	263
		5 広報	263
	第7節 放射性物質事故対策計画	1 情報の収集・連絡	266
		2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施	266
		3 応急活動体制	267
		5 避難等の防護対策	267
		6 広域避難	267
		8 広報相談活動	268
		9 飲料水や飲食物の摂取制限等	268
		10 災害復旧対策	268
	第8節 大規模停電事故対策計画	1 応急活動体制	270
		2 情報収集・伝達	270
		4 市の応急対策	271
総務班	第5節 鉄道事故災害対策計画	2 相互協力・派遣要請	259
市民窓口班	第7節 放射性物質事故対策計画	8 広報相談活動	268
管財・財政班	第2節 大規模火災対策計画	3 災害救助法の適用	246
企画調整・広報班	第4節 航空機事故災害対策計画	7 広報	257
	第6節 道路事故災害対策計画	第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画	263
		5 広報	263

災害応急対策編
実施機関別取組み一覧

	第7節 放射性物質事 故対策計画		8 広報相談活動	268
	第8節 大規模停電事 故対策計画		4 市の応急対策	271
福祉班	第2節 大規模火災対 策計画		7 避難	247
			8 救援・救護	247
	第3節 危険物等災害 対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）		248
			2 市及び関係機関の措置	249
	第5節 鉄道事故災害 対策計画		6 避難	259
保健医療班	第2節 大規模火災対 策計画		5 救急・救助	247
			8 救援・救護	247
	第3節 危険物等災害 対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）		248
			2 市及び関係機関の措置	249
	第4節 航空機事故災 害対策計画		4 救出救護活動	256
			8 防疫及び清掃	257
	第5節 鉄道事故災害 対策計画		4 救急・救助	259
	第7節 放射性物質事 故対策計画		7 緊急時被ばく医療体制	268
			10 災害復旧対策	268
	環境衛生班	第4節 航空機事故災 害対策計画		5 遺体の収容
			8 防疫及び清掃	257
第7節 放射性物質事 故対策計画			10 災害復旧対策	268
土木班	第2節 大規模火災対 策計画		7 避難	247
	第5節 鉄道事故災害 対策計画		6 避難	259
	第6節	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処		261

	道路事故災害 対策計画	するための計画		
		1 活動体制		261
		2 応急活動		262
	第8節 大規模停電事 故対策計画	4 市の応急対策		271
建築班	第7節 放射性物質事 故対策計画	6 広域避難		267
道路班	第3節 危険物等災害 対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）		248
		2 市及び関係機関の措置		249
	第6節 道路事故災害 対策計画	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処 するための計画		261
		1 活動体制		261
		2 応急活動		262
		第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の 流出に対処するための計画		263
		1 情報連絡		263
		2 流出危険物等の拡散防止及び除去		263
		3 交通規制		263
	第8節 大規模停電事 故対策計画	4 市の応急対策		271
水道供給班	第7節 放射性物質事 故対策計画	9 飲料水や飲食物の摂取制限等		268
		10 災害復旧対策		268
	第8節 大規模停電事 故対策計画	4 市の応急対策		271
避難所班	第2節 大規模火災対 策計画	7 避難		247
	第3節 危険物等災害 対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）		248
2 市及び関係機関の措置			249	
消防本部班	第1節 市で想定され る大規模事故 災害	2 大規模事故災害時の体制		244
		3 情報収集・報告		244
	第2節 大規模火災対 策計画	1 応急活動体制		246
		2 情報収集・伝達体制		246
	4 消防活動		247	

災害応急対策編
実施機関別取組み一覧

	第3節 危険物等災害 対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）	248		
		2 市及び関係機関の措置	249		
		第2 高圧ガス	250		
		2 市及び関係機関の措置	251		
		第3 火薬類	252		
			2 市及び関係機関の措置	252	
			第4 毒物劇物	254	
	第4節 航空機事故災 害対策計画		2 市及び関係機関の措置	254	
			1 応急活動体制	255	
			2 情報の収集・伝達	256	
			3 消防活動	256	
	第5節 鉄道事故災害 対策計画		4 救出救護活動	256	
			1 情報収集・伝達体制	258	
			3 消防活動	259	
			4 救急・救助	259	
			第6節 道路事故災害 対策計画	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処 するための計画	261
			1 活動体制		261
			2 応急活動		262
			第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の 流出に対処するための計画		263
1 情報連絡			263		
2 流出危険物等の拡散防止及び除去	263				
第7節 放射性物質事 故対策計画		1 情報の収集・連絡	266		
消防署班	第2節 大規模火災対 策計画	4 消防活動	247		
		5 救急・救助	247		
	第3節 危険物等災害 対策計画		第1 危険物（消防法第2条第7号）	248	
			2 市及び関係機関の措置	249	
			第2 高圧ガス	250	
			2 市及び関係機関の措置	251	
			第3 火薬類	252	
			2 市及び関係機関の措置	252	
			第4 毒物劇物	254	
			2 市及び関係機関の措置	254	
			第4節 航空機事故災 害対策計画	3 消防活動	256
			4 救出救護活動		256
			第5節 鉄道事故災害 対策計画		3 消防活動
	4 救急・救助	259			
	第6節		第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処	261	

	道路事故災害 対策計画	するための計画	
		2 応急活動	262
消防団班	第2節 大規模火災対 策計画	4 消防活動	247
		5 救急・救助	247
		7 避難	247